

日興ファンドラップ セレクト インデックス・シリーズ

日興FWS・日本株インデックス

追加型投信/国内/株式/インデックス型

日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)

追加型投信/海外/株式/インデックス型

日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジなし)

追加型投信/海外/株式/インデックス型

日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)

追加型投信/海外/株式/インデックス型

日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジなし)

追加型投信/海外/株式/インデックス型

日興FWS・日本債インデックス

追加型投信/国内/債券/インデックス型

日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)

追加型投信/海外/債券/インデックス型

日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)

追加型投信/海外/債券/インデックス型

日興FWS・新興国債インデックス(為替ヘッジあり)

追加型投信/海外/債券/インデックス型

日興FWS・新興国債インデックス(為替ヘッジなし)

追加型投信/海外/債券/インデックス型

日興FWS・Jリートインデックス

追加型投信/国内/不動産投信/インデックス型

日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり)

追加型投信/海外/不動産投信/インデックス型

日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジなし)

追加型投信/海外/不動産投信/インデックス型

日興FWS・ゴールド(為替ヘッジあり)

追加型投信/内外/その他資産(商品)/インデックス型

日興FWS・ゴールド(為替ヘッジなし)

追加型投信/内外/その他資産(商品)/インデックス型

日興ファンドラップ セレクト インデックス・シリーズの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2023年10月26日に関東財務局長に提出しており、2023年10月27日にその届出の効力が生じております。

発行者名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 猿田 隆
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。



三井住友DSアセットマネジメント

1. 本書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書です。
2. 運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。
3. 基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
4. 投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。
5. 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

日興FWS・日本株インデックス
日興FWS・先進国株インデックス (為替ヘッジあり)
日興FWS・先進国株インデックス (為替ヘッジなし)
日興FWS・新興国株インデックス (為替ヘッジあり)
日興FWS・新興国株インデックス (為替ヘッジなし)
日興FWS・日本債インデックス
日興FWS・先進国債インデックス (為替ヘッジあり)
日興FWS・先進国債インデックス (為替ヘッジなし)
日興FWS・新興国債インデックス (為替ヘッジあり)
日興FWS・新興国債インデックス (為替ヘッジなし)
日興FWS・Jリートインデックス
日興FWS・Gリートインデックス (為替ヘッジあり)
日興FWS・Gリートインデックス (為替ヘッジなし)
日興FWS・ゴールド (為替ヘッジあり)
日興FWS・ゴールド (為替ヘッジなし)

以下、上記ファンドを総称して、「日興ファンドラップ セレクト インデックス・シリーズ」または「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。

また、各ファンドを以下の略称でいうことがあります。

日興FWS・日本株インデックス	: 日本株インデックス
日興FWS・先進国株インデックス (為替ヘッジあり)	: 先進国株インデックスヘッジ有
日興FWS・先進国株インデックス (為替ヘッジなし)	: 先進国株インデックスヘッジ無
日興FWS・新興国株インデックス (為替ヘッジあり)	: 新興国株インデックスヘッジ有
日興FWS・新興国株インデックス (為替ヘッジなし)	: 新興国株インデックスヘッジ無
日興FWS・日本債インデックス	: 日本債インデックス
日興FWS・先進国債インデックス (為替ヘッジあり)	: 先進国債インデックスヘッジ有
日興FWS・先進国債インデックス (為替ヘッジなし)	: 先進国債インデックスヘッジ無
日興FWS・新興国債インデックス (為替ヘッジあり)	: 新興国債インデックスヘッジ有
日興FWS・新興国債インデックス (為替ヘッジなし)	: 新興国債インデックスヘッジ無
日興FWS・Jリートインデックス	: Jリートインデックス
日興FWS・Gリートインデックス (為替ヘッジあり)	: Gリートインデックスヘッジ有
日興FWS・Gリートインデックス (為替ヘッジなし)	: Gリートインデックスヘッジ無
日興FWS・ゴールド (為替ヘッジあり)	: ゴールドヘッジ有
日興FWS・ゴールド (為替ヘッジなし)	: ゴールドヘッジ無

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社で

ある三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンド2兆5,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

各ファンドにつき、以下の通りとなります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ファンド名	発行（売出）価格
日本株インデックス 日本債インデックス Jリートインデックス	取得申込受付日の基準価額となります。
先進国株インデックスヘッジ有 先進国株インデックスヘッジ無 新興国株インデックスヘッジ有 新興国株インデックスヘッジ無 先進国債インデックスヘッジ有 先進国債インデックスヘッジ無 新興国債インデックスヘッジ有 新興国債インデックスヘッジ無 Gリートインデックスヘッジ有 Gリートインデックスヘッジ無 ゴールドヘッジ有 ゴールドヘッジ無	取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、以下の通り掲載されます。

ファンド名	掲載名
日本株インデックス	NS日株イ
先進国株インデックスヘッジ有	NS先株イ有
先進国株インデックスヘッジ無	NS先株イ無
新興国株インデックスヘッジ有	NS興株イ有
新興国株インデックスヘッジ無	NS興株イ無
日本債インデックス	NS日債イ
先進国債インデックスヘッジ有	NS先債イ有
先進国債インデックスヘッジ無	NS先債イ無
新興国債インデックスヘッジ有	NS興債イ有
新興国債インデックスヘッジ無	NS興債イ無

Jリートインデックス	NS Jリイ
Gリートインデックスヘッジ有	NSGリイ有
Gリートインデックスヘッジ無	NSGリイ無
ゴールドヘッジ有	NS金イ有
ゴールドヘッジ無	NS金イ無

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2023年10月27日から2024年4月25日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、各ファンドにつき、以下の申込金額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

ファンド名	申込金額
日本株インデックス 日本債インデックス Jリートインデックス	取得申込受付日の基準価額×申込口数
先進国株インデックスヘッジ有 先進国株インデックスヘッジ無 新興国株インデックスヘッジ有 新興国株インデックスヘッジ無 先進国債インデックスヘッジ有 先進国債インデックスヘッジ無 新興国債インデックスヘッジ有 新興国債インデックスヘッジ無 Gリートインデックスヘッジ有 Gリートインデックスヘッジ無 ゴールドヘッジ有 ゴールドヘッジ無	取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。(販売会社は前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。)

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ お申込不可日

上記にかかわらず、各ファンドにつき、取得申込日が以下のお申込不可日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません(また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。)

ファンド名	お申込不可日
先進国株インデックスヘッジ有 先進国株インデックスヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日
新興国株インデックスヘッジ有 新興国株インデックスヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日 ・香港の取引所の休業日
先進国債インデックスヘッジ有 先進国債インデックスヘッジ無	・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
新興国債インデックスヘッジ有 新興国債インデックスヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
Gリートインデックスヘッジ有 Gリートインデックスヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・オーストラリアの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
ゴールドヘッジ有 ゴールドヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日

※「日本株インデックス」、「日本債インデックス」、「Jリートインデックス」は、お申込不可日はありません。

ニ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用
ありません。

ホ 取得申込みについて

当ファンドは日興ファンドラップ専用ファンドです。取得申込みにあたっては、販売会社所定の手続きが必要となります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

ヘ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 各ファンドは、投資対象とする各マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に投資対象とする資産へ投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

※各マザーファンドおよびベンチマークについては後述の「2 投資方針」をご参照ください。

ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、各ファンド金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

(イ) 当ファンドが該当する商品分類

日興FWS・日本株インデックス

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または信託約款において、各種指数の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または信託約款において、各種指数の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

日興FWS・日本債インデックス

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または信託約款において、各種指数の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）

日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）

日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）

日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または信託約款において、各種指数の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

日興FWS・Jリートインデックス

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	不動産投信	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または信託約款において、各種指数の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）

日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	不動産投信	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または信託約款において、各種指数の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）

日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	その他資産（商品）	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産（商品）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または信託約款において、各種指数の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

(ロ) 当ファンドが該当する属性区分

日興FWS・日本株インデックス

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式であり、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「株式」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
対象インデックス	TOPIX	目論見書または信託約款において、TOPIX（東証株価指数）の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式であり、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「株式」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を除く）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書または信託約款において、対円での為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
対象インデックス	その他の指数（MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ヘッジ換算ベース））	目論見書または信託約款において、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式であり、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「株式」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域	グローバル（日本を除く）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	その他の指数（MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース））	目論見書または信託約款において、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、株価指数先物取引）資産配分変更型））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式および株価指数先物取引であり、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「株式」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり（限定ヘッジ）	目論見書または信託約款において、対円での為替のフルヘッジまたは一部の資産に対円での為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
対象インデックス	その他の指数（MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドル円ヘッジ換算ベース））	目論見書または信託約款において、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドル円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、株価指数先物取引）資産配分変更型））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式および株価指数先物取引であり、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「株式」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	その他の指数（MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース））	目論見書または信託約款において、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

日興FWS・日本債インデックス

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「債券」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

対象インデックス	その他の指数（NOMURA-BPI（総合））	目論見書または信託約款において、NOMURA-BPI（総合）の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
----------	------------------------	---

日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「債券」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を除く）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書または信託約款において、対円での為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
対象インデックス	その他の指数（FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ換算ベース））	目論見書または信託約款において、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「債券」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を除く）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	その他の指数（F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース））	目論見書または信託約款において、F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「債券」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書または信託約款において、対円での為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
対象インデックス	その他の指数（J P モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジ換算ベース））	目論見書または信託約款において、J P モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「債券」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域	エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	その他の指数（JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）	目論見書または信託約款において、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

日興FWS・Jリートインデックス

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（不動産投信））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は不動産投信であり、ファンドの収益は不動産投信市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「不動産投信」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
対象インデックス	その他の指数（東証REIT指数（配当込み））	目論見書または信託約款において、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（不動産投信））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は不動産投信であり、ファンドの収益は不動産投信市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「不動産投信」となります。

決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を除く）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書または信託約款において、対円での為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
対象インデックス	その他の指数（S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ換算ベース））	目論見書または信託約款において、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（不動産投信））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は不動産投信であり、ファンドの収益は不動産投信市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「不動産投信」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を除く）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	その他の指数（S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース））	目論見書または信託約款において、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（商品））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質

		投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は金地金価格との連動を目指す上場投資信託証券であり、ファンドの収益は金市場（商品市場）の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「商品」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書または信託約款において、対円での為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
対象インデックス	その他の指数（LBMA金価格（円ヘッジ換算ベース））	目論見書または信託約款において、LBMA金価格（円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（商品））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は金地金価格との連動を目指す上場投資信託証券であり、ファンドの収益は金市場（商品市場）の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「商品」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	その他の指数（LBMA金価格（円換算ベース））	目論見書または信託約款において、LBMA金価格（円換算ベース）の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

《商品分類表》

日興FWS・日本株インデックス

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
		不動産投信	
	内外	その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

日興FWS・先進国株インデックス (為替ヘッジあり)

日興FWS・先進国株インデックス (為替ヘッジなし)

日興FWS・新興国株インデックス (為替ヘッジあり)

日興FWS・新興国株インデックス (為替ヘッジなし)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
		不動産投信	
	内外	その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

日興FWS・日本債インデックス

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
		不動産投信	
		その他資産 ()	特殊型
	内外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

日興FWS・先進国債インデックス (為替ヘッジあり)

日興FWS・先進国債インデックス (為替ヘッジなし)

日興FWS・新興国債インデックス (為替ヘッジあり)

日興FWS・新興国債インデックス (為替ヘッジなし)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
		不動産投信	
		その他資産 ()	特殊型
	内外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

日興FWS・Jリートインデックス

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
		不動産投信	
		その他資産 ()	特殊型
	内外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

日興FWS・Gリートインデックス (為替ヘッジあり)

日興FWS・Gリートインデックス (為替ヘッジなし)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
		不動産投信	
		その他資産 ()	特殊型
	内外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）

日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 (商品) 資産複合	インデックス型 特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

日興FWS・日本株インデックス

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式	年1回	グローバル		
一般 大型株 中小型株	年2回	日本		日経 225
	年4回	北米		
債券			ファミリーファンド [®]	
一般	年6回(隔月)	欧州		
公債				
社債	年 12 回(毎月)	アジア		
その他債券				
クレジット属性 ()	日々	オセアニア		TOPIX
	その他 ()	中南米		
不動産投信		アフリカ	ファンドオブ・ファンズ	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		中近東(中東)		その他 ()
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル (日本を除く)			
一般 大型株 中小型株	年2回	日本			日経 225
	年4回	北米			
債券			ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)	
一般 公債 社債 その他債 券 クレジット属 性 ()	年6回(隔月)	欧州			
	年12回(毎月)	アジア			
	日々	オセアニア			TOPIX
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ	ファンドオブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		中近東(中東)			その他 (MSCIロクサイ・イ ンデックス (配当込み、円ヘッ ジ換算ベース))
資産複合 () 資産配分固 定型 資産配分変 更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル (日本を除く)			
一般 大型株 中小型株	年2回	日本			日経 225
	年4回	北米			
債券			ファミリーファンド	あり	
一般 公債 社債 その他債 券	年6回(隔月)	欧州			
クレジット属 性 ()	年12回(毎月)	アジア			TOPIX
	日々	オセアニア			
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ	ファンドオブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		中近東(中東)			その他 (MSCIロクサイ・イ ンデックス (配当込み、円換算 ベース))
資産複合 ()		エマージング			
資産配分固 定型 資産配分変 更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル			
一般 大型株 中小型株	年2回	日本			日経 225
	年4回	北米			
債券			ファミリーファンド	あり (限定ヘッジ)	
一般 公債 社債 その他債 券 クレジット属 性 ()	年6回(隔月)	欧州			
	年12回(毎月)	アジア			
	日々	オセアニア			TOPIX
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ	ファンドオブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、株価指数先 物取引)資産配 分変更型))		中近東(中東)			その他 (MSCIエマージ ング・マーケット・イン デックス (配当込み、米ドル 円ヘッジ換算ベー ス))
資産複合 () 資産配分固 定型 資産配分変 更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル			
一般 大型株 中小型株	年2回	日本			日経 225
	年4回	北米			
債券			ファミリーファンド	あり	
一般 公債 社債 その他債 券 クレジット属 性 ()	年6回(隔月)	欧州			
	年12回(毎月)	アジア			
	日々	オセアニア			TOPIX
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ	ファンドオブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、株価指数先 物取引)資産配 分変更型))		中近東(中東)			その他 (MSCIエマージン グ・マーケット・イン デックス (配当込み、円換算 ベース))
資産複合 () 資産配分固 定型 資産配分変 更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興FWS・日本債インデックス

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式	年1回	グローバル		
一般 大型株 中小型株	年2回	日本		日経 225
	年4回	北米		
債券			ファミリーファンド	
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月)	欧州		
	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		TOPIX
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンドオブ・ファンズ	
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ		
		中近東(中東)		その他 (NOMURA-BPI(総合))
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル (日本を除く)			
一般 大型株 中小型株	年2回	日本			日経 225
	年4回	北米			
債券			ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)	
一般 公債 社債 その他債 券 クレジット属 性 ()	年6回(隔月)	欧州			
	年12回(毎月)	アジア			
	日々	オセアニア			TOPIX
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ	ファンドオブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		中近東(中東)			その他 (FTSE世界国債イ ンデックス (除く日本、円ヘッジ 換算ベース))
資産複合 () 資産配分固 定型 資産配分変 更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル (日本を除く)			
一般 大型株 中小型株	年2回	日本			日経 225
	年4回	北米			
債券			ファミリーファンド	あり	
一般 公債 社債 その他債 券	年6回(隔月)	欧州			
クレジット属 性 ()	年12回(毎月)	アジア			TOPIX
	日々	オセアニア			
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ	ファンドオブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		中近東(中東)			その他 (FTSE世界国債イ ンデックス (除く日本、円換算 ベース))
資産複合 ()		エマージング			
資産配分固 定型 資産配分変 更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米			日経 225
債券 一般 公債 社債 その他債 券 クレジット属 性 ()	年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他 ()	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)	TOPIX
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		中近東(中東)	ファンドオブファンズ	なし	その他 (JPモルガン・エマ ージング・マーケッ ト・ボンド・インデッ クス・プラス(円ヘッ ジ換算ベース))
資産複合 () 資産配分固 定型 資産配分変 更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル			日経 225
債券 一般 公債 社債 その他債 券 クレジット属 性 ()	年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他 ()	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ	ファミリーファンド	あり	TOPIX
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		中近東(中東)	ファンドオブファンズ	なし	その他 (JPモルガン・エマ ージング・マーケッ ト・ボンド・インデッ クス・プラス(円換算 ベース))
資産複合 () 資産配分固 定型 資産配分変 更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興FWS・Jリートインデックス

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式	年1回	グローバル		
一般 大型株 中小型株	年2回	日本		日経225
	年4回	北米		
債券			ファミリーファンド	
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月)	欧州		
	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		TOPIX
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンドオブ・ファンズ	
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))		アフリカ		
		中近東(中東)		その他 (東証REIT指数(配当込 み))
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル (日本を除く)			
一般 大型株 中小型株	年2回	日本			日経 225
	年4回	北米			
債券			ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)	
一般 公債 社債 その他債 券 クレジット属 性 ()	年6回(隔月)	欧州			
	年12回(毎月)	アジア			
	日々	オセアニア			TOPIX
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ	ファンドオブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))		中近東(中東)			その他 (S&P先進国 REIT指数 (除く日本、配当込 み、円ヘッジ換算ベ ース))
資産複合 () 資産配分固 定型 資産配分変 更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル (日本を除く)			
一般 大型株 中小型株	年2回	日本			日経 225
	年4回	北米			
債券			ファミリーファンド	あり	
一般 公債 社債 その他債 券	年6回(隔月)	欧州			
クレジット属 性 ()	年12回(毎月)	アジア			TOPIX
	日々	オセアニア			
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ	ファンドオブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))		中近東(中東)			その他 (S&P先進国 REIT指数 (除く日本、配当込 み、円換算ベー ス))
資産複合 ()		エマージング			
資産配分固 定型 資産配分変 更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル (日本を含む)			
一般 大型株 中小型株	年2回	日本			日経 225
	年4回	北米			
債券			ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)	
一般 公債 社債 その他債 券 クレジット属 性 ()	年6回(隔月)	欧州			
	年12回(毎月)	アジア			
	日々	オセアニア			TOPIX
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ	ファンドオブファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (商品))		中近東(中東)			その他 (LBMA金価格(円 ヘッジ換算ベー ス))
資産複合 () 資産配分固 定型 資産配分変 更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル (日本を含む)			
一般 大型株 中小型株	年2回	日本			日経 225
債券	年4回	北米	ファミリーファンド	あり	
一般 公債 社債 その他債 券 クレジット属 性 ()	年6回(隔月)	欧州			
	年12回(毎月)	アジア			TOPIX
不動産投信	日々	オセアニア			
	その他 ()	中南米 アフリカ	ファンドオブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (商品))		中近東(中東)			その他 (LBMA金価格(円 換算ベース))
資産複合 ()		エマージング			
資産配分固 定型 資産配分変 更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

(2) 【ファンドの沿革】

2021年8月3日 信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

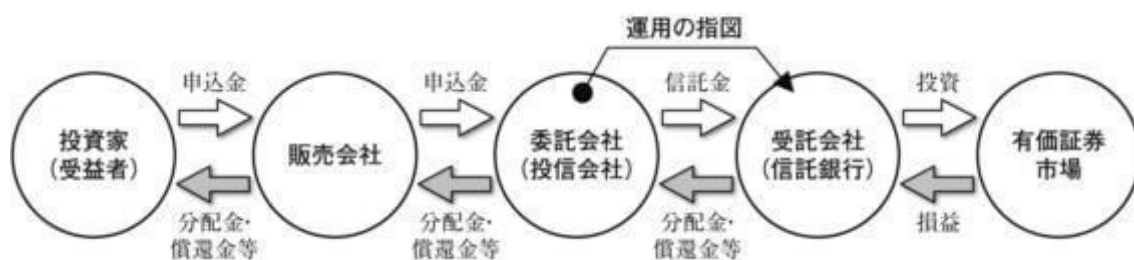
(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20 億円（2023 年 7 月 31 日現在）

(ロ) 会社の沿革

- 1985 年 7 月 15 日 三生投資顧問株式会社設立
- 1987 年 2 月 20 日 証券投資顧問業の登録
- 1987 年 6 月 10 日 投資一任契約にかかる業務の認可
- 1999 年 1 月 1 日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
- 1999 年 2 月 5 日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
- 2000 年 1 月 27 日 証券投資信託委託業の認可取得
- 2002 年 12 月 1 日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 2013 年 4 月 1 日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
- 2019 年 4 月 1 日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友 D S アセットマネジメント株式会社に商号変更

(ハ) 大株主の状況

(2023 年 7 月 31 日現在)

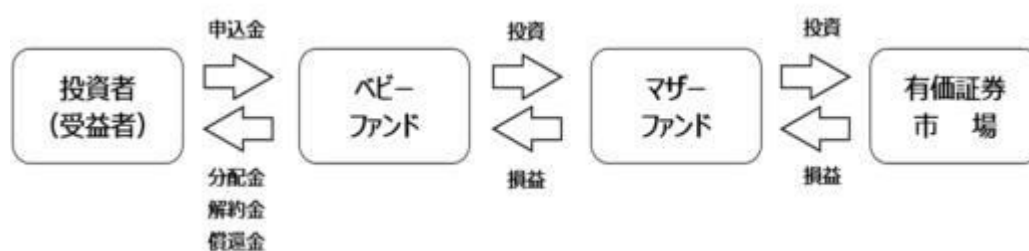
名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目 9 番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番 35 号	3,528,000	10.4

ハ ファンドの運用形態

- 各ファンド（日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）および日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）を除く）

（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。

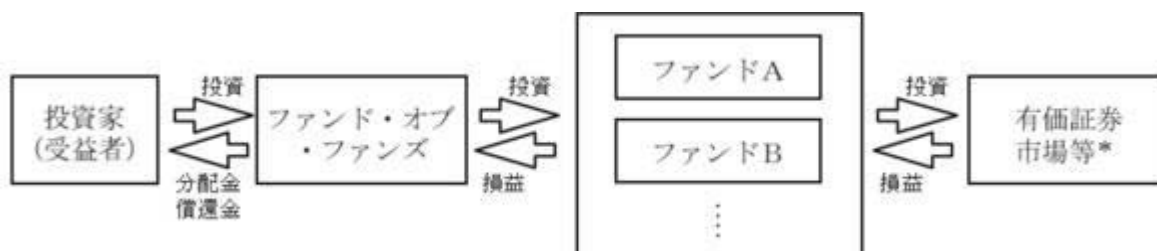


- 日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）

- 日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）

（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。



*当ファンドにおいては金現物を含みます。

※なお、当ファンドは、「ファミリーファンド方式」を採用しており、実際の他のファンドへの投資は、マザーファンドを通じて行います。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

イ 基本方針

各ファンドは、投資対象とする各マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に投資対象とする資産へ投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

●日興FWS・日本株インデックス

- (イ) 国内株式インデックス・マザーファンド（B号）への投資を通じて、主としてTOPIX（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資することにより、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- (ハ) 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ニ) 国内株式インデックス・マザーファンド（B号）の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）

- (イ) 外国株式インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界各国の株式に投資し、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行うことにより、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 外国株式インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ニ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）

- (イ) 外国株式インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界各国の株式に投資することにより、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 外国株式インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ニ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）

- (イ) エマージング株式インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の株式（預託証券（DR）、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。）、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資し、実質組入外貨建資産について原則として米ドル売り円買いの為替取引を行うことにより、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドル円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する投資

成果を目指して運用を行います。なお、運用にあたっては、ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券、短期公社債等および為替取引を組み合わせ運用を行います。

- (ロ) エマージング株式インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 実質組入外貨建資産については、原則として米ドル売り円買いの為替取引を活用し、為替変動リスクの低減を図ります。そのため、米ドル建て以外の通貨建資産については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。
- (ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）

- (イ) エマージング株式インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の株式（預託証券（DR）、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。）、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資することにより、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、運用にあたっては、ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券、短期公社債等および為替取引を組み合わせ運用を行います。
- (ロ) エマージング株式インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・日本債インデックス

- (イ) 国内債券（NOMURA-BPI）マザーファンドへの投資を通じて、主として日本の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI（総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) 国内債券（NOMURA-BPI）マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 運用の効率化を図るため、有価証券先物取引等を利用することもあります。
- (ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）

- (イ) ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンドへの投資を通じて、主として外国の国債に投資し、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行うことにより、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。
- (ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）

- (イ) 外国債券パッシブ・マザーファンドへの投資を通じて、主として外国の国債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) 外国債券パッシブ・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）

- (イ) 米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、主として米ドル建ての新興国の公社債に投資し、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行うことにより、J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、運用の効率性を勘案し、流動性の高い国、銘柄を中心に投資します。
- (ロ) 米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。
- (ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）

- (イ) 米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、主として米ドル建ての新興国の公社債に投資することにより、J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、運用の効率性を勘案し、流動性の高い国、銘柄を中心に投資します。
- (ロ) 米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。
- (ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・Jリートインデックス

- (イ) Jリート・インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。
 - ・主として日本の取引所に上場（上場予定を含みます。）している不動産投資信託（REIT）に投資することにより、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
 - ・不動産投資信託（REIT）への投資にあたっては、東証REIT指数採用銘柄（採用予定を含みます。）に投資を行うものとします。
 - ・ベンチマークとの連動を維持するため、不動産投信指数先物取引等を活用する場合があります。このため、不動産投資信託（REIT）の実質組入時価総額と不動産投信指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が純資産総額を超えることがあります。
- (ロ) Jリート・インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）

- (イ) 外国リート・インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。
 - ・日本を除く世界各国の不動産投資信託（REIT）等に投資し、実質組入外貨建資産については原則として対円で為替ヘッジを行うことにより、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
 - ・不動産投資信託（REIT）等への投資にあたっては、S&P先進国REIT指数（除く日本）採用銘柄（採用予定を含みます。）に投資を行うものとします。
- (ロ) 外国リート・インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。
- (ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）

- (イ) 外国リート・インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。
 - ・日本を除く世界各国の不動産投資信託（REIT）等に投資することにより、S&P先進国R

E I T指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

- ・不動産投資信託（REIT）等への投資にあたっては、S&P先進国REIT指数（除く日本）採用銘柄（採用予定を含みます。）に投資を行うものとします。

(ロ) 外国リート・インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。

(ハ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

(ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）

(イ) ゴールド・インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、主として、金地金価格との連動を目指す投資信託証券に投資し、実質組入外貨建資産について原則として対円での為替ヘッジを行うことにより、ロンドン貴金属市場協会（LBMA）金価格（円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

(ロ) ゴールド・インデックス・マザーファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い、商品性及び運用上の効率性を損なわない範囲で、委託会社の判断により見直しを行うことがあります。

(ハ) ゴールド・インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。

(ニ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。

(ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）

(イ) ゴールド・インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、主として、金地金価格との連動を目指す投資信託証券に投資することにより、ロンドン貴金属市場協会（LBMA）金価格（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

(ロ) ゴールド・インデックス・マザーファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い、商品性及び運用上の効率性を損なわない範囲で、委託会社の判断により見直しを行うことがあります。

(ハ) ゴールド・インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。

(ニ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

(ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

1

「日興ファンドラップ セレクト インデックス・シリーズ」は、投資者と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産管理を行う口座の資金を運用するための専用ファンドです。

※「日興ファンドラップ セレクト インデックス・シリーズ」のご購入のお申込みには、販売会社のラップ口座の開設が必要です。

2

「日興ファンドラップ セレクト インデックス・シリーズ」は、複数ファンドで構成されており、各ファンドは投資対象とする各マザーファンドへの投資を通じて、実質的に投資対象とする資産に投資します。

※各マザーファンドおよび投資対象とする資産については後掲の「ファンドのしくみ」をご参照ください。

3

各ファンドは、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。

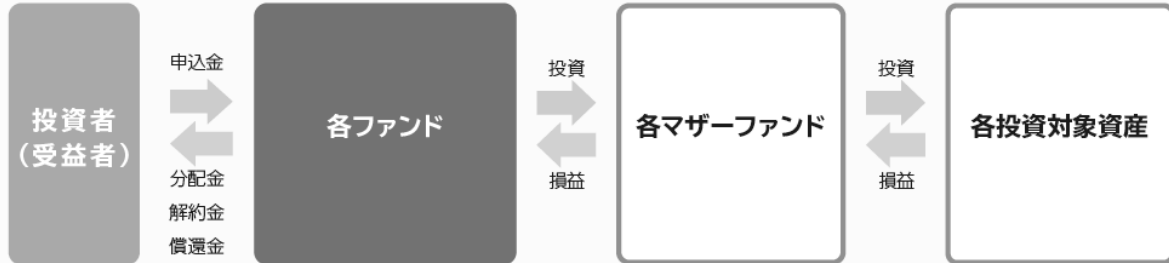
ファンド名	ベンチマーク
日本株インデックス	TOPIX(東証株価指数、配当込み)
先進国株インデックスヘッジ有	MSCIロクサイ・インデックス(配当込み、円ヘッジ換算ベース)
先進国株インデックスヘッジ無	MSCIロクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
新興国株インデックスヘッジ有	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドル円ヘッジ換算ベース)
新興国株インデックスヘッジ無	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
日本債インデックス	NOMURA-BPI(総合)
先進国債インデックスヘッジ有	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ換算ベース)
先進国債インデックスヘッジ無	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
新興国債インデックスヘッジ有	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円ヘッジ換算ベース)
新興国債インデックスヘッジ無	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)
Jリートインデックス	東証REIT指数(配当込み)
Gリートインデックスヘッジ有	S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円ヘッジ換算ベース)
Gリートインデックスヘッジ無	S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)
ゴールドヘッジ有	LBMA金価格(円ヘッジ換算ベース)
ゴールドヘッジ無	LBMA金価格(円換算ベース)

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

□ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。

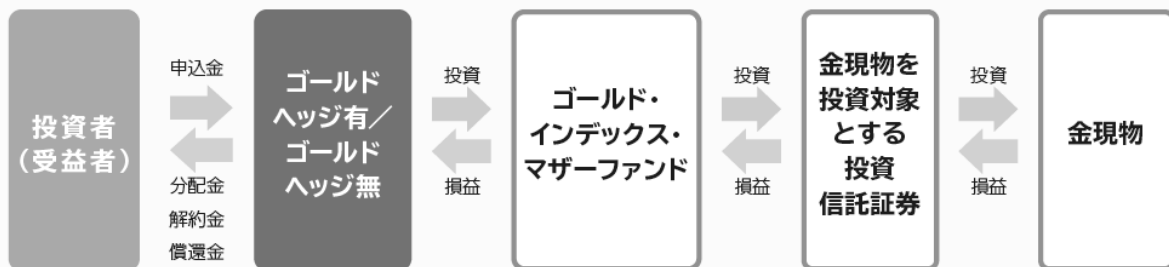
▶各ファンド(ゴールドヘッジ有、ゴールドヘッジ無を除く)



※上記における各ファンド、各マザーファンドおよび各投資対象資産は以下のとおりになります。

ファンド	マザーファンド	投資対象資産
日本株インデックス	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	日本の株式等
先進国株インデックスヘッジ有	外国株式インデックス・マザーファンド	日本を除く 世界各国・地域の株式等
先進国株インデックスヘッジ無	外国株式インデックス・マザーファンド	
新興国株インデックスヘッジ有	エマージング株式インデックス・マザーファンド	新興国の株式および 株式指数先物取引等
新興国株インデックスヘッジ無	エマージング株式インデックス・マザーファンド	
日本債インデックス	国内債券 (NOMURA-BPI) マザーファンド	日本の公社債等
先進国債インデックスヘッジ有	ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド	日本を除く 世界各国・地域の公社債等
先進国債インデックスヘッジ無	外国債券パッシブ・マザーファンド	
新興国債インデックスヘッジ有	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	新興国の公社債等
新興国債インデックスヘッジ無	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	
Jリートインデックス	Jリート・インデックス・マザーファンド	日本のリート等
Gリートインデックスヘッジ有	外国リート・インデックス・マザーファンド	日本を除く 世界各国・地域のリート等
Gリートインデックスヘッジ無	外国リート・インデックス・マザーファンド	

▶ゴールドヘッジ有、ゴールドヘッジ無



各ファンドの運用の基本方針等

▶ 国内株式

日本株インデックス

ベンチマーク TOPIX(東証株価指数、配当込み)

運用の基本方針

- マザーファンドへの投資を通じて、主としてTOPIX(東証株価指数)に採用されている銘柄の株式に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
※ 株価指数先物取引等を利用することがあります。

▶ 先進国株式

先進国株インデックスヘッジ有・・・為替ヘッジあり

ベンチマーク MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ヘッジ換算ベース)

運用の基本方針

- マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界各国・地域の株式等に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
※ 株価指数先物取引等を利用することがあります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
※ 一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。

先進国株インデックスヘッジ無・・・為替ヘッジなし

ベンチマーク MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

運用の基本方針

- マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界各国・地域の株式等に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
※ 株価指数先物取引等を利用することがあります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
※ 基準価額は為替変動の影響を受けます。

▶ 新興国株式

新興国株インデックスヘッジ有・・・限定為替ヘッジ

ベンチマーク MSCIEマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドル円ヘッジ換算ベース)

運用の基本方針

- マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の株式*、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を対象とする上場投資信託証券(ETF)に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
* 預託証書(DR)、株式の値動きに連動する有価証券等を含みます。
※ ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券(ETF)、短期公社債等および為替取引を組み合わせ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として米ドル売り円買いの為替取引を行い、為替変動リスクの低減を図ります。
※ 米ドル建て以外の通貨建資産については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。

新興国株インデックスヘッジ無・・・為替ヘッジなし

ベンチマーク MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none">● マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の株式*、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を対象とする上場投資信託証券(ETF)に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。 *預託証券(DR)、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。 ※ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券(ETF)、短期公社債等および為替取引を組み合わせて運用を行います。● 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ※基準価額は為替変動の影響を受けます。
---------	--



預託証券(DR)とは

Depositary Receiptの略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

国内債券

日本債インデックス

ベンチマーク NOMURA-BPI(総合)

運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none">● マザーファンドへの投資を通じて、主として日本の公社債に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
---------	--

先進国債券

先進国債インデックスヘッジ有・・・為替ヘッジあり

ベンチマーク FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ換算ベース)

運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none">● マザーファンドへの投資を通じて、主として外国の国債に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。● 実質組入外貨建資産については、マザーファンドにおいて、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。 ※完全に為替変動リスクを回避することはできません。
---------	---

先進国債インデックスヘッジ無・・・為替ヘッジなし

ベンチマーク FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none">● マザーファンドへの投資を通じて、主として外国の国債に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。● 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ※基準価額は為替変動の影響を受けます。
---------	--

▶ 新興国債券

新興国債インデックスヘッジ有・・・為替ヘッジあり

ベンチマーク JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円ヘッジ換算ベース)

運用の基本方針

- マザーファンドへの投資を通じて、主として米ドル建ての新興国の公社債に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
※運用の効率性を勘案し、流動性の高い国、銘柄を中心に投資します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
※完全に為替変動リスクを回避することはできません。

新興国債インデックスヘッジ無・・・為替ヘッジなし

ベンチマーク JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)

運用の基本方針

- マザーファンドへの投資を通じて、主として米ドル建ての新興国の公社債に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
※運用の効率性を勘案し、流動性の高い国、銘柄を中心に投資します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

▶ 国内リート

Jリートインデックス

ベンチマーク 東証REIT指数(配当込み)

運用の基本方針

- マザーファンドへの投資を通じて、主として日本の取引所に上場している不動産投資信託(リート)に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
※不動産投信指数先物取引等を利用することがあります。

▶ 外国リート

Gリートインデックスヘッジ有・・・為替ヘッジあり

ベンチマーク S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円ヘッジ換算ベース)

運用の基本方針

- マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界各国・地域の取引所に上場している不動産投資信託(リート)に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
※一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。

Gリートインデックスヘッジ無・・・為替ヘッジなし

ベンチマーク S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)

運用の基本方針

- マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界各国・地域の取引所に上場している不動産投資信託(リート)に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

▶ 金

ゴールドヘッジ有・・・為替ヘッジあり

ベンチマーク	LBMA金価格(円ヘッジ換算ベース)
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●マザーファンドへの投資を通じて、金地金価格との連動を目指す投資信託証券*に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。 <ul style="list-style-type: none"> *マザーファンドが投資対象とする投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い、商品性および運用上の効率性を損なわない範囲で、委託会社の判断により見直しを行うことがあります。 ※実質的な投資対象とする投資信託証券は、以下の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> [iShares Gold Trust] [SPDR Gold MiniShares Trust] ただし、一部の投資信託証券のみの投資となる場合があります。 ●実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ※完全に為替変動リスクを回避することはできません。

ゴールドヘッジ無・・・為替ヘッジなし

ベンチマーク	LBMA金価格(円換算ベース)
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●マザーファンドへの投資を通じて、金地金価格との連動を目指す投資信託証券*に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。 <ul style="list-style-type: none"> *マザーファンドが投資対象とする投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い、商品性および運用上の効率性を損なわない範囲で、委託会社の判断により見直しを行うことがあります。 ※実質的な投資対象とする投資信託証券は、以下の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> [iShares Gold Trust] [SPDR Gold MiniShares Trust] ただし、一部の投資信託証券のみの投資となる場合があります。 ●実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 <ul style="list-style-type: none"> ※基準価額は為替変動の影響を受けます。

■ゴールド・インデックス・マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

以下は、2023年7月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

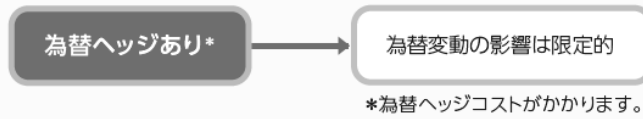
ファンド名	iShares Gold Trust (iシェアーズ ゴールド・トラスト)	SPDR Gold MiniShares Trust (SPDR® ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト)
形態	米国籍上場投資信託(米ドル建て)	米国籍上場投資信託(米ドル建て)
管理会社	iShares デラウェア・トラスト・スポンサー・ エルエルシー	WGC USAアセット・マネジメント・カンパニー・ エルエルシー
運用の基本方針	金地金価格の変動に概ね連動することを目標とします。	金地金の価格のパフォーマンスを反映させることを目標とします。
ベンチマーク	LBMA金価格	LBMA金価格
管理費用*1	年0.25%	年0.10%
購入の可否*2	日本において一般投資者の購入が可能です。	日本において一般投資者の購入が可能です。

*1 管理費用とは各上場投資信託(以下「ETF」といいます。)の運用管理費用およびその他費用を各ETFの平均純資産総額で除したもので、本書の数値は各ETFの直近の目論見書等で開示されているものです。

*2 外国籍のETFは、海外の上場有価証券を取り次ぐことのできる証券会社を通じて、日本国内の一般の投資者が、直接、購入することができるものがあります。直接購入される際は、売買委託手数料(証券会社ごとに異なります。)がかかります。また、円貨と外貨を交換する際に、証券会社が別途定める手数料がかかります。

為替の影響について

▶ 為替ヘッジあり

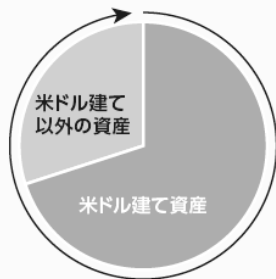


為替ヘッジ

為替取引等を利用し、為替変動リスクを低減することです。

■外貨建資産に対し、対円での為替ヘッジを行う場合、基準価額への為替変動の影響は小さくなると考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

▶ 限定為替ヘッジ



外貨建資産とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引

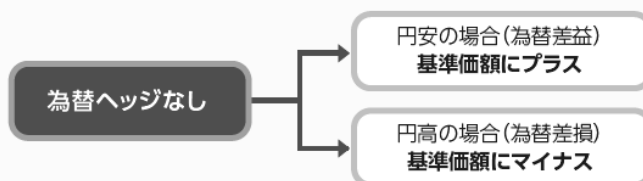
為替取引後



■原則として外貨建資産とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、対円での為替変動リスクの低減を図ります。なお、実質的な通貨配分にかかわらず、米ドル売り円買いの為替取引を行うため、米ドル以外の組入通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。

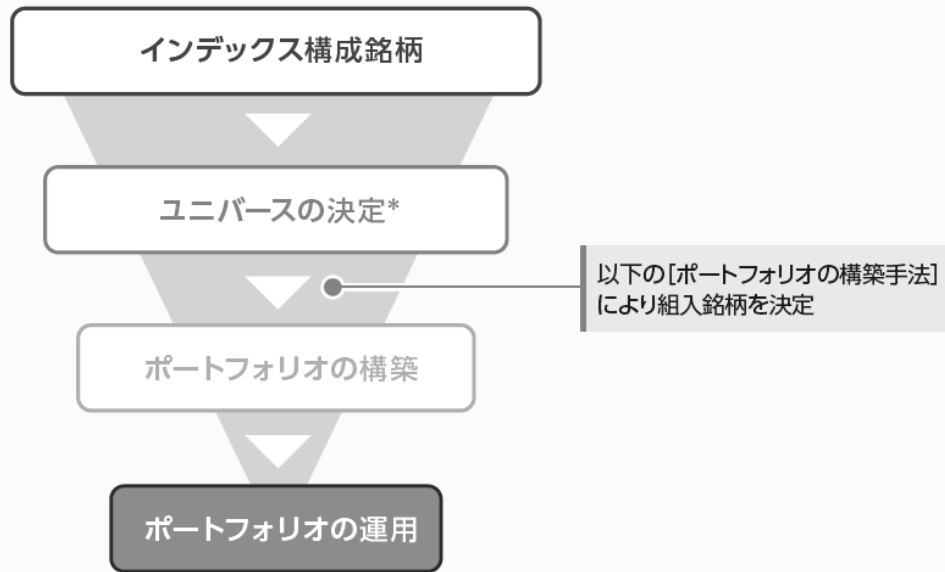
(注) 左記は、限定為替ヘッジについて理解を深めていただくためのイメージです。

▶ 為替ヘッジなし



■外貨建資産に対し、対円での為替ヘッジを行わない場合、基準価額は為替変動の影響を受けます。

各ファンドの運用プロセス



*ユニバースの決定を行わないファンドもあります。

[ポートフォリオの構築手法]

構築手法	ファンド名
最適化法	日本株インデックス、先進国株インデックスヘッジ有、先進国株インデックスヘッジ無、新興国株インデックスヘッジ有、新興国株インデックスヘッジ無
層化抽出法	日本債インデックス、先進国債インデックスヘッジ有、先進国債インデックスヘッジ無、新興国債インデックスヘッジ有、新興国債インデックスヘッジ無
完全法	Jリートインデックス、Gリートインデックスヘッジ有、Gリートインデックスヘッジ無



最適化法とは

計量モデル等に基づいて、インデックスとの連動性を保てるように、インデックス構成銘柄の一部を抽出してポートフォリオを構築する方法です。

層化抽出法とは

指数を構成する銘柄をいくつかのグループ(層)に分け、それぞれのグループから代表銘柄を抽出して構成銘柄を選択し、ポートフォリオを構築する方法です。

完全法とは

指数を構成するすべての銘柄について、その時価構成比率に合わせて保有し、ポートフォリオを構築する方法です。

※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

※ゴールドヘッジ有およびゴールドヘッジ無については、金現物に投資する投資信託証券への投資により、インデックスの動きへの連動を目指した運用を行います。

追加的記載事項

●各ファンドがベンチマークとする指数の著作権等について

<日本株インデックス、Jリートインデックス>

- TOPIX、東証REIT指数の指数値およびTOPIX、東証REIT指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIX、東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX、東証REIT指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- JPXは、TOPIX、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIX、東証REIT指数にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- JPXは、TOPIX、東証REIT指数の指数値およびTOPIX、東証REIT指数にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日のTOPIX、東証REIT指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- JPXは、TOPIX、東証REIT指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、TOPIX、東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- 当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。
- JPXは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- JPXは、委託会社または当ファンドの購入者のニーズを、TOPIX、東証REIT指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- 以上の項目に限らず、JPXは当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

<先進国株インデックスヘッジ有、先進国株インデックスヘッジ無、新興国株インデックスヘッジ有、新興国株インデックスヘッジ無>

MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ヘッジ換算ベース／円換算ベース）およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドル円ヘッジ換算ベース／円換算ベース）は、MSCI INC.（以下「MSCI」）が公表する指数（MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス）を基に委託会社が換算したものです。

当ファンドは、MSCI、その関連会社、情報提供会社またはMSCI INDEXの編集または計算に関連するその他の第三者（総称して「MSCI当事者」といいます。）が支援、保証、売却または宣伝するものではありません。

MSCI INDEXは、MSCIの専有財産です。

MSCIおよびMSCI INDEXの名称は、MSCIもしくはその関連会社のサービスマークであり、委託会社による特定の目的のための使用について許可されているものです。

いかなるMSCI当事者も、委託会社、受益者、またはその他の個人もしくは事業体に対して、ファンド投資一般、当ファンドへの投資、もしくはMSCI INDEXが対応する株式市場パフォーマンスを記録する能力に関して、明示・黙示を問わず一切の表明または保証を行いません。

MSCIもしくは関連会社は、当ファンド、委託会社、受益者、その他の個人もしくは事業体とは無関係にMSCIが決定、構成、計算するMSCI INDEXに関する特定の商標、サービスマーク、商号のライセンサーです。

いかなるMSCI当事者も、MSCI INDEXについて決定、構成または計算するにあたり、委託会社または受益者、またはその他のあらゆる個人または事業体のニーズを考慮する義務を負いません。

いかなるMSCI当事者も、当ファンドの発行時期、価格、数量に関する決定、当ファンドの償還価格および数式の決定および算定に参加しておらず、かつその責任を負いません。

さらに、いかなるMSCI当事者も、当ファンドの運営、マーケティング、またはオフリングに関連して、委託会社、受益者、その他の個人もしくは事業体に対して一切の義務または責任を負いません。

MSCIは、MSCIが信頼できると考える情報源からMSCI INDEXの算出に使用するための情報を入手するものとしませんが、いずれのMSCI当事者も、MSCI INDEXまたはそのデータの独創性、正確性、完全性について一切保証しません。

MSCI当事者は、委託会社、受益者、その他の個人もしくは事業体がMSCI INDEXもしくはそのデータを使用して得る情報またはその結果に関して、明示・黙示の保証をしません。

MSCI当事者は、MSCI INDEXもしくはそのデータについての、もしくはそれらに関連する誤り、省略、中断について一切の責任を負いません。

さらに、MSCI当事者は、いかなる種類の明示・黙示の保証責任も負わず、MSCI INDEXもしくはそのデータに関して、商品性および特定目的への適合性に関する保証をここに明確に否認します。上記のいずれをも制限することなく、いかなるMSCI当事者も、直接、間接、特別、懲罰的、結果的な損害、およびその他の損害（逸失利益を含む）について、そのような損害の可能性について通知された場合においても、一切責任を負いません。

<日本債インデックス>

NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、同社はファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。

<先進国債インデックスヘッジ有、先進国債インデックスヘッジ無>

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ換算ベース／円換算ベース）は、FTSE Fixed Income LLCが公表する指数（FTSE世界国債インデックス）を基に委託会社が換算したものです。

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。同社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性および完全性を保証せず、データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。また、同社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

<新興国債インデックスヘッジ有、新興国債インデックスヘッジ無>

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジ換算ベース／円換算ベース）は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表する指数（JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス）を基に委託会社が換算したものです。

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスは、信頼できるとされる情報に基づいて作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。委託会社は同インデックスの使用許諾を得て使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承諾なく同インデックスを複製・使用・頒布することは禁じられています。また、J.P. Morganは当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

Copyright © 2021, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

<グリートインデックスヘッジ有、グリートインデックスヘッジ無>

S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円ヘッジ換算ベース/円換算ベース)は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが公表する指数(S&P先進国REIT指数)を基に委託会社が換算したものです。

S&P先進国REIT指数は、S&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(以下「SPDJ」といいます。)の商品であり、これを利用するライセンスが委託会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、Standard & Poor's Financial Services LLC(以下「S&P」といいます。)の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(以下「Dow Jones」といいます。)の登録商標です。指数に直接投資することはできません。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社(総称して「S&P Dow Jones Indices」といいます。)によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡するS&P先進国REIT指数の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。S&P先進国REIT指数に関して、S&P Dow Jones Indicesおよび委託会社との間にある唯一の関係は、同インデックスとS&P Dow Jones Indicesおよび/またはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および/または商標名のライセンス供与です。S&P先進国REIT指数は委託会社に関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、S&P先進国REIT指数の決定、構成または計算において委託会社および当ファンドの所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの価格および数量、または当ファンドの発行または販売のタイミングの決定、もしくは場合によっては当ファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して、責任を負わず、またこれに関与したこともありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P先進国REIT指数に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資収益率を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資または税務の顧問会社ではありません。免税証券のポートフォリオへの影響や特定の投資決断の税効果の評価は、税務顧問会社に相談してください。指数に証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホルドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P Dow Jones Indicesは、S&P先進国REIT指数またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信(電子通信も含まれます。)を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P Dow Jones Indicesは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくはS&P先進国REIT指数を使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、委託会社、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P Dow Jones Indicesは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesのライセンサーを除き、S&P Dow Jones Indicesと委託会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

<ゴールドヘッジ有、ゴールドヘッジ無>

LBMA金価格(円ヘッジ換算ベース/円換算ベース)は、ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド(ICE Benchmark Administration Limited)が公表する指数(LBMA金価格)を基に委託会社が換算したものです。

LBMA金価格はICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドが算出し公表している指数であり、同社は、LBMA金価格及びLBMA金価格が示す、あらゆる特定の日、特定の時点における数値により生じた結果について、明示的又は暗示的に、何ら保証するものではありません。ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドは、当ファンドに関する商品性や特定目的への適合性について、明示的又は暗示的に、何ら保証するものではありません。

(2) 【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

- 日興 FWS・日本株インデックス
- 日興 FWS・先進国株インデックス (為替ヘッジあり)
- 日興 FWS・先進国株インデックス (為替ヘッジなし)
- 日興 FWS・新興国株インデックス (為替ヘッジあり)

- 日興 FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）
- 日興 FWS・日本債インデックス
- 日興 FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）
- 日興 FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）
- 日興 FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）
- 日興 FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）
- 日興 FWS・Jリートインデックス
- 日興 FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）
- 日興 FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利
3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
4. 金銭債権

(ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

- 日興 FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）
- 日興 FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

(ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

- 日興 FWS・日本株インデックス
- 日興 FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）
- 日興 FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）
- 日興 FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）
- 日興 FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）
- 日興 FWS・日本債インデックス
- 日興 FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）
- 日興 FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）
- 日興 FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）
- 日興 FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）

委託会社は、信託金を、主として、各マザーファンドの受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権

- 付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
 23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

●日興FWS・Jリートインデックス

委託会社は、信託金を、主として、マザーファンドの受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第1号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。また、第4号の証券および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- 日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）
- 日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）

委託会社は、信託金を、主として、マザーファンドの受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第1号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。また、第4号の証券および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

- 日興FWS・日本株インデックス
- 日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）
- 日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）
- 日興FWS・日本債インデックス
- 日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）
- 日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

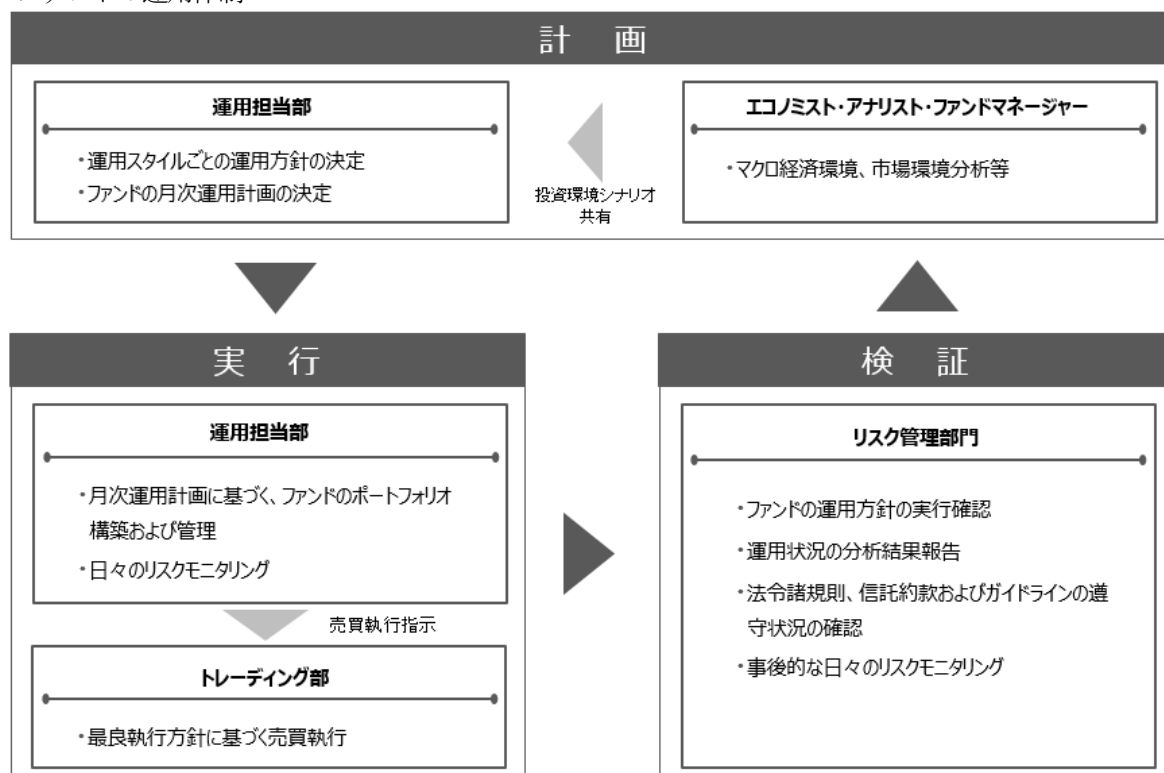
- 日興FWS・Jリートインデックス
- 日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）
- 日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(3) 【運用体制】

イ ファンドの運用体制



※リスク管理部門の人員数は、約40名です。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

- ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制
 ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

(4) 【分配方針】

年1回（原則として毎年7月31日。休業日の場合は翌営業日となります。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

す。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。
(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

(5) 【投資制限】

I ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

●日興FWS・日本株インデックス

イ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率(「組入比率」といいます。)と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます(以下同じ。)

ロ 外貨建資産への投資は行いません。

ハ 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ニ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

●日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)

●日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジなし)

●日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジあり)

●日興FWS・新興国株インデックス(為替ヘッジなし)

イ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

ロ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

ハ 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ニ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

●日興FWS・日本債インデックス

イ 株式への投資は、転換社債の転換、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権の行使による取得に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

ロ 外貨建資産への投資は行いません。

ハ 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ニ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

●日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)

●日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）

- イ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ロ 国債を除く同一発行体の発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ハ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ニ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

●日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）

●日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）

- イ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ロ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ハ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ニ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

●日興FWS・Jリートインデックス

- イ 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- ロ 株式への投資は行いません。
- ハ 外貨建資産への投資は行いません。
- ニ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

●日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）

●日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）

- イ 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- ロ 株式への投資は行いません。
- ハ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ニ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

●日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）

●日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）

- イ 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

- ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りません。
- ハ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ニ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

II ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

●日興FWS・日本株インデックス

イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ 投資する株式等の範囲

(イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ハ 信用取引の指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 上記(ロ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ニ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ニ 先物取引等の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

(ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ホ スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ヘ 金利先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ト) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ト 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記(イ)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ 有価証券の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

リ 有価証券の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 上記(イ)の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ヌ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

●日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)

- 日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）
- 日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）
- 日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）

イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ 投資する株式等の範囲

- (イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ロ) 上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

ハ 信用取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 上記（イ）の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 上記（ロ）において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ニ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ニ 先物取引等の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ホ スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をする

ことができます。

- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - (ニ) 上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - (ホ) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
 - (ヘ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- へ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図
- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - (ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - (ニ) 上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - (ホ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
 - (ヘ) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - (ト) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日にお

ける当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- (チ)「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (リ)「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

ト 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記（イ）の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ 有価証券の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 上記（イ）の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

リ 有価証券の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 上記（イ）の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借り入れ

た有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 上記(イ)の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ヌ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ル 外国為替予約取引の指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ロ) 上記(イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(ニ) 上記(ロ)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ヲ 資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

●日興FWS・日本債インデックス

イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、転換社債の転換、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権の行使による取得に限り、日本の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

ん。

ハ 信用取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 上記(ロ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ニ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ニ 先物取引等の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ）。
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ホ スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記(ハ)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ヘ 金利先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避す

るため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- (ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ト) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ト 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記（イ）の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ 有価証券の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 上記（イ）の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

リ 有価証券の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を

行うものとします。

- (ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 上記(イ)の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ヌ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

●日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)

●日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)

イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ 投資する株式等の範囲

- (イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ハ 同一発行体の発行する公社債への投資制限

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する同一の発行体にかかる公社債(日本および外国の国債証券を除きます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一発行体にかかる公社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ) 上記(イ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ニ 信用取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図を

することができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- (ロ) 上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 上記(ロ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ニ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ホ 先物取引等の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ヘ スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記(ハ)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ト 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価値により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ト) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (チ) 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (リ) 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

チ 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記(イ)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

リ 有価証券の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ヌ 有価証券の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 上記(イ)の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ル 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヲ 外国為替予約取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ) 外国為替予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- (ニ) 上記(ロ)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ワ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

●日興FWS・Jリートインデックス

イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ 公社債の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 上記（イ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 上記（イ）の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ハ 先物取引等の指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、不動産投信指数にかかるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれと類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

●日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）

●日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）

イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ 公社債の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 上記（イ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 上記（イ）の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ハ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ニ 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ホ 先物取引等の指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、不動産投信指数にかかるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれと類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ヘ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日

までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
(二) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

●日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）

●日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）

イ 公社債の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。
なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 上記（イ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 上記（イ）の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ロ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ハ 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ニ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

III 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をも

って当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）
委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：マザーファンドの投資方針等）

（国内株式インデックス・マザーファンド（B号））

（1）投資方針等

イ 基本方針

主として日本の株式に投資し、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- （イ）主としてTOPIX（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- （ロ）株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- （ハ）株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

（2）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針（2）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
5. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針（2）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した日興FWS・日本株インデックスが投資対象とする金融商品の各号のうち、第1号から第4号に掲げるものに投資し

ます。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 外貨建資産への投資は行いません。
- (ロ) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (ハ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- (ニ) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(外国株式インデックス・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

主として日本を除く世界各国の株式に投資し、MSC I コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) 主として世界各国の株式に投資し、MSC I コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) 外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行わないものとします。
- (ハ) 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5. コマーシャル・ペーパー
6. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）

11. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。）
12. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）および日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）が投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (ロ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (ハ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- (ニ) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (ホ) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(エマージング株式インデックス・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) 主として新興国の株式（預託証書（DR）、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。）、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) 運用にあたっては、ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券、短期公社債等および為替取引を組み合わせ運用を行います。
- (ハ) 外貨建資産について円に対する為替ヘッジは原則として行いません。
- (ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファ

ンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいて、有価証券にかかるものに限り、有価証券にかかるとは限りません。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、有価証券にかかるとは限りません。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）および日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）が投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (ロ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (ハ) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下

とします。

- (ニ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (ホ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- (ヘ) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (ト) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

（国内債券（NOMURA-BPI）マザーファンド）

（1）投資方針等

イ 基本方針

日本の公社債を中心に投資し、安定した利子等収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) 主として日本の公社債および短期金融資産に投資し、安定した利子等収益および売買益の確保を目指すとともに、NOMURA-BPI（総合）の動きに連動する投資成果を目指します。
- (ロ) 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における日本の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

（2）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針（2）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです（為替手形を除きます。）。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 5の2. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）

有価証券にかかるものに限ります。)

9. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した日興FWS・日本債インデックスが投資対象とする金融商品の各号のうち、第1号から第4号に掲げるものに投資します。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は行いません。

(ロ) 外貨建資産への投資は行いません。

(ハ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ換算ベース）をベンチマークとし、ベンチマークの動きと連動する投資成果を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ換算ベース）をベンチマークとし、ベンチマークの動きと連動する投資成果を目指します。

(ロ) ポートフォリオ構築にあたっては、取引コストを極力抑えながら、推定トラッキングエラーを最小化します。

(ハ) ベンチマークの月次の変化状況とポートフォリオのリスク量の状況を勘案しながらリバランスを行います。

(ニ) 保有する外貨建て資産については、対円での為替のフルヘッジを原則とします。

(ホ) 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。

(ヘ) 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権

付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）が投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ロ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ハ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ニ) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (ホ) 同一発行体の発行する債券への投資割合は、国債を除き、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ヘ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ト) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- (チ) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を

実現する目的以外には利用しません。

- (リ) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(外国債券パッシブ・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

F T S E世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとし、ベンチマークの動きと連動する投資成果を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) F T S E世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとし、ベンチマークの動きと連動する投資成果を目指します。
- (ロ) ポートフォリオ構築にあたっては、取引コストを極力抑えながら、推定トラッキングエラーを最小化します。
- (ハ) ベンチマークの月次の変化状況とポートフォリオのリスク量の状況を勘案しながらリバランスを行います。
- (ニ) 保有する外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ホ) 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券に係るものに限り。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- ハ 投資対象とする金融商品
前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）が投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ロ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ハ) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (ニ) 同一発行体の発行する債券への投資割合は、国債を除き、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ホ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ヘ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- (ト) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (チ) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) 主として米ドル建ての新興国の公社債に投資することにより、J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、運用の効率性を勘案し、流動性の高い国、銘柄を中心に投資します。
- (ロ) 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

- (ハ) 公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載した日興FWS・新興国債インデックス(為替ヘッジあり)および日興FWS・新興国債インデックス(為替ヘッジなし)が投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載した日興FWS・新興国債インデックス(為替ヘッジあり)および日興FWS・新興国債インデックス(為替ヘッジなし)が投資対象とする有価証券の各号に掲げるものに投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した日興FWS・新興国債インデックス(為替ヘッジあり)および日興FWS・新興国債インデックス(為替ヘッジなし)が投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (ロ) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (ハ) 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (ニ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(Jリート・インデックス・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

日本の取引所に上場(上場予定を含みます。)されている不動産投資信託(REIT)を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) 東証REIT指数(配当込み)をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
- (ロ) 不動産投資信託(REIT)への投資にあたっては、東証REIT指数採用銘柄(採用予定を含みます。)に投資を行うものとします。
- (ハ) 不動産投資信託(REIT)の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ニ) 東証REIT指数先物取引等を活用することがあります。このため不動産投資信託への投資総額と東証REIT指数先物取引等の買建玉の投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した日興FWS・Jリートインデックスが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(ロ) 株式への投資は行いません。

(ハ) 外貨建資産への投資は行いません。

(ニ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(ホ) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(外国リート・インデックス・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

日本を除く世界各国の不動産投資信託（REIT）などを主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。

(ロ) 不動産投資信託（REIT）などへの投資にあたっては、S&P先進国REIT指数（除く日本）採用銘柄（採用予定を含みます。）に投資を行うものとします。

(ハ) 不動産投資信託（REIT）の組入比率は、原則として高位を保ちます。

(ニ) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないものとします。

(ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンド

が投資対象とする資産の種類に同じです（デリバティブ取引にかかる権利を除きます。）。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）および日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）が投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- (ロ) 株式への投資は行いません。
- (ハ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (ニ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- (ホ) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(ゴールド・インデックス・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

L BMA金価格（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) 主として別に定める金地金価格との連動を目指す投資信託証券に投資することにより、ロンドン貴金属市場協会（L BMA）金価格（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

※別に定める金地金価格との連動を目指す投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い、商品性及び運用上の効率性を損なわない範囲で、委託会社の判断により見直しを行うことがあります。

※別に定める金地金価格との連動を目指す投資信託証券とは、下記のものとしします。

i Shares Gold Trust

SPDR Gold MiniShares Trust

- (ロ) 組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。
- (ハ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載した日興FWS・ゴールド(為替ヘッジあり)および日興FWS・ゴールド(為替ヘッジなし)が投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載した日興FWS・ゴールド(為替ヘッジあり)および日興FWS・ゴールド(為替ヘッジなし)が投資対象とする有価証券の各号に掲げるものに投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した日興FWS・ゴールド(為替ヘッジあり)および日興FWS・ゴールド(為替ヘッジなし)が投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(ロ) 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

(ハ) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(ニ) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(ホ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3 【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

各ファンドの主要なリスクは以下の通りです。内容につきましては、後掲をご覧ください。

ファンド名	価格変動リスク				信用 リスク	為替変動リスク			カントリー リスク	流動性 リスク
	株式市場 リスク	債券市場 リスク	不動産 投資信託 (リート) に関する リスク	金に 関する リスク		為替 ヘッジ あり	限定 為替 ヘッジ	為替 ヘッジ なし		
日本株インデックス	●				●					●
先進国株インデックス ヘッジ有	●				●	●			●	●
先進国株インデックス ヘッジ無	●				●			●	●	●
新興国株インデックス ヘッジ有	●				●		●		●	●
新興国株インデックス ヘッジ無	●				●			●	●	●
日本債インデックス		●			●					●
先進国債インデックス ヘッジ有		●			●	●			●	●
先進国債インデックス ヘッジ無		●			●			●	●	●
新興国債インデックス ヘッジ有		●			●	●			●	●
新興国債インデックス ヘッジ無		●			●			●	●	●
Jリートインデックス			●		●					●
Gリートインデックス ヘッジ有			●		●	●			●	●
Gリートインデックス ヘッジ無			●		●			●	●	●
ゴールドヘッジ有				●	●	●			●	●
ゴールドヘッジ無				●	●			●	●	●

(イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が

下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ロ) 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

(ハ) 不動産投資信託（リート）に関するリスク

リーートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリーートの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリーートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ニ) 金に関するリスク

ファンドは金の指標価格に連動することを目指した上場投資信託証券に投資します。一般に、金価格は、金の需給の変化や為替・金利動向等の様々な要因の影響を受けて変動します。金価格が下落した場合、組入上場投資信託証券の価格も下がり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ホ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ヘ) 為替変動リスク

① (為替ヘッジあり)

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

原則として対円で為替ヘッジを行うため為替の変動による影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、「先進国株インデックスヘッジ有」および「Gリートインデックスヘッジ有」については、一部の通貨建資産について為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。

② (限定為替ヘッジ)

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

「新興国株インデックスヘッジ有」については、外貨建資産とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行います。したがって、米ドル建て資産については、為替の変動による影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。また、実質的な通貨配分にかかわらず、米ドル売り円買いの為替取引を行うため、米ドル以外の組入通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。

なお、円金利が米ドルの金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

③ (為替ヘッジなし)

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

(ト) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

(チ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

なお、海外の取引所によっては、長期間にわたる個別銘柄の売買停止措置がとられることがあり、そのような場合には一般社団法人投資信託協会規則もしくは委託会社の社内ルールに従って、当該有価証券の評価を行います。

(リ) 対象インデックスの動きと連動しない要因

各ファンドは、特定の指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、各対象インデックスの動きに連動しないことがあります。

- ・有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
- ・追加設定・一部解約により組入有価証券の売買のタイミング差が生じること
- ・インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差が影響すること
- ・利用可能な指数先物と対象インデックスの動きに不一致が生じること
- ・「ゴールドヘッジ有」および「ゴールドヘッジ無」は、金の指標価格と当該指標との連動を目指した上場投資信託証券の取引価格の動きに不一致が生じること

(ヌ) 外国税制に関する留意点

投資対象国によっては、有価証券の売買を行う際の売買益等に対して課税される場合があります。将来、これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合、基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(ル) ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(ロ) 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

(ワ) 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ロ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

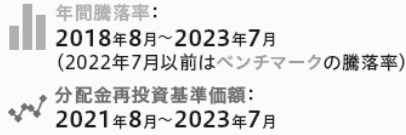
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

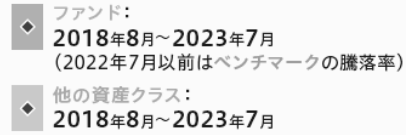
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

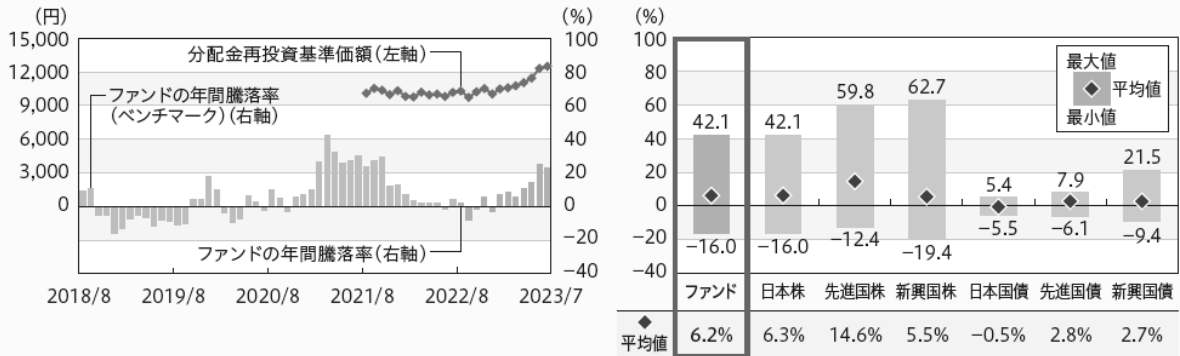


ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

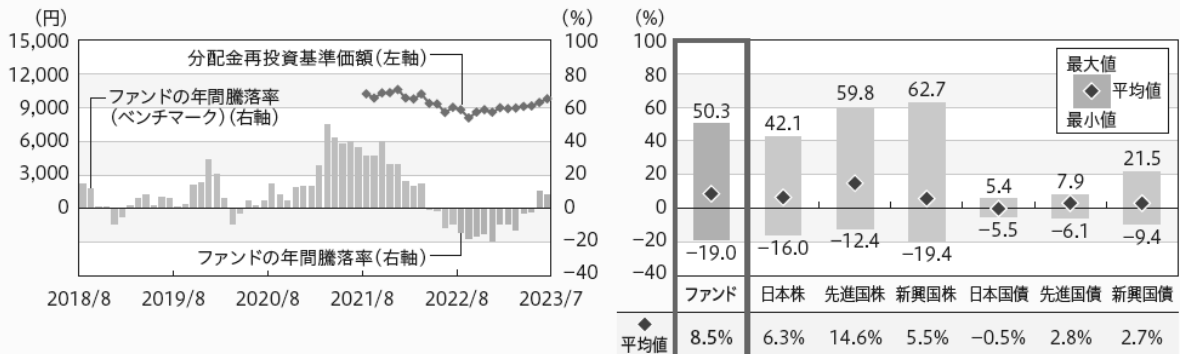
ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



日本株インデックス (ベンチマーク: TOPIX (東証株価指数、配当込み))



先進国株インデックスヘッジ有 (ベンチマーク: MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ヘッジ換算ベース))



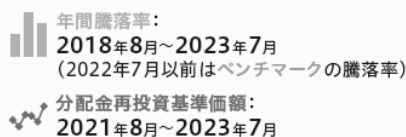
※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



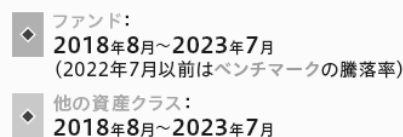
各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



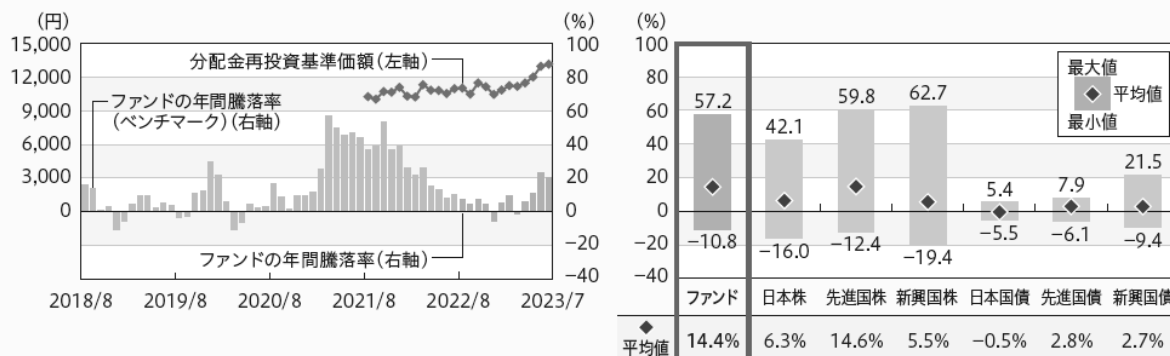
ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



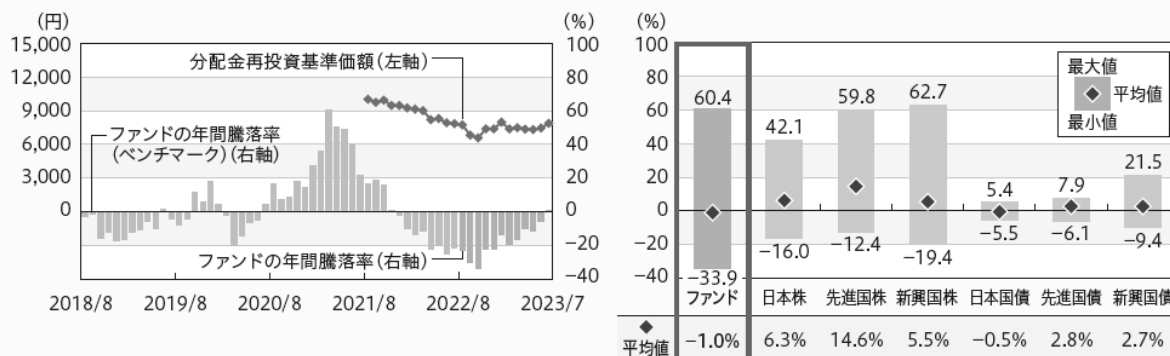
ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



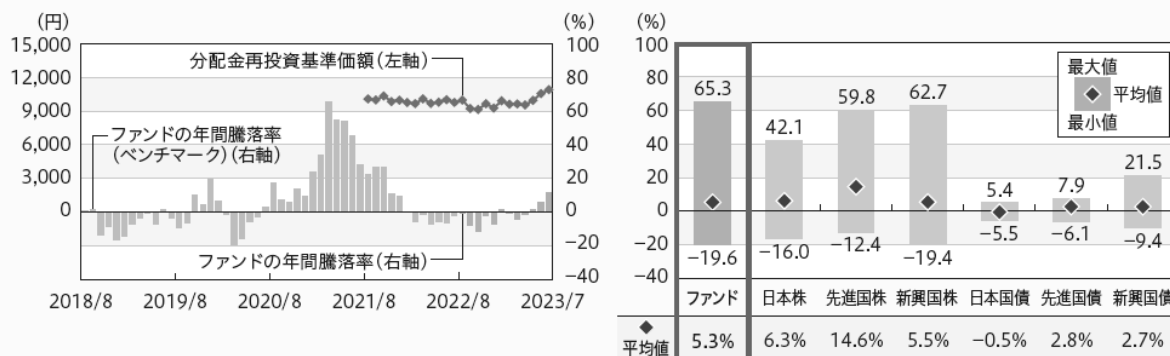
先進国株インデックスヘッジ無 (ベンチマーク:MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース))



新興国株インデックスヘッジ有 (ベンチマーク:MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、米ドル円ヘッジ換算ベース))



新興国株インデックスヘッジ無 (ベンチマーク:MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース))

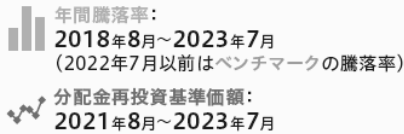


※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

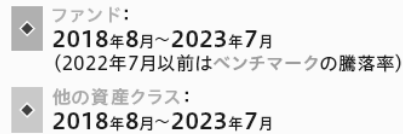
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

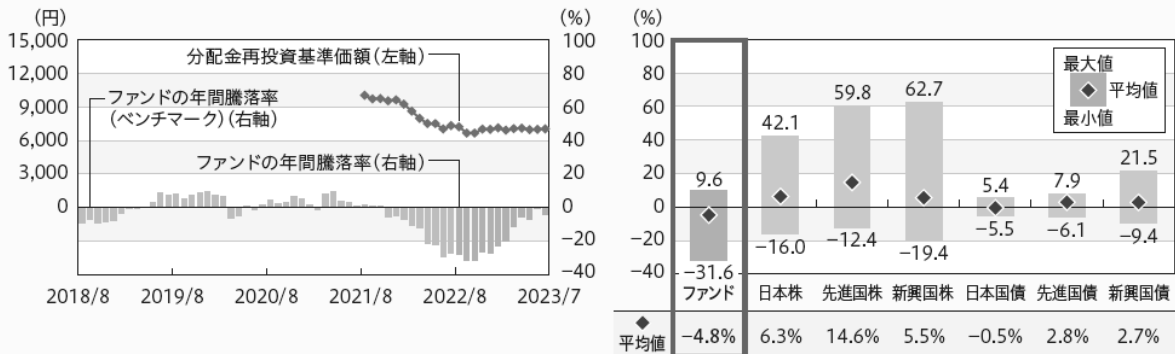


ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

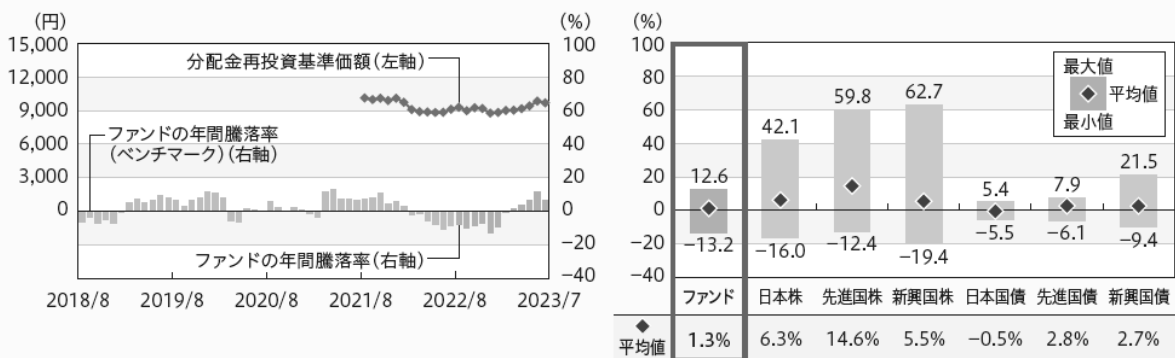
ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



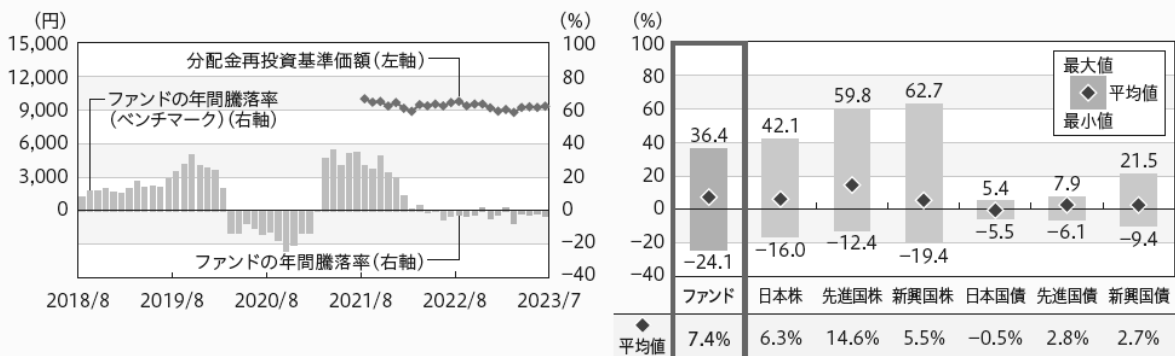
■新興国債インデックスヘッジ有 (ベンチマーク: JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円ヘッジ換算ベース))



■新興国債インデックスヘッジ無 (ベンチマーク: JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース))



■Jリートインデックス (ベンチマーク: 東証REIT指数(配当込み))

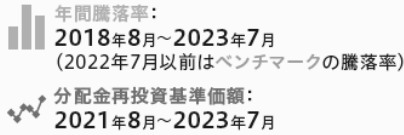


※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

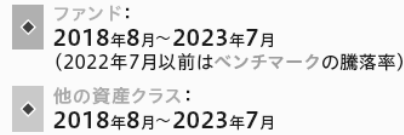
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

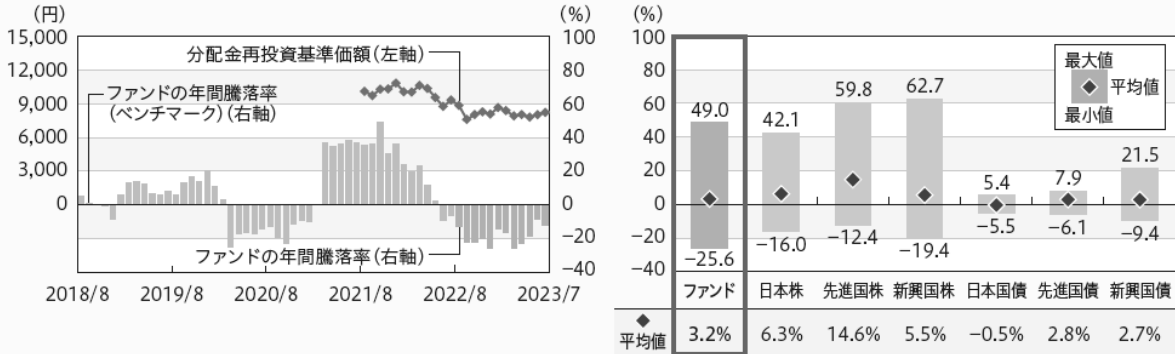


ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

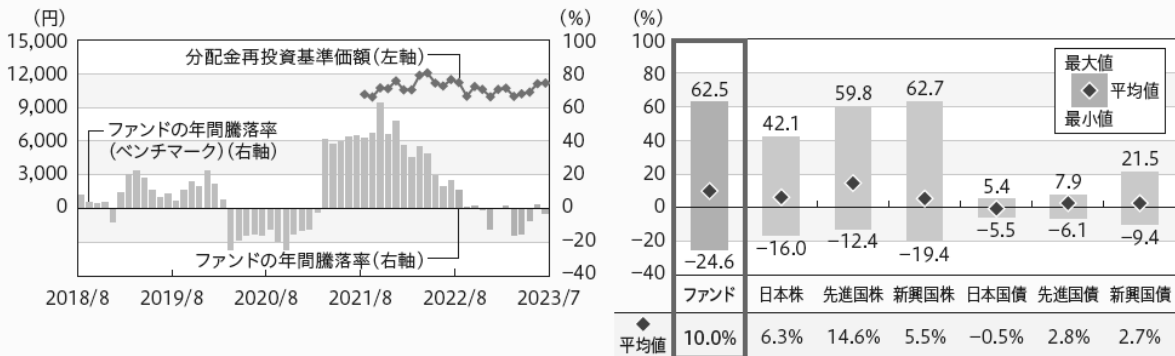
ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



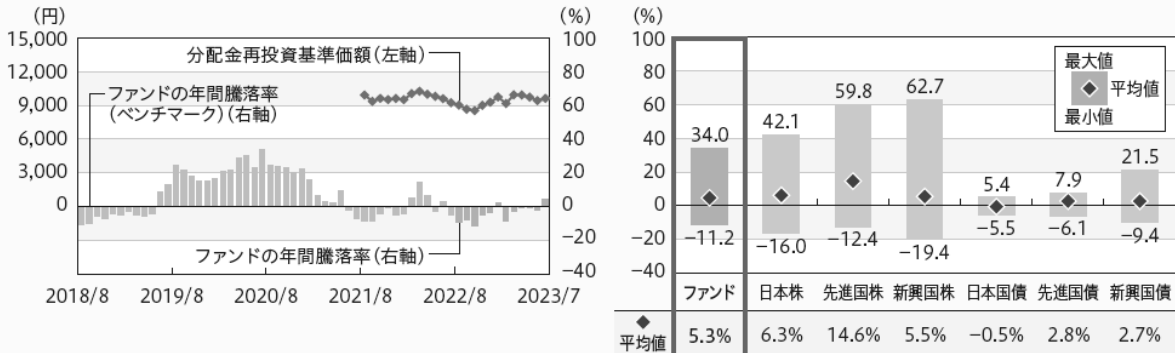
■Gリートインデックスヘッジ有 (ベンチマーク：S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円ヘッジ換算ベース))



■Gリートインデックスヘッジ無 (ベンチマーク：S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース))



■ゴールドヘッジ有 (ベンチマーク：LBMA金価格(円ヘッジ換算ベース))

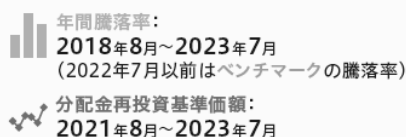


※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

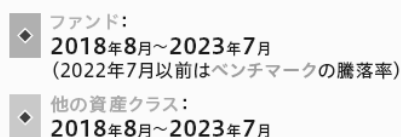
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

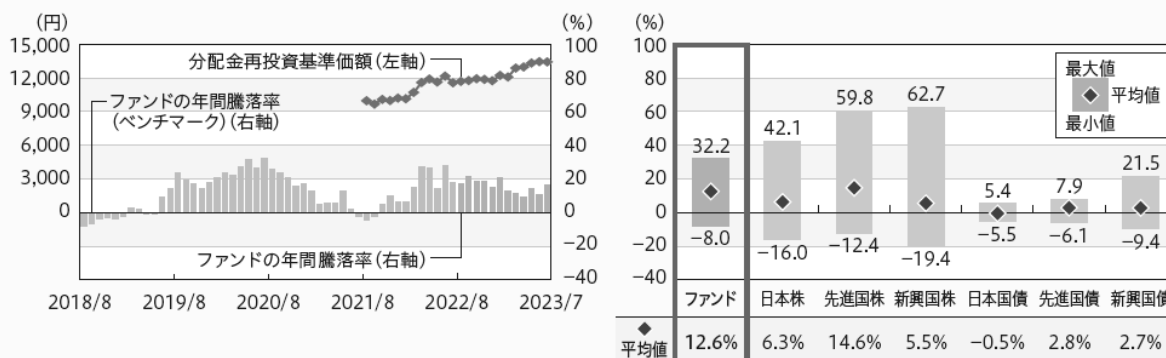


ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



■ゴールドヘッジ無 (ベンチマーク: LBMA金価格(円換算ベース))



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

<信託報酬率およびその配分>

ファンド名	信託報酬率	配分（税抜き）		
		委託会社	販売会社	受託会社
日本株インデックス	年0.121% (税抜き0.11%)	年0.06%	年0.03%	年0.02%
先進国株インデックスヘッジ有 先進国株インデックスヘッジ無	年0.121% (税抜き0.11%)	年0.06%	年0.03%	年0.02%
新興国株インデックスヘッジ有 新興国株インデックスヘッジ無	年0.198% (税抜き0.18%)	年0.13%	年0.03%	年0.02%
日本債インデックス	年0.11% (税抜き0.1%)	年0.055%	年0.025%	年0.02%
先進国債インデックスヘッジ有 先進国債インデックスヘッジ無	年0.121% (税抜き0.11%)	年0.06%	年0.03%	年0.02%
新興国債インデックスヘッジ有 新興国債インデックスヘッジ無	年0.198% (税抜き0.18%)	年0.13%	年0.03%	年0.02%
Jリートインデックス	年0.1375% (税抜き0.125%)	年0.075%	年0.03%	年0.02%
Gリートインデックスヘッジ有 Gリートインデックスヘッジ無	年0.154% (税抜き0.14%)	年0.09%	年0.03%	年0.02%
ゴールドヘッジ有 ゴールドヘッジ無	年0.198% (税抜き0.18%)	年0.13%	年0.03%	年0.02%
マザーファンドが投資対象とする投資信託	年0.25%程度*			
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して年0.448%（税抜き0.43%）程度*			
<p>*投資対象とする投資信託の運用管理費用は、管理費用が最大の投資信託の数値を用いています。なお、管理費用は年度によって異なることや実際の組入状況等により実質的な負担も変動します。また、年間最低報酬額等が定められている場合があるため、純資産総額によっては、上記の料率を上回ることがあります。</p> <p>上記の料率は、2023年7月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。</p> <p>※投資対象とする投資信託の変更等に伴い、実質的な負担が変更となる場合があります。</p>				

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

(4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、「新興国債インデックスヘッジ有」、「新興国債インデックスヘッジ無」、「ゴールドヘッジ有」および「ゴールドヘッジ無」は各計算期末または信託終了のときに、その他のファンドは毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

※ リートを実質的な主要投資対象とするファンドでは、株式と同様に取引所等の市場で売買される多数の銘柄のリートの中から、約款上の選定基準に従って適宜組入銘柄を選定して分散投資を行い、また売却を行いますので、組み入れるリーートの銘柄や構成比は流動的となります。
 リートの多くは法人形態をとっており、その費用には、運用者等に支払う費用以外に、一般の会社と同じように多種多様なものがあり、また、国・地域によっては、開示する項目の基準が異なります。
 したがって、委託会社において、ファンドが実質的に組み入れる様々なリーートの費用等を網羅的に調査し、ファンドへの投資等のための参考になるような情報として、その上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（1）～（4）にかかる手数料等および投資対象のリーートの組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

- イ 個別元本について
 - (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
 - (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつ

ど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

(ハ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

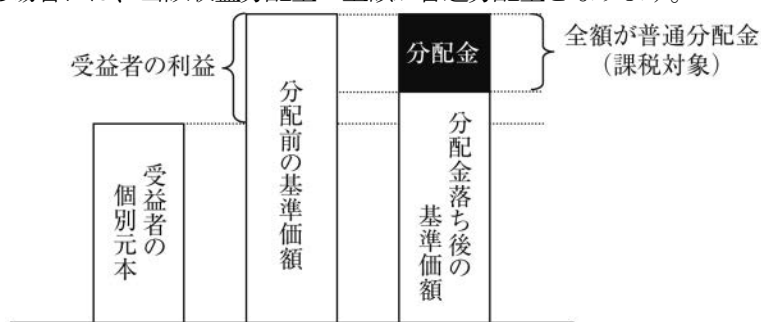
ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

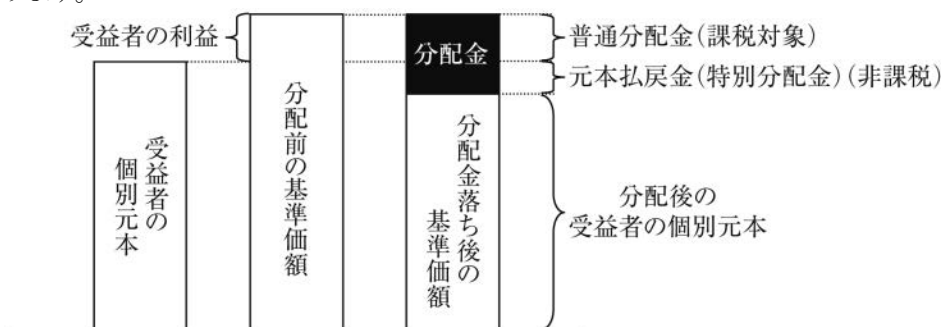
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課

税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、「日本株インデックス」は、配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。

その他のファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2023年7月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2021年8月3日～2022年8月1日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
日本株インデックス	0.13%	0.12%	0.01%
先進国株インデックスヘッジ有	0.17%	0.12%	0.04%
先進国株インデックスヘッジ無	0.17%	0.12%	0.05%
新興国株インデックスヘッジ有	0.31%	0.20%	0.11%
新興国株インデックスヘッジ無	0.31%	0.20%	0.12%
日本債インデックス	0.11%	0.11%	0.00%
先進国債インデックスヘッジ有	0.19%	0.12%	0.07%
先進国債インデックスヘッジ無	0.17%	0.12%	0.04%
新興国債インデックスヘッジ有	0.24%	0.20%	0.04%
新興国債インデックスヘッジ無	0.24%	0.20%	0.04%
Jリートインデックス	0.14%	0.14%	0.01%
Gリートインデックスヘッジ有	0.26%	0.15%	0.11%
Gリートインデックスヘッジ無	0.26%	0.15%	0.11%
ゴールドヘッジ有	0.41%	0.20%	0.22%
ゴールドヘッジ無	0.41%	0.20%	0.21%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。

※当ファンド(ゴールドヘッジ有およびゴールドヘッジ無を除く)が上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。ゴールドヘッジ有およびゴールドヘッジ無は、投資しているETFの費用は、その他費用に含めています。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

日興FWS・日本株インデックス

2023年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	7,276,860,431	100.05
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△3,670,047	△0.05
合計（純資産総額）		7,273,190,384	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）

2023年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,301,116,736	101.08
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△24,570,972	△1.08
合計（純資産総額）		2,276,545,764	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	-	2,255,737,180	△99.09

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）

2023年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	15,591,242,905	100.05
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△7,724,958	△0.05
合計（純資産総額）		15,583,517,947	100.00

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）

2023年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,576,312,344	101.23

現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△19,133,398	△1.23
合計（純資産総額）		1,557,178,946	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計（円）	投資比率 （%）
為替予約取引	売建	-	1,534,410,773	△98.54

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）

2023年7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
親投資信託受益証券	日本	5,119,720,723	100.08
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△4,126,641	△0.08
合計（純資産総額）		5,115,594,082	100.00

日興FWS・日本債インデックス

2023年7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
親投資信託受益証券	日本	10,737,584,217	100.05
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△5,276,192	△0.05
合計（純資産総額）		10,732,308,025	100.00

日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）

2023年7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
親投資信託受益証券	日本	759,589,242	100.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△454,264	△0.06
合計（純資産総額）		759,134,978	100.00

日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）

2023年7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
親投資信託受益証券	日本	2,360,376,395	100.05
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△1,233,895	△0.05
合計（純資産総額）		2,359,142,500	100.00

日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）

2023年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	444,388,464	99.84
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	727,533	0.16
合計（純資産総額）		445,115,997	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	-	442,466,325	△99.40

日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）

2023年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,816,851,389	99.15
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	24,266,093	0.85
合計（純資産総額）		2,841,117,482	100.00

日興FWS・Jリートインデックス

2023年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,469,395,632	100.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△871,951	△0.06
合計（純資産総額）		1,468,523,681	100.00

日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）

2023年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	283,703,049	101.10
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△3,088,569	△1.10
合計（純資産総額）		280,614,480	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
----	-----------	------	---------	-------------

為替予約取引	売建	-	286,844,290	△102.22
--------	----	---	-------------	---------

日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）

2023年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,708,763,533	100.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△1,099,746	△0.06
合計（純資産総額）		1,707,663,787	100.00

日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）

2023年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	489,846,900	101.14
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△5,499,793	△1.14
合計（純資産総額）		484,347,107	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	-	483,795,431	△99.89

日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）

2023年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	4,807,402,680	100.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	72,467	0.00
合計（純資産総額）		4,807,475,147	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

日興FWS・日本株インデックス

イ 主要投資銘柄

2023年7月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価	評価額 (円)	投資 比率
----------	----	-----	----	-------------	-------------	-----------	------------	----------

						(円)		(%)
日本	親投資 信託受 益証券	国内株式インデッ クス・マザーファ ンド (B号)	1,797,110,647	3.3997	6,109,677,255	4.0492	7,276,860,431	100.05

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2023年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.05
合 計	100.05

日興FWS・先進国株インデックス (為替ヘッジあり)

イ 主要投資銘柄

2023年7月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	外国株式インデッ クス・マザーファ ンド	317,820,634	6.0963	1,937,540,756	7.2403	2,301,116,736	101.08

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2023年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	101.08
合 計	101.08

日興FWS・先進国株インデックス (為替ヘッジなし)

イ 主要投資銘柄

2023年7月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	外国株式インデッ クス・マザーファ ンド	2,153,397,360	6.1643	13,274,208,767	7.2403	15,591,242,905	100.05

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2023年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
----	----------

親投資信託受益証券	100.05
合 計	100.05

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）

イ 主要投資銘柄

2023年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	エマージング株式 インデックス・マ ザーファンド	844,754,740	1.6467	1,391,028,912	1.8660	1,576,312,344	101.23

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2023年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	101.23
合 計	101.23

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）

イ 主要投資銘柄

2023年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	エマージング株式 インデックス・マ ザーファンド	2,743,687,419	1.6598	4,554,024,327	1.8660	5,119,720,723	100.08

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2023年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.08
合 計	100.08

日興FWS・日本債インデックス

イ 主要投資銘柄

2023年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価	評価額 (円)	投資 比率
------	----	-----	----	-------------	-------------	-----------	------------	----------

						(円)		(%)
日本	親投資 信託受 益証券	国内債券 (NOM URA-BPI) マザーファンド	7,933,784,703	1.3700	10,869,376,926	1.3534	10,737,584,217	100.05

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2023年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.05
合計	100.05

日興FWS・先進国債インデックス (為替ヘッジあり)

イ 主要投資銘柄

2023年7月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	ヘッジ付き外国債 券パッシブ・マザ ーファンド	616,649,815	1.3256	817,444,202	1.2318	759,589,242	100.06

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2023年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.06
合計	100.06

日興FWS・先進国債インデックス (為替ヘッジなし)

イ 主要投資銘柄

2023年7月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	外国債券パッシ ブ・マザーファン ド	1,139,837,935	2.0117	2,292,982,697	2.0708	2,360,376,395	100.05

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2023年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
----	----------

親投資信託受益証券	100.05
合 計	100.05

日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）

イ 主要投資銘柄

2023年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	米ドル建て新興国 債インデックス・ マザーファンド	451,064,215	0.9236	416,593,976	0.9852	444,388,464	99.84

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2023年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.84
合 計	99.84

日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）

イ 主要投資銘柄

2023年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	米ドル建て新興国 債インデックス・ マザーファンド	2,859,167,062	0.9300	2,659,133,126	0.9852	2,816,851,389	99.15

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2023年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.15
合 計	99.15

日興FWS・Jリートインデックス

イ 主要投資銘柄

2023年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価	評価額 (円)	投資 比率
------	----	-----	----	-------------	-------------	-----------	------------	----------

						(円)		(%)
日本	親投資 信託受 益証券	Jリート・インデ ックス・マザーフ アンド	554,844,856	2.6898	1,492,423,240	2.6483	1,469,395,632	100.06

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2023年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.06
合計	100.06

日興FWS・Gリートインデックス (為替ヘッジあり)

イ 主要投資銘柄

2023年7月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	外国リート・イン デックス・マザー ファンド	95,790,610	2.8972	277,527,854	2.9617	283,703,049	101.10

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2023年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	101.10
合計	101.10

日興FWS・Gリートインデックス (為替ヘッジなし)

イ 主要投資銘柄

2023年7月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	外国リート・イン デックス・マザー ファンド	576,953,619	2.9066	1,676,946,879	2.9617	1,708,763,533	100.06

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2023年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
----	----------

親投資信託受益証券	100.06
合 計	100.06

日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）

イ 主要投資銘柄

2023年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	ゴールド・インデ ックス・マザーフ アンド	363,900,825	1.1858	431,508,143	1.3461	489,846,900	101.14

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2023年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	101.14
合 計	101.14

日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）

イ 主要投資銘柄

2023年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	ゴールド・インデ ックス・マザーフ アンド	3,571,356,274	1.1970	4,274,867,133	1.3461	4,807,402,680	100.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2023年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.00
合 計	100.00

②【投資不動産物件】

日興FWS・日本株インデックス

該当事項はありません。

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）
該当事項はありません。

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）
該当事項はありません。

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）
該当事項はありません。

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）
該当事項はありません。

日興FWS・日本債インデックス
該当事項はありません。

日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）
該当事項はありません。

日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）
該当事項はありません。

日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）
該当事項はありません。

日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）
該当事項はありません。

日興FWS・Jリートインデックス
該当事項はありません。

日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

日興FWS・日本株インデックス

該当事項はありません。

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）

2023年7月31日現在

種類	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	売建	12,292,249.14	1,708,574,113	1,727,176,551	△75.87
	ユーロ	売建	1,428,042.45	219,248,704	221,343,294	△9.72
	イギリス・ポンド	売建	532,306.64	95,847,808	96,147,460	△4.22
	カナダ・ドル	売建	720,275.68	75,786,217	76,369,677	△3.35
	スイス・フラン	売建	409,492.48	65,095,817	66,268,413	△2.91
	オーストラリア・ドル	売建	507,654.28	47,454,399	47,571,977	△2.09
	スウェーデン・クローナ	売建	1,562,989.09	20,449,524	20,859,808	△0.92

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）

2023年7月31日現在

種類	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	売建	10,920,342.52	1,517,598,767	1,534,410,773	△98.54

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

日興FWS・新興国株インデックス (為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

日興FWS・日本債インデックス

該当事項はありません。

日興FWS・先進国債インデックス (為替ヘッジあり)

該当事項はありません。

日興FWS・先進国債インデックス (為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

日興FWS・新興国債インデックス (為替ヘッジあり)

2023年7月31日現在

種類	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	売建	3,150,000.00	439,200,405	442,466,325	△99.40

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

日興FWS・新興国債インデックス (為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

日興FWS・Jリートインデックス

該当事項はありません。

日興FWS・Gリートインデックス (為替ヘッジあり)

2023年7月31日現在

種類	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	売建	1,615,166.49	224,491,108	226,946,073	△80.87
	オーストラリア・ドル	売建	193,696.64	18,106,579	18,151,195	△6.47
	イギリス・ポンド	売建	73,281.07	13,195,031	13,236,333	△4.72
	ユーロ	売建	66,000.26	10,134,096	10,229,887	△3.65
	シンガポール・ドル	売建	94,513.98	9,827,333	9,984,702	△3.56
	カナダ・ドル	売建	43,991.28	4,629,229	4,664,325	△1.66
	香港・ドル	売建	201,552.57	3,582,335	3,631,775	△1.29

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

日興FWS・Gリートインデックス (為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

日興FWS・ゴールド (為替ヘッジあり)

2023年7月31日現在

種類	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	売建	3,448,000.00	477,586,537	483,795,431	△99.89

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

日興FWS・ゴールド (為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

日興FWS・日本株インデックス

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年8月1日)	2,799,088,382	2,799,088,382	10,285	10,285
第2期 (2023年7月31日)	7,273,190,384	7,273,190,384	12,493	12,493
2022年7月末日	2,746,744,317	-	10,181	-
8月末日	3,144,671,200	-	10,301	-

9月末日	3,984,769,039	-	9,732	-
10月末日	3,847,677,552	-	10,226	-
11月末日	4,348,561,034	-	10,525	-
12月末日	4,564,950,528	-	10,042	-
2023年1月末日	4,877,231,161	-	10,485	-
2月末日	5,114,200,512	-	10,582	-
3月末日	5,359,889,230	-	10,761	-
4月末日	5,620,640,043	-	11,049	-
5月末日	6,151,152,312	-	11,446	-
6月末日	6,930,671,393	-	12,310	-
7月末日	7,273,190,384	-	12,493	-

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年8月1日)	1,248,913,323	1,248,913,323	9,157	9,157
第2期 (2023年7月31日)	2,276,545,764	2,276,545,764	9,803	9,803
2022年7月末日	1,220,539,698	-	9,041	-
8月末日	1,219,366,509	-	8,832	-
9月末日	1,174,310,690	-	8,094	-
10月末日	1,176,529,208	-	8,620	-
11月末日	1,553,562,966	-	8,822	-
12月末日	1,725,223,216	-	8,601	-
2023年1月末日	1,857,778,198	-	8,994	-
2月末日	1,921,975,181	-	8,927	-
3月末日	1,962,482,387	-	8,973	-
4月末日	2,019,867,831	-	9,124	-
5月末日	2,053,532,503	-	9,168	-
6月末日	2,200,723,988	-	9,471	-
7月末日	2,276,545,764	-	9,803	-

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年8月1日)	4,920,711,373	4,920,711,373	10,977	10,977
第2期 (2023年7月31日)	15,583,517,947	15,583,517,947	13,165	13,165
2022年7月末日	4,849,375,654	-	10,968	-
8月末日	5,551,180,976	-	11,041	-

9月末日	7,333,958,033	-	10,492	-
10月末日	8,636,924,704	-	11,495	-
11月末日	8,980,884,698	-	11,155	-
12月末日	9,294,555,975	-	10,469	-
2023年1月末日	9,885,500,715	-	10,863	-
2月末日	10,732,975,277	-	11,243	-
3月末日	11,022,515,382	-	11,185	-
4月末日	11,578,342,514	-	11,490	-
5月末日	12,983,402,708	-	12,024	-
6月末日	14,732,343,806	-	12,969	-
7月末日	15,583,517,947	-	13,165	-

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年8月1日)	799,117,318	799,117,318	7,793	7,793
第2期 (2023年7月31日)	1,557,178,946	1,557,178,946	7,872	7,872
2022年7月末日	797,047,676	-	7,834	-
8月末日	799,595,041	-	7,728	-
9月末日	745,266,650	-	6,816	-
10月末日	861,416,963	-	6,577	-
11月末日	1,182,752,410	-	7,377	-
12月末日	1,317,728,458	-	7,379	-
2023年1月末日	1,479,428,847	-	7,982	-
2月末日	1,417,749,525	-	7,368	-
3月末日	1,439,161,401	-	7,487	-
4月末日	1,403,686,660	-	7,355	-
5月末日	1,403,315,466	-	7,318	-
6月末日	1,473,758,298	-	7,454	-
7月末日	1,557,178,946	-	7,872	-

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年8月1日)	1,592,980,698	1,592,980,698	9,596	9,596
第2期 (2023年7月31日)	5,115,594,082	5,115,594,082	10,903	10,903
2022年7月末日	1,601,427,690	-	9,769	-
8月末日	1,849,038,329	-	9,969	-

9月末日	2,222,175,621	-	9,216	-
10月末日	2,777,772,970	-	9,141	-
11月末日	3,142,828,114	-	9,649	-
12月末日	3,262,081,949	-	9,265	-
2023年1月末日	3,558,988,280	-	9,910	-
2月末日	3,588,254,717	-	9,616	-
3月末日	3,758,963,549	-	9,631	-
4月末日	3,803,814,571	-	9,545	-
5月末日	4,214,743,416	-	9,948	-
6月末日	4,754,475,645	-	10,552	-
7月末日	5,115,594,082	-	10,903	-

日興FWS・日本債インデックス

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年8月1日)	4,102,674,873	4,102,674,873	9,693	9,693
第2期 (2023年7月31日)	10,732,308,025	10,732,308,025	9,498	9,498
2022年7月末日	4,076,606,770	-	9,707	-
8月末日	4,524,331,924	-	9,684	-
9月末日	5,705,256,295	-	9,580	-
10月末日	6,748,369,048	-	9,568	-
11月末日	7,402,378,275	-	9,520	-
12月末日	8,137,757,928	-	9,395	-
2023年1月末日	8,283,370,808	-	9,370	-
2月末日	8,625,805,008	-	9,475	-
3月末日	9,025,091,501	-	9,606	-
4月末日	9,263,953,998	-	9,633	-
5月末日	9,767,136,660	-	9,623	-
6月末日	10,357,498,040	-	9,646	-
7月末日	10,732,308,025	-	9,498	-

日興FWS・先進国債インデックス (為替ヘッジあり)

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年8月1日)	697,412,778	697,412,778	8,902	8,902
第2期 (2023年7月31日)	759,134,978	759,134,978	8,008	8,008
2022年7月末日	694,724,714	-	8,880	-
8月末日	667,709,417	-	8,573	-

9月末日	658,195,500	-	8,210	-
10月末日	575,770,629	-	8,192	-
11月末日	644,616,444	-	8,310	-
12月末日	675,571,132	-	8,142	-
2023年1月末日	708,002,289	-	8,261	-
2月末日	704,834,683	-	8,063	-
3月末日	710,901,982	-	8,208	-
4月末日	726,001,982	-	8,173	-
5月末日	733,306,508	-	8,103	-
6月末日	765,643,707	-	8,049	-
7月末日	759,134,978	-	8,008	-

日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年8月1日)	599,972,982	599,972,982	10,152	10,152
第2期 (2023年7月31日)	2,359,142,500	2,359,142,500	10,357	10,357
2022年7月末日	598,914,990	-	10,244	-
8月末日	665,491,963	-	10,121	-
9月末日	843,970,401	-	10,027	-
10月末日	1,485,266,554	-	10,313	-
11月末日	1,531,904,691	-	10,005	-
12月末日	1,606,922,403	-	9,514	-
2023年1月末日	1,663,224,994	-	9,625	-
2月末日	1,754,455,686	-	9,739	-
3月末日	1,849,083,216	-	9,860	-
4月末日	1,907,322,355	-	9,930	-
5月末日	2,082,902,465	-	10,184	-
6月末日	2,294,270,133	-	10,586	-
7月末日	2,359,142,500	-	10,357	-

日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年8月1日)	499,040,748	499,040,748	7,390	7,390
第2期 (2023年7月31日)	445,115,997	445,115,997	7,042	7,042
2022年7月末日	493,686,158	-	7,331	-
8月末日	372,259,719	-	7,227	-

9月末日	361,621,535	-	6,670	-
10月末日	302,392,634	-	6,674	-
11月末日	369,550,094	-	7,022	-
12月末日	397,946,050	-	6,993	-
2023年1月末日	418,786,860	-	7,127	-
2月末日	415,473,574	-	6,932	-
3月末日	422,161,919	-	7,063	-
4月末日	430,885,758	-	7,106	-
5月末日	426,975,192	-	6,972	-
6月末日	445,006,643	-	6,995	-
7月末日	445,115,997	-	7,042	-

日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年8月1日)	909,275,454	909,275,454	9,071	9,071
第2期 (2023年7月31日)	2,841,117,482	2,841,117,482	9,685	9,685
2022年7月末日	901,127,872	-	9,107	-
8月末日	1,031,186,460	-	9,284	-
9月末日	1,259,270,914	-	8,987	-
10月末日	1,731,095,139	-	9,246	-
11月末日	1,818,676,228	-	9,176	-
12月末日	1,905,126,024	-	8,768	-
2023年1月末日	1,959,532,617	-	8,832	-
2月末日	2,083,649,992	-	9,007	-
3月末日	2,174,111,166	-	9,031	-
4月末日	2,254,705,990	-	9,166	-
5月末日	2,480,050,748	-	9,415	-
6月末日	2,761,193,261	-	9,842	-
7月末日	2,841,117,482	-	9,685	-

日興FWS・Jリートインデックス

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年8月1日)	660,722,369	660,722,369	9,752	9,752
第2期 (2023年7月31日)	1,468,523,681	1,468,523,681	9,355	9,355
2022年7月末日	652,452,355	-	9,687	-
8月末日	731,019,847	-	9,800	-

9月末日	864,885,948	-	9,394	-
10月末日	923,377,243	-	9,552	-
11月末日	1,011,676,193	-	9,551	-
12月末日	1,065,546,181	-	9,214	-
2023年1月末日	1,062,869,901	-	8,922	-
2月末日	1,129,875,856	-	9,060	-
3月末日	1,137,110,741	-	8,801	-
4月末日	1,227,358,904	-	9,247	-
5月末日	1,311,557,014	-	9,306	-
6月末日	1,390,140,176	-	9,248	-
7月末日	1,468,523,681	-	9,355	-

日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年8月1日)	223,557,535	223,557,535	9,413	9,413
第2期 (2023年7月31日)	280,614,480	280,614,480	8,241	8,241
2022年7月末日	220,159,862	-	9,343	-
8月末日	210,878,683	-	8,862	-
9月末日	187,318,666	-	7,611	-
10月末日	176,211,382	-	8,043	-
11月末日	223,854,255	-	8,290	-
12月末日	237,148,304	-	8,085	-
2023年1月末日	263,912,187	-	8,669	-
2月末日	268,958,445	-	8,403	-
3月末日	253,999,104	-	7,926	-
4月末日	262,634,393	-	8,042	-
5月末日	259,632,709	-	7,819	-
6月末日	277,005,017	-	8,035	-
7月末日	280,614,480	-	8,241	-

日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年8月1日)	705,091,584	705,091,584	11,414	11,414
第2期 (2023年7月31日)	1,707,663,787	1,707,663,787	11,161	11,161
2022年7月末日	701,258,743	-	11,468	-
8月末日	780,666,116	-	11,216	-

9月末日	900,345,566	-	9,989	-
10月末日	1,041,687,937	-	10,859	-
11月末日	1,086,817,425	-	10,599	-
12月末日	1,117,131,099	-	9,940	-
2023年1月末日	1,218,736,830	-	10,597	-
2月末日	1,281,918,892	-	10,712	-
3月末日	1,243,335,137	-	9,976	-
4月末日	1,303,652,162	-	10,205	-
5月末日	1,414,282,632	-	10,357	-
6月末日	1,622,800,318	-	11,105	-
7月末日	1,707,663,787	-	11,161	-

日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年8月1日)	379,591,347	379,591,347	9,260	9,260
第2期 (2023年7月31日)	484,347,107	484,347,107	9,620	9,620
2022年7月末日	377,650,517	-	9,234	-
8月末日	365,073,648	-	9,022	-
9月末日	361,105,504	-	8,652	-
10月末日	320,254,535	-	8,534	-
11月末日	377,477,689	-	9,007	-
12月末日	425,918,939	-	9,278	-
2023年1月末日	460,987,548	-	9,747	-
2月末日	445,055,525	-	9,165	-
3月末日	479,223,284	-	9,936	-
4月末日	484,737,074	-	9,924	-
5月末日	479,500,932	-	9,728	-
6月末日	476,266,525	-	9,418	-
7月末日	484,347,107	-	9,620	-

日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年8月1日)	1,659,064,454	1,659,064,454	11,456	11,456
第2期 (2023年7月31日)	4,807,475,147	4,807,475,147	13,424	13,424
2022年7月末日	1,663,070,570	-	11,563	-
8月末日	1,843,637,498	-	11,685	-

9 月末日	2,228,593,071	-	11,763	-
10 月末日	2,908,268,030	-	11,921	-
11 月末日	3,063,773,757	-	11,861	-
12 月末日	3,331,188,004	-	11,750	-
2023 年 1 月末日	3,530,268,876	-	12,220	-
2 月末日	3,612,166,902	-	12,077	-
3 月末日	3,959,940,435	-	12,876	-
4 月末日	4,057,556,183	-	12,973	-
5 月末日	4,361,011,278	-	13,326	-
6 月末日	4,626,659,825	-	13,450	-
7 月末日	4,807,475,147	-	13,424	-

②【分配の推移】

日興FWS・日本株インデックス

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
第 1 期	2021 年 8 月 3 日～2022 年 8 月 1 日	0
第 2 期	2022 年 8 月 2 日～2023 年 7 月 31 日	0

日興FWS・先進国株インデックス (為替ヘッジあり)

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
第 1 期	2021 年 8 月 3 日～2022 年 8 月 1 日	0
第 2 期	2022 年 8 月 2 日～2023 年 7 月 31 日	0

日興FWS・先進国株インデックス (為替ヘッジなし)

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
第 1 期	2021 年 8 月 3 日～2022 年 8 月 1 日	0
第 2 期	2022 年 8 月 2 日～2023 年 7 月 31 日	0

日興FWS・新興国株インデックス (為替ヘッジあり)

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
第 1 期	2021 年 8 月 3 日～2022 年 8 月 1 日	0
第 2 期	2022 年 8 月 2 日～2023 年 7 月 31 日	0

日興FWS・新興国株インデックス (為替ヘッジなし)

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)

第1期	2021年8月3日～2022年8月1日	0
第2期	2022年8月2日～2023年7月31日	0

日興FWS・日本債インデックス

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2021年8月3日～2022年8月1日	0
第2期	2022年8月2日～2023年7月31日	0

日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2021年8月3日～2022年8月1日	0
第2期	2022年8月2日～2023年7月31日	0

日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2021年8月3日～2022年8月1日	0
第2期	2022年8月2日～2023年7月31日	0

日興FWS・新興国債インデックス(為替ヘッジあり)

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2021年8月3日～2022年8月1日	0
第2期	2022年8月2日～2023年7月31日	0

日興FWS・新興国債インデックス(為替ヘッジなし)

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2021年8月3日～2022年8月1日	0
第2期	2022年8月2日～2023年7月31日	0

日興FWS・Jリートインデックス

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2021年8月3日～2022年8月1日	0
第2期	2022年8月2日～2023年7月31日	0

日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり)

	計算期間	1万口当たり分配金 (円)
第1期	2021年8月3日～2022年8月1日	0
第2期	2022年8月2日～2023年7月31日	0

日興FWS・Gリートインデックス (為替ヘッジなし)

	計算期間	1万口当たり分配金 (円)
第1期	2021年8月3日～2022年8月1日	0
第2期	2022年8月2日～2023年7月31日	0

日興FWS・ゴールド (為替ヘッジあり)

	計算期間	1万口当たり分配金 (円)
第1期	2021年8月3日～2022年8月1日	0
第2期	2022年8月2日～2023年7月31日	0

日興FWS・ゴールド (為替ヘッジなし)

	計算期間	1万口当たり分配金 (円)
第1期	2021年8月3日～2022年8月1日	0
第2期	2022年8月2日～2023年7月31日	0

③【収益率の推移】

日興FWS・日本株インデックス

	収益率 (%)
第1期	2.9
第2期	21.5

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・先進国株インデックス (為替ヘッジあり)

	収益率 (%)
第1期	△8.4
第2期	7.1

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・先進国株インデックス (為替ヘッジなし)

	収益率 (%)
第 1 期	9.8
第 2 期	19.9

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・新興国株インデックス (為替ヘッジあり)

	収益率 (%)
第 1 期	△22.1
第 2 期	1.0

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・新興国株インデックス (為替ヘッジなし)

	収益率 (%)
第 1 期	△4.0
第 2 期	13.6

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・日本債インデックス

	収益率 (%)
第 1 期	△3.1
第 2 期	△2.0

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・先進国債インデックス (為替ヘッジあり)

	収益率 (%)
第 1 期	△11.0
第 2 期	△10.0

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・先進国債インデックス (為替ヘッジなし)

	収益率 (%)
第 1 期	1.5

第2期	2.0
-----	-----

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・新興国債インデックス (為替ヘッジあり)

	収益率 (%)
第1期	△26.1
第2期	△4.7

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・新興国債インデックス (為替ヘッジなし)

	収益率 (%)
第1期	△9.3
第2期	6.8

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・Jリートインデックス

	収益率 (%)
第1期	△2.5
第2期	△4.1

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・Gリートインデックス (為替ヘッジあり)

	収益率 (%)
第1期	△5.9
第2期	△12.5

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・Gリートインデックス (為替ヘッジなし)

	収益率 (%)
第1期	14.1
第2期	△2.2

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配

配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）

	収益率（%）
第1期	△7.4
第2期	3.9

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）

	収益率（%）
第1期	14.6
第2期	17.2

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（4）【設定及び解約の実績】

日興FWS・日本株インデックス

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2,890,422,774	168,911,148
第2期	4,297,436,756	1,197,309,718

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,404,107,104	40,263,404
第2期	1,519,173,996	560,820,462

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	4,695,605,698	212,948,338
第2期	8,789,526,644	1,435,143,891

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,069,832,666	44,346,404
第2期	1,424,902,597	472,336,385

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,780,724,937	120,670,708
第2期	3,496,690,057	465,030,283

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・日本債インデックス

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	4,507,092,311	274,639,349
第2期	8,024,842,487	957,166,018

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	819,677,926	36,239,986
第2期	486,790,484	322,210,248

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	628,252,986	37,254,796
第2期	1,885,666,023	198,801,468

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,033,256,409	357,926,095
第2期	377,079,050	420,354,931

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,073,795,109	71,378,806
第2期	2,199,858,549	268,648,368

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・Jリートインデックス

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	707,908,297	30,413,449
第2期	1,039,940,827	147,641,594

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	252,217,041	14,721,288
第2期	214,040,924	111,046,591

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	651,494,466	33,763,766
第2期	1,088,596,448	176,347,368

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	431,017,114	21,071,654
第2期	262,998,864	169,464,709

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,531,395,090	83,190,473
第2期	2,431,110,301	298,066,647

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

(1) 投資状況

国内株式インデックス・マザーファンド (B号)

2023年7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	266,719,195,530	98.88
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	-	3,023,103,819	1.12
合計 (純資産総額)		269,742,299,349	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	3,560,310,000	1.32
合計	買建	-	3,560,310,000	1.32

外国株式インデックス・マザーファンド

2023年7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	391,554,260,285	68.78
	イギリス	23,035,009,369	4.05
	カナダ	19,311,215,146	3.39
	フランス	18,352,417,163	3.22
	スイス	18,307,814,618	3.22
	ドイツ	14,050,966,798	2.47
	オランダ	11,139,433,928	1.96
	オーストラリア	10,667,537,085	1.87
	アイルランド	10,390,209,137	1.83
	スウェーデン	4,886,305,628	0.86
	デンマーク	4,798,566,337	0.84
	スペイン	4,134,305,924	0.73
	イタリア	3,059,894,696	0.54
	香港	3,056,939,705	0.54
	ジャージー	1,972,063,399	0.35
	シンガポール	1,900,124,711	0.33
	フィンランド	1,756,056,229	0.31
	ベルギー	1,267,165,471	0.22
	ノルウェー	1,072,815,491	0.19
	イスラエル	1,057,462,872	0.19
ケイマン諸島	996,655,684	0.18	
オランダ領キュ ラソー	847,512,845	0.15	
バミューダ	766,826,388	0.13	

	ニュージーランド	466,128,469	0.08
	ルクセンブルグ	319,796,589	0.06
	オーストリア	309,962,934	0.05
	ポルトガル	301,729,792	0.05
	リベリア	246,366,402	0.04
	パナマ	181,792,804	0.03
	マン島	104,654,705	0.02
	小計	550,311,990,604	96.67
投資証券	アメリカ	9,837,616,157	1.73
	オーストラリア	1,078,938,911	0.19
	シンガポール	212,950,370	0.04
	イギリス	207,244,173	0.04
	フランス	201,811,984	0.04
	香港	151,013,923	0.03
	カナダ	60,111,243	0.01
	ベルギー	56,656,337	0.01
	ケイマン諸島	46,707,148	0.01
	小計	11,853,050,246	2.08
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	7,130,639,744	1.25
合計（純資産総額）		569,295,680,594	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計（円）	投資比率 （%）
株価指数先物取引	買建	イギリス	320,259,222	0.06
株価指数先物取引	買建	ドイツ	1,089,345,270	0.19
株価指数先物取引	買建	アメリカ	5,682,060,168	1.00
株価指数先物取引	買建	オーストラリア	224,660,709	0.04
合計	買建	-	7,316,325,369	1.29

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計（円）	投資比率 （%）
為替予約取引	買建	-	2,305,067,671	0.40

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2023年7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
株式	ケイマン諸島	5,662,451,587	15.49
	台湾	4,676,483,388	12.79
	インド	4,556,736,455	12.47
	韓国	3,956,127,307	10.82
	中国	2,098,806,075	5.74
	ブラジル	1,669,147,155	4.57

	南アフリカ	1,061,558,948	2.90
	メキシコ	685,882,278	1.88
	タイ	623,939,006	1.71
	インドネシア	611,743,056	1.67
	マレーシア	435,119,054	1.19
	香港	320,737,956	0.88
	ポーランド	253,340,595	0.69
	フィリピン	203,509,145	0.56
	トルコ	197,552,121	0.54
	チリ	175,140,673	0.48
	アメリカ	144,810,530	0.40
	バミューダ	144,126,472	0.39
	ギリシャ	143,598,083	0.39
	ハンガリー	72,075,038	0.20
	チェコ	48,497,024	0.13
	コロンビア	33,603,976	0.09
	ルクセンブルグ	32,611,051	0.09
	エジプト	22,993,874	0.06
	オランダ	18,505,056	0.05
	シンガポール	7,157,691	0.02
	ペルー	6,391,300	0.02
	小計	27,862,644,894	76.23
投資信託受益証券	香港	1,598,522,924	4.37
投資証券	アメリカ	2,247,594,422	6.15
	メキシコ	203,623,953	0.56
	ブラジル	72,636,880	0.20
	南アフリカ	9,715,676	0.03
	小計	2,533,570,931	6.93
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	4,558,188,272	12.47
合計（純資産総額）		36,552,927,021	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	4,547,483,564	12.44
合計	買建	-	4,547,483,564	12.44

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （%）
為替予約取引	買建	-	99,422,883	0.27

国内債券（NOMURA-BPI）マザーファンド

2023年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率
-------	------	------	------

		(円)	(%)
国債証券	日本	95,106,524,420	75.86
地方債証券	日本	12,434,875,700	9.92
特殊債券	日本	9,914,482,988	7.91
社債券	日本	6,955,169,600	5.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	967,300,572	0.76
合計（純資産総額）		125,378,353,280	100.00

ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

2023年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	12,523,010,291	46.78
	フランス	2,154,509,069	8.05
	イタリア	1,996,437,197	7.46
	ドイツ	1,707,892,096	6.38
	中国	1,485,822,409	5.55
	スペイン	1,311,264,640	4.90
	イギリス	1,278,540,441	4.78
	カナダ	522,808,901	1.95
	ベルギー	477,490,843	1.78
	オランダ	412,884,786	1.54
	オーストラリア	390,754,252	1.46
	オーストリア	328,861,486	1.23
	メキシコ	261,244,727	0.98
	シンガポール	254,121,960	0.95
	アイルランド	156,054,636	0.58
	フィンランド	140,110,662	0.52
	ポーランド	134,455,237	0.50
	デンマーク	80,895,629	0.30
	イスラエル	76,121,579	0.28
	ニュージーランド	55,727,584	0.21
スウェーデン	53,959,087	0.20	
ノルウェー	43,652,035	0.16	
小計		25,846,619,547	96.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	924,954,786	3.45
合計（純資産総額）		26,771,574,333	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	-	137,084,251	0.51
為替予約取引	売建	-	26,253,791,813	△98.07

外国債券パッシブ・マザーファンド

2023年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	77,817,480,188	47.69
	フランス	13,447,267,568	8.24
	イタリア	12,424,243,637	7.61
	ドイツ	10,638,783,172	6.52
	中国	9,228,655,236	5.66
	スペイン	8,135,687,888	4.99
	イギリス	7,940,682,753	4.87
	カナダ	3,258,568,750	2.00
	ベルギー	2,927,769,986	1.79
	オランダ	2,524,152,277	1.55
	オーストラリア	2,431,788,531	1.49
	オーストリア	2,095,720,512	1.28
	メキシコ	1,624,426,309	1.00
	アイルランド	947,606,415	0.58
	マレーシア	857,952,755	0.53
	ポーランド	837,303,548	0.51
	フィンランド	817,078,704	0.50
	シンガポール	721,936,079	0.44
	デンマーク	508,127,572	0.31
	イスラエル	470,910,060	0.29
ニュージーランド	338,591,336	0.21	
スウェーデン	324,310,059	0.20	
ノルウェー	266,197,156	0.16	
小計		160,585,240,491	98.42
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,575,076,022	1.58
合計（純資産総額）		163,160,316,513	100.00

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

2023年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	サウジアラビア	411,102,493	9.87
	トルコ	397,761,515	9.55
	メキシコ	382,710,571	9.18
	カタール	344,215,753	8.26
	アラブ首長国連邦	322,830,463	7.75

	ブラジル	286,473,736	6.88
	コロンビア	268,375,584	6.44
	チリ	262,947,111	6.31
	ドミニカ共和国	253,087,106	6.07
	パナマ	214,297,096	5.14
	オマーン	202,273,905	4.85
	ペルー	177,072,135	4.25
	中国	137,299,846	3.30
	インドネシア	131,861,928	3.16
	ウルグアイ	109,901,339	2.64
	南アフリカ	100,929,445	2.42
	フィリピン	65,748,689	1.58
	小計	4,068,888,715	97.65
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	97,842,449	2.35
合計（純資産総額）		4,166,731,164	100.00

Jリート・インデックス・マザーファンド

2023年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	日本	12,707,593,350	98.73
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	163,656,658	1.27
合計（純資産総額）		12,871,250,008	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
リート指数先物取引	買建	日本	37,290,000	0.29
合計	買建	-	37,290,000	0.29

外国リート・インデックス・マザーファンド

2023年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	アメリカ	22,365,317,734	75.84
	オーストラリア	1,898,514,012	6.44
	イギリス	1,330,816,099	4.51
	シンガポール	1,061,146,230	3.60
	フランス	501,455,520	1.70
	カナダ	481,599,202	1.63
	香港	383,446,064	1.30
	ベルギー	300,774,222	1.02
	ニュージーランド	117,370,554	0.40

	スペイン	116,551,129	0.40
	韓国	64,299,058	0.22
	オランダ	56,270,634	0.19
	イスラエル	34,900,001	0.12
	ガーンジイ	34,170,920	0.12
	ドイツ	11,997,680	0.04
	アイルランド	9,431,354	0.03
	イタリア	3,094,528	0.01
	小計	28,771,154,941	97.57
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	717,479,919	2.43
合計（純資産総額）		29,488,634,860	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （%）
為替予約取引	買建	-	51,431,438	0.17

ゴールド・インデックス・マザーファンド

2023年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
投資信託受益証券	アメリカ	6,031,579,861	98.93
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	65,015,232	1.07
合計（純資産総額）		6,096,595,093	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （%）
為替予約取引	買建	-	14,376,706	0.24

（2）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2023年7月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （%）
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	4,433,900	2,008.73	8,906,495,248	2,386.00	10,579,285,400	3.92
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	571,200	11,282.57	6,444,601,211	13,315.00	7,605,528,000	2.82
日本	株式	三菱UFJフィ ナンシャル・グ ループ	銀行業	4,979,400	766.39	3,816,175,723	1,146.00	5,706,392,400	2.12
日本	株式	キーエンス	電気機器	80,800	57,283.59	4,628,514,279	63,760.00	5,151,808,000	1.91
日本	株式	日本電信電話	情報・通 信業	25,939,600	153.12	3,971,995,894	162.90	4,225,560,840	1.57

日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	566,900	4,722.35	2,677,100,401	6,694.00	3,794,828,600	1.41
日本	株式	三菱商事	卸売業	520,800	4,617.14	2,404,608,896	7,265.00	3,783,612,000	1.40
日本	株式	日立製作所	電気機器	396,500	7,320.09	2,902,413,986	9,298.00	3,686,657,000	1.37
日本	株式	東京エレクトロニクス	電気機器	170,900	15,109.32	2,582,182,773	21,245.00	3,630,770,500	1.35
日本	株式	三井物産	卸売業	606,200	4,013.82	2,433,180,437	5,541.00	3,358,954,200	1.25
日本	株式	任天堂	その他製品	509,400	5,890.71	3,000,729,016	6,450.00	3,285,630,000	1.22
日本	株式	信越化学工業	化学	672,100	3,544.11	2,381,996,840	4,679.00	3,144,755,900	1.17
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	716,500	4,065.69	2,913,067,357	4,341.00	3,110,326,500	1.15
日本	株式	第一三共	医薬品	705,600	4,500.87	3,175,814,509	4,347.00	3,067,243,200	1.14
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	614,500	4,327.22	2,659,076,911	4,933.00	3,031,328,500	1.12
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	526,400	4,315.85	2,271,861,581	5,750.00	3,026,800,000	1.12
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	656,100	3,373.29	2,213,212,447	4,513.00	2,960,979,300	1.10
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	399,400	5,966.50	2,383,021,916	7,242.00	2,892,454,800	1.07
日本	株式	HOYA	精密機器	171,000	14,076.15	2,407,021,423	16,530.00	2,826,630,000	1.05
日本	株式	ダイキン工業	機械	97,300	22,512.23	2,190,440,450	28,690.00	2,791,537,000	1.03
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1,149,400	1,738.79	1,998,567,737	2,404.00	2,763,157,600	1.02
日本	株式	KDDI	情報・通信業	625,600	4,113.30	2,573,281,097	4,187.00	2,619,387,200	0.97
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	785,800	2,836.29	2,228,758,500	3,259.00	2,560,922,200	0.95
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	439,300	3,988.82	1,752,288,125	5,450.00	2,394,185,000	0.89
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	1,301,000	1,498.86	1,950,011,410	1,578.00	2,052,978,000	0.76
日本	株式	村田製作所	電気機器	244,700	7,458.67	1,825,135,339	8,325.00	2,037,127,500	0.76
日本	株式	SMC	機械	26,400	62,003.22	1,636,885,111	74,150.00	1,957,560,000	0.73
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	294,500	5,597.41	1,648,435,983	5,893.00	1,735,488,500	0.64
日本	株式	三菱電機	電気機器	842,700	1,394.86	1,175,446,738	2,051.00	1,728,377,700	0.64
日本	株式	ファナック	電気機器	393,600	4,094.24	1,611,493,304	4,348.00	1,711,372,800	0.63

ロ 種類別・業種別投資比率

2023年7月31日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式 (国内)	水産・農林業	0.08
	鉱業	0.33
	建設業	2.03
	食料品	3.22

繊維製品	0.43
パルプ・紙	0.17
化学	5.91
医薬品	4.90
石油・石炭製品	0.43
ゴム製品	0.69
ガラス・土石製品	0.67
鉄鋼	0.93
非鉄金属	0.67
金属製品	0.51
機械	5.46
電気機器	17.80
輸送用機器	8.00
精密機器	2.49
その他製品	2.27
電気・ガス業	1.29
陸運業	2.88
海運業	0.59
空運業	0.50
倉庫・運輸関連業	0.14
情報・通信業	8.01
卸売業	6.87
小売業	4.31
銀行業	6.49
証券、商品先物取引業	0.73
保険業	2.27
その他金融業	1.15
不動産業	1.80
サービス業	4.86
合 計	98.88

外国株式インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2023年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,149,264	20,233.99	23,254,199,949	27,606.16	31,726,760,234	5.57

アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	513,734	34,707.99	17,830,676,837	47,700.02	24,505,121,509	4.30
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	671,134	13,384.89	8,983,055,713	18,637.64	12,508,356,366	2.20
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	179,574	24,170.97	4,340,477,711	65,903.48	11,834,550,619	2.08
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CLASS A	メディア・娯楽	433,348	13,672.88	5,925,116,984	18,689.80	8,099,188,577	1.42
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	207,487	26,219.53	5,440,210,608	37,560.05	7,793,221,430	1.37
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	161,171	16,838.68	2,713,906,675	45,882.92	7,394,995,390	1.30
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CLASS C	メディア・娯楽	390,889	13,688.57	5,350,712,117	18,750.42	7,329,332,806	1.29
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	67,968	73,918.05	5,024,061,919	70,895.22	4,818,606,496	0.85
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	213,322	19,328.28	4,123,147,191	22,119.60	4,718,597,887	0.83
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CLASS B	金融サービス	94,591	44,539.05	4,212,993,465	49,312.72	4,664,539,090	0.82
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	189,384	24,639.50	4,666,327,891	24,596.45	4,658,173,253	0.82
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	294,921	15,547.56	4,585,300,950	14,683.44	4,330,453,392	0.76
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	118,454	29,775.93	3,527,078,330	33,233.68	3,936,662,034	0.69
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半	30,268	76,280.31	2,308,852,442	126,843.40	3,839,295,919	0.67

			導体製造装置						
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	172,065	20,531.87	3,532,816,589	22,049.12	3,793,881,437	0.67
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	58,642	51,490.28	3,019,493,044	64,631.93	3,790,145,381	0.67
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	200,618	17,991.33	3,609,384,262	17,392.32	3,489,212,453	0.61
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	62,087	48,885.32	3,035,142,935	55,395.57	3,439,344,829	0.60
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	73,519	44,572.97	3,276,960,503	46,713.23	3,434,309,875	0.60
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	29,426	88,056.38	2,591,147,048	101,443.55	2,985,077,902	0.52
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	131,442	25,297.28	3,325,124,550	22,395.90	2,943,762,400	0.52
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	185,027	15,322.43	2,835,062,842	14,990.75	2,773,693,463	0.49
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	128,075	22,139.92	2,835,569,642	21,265.32	2,723,556,435	0.48
アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	99,991	25,718.98	2,571,666,821	26,828.00	2,682,558,617	0.47

デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	120,500	18,619.58	2,243,659,366	22,034.28	2,655,130,740	0.47
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	300,295	8,783.15	2,637,535,144	8,807.81	2,644,939,982	0.46
フランス	株式	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	耐久消費財・アパレル	20,163	111,254.55	2,243,225,546	130,680.42	2,634,909,308	0.46
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	32,410	74,463.24	2,413,353,505	79,411.22	2,573,717,653	0.45
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア・サービス	33,528	47,141.28	1,580,552,689	74,554.80	2,499,673,465	0.44

ロ 種類別・業種別投資比率

2023年7月31日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式 (外国)	エネルギー	4.81
	素材	4.09
	資本財	6.60
	商業・専門サービス	1.53
	運輸	1.83
	自動車・自動車部品	2.27
	耐久消費財・アパレル	1.65
	消費者サービス	2.11
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.36
	生活必需品流通・小売り	1.71
	食品・飲料・タバコ	3.90
	家庭用品・パーソナル用品	1.69
	ヘルスケア機器・サービス	4.49
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.18
	銀行	5.44
	金融サービス	6.46
	保険	2.97
ソフトウェア・サービス	9.24	

	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.91
	半導体・半導体製造装置	6.17
	電気通信サービス	1.14
	公益事業	2.80
	メディア・娯楽	5.97
	不動産管理・開発	0.35
投資証券	—	2.08
合計		98.75

エマージング株式インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2023年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・ 半導体製 造装置	793,000	2,202.32	1,746,436,383	2,543.62	2,017,089,629	5.52
香港	投資信 託受益 証券	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	—	1,930,200	784.8838	1,514,982,632	828.1644	1,598,522,924	4.37
アメリカ	投資証 券	ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	—	218,122	5,489.44	1,197,368,345	6,013.78	1,311,737,764	3.59
ケイマン 諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディ ア・娯楽	200,300	5,063.47	1,014,213,903	6,335.23	1,268,946,969	3.47
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノ ロジー・ハ ードウェ アおよび 機器	153,740	6,740.44	1,036,275,078	7,801.30	1,199,371,862	3.28
ケイマン 諸島	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	532,500	1,439.47	766,519,115	1,733.87	923,286,840	2.53
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギ ー	98,225	4,187.06	411,274,339	4,347.90	427,072,673	1.17
ケイマン 諸島	株式	MEITUAN-CLASS B	消費者サ ービス	163,360	2,750.13	449,260,599	2,574.59	420,585,349	1.15
アメリカ	投資証 券	ISHARES MSCI UAE ETF	—	186,758	2,157.76	402,979,648	2,151.20	401,754,220	1.10
インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	166,904	1,610.57	268,810,878	1,713.46	285,983,995	0.78
アメリカ	投資証 券	ISHARES MSCI QATAR ETF	—	103,513	2,840.82	294,062,086	2,661.51	275,501,257	0.75
インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	94,538	2,725.49	257,661,974	2,826.82	267,241,909	0.73
アメリカ	投資証 券	ISHARES MSCI	—	55,371	4,929.57	272,955,477	4,670.34	258,601,180	0.71

	券	KUWAIT ETF							
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	3,102,000	85.64	265,651,951	81.00	251,257,036	0.69
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	17,554	9,392.10	164,868,993	14,144.00	248,283,776	0.68
インド	株式	INFOSYS LTD	ソフトウェア・サービス	106,790	2,778.95	296,763,849	2,305.66	246,221,431	0.67
ブラジル	株式	VALE SA	素材	110,288	2,522.63	278,215,560	2,014.28	222,150,735	0.61
ケイマン諸島	株式	JD.COM INC-CLASS A	一般消費財・サービス流通・小売り	75,985	3,604.19	273,864,174	2,773.47	210,742,269	0.58
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	205,000	869.46	178,238,487	1,015.19	208,114,360	0.57
ケイマン諸島	株式	PDD HOLDINGS INC	一般消費財・サービス流通・小売り	16,379	11,229.01	183,919,985	12,595.67	206,304,470	0.56
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	400,800	449.64	180,213,751	491.23	196,884,162	0.54
ケイマン諸島	株式	BAIDU INC-CLASS A	メディア・娯楽	73,200	1,877.03	137,398,787	2,688.50	196,797,907	0.54
ケイマン諸島	株式	NETEASE INC	メディア・娯楽	63,900	2,017.29	128,904,973	3,046.48	194,670,072	0.53
南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	一般消費財・サービス流通・小売り	6,368	20,733.74	132,032,434	27,721.89	176,532,989	0.48
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	26,456	6,078.50	160,812,742	6,475.30	171,310,536	0.47
インド	株式	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	ソフトウェア・サービス	29,410	5,838.92	171,722,597	5,771.29	169,733,580	0.46
韓国	株式	POSCO HOLDINGS INC	素材	2,310	32,663.19	75,451,963	68,399.50	158,002,845	0.43
中国	株式	BYD CO LTD-H	自動車・自動車部	32,000	3,535.58	113,138,714	4,903.30	156,905,472	0.43

			品						
メキシコ	株式	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER B	電気通信 サービス	1,025,500	158.38	162,419,265	151.34	155,202,330	0.42
インドネ シア	株式	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	銀行	1,768,300	84.50	149,418,389	85.78	151,675,932	0.41

ロ 種類別・業種別投資比率

2023年7月31日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式 (外国)	エネルギー	3.78
	素材	5.76
	資本財	3.05
	商業・専門サービス	0.04
	運輸	1.65
	自動車・自動車部品	3.16
	耐久消費財・アパレル	1.14
	消費者サービス	2.47
	一般消費財・サービス流通・小売り	5.14
	生活必需品流通・小売り	1.37
	食品・飲料・タバコ	2.31
	家庭用品・パーソナル用品	0.68
	ヘルスケア機器・サービス	0.74
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエ ンス	2.09
	銀行	10.58
	金融サービス	1.96
	保険	2.29
	ソフトウェア・サービス	1.79
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.69
	半導体・半導体製造装置	7.72
電気通信サービス	1.94	
公益事業	1.91	
メディア・娯楽	5.84	
不動産管理・開発	1.11	
投資信託受益証券	—	4.37
投資証券	—	6.93
合計		87.53

国内債券 (NOMURA-BPI) マザーファンド

イ 主要投資銘柄 (上位 30 銘柄)

2023年7月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
----------	----	-----	----	-------------	-------------	------------------	------------	-----------	------	-----------------

日本	国債証券	1 4 9 5 年国債	1,570,000,000	100.16	1,572,543,400	99.95	1,569,246,400	0.005	2026/09/20	1.25
日本	国債証券	3 6 4 1 0年国債	1,540,000,000	98.47	1,516,422,600	97.06	1,494,754,800	0.100	2031/09/20	1.19
日本	国債証券	3 6 3 1 0年国債	1,460,000,000	98.63	1,439,998,000	97.30	1,420,536,200	0.100	2031/06/20	1.13
日本	国債証券	1 5 3 5 年国債	1,300,000,000	100.02	1,300,247,000	99.79	1,297,218,000	0.005	2027/06/20	1.03
日本	国債証券	1 4 6 5 年国債	1,280,000,000	100.43	1,285,440,000	100.26	1,283,353,600	0.100	2025/12/20	1.02
日本	国債証券	1 4 4 5 年国債	1,220,000,000	100.36	1,224,392,000	100.24	1,222,867,000	0.100	2025/06/20	0.98
日本	国債証券	1 4 1 2 0年国債	1,100,000,000	112.46	1,237,082,000	110.56	1,216,160,000	1.700	2032/12/20	0.97
日本	国債証券	3 6 2 1 0年国債	1,220,000,000	98.82	1,205,628,400	97.53	1,189,805,000	0.100	2031/03/20	0.95
日本	国債証券	3 5 9 1 0年国債	1,200,000,000	99.47	1,193,667,800	98.29	1,179,432,000	0.100	2030/06/20	0.94
日本	国債証券	1 5 6 5 年国債	1,140,000,000	100.70	1,147,923,000	100.39	1,144,468,800	0.200	2027/12/20	0.91
日本	国債証券	3 6 1 1 0年国債	1,150,000,000	99.01	1,138,557,500	97.78	1,124,435,500	0.100	2030/12/20	0.90
日本	国債証券	3 6 5 1 0年国債	1,150,000,000	98.30	1,130,461,500	96.86	1,113,867,000	0.100	2031/12/20	0.89
日本	国債証券	3 4 4 1 0年国債	1,100,000,000	100.47	1,105,181,000	100.25	1,102,750,000	0.100	2026/09/20	0.88
日本	国債証券	3 5 7 1 0年国債	1,100,000,000	99.68	1,096,458,000	98.68	1,085,524,000	0.100	2029/12/20	0.87
日本	国債証券	1 5 4 5 年国債	1,050,000,000	100.34	1,053,559,500	100.08	1,050,861,000	0.100	2027/09/20	0.84
日本	国債証券	1 4 1 5 年国債	1,030,000,000	100.27	1,032,781,000	100.22	1,032,224,800	0.100	2024/09/20	0.82
日本	国債証券	3 7 0 1 0年国債	1,030,000,000	101.08	1,041,083,200	99.27	1,022,481,000	0.500	2033/03/20	0.82
日本	国債証券	3 5 8 1 0年国債	990,000,000	99.48	984,898,800	98.51	975,219,300	0.100	2030/03/20	0.78
日本	国債証券	1 5 0 5 年国債	920,000,000	100.12	921,122,400	99.92	919,218,000	0.005	2026/12/20	0.73
日本	国債証券	3 4 2 1 0年国債	900,000,000	100.45	904,077,000	100.26	902,367,000	0.100	2026/03/20	0.72
日本	国債証券	1 4 5 5 年国債	890,000,000	100.39	893,506,600	100.25	892,180,500	0.100	2025/09/20	0.71
日本	国債証券	3 4 0 1 0年国債	883,000,000	101.07	892,448,100	100.89	890,832,210	0.400	2025/09/20	0.71
日本	国債証券	1 5 8 5 年国債	880,000,000	100.16	881,447,900	99.79	878,169,600	0.100	2028/03/20	0.70
日本	国債証券	1 4 2 2 0年国債	730,000,000	113.38	827,681,300	111.46	813,621,500	1.800	2032/12/20	0.65
日本	国債証券	1 4 7 5	790,000,000	100.19	791,516,800	100.01	790,102,700	0.005	2026/03/20	0.63

	証券	年国債								
日本	特殊 債券	3 7 道路 機構	700,000,000	110.77	775,394,900	110.27	771,893,500	2.420	2028/06/20	0.62
日本	国債 証券	3 6 7 1 0年国債	790,000,000	98.82	780,678,000	97.24	768,203,900	0.200	2032/06/20	0.61
日本	国債 証券	3 6 0 1 0年国債	760,000,000	99.25	754,292,400	97.99	744,693,600	0.100	2030/09/20	0.59
日本	国債 証券	3 4 5 1 0年国債	725,000,000	100.46	728,298,750	100.24	726,711,000	0.100	2026/12/20	0.58
日本	国債 証券	3 5 6 1 0年国債	695,000,000	99.78	693,491,850	98.85	687,035,300	0.100	2029/09/20	0.55

ロ 種類別投資比率

2023年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	75.86
地方債証券	9.92
特殊債券	7.91
社債券	5.55
合計	99.23

ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2023年7月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,200,000	14,072.75	168,873,037	13,883.57	166,602,857	4.125	2025/01/31	0.62
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,200,000	13,272.74	159,272,887	13,335.62	160,027,452	0.625	2024/10/15	0.60
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,100,000	13,800.49	151,805,377	13,795.75	151,753,218	3.000	2024/06/30	0.57
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	7,200,000	2,007.75	144,557,720	2,012.75	144,918,358	2.910	2028/10/14	0.54
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	7,100,000	1,980.27	140,599,376	1,988.17	141,159,813	2.640	2028/01/15	0.53
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,180,000	12,475.02	147,205,234	11,893.78	140,346,602	1.625	2031/05/15	0.52
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,020,000	13,370.82	136,382,321	13,444.45	137,133,388	0.375	2024/07/15	0.51
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	950,000	14,237.07	135,252,179	13,989.86	132,903,696	4.625	2025/02/28	0.50
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT	6,700,000	1,969.58	131,961,841	1,982.72	132,842,519	2.460	2026/02/15	0.50

		BOND									
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,140,000	11,675.37	133,099,233	11,241.23	128,150,019	0.625	2030/05/15	0.48	
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,000,000	13,161.03	131,610,286	12,789.64	127,896,442	2.750	2032/08/15	0.48	
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	6,200,000	2,016.02	124,993,508	2,026.46	125,640,466	3.020	2031/05/27	0.47	
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	930,000	13,660.27	127,040,556	13,395.39	124,577,148	3.125	2028/11/15	0.47	
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	890,000	13,723.86	122,142,392	13,553.14	120,622,925	2.750	2025/05/15	0.45	
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	920,000	13,031.27	119,887,712	13,076.24	120,301,373	0.500	2025/03/31	0.45	
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,040,000	11,858.04	123,323,586	11,526.98	119,880,549	1.375	2031/11/15	0.45	
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	910,000	13,813.37	125,701,652	12,942.74	117,778,912	2.875	2032/05/15	0.44	
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	820,000	14,442.27	118,426,583	14,095.03	115,579,216	4.625	2026/03/15	0.43	
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	950,000	12,641.82	120,097,330	11,964.83	113,665,873	1.875	2032/02/15	0.42	
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	810,000	13,778.72	111,607,601	13,770.51	111,541,159	3.000	2024/07/31	0.42	
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	970,000	12,049.01	116,875,411	11,475.24	111,309,827	1.250	2031/08/15	0.42	
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	980,000	11,837.10	116,003,551	11,349.07	111,220,903	0.875	2030/11/15	0.42	
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000	2,166.98	108,348,908	2,219.03	110,951,353	3.720	2051/04/12	0.41	
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	830,000	13,364.60	110,926,191	13,329.56	110,635,342	1.375	2025/01/31	0.41	
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	850,000	13,317.19	113,196,088	13,013.67	110,616,190	0.000	2029/11/25	0.41	
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	5,600,000	1,958.26	109,662,753	1,970.46	110,345,728	2.180	2025/08/25	0.41	
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	5,300,000	1,963.57	104,069,258	1,987.32	105,327,880	2.800	2032/11/15	0.39	
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	800,000	13,952.08	111,616,662	13,125.58	105,004,605	3.625	2053/02/15	0.39	
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	730,000	14,656.66	106,993,622	14,248.97	104,017,449	4.125	2032/11/15	0.39	
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	740,000	14,150.67	104,714,992	13,909.65	102,931,416	4.250	2024/12/31	0.38	

ロ 種類別投資比率

2023年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	96.55
合計	96.55

外国債券パッシブ・マザーファンド

イ 主要投資銘柄 (上位 30 銘柄)

2023年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	11,450,000	13,103.58	1,500,360,414	13,021.26	1,490,934,032	1.625	2026/05/15	0.91
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	8,200,000	13,416.82	1,100,179,219	13,273.74	1,088,446,286	2.250	2026/03/31	0.67
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	51,000,000	1,973.18	1,006,322,083	1,995.03	1,017,464,443	2.690	2026/08/12	0.62
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	43,000,000	1,994.40	857,590,855	2,026.46	871,377,426	3.020	2031/05/27	0.53
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	7,200,000	12,158.10	875,383,100	12,050.68	867,648,922	0.625	2027/12/31	0.53
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	38,000,000	2,129.24	809,110,052	2,219.03	843,230,287	3.720	2051/04/12	0.52
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	6,100,000	13,988.01	853,268,431	13,574.85	828,065,674	3.500	2033/02/15	0.51
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,600,000	14,772.66	827,269,193	14,248.97	797,942,076	4.125	2032/11/15	0.49
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	7,000,000	11,605.78	812,404,471	11,349.07	794,435,025	0.875	2030/11/15	0.49
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	7,000,000	11,421.81	799,526,861	11,171.87	782,031,075	0.625	2030/08/15	0.48
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	39,000,000	1,957.10	763,267,544	1,970.46	768,479,183	2.180	2025/08/25	0.47
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	13,419.64	738,080,153	13,455.73	740,065,010	1.500	2024/10/31	0.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,700,000	13,411.89	764,477,490	12,942.74	737,736,045	2.875	2032/05/15	0.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,300,000	14,051.26	744,716,786	13,827.32	732,848,192	3.875	2026/01/15	0.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,900,000	12,217.45	720,829,372	12,090.29	713,327,230	0.750	2028/01/31	0.44
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,300,000	13,502.52	715,633,500	13,229.33	701,154,471	2.750	2028/02/15	0.43

アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,000,000	14,414.75	720,737,319	13,963.08	698,153,925	4.000	2028/02/29	0.43
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,100,000	13,596.98	693,445,949	13,569.35	692,036,813	2.250	2024/11/15	0.42
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,200,000	13,207.62	686,796,254	13,308.13	692,022,857	0.750	2024/11/15	0.42
ドイ ツ	国債 証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	5,100,000	13,222.46	674,345,454	13,130.34	669,647,204	0.000	2030/08/15	0.41
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,700,000	11,834.85	674,586,701	11,523.17	656,820,675	1.125	2031/02/15	0.40
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,500,000	12,219.14	672,052,624	11,893.78	654,157,892	1.625	2031/05/15	0.40
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,000,000	13,197.75	659,887,618	13,048.75	652,437,354	2.000	2026/11/15	0.40
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,000,000	13,114.58	655,729,003	12,827.42	641,371,209	2.375	2029/03/31	0.39
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	4,800,000	13,490.69	647,553,025	13,242.02	635,616,813	2.625	2027/05/31	0.39
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,300,000	12,331.49	653,569,061	11,964.83	634,135,923	1.875	2032/02/15	0.39
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	31,000,000	1,956.72	606,581,916	1,974.96	612,236,110	2.240	2025/05/25	0.38
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	4,400,000	14,126.32	621,558,157	13,874.97	610,498,779	3.875	2027/12/31	0.37
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	4,500,000	13,653.09	614,388,846	13,538.90	609,250,489	2.625	2025/04/15	0.37
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	4,500,000	13,251.18	596,303,100	13,311.37	599,011,838	1.000	2024/12/15	0.37

ロ 種類別投資比率

2023年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.42
合計	98.42

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2023年7月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
サウジ アラビ ア	国債 証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,600,000	12,361.08	197,777,244	11,342.59	181,481,394	2.250	2033/02/02	4.36
ドミニ カ共和 国	国債 証券	DOMINICAN REPUBLIC	1,200,000	13,015.82	156,189,826	13,276.13	159,313,580	6.000	2033/02/22	3.82

アラブ 首長国 連邦	国債 証券	ABU DHABI GOVT INT' L	1,300,000	12,559.93	163,279,066	11,725.18	152,427,336	1.875	2031/09/15	3.66
カタール	国債 証券	STATE OF QATAR	1,100,000	14,470.85	159,179,376	13,550.60	149,056,603	3.750	2030/04/16	3.58
オマーン	国債 証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	1,000,000	14,176.87	141,768,736	14,520.76	145,207,558	6.250	2031/01/25	3.48
メキシコ	国債 証券	UNITED MEXICAN STATES	1,200,000	12,029.60	144,355,253	11,749.29	140,991,427	2.659	2031/05/24	3.38
カタール	国債 証券	STATE OF QATAR	1,100,000	13,396.46	147,361,015	12,759.76	140,357,344	4.400	2050/04/16	3.37
ペルー	国債 証券	REPUBLIC OF PERU	1,000,000	11,983.44	119,834,367	11,979.49	119,794,896	2.783	2031/01/23	2.88
トルコ	国債 証券	REPUBLIC OF TURKEY	800,000	14,547.73	116,381,871	14,962.41	119,699,318	9.875	2028/01/15	2.87
コロンビア	国債 証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	800,000	13,922.55	111,380,397	14,209.07	113,672,569	7.500	2034/02/02	2.73
メキシコ	国債 証券	UNITED MEXICAN STATES	900,000	11,858.46	106,726,131	12,249.31	110,243,755	5.000	2051/04/27	2.65
トルコ	国債 証券	REPUBLIC OF TURKEY	800,000	11,335.05	90,680,362	13,118.95	104,951,601	6.125	2028/10/24	2.52
アラブ 首長国 連邦	国債 証券	ABU DHABI GOVT INT' L	1,000,000	11,038.12	110,381,201	10,292.08	102,920,787	3.125	2049/09/30	2.47
コロンビア	国債 証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	600,000	14,557.50	87,345,012	14,758.57	88,551,433	8.000	2033/04/20	2.13
中国	国債 証券	CHINA GOVT INTL BOND	700,000	13,015.82	91,110,743	12,614.70	88,302,903	1.250	2026/10/26	2.12
パナマ	国債 証券	REPUBLIC OF PANAMA	800,000	11,170.18	89,361,446	10,844.82	86,758,576	2.252	2032/09/29	2.08
パナマ	国債 証券	REPUBLIC OF PANAMA	800,000	10,079.20	80,633,571	10,422.76	83,382,063	4.500	2063/01/19	2.00
ブラジル	国債 証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	600,000	13,523.21	81,139,230	13,452.49	80,714,910	2.875	2025/06/06	1.94
サウジアラビア	国債 証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	600,000	14,133.28	84,799,657	13,396.80	80,380,812	3.625	2028/03/04	1.93
チリ	国債 証券	REPUBLIC OF CHILE	600,000	12,902.00	77,411,983	12,437.50	74,625,006	4.340	2042/03/07	1.79
ブラジル	国債 証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	600,000	12,270.03	73,620,172	12,294.13	73,764,808	3.750	2031/09/12	1.77
メキシコ	国債 証券	UNITED MEXICAN STATES	500,000	14,285.00	71,424,987	14,388.67	71,943,334	6.338	2053/05/04	1.73
チリ	国債 証券	REPUBLIC OF CHILE	600,000	11,245.13	67,470,779	11,476.65	68,859,897	2.550	2033/07/27	1.65
アラブ 首長国 連邦	国債 証券	ABU DHABI GOVT INT' L	500,000	13,604.56	68,022,817	13,496.47	67,482,339	2.500	2025/04/16	1.62
ドミニカ	国債	DOMINICAN	600,000	10,146.39	60,878,317	11,160.17	66,961,031	5.875	2060/01/30	1.61

カ共和国	証券	REPUBLIC									
コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	600,000	10,704.46	64,226,777	11,025.26	66,151,582	3.125	2031/04/15	1.59	
ブラジル	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	500,000	12,686.31	63,431,566	12,643.74	63,218,701	3.875	2030/06/12	1.52	
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	400,000	14,070.99	56,283,964	14,850.77	59,403,066	9.375	2033/01/19	1.43	
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	400,000	14,407.13	57,628,536	14,620.00	58,479,994	9.125	2030/07/13	1.40	
ペルー	国債証券	REPUBLIC OF PERU	400,000	15,149.41	60,597,646	14,319.31	57,277,238	5.625	2050/11/18	1.37	

ロ 種類別投資比率

2023年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	97.65
合計	97.65

Jリート・インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄 (上位 30 銘柄)

2023年7月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額単価 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	1,397	572,616.08	799,944,664	596,000.00	832,612,000	6.47
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	1,230	564,743.54	694,634,557	572,000.00	703,560,000	5.47
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	3,872	152,077.08	588,842,456	169,200.00	655,142,400	5.09
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	2,086	294,778.79	614,908,564	290,700.00	606,400,200	4.71
日本	投資証券	G L P 投資法人	4,044	144,603.16	584,775,169	140,100.00	566,564,400	4.40
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	5,739	100,881.19	578,957,164	97,500.00	559,552,500	4.35
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	1,805	278,335.85	502,396,215	280,000.00	505,400,000	3.93
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	2,386	181,530.63	433,132,088	180,900.00	431,627,400	3.35
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	2,678	150,946.05	404,233,532	153,500.00	411,073,000	3.19
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法	1,137	334,987.54	380,880,831	346,500.00	393,970,500	3.06

		人						
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	5,530	55,480.08	306,804,841	58,900.00	325,717,000	2.53
日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	3,598	73,297.29	263,723,638	84,400.00	303,671,200	2.36
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	819	358,607.12	293,699,229	354,000.00	289,926,000	2.25
日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	413	614,933.31	253,967,455	674,000.00	278,362,000	2.16
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	3,861	76,746.98	296,320,098	70,600.00	272,586,600	2.12
日本	投資証券	産業ファンド投資法人	1,827	145,531.77	265,886,538	148,800.00	271,857,600	2.11
日本	投資証券	アクティブ・プロパティーズ投資法人	628	393,339.48	247,017,195	414,000.00	259,992,000	2.02
日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	473	461,020.99	218,062,928	506,000.00	239,338,000	1.86
日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人	697	319,152.73	222,449,456	338,000.00	235,586,000	1.83
日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	1,530	156,469.59	239,398,471	152,100.00	232,713,000	1.81
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	767	298,907.00	229,261,666	300,500.00	230,483,500	1.79
日本	投資証券	イオンリート投資法人	1,469	149,440.29	219,527,779	149,700.00	219,909,300	1.71
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	444	502,297.15	223,019,935	472,500.00	209,790,000	1.63
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	1,408	152,280.16	214,410,470	144,700.00	203,737,600	1.58
日本	投資証券	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	879	207,505.52	182,397,356	222,500.00	195,577,500	1.52
日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	573	316,556.22	181,386,712	340,500.00	195,106,500	1.52
日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	1,661	113,522.78	188,561,331	113,900.00	189,187,900	1.47
日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	1,120	152,550.44	170,856,496	165,000.00	184,800,000	1.44
日本	投資証券	森トラストリート投資法人	2,308	73,073.22	168,652,988	73,300.00	169,176,400	1.31

日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人	413	405,338.29	167,404,713	407,000.00	168,091,000	1.31
----	------	---------------	-----	------------	-------------	------------	-------------	------

ロ 種類別投資比率

2023年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.73
合計	98.73

外国リート・インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2023年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額単価 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	144,248	17,114.52	2,468,735,097	17,430.94	2,514,378,305	8.53
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	14,571	96,944.16	1,412,573,415	112,403.84	1,637,836,340	5.55
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	24,736	41,319.91	1,022,089,192	39,687.28	981,704,659	3.33
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	105,073	9,093.84	955,517,377	8,665.43	910,502,295	3.09
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	51,267	17,079.53	875,616,445	17,547.95	899,630,527	3.05
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	77,803	10,593.64	824,217,182	11,419.98	888,508,680	3.01
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	45,668	14,727.19	672,561,120	17,308.30	790,435,289	2.68
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	157,420	4,674.67	735,886,662	4,481.44	705,467,702	2.39
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	33,051	21,266.34	702,873,958	19,854.21	656,201,653	2.23
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	22,330	24,655.65	550,560,668	26,238.75	585,911,200	1.99
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	265,983	1,874.32	498,538,127	1,926.18	512,331,134	1.74
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	53,125	8,943.12	475,103,378	9,136.27	485,364,115	1.65
アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	91,527	4,446.03	406,931,735	5,000.21	457,653,845	1.55
アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	24,599	21,048.97	517,783,702	17,834.11	438,701,387	1.49
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	62,544	6,979.14	436,503,252	6,784.89	424,353,916	1.44
アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	45,585	7,385.89	336,685,851	8,537.14	389,165,672	1.32
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA	18,198	22,891.81	416,585,180	20,967.88	381,573,440	1.29

	券	APARTMENT COMM						
アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	19,281	20,571.05	396,630,390	18,537.56	357,422,597	1.21
アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	10,055	32,224.63	324,018,679	33,453.59	336,375,854	1.14
アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	33,806	11,460.02	387,417,430	9,604.29	324,682,495	1.10
香港	投資証券	LINK REIT	403,700	904.44	365,121,141	797.33	321,881,313	1.09
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	111,435	2,394.27	266,805,976	2,562.83	285,589,473	0.97
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	96,981	2,900.94	281,336,143	2,844.77	275,889,085	0.94
アメリカ	投資証券	UDR INC	48,632	6,131.31	298,177,726	5,672.63	275,871,478	0.94
アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	27,136	9,743.05	264,387,347	10,035.65	272,327,515	0.92
アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	40,380	7,411.41	299,272,800	6,690.44	270,159,813	0.92
アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	85,738	3,424.55	293,614,141	3,063.28	262,639,337	0.89
イギリス	投資証券	SEGRO PLC	190,440	1,491.89	284,115,011	1,366.61	260,257,284	0.88
アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	48,526	4,451.94	216,034,971	5,214.48	253,037,871	0.86
アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	16,297	16,262.16	265,024,437	15,296.65	249,289,581	0.85

ロ 種類別投資比率

2023年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資証券	97.57
合計	97.57

ゴールド・インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2023年7月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額単価 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
アメリカ	投資信託受益証券	SPDR GOLD MINISHARES TRUST	862,560	5,062.0297	4,366,304,352	5,480.9136	4,727,616,834	77.55
アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GOLD TRUST	249,190	4,670.2194	1,163,771,984	5,232.8064	1,303,963,026	21.39

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2023年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.93
合計	98.93

②投資不動産物件

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

該当事項はありません。

外国株式インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

国内債券（NOMURA-BPI）マザーファンド

該当事項はありません。

ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

外国債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

Jリート・インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

外国リート・インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

ゴールド・インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

2023年7月31日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	簿価（円）	時価（円）	投資比率（%）
----	------	------	----	-------	----	----	-------	-------	---------

株価指数 先物取引	日本	大阪取引 所	TOPIX 先物 0509 月 2023年 9月	買建	153	日本・円	3,483,358,300	3,560,310,000	1.32
--------------	----	-----------	-----------------------------------	----	-----	------	---------------	---------------	------

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

外国株式インデックス・マザーファンド

2023年7月31日現在

種類	国/ 地域	取引 所等	名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価 (円)	評価額	時価 (円)	投資 比率 (%)
株価 指数 先物 取引	イギ リス	IC E- EU	FTSE 100 I DX FU T SEP 23 2023 年9月	買建	23	イギリ ス・ポ ンド	1,710,291.00	309,904,729	1,767,435.00	320,259,222	0.06
	ドイ ツ	EU RE X	EURO STOXX 50 SE P 23 2023年9 月	買建	156	ユーロ	6,768,232.00	1,051,444,841	7,012,200.00	1,089,345,270	0.19
	アメ リカ	シカ ゴ商 品取 引所	S&P 5 00 EM INI F UT SE P 23 2023年9 月	買建	175	アメリ カ・ド ル	39,339,112.50	5,545,634,689	40,306,875.00	5,682,060,168	1.00
	オー スト ラリ ア	シド ニー 先物 取引 所	SPI 2 00 FU TURES SEP 23 2023年9 月	買建	13	オー スト ラリ ア・ド ル	2,309,408.50	216,992,022	2,391,025.00	224,660,709	0.04

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2023年7月31日現在

種類	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	13,284,000.00	1,860,898,435	1,872,134,586	0.33
	ユーロ	買建	1,187,000.00	183,088,893	184,370,437	0.03
	イギリス・ポンド	買建	488,000.00	87,852,850	88,406,173	0.02
	スイス・フラン	買建	436,000.00	70,835,960	70,623,214	0.01
	オーストラリア・ドル	買建	480,000.00	44,852,448	45,089,328	0.01
	カナダ・ドル	買建	418,000.00	44,438,457	44,443,933	0.01

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2023年7月31日現在

種類	国/ 地域	取引 所 等	名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価 (円)	評価額	時価 (円)	投資 比率 (%)
株価 指数 先物 取引	アメ リカ	IC E- US	MSCI EMGMK T SEP 23 2023 年9月	買建	612	アメ リカ・ド ル	31,077,622.00	4,381,012,373	32,258,520.00	4,547,483,564	12.44

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2023年7月31日現在

種類	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	705,436.44	98,600,000	99,422,883	0.27

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

国内債券 (NOMURA-BPI) マザーファンド

該当事項はありません。

ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

2023年7月31日現在

種類	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	470,000.00	65,460,655	66,224,974	0.25
	ユーロ	買建	320,000.00	50,010,995	49,695,904	0.19
	イギリス・ポンド	買建	40,000.00	7,221,094	7,244,708	0.03
	オフショア・人民元	買建	300,000.00	5,792,850	5,914,200	0.02
	オーストラリア・ドル	買建	40,000.00	3,780,494	3,756,968	0.01
	カナダ・ドル	買建	30,000.00	3,173,414	3,188,865	0.01
	シンガポール・ドル	買建	10,000.00	1,065,556	1,058,632	0.00
	アメリカ・ドル	売建	90,290,000.00	12,992,097,270	12,722,240,218	△47.52
	ユーロ	売建	56,860,000.00	8,939,403,925	8,830,340,942	△32.98
	オフショア・人民元	売建	76,480,000.00	1,516,214,849	1,507,726,720	△5.63
	イギリス・ポンド	売建	7,130,000.00	1,304,762,861	1,291,369,201	△4.82
	カナダ・ドル	売建	5,040,000.00	548,245,994	535,729,320	△2.00
	オーストラリア・ドル	売建	4,210,000.00	403,604,876	395,420,882	△1.48
	メキシコ・ペソ	売建	31,480,000.00	262,622,120	265,710,088	△0.99
	シンガポール・ドル	売建	2,420,000.00	257,600,046	256,188,944	△0.96
	ポーランド・ズロチ	売建	3,840,000.00	135,813,709	135,142,272	△0.50
	デンマーク・クローネ	売建	3,930,000.00	83,009,853	81,913,776	△0.31
	イスラエル・シケル	売建	2,030,000.00	78,785,518	77,465,409	△0.29
	ニュージーランド・ドル	売建	650,000.00	57,300,295	56,401,345	△0.21
	スウェーデン・クローナ	売建	4,030,000.00	53,760,603	53,902,056	△0.20
ノルウェー・クローネ	売建	3,200,000.00	43,029,440	44,240,640	△0.17	

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

外国債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

Jリート・インデックス・マザーファンド

2023年7月31日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
リート指数先物取引	日本	大阪取引所	TREIT 先物 0509 月 2023年 9月	買建	20	日本・円	36,732,400	37,290,000	0.29

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

外国リート・インデックス・マザーファンド

2023年7月31日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	321,645.47	45,100,000	45,330,643	0.15
	シンガポール・ドル	買建	57,629.05	6,100,000	6,100,795	0.02

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

ゴールド・インデックス・マザーファンド

2023年7月31日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	102,000.00	14,376,073	14,376,706	0.24

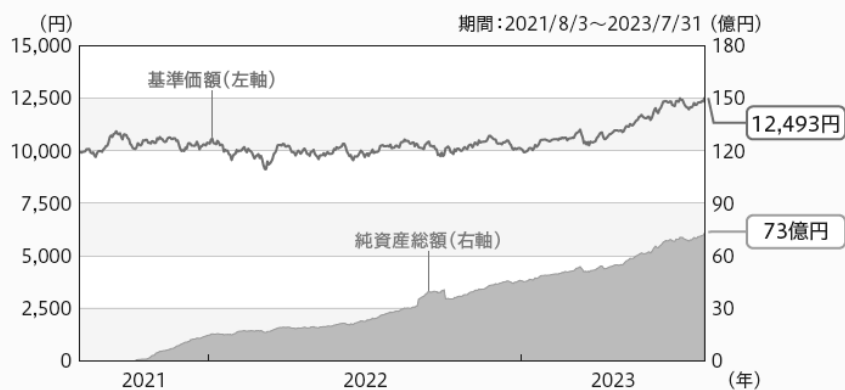
(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

基準日:2023年7月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

日本株インデックス



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

先進国株インデックスヘッジ有



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

先進国株インデックスヘッジ無



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■新興国株インデックスヘッジ有

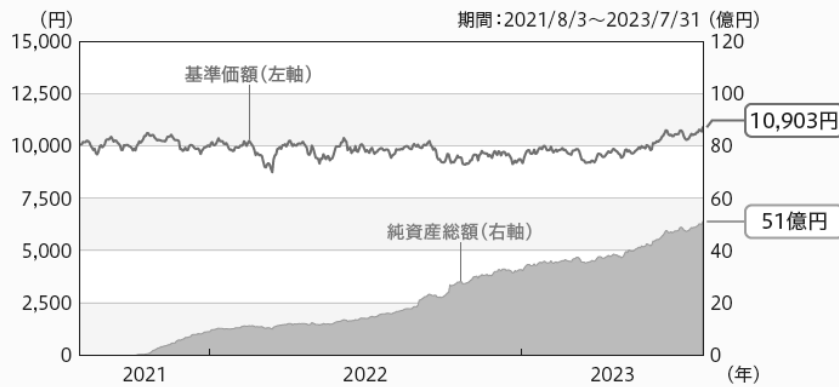


※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■新興国株インデックスヘッジ無

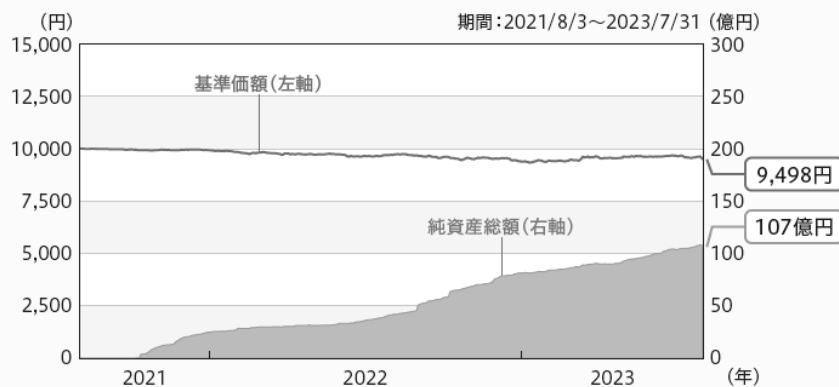


※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■日本債インデックス



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■先進国債インデックスヘッジ有

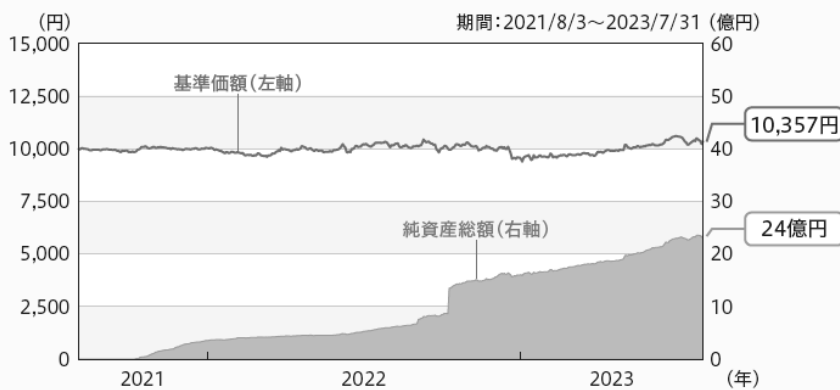


※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■先進国債インデックスヘッジ無



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■新興国債インデックスヘッジ有



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■新興国債インデックスヘッジ無



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■Jリートインデックス



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■Gリートインデックスヘッジ有



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■Gリートインデックスヘッジ無



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■ゴールドヘッジ有



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■ゴールドヘッジ無



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

日本株インデックス

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.05
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	100.05

国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	98.88
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.12
合計(純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て 1.32%

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3.92
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	2.82
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.12
日本	株式	キーエンス	電気機器	1.91
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	1.57
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.41
日本	株式	三菱商事	卸売業	1.40
日本	株式	日立製作所	電気機器	1.37
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	1.35
日本	株式	三井物産	卸売業	1.25

先進国株インデックスヘッジ有

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	101.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△1.08
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	101.08

先進国株インデックスヘッジ無

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.05
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	100.05

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入保有証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

□外国株式インデックス・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	68.78
	イギリス	4.05
	カナダ	3.39
	フランス	3.22
	スイス	3.22
	ドイツ	2.47
	その他	11.54
投資証券	アメリカ・その他	2.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.25
合計(純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て 1.29%

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.57
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	4.30
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	2.20
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	2.08
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	1.42
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	1.37
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	1.30
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	1.29
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	0.85
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	0.83

□新興国株インデックスヘッジ有

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	101.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△1.23
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	エマージング株式インデックス・ マザーファンド	101.23

□新興国株インデックスヘッジ無

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.08
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	エマージング株式インデックス・ マザーファンド	100.08

□エマージング株式インデックス・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	ケイマン諸島	15.49
	台湾	12.79
	インド	12.47
	韓国	10.82
	中国	5.74
	その他	18.91
	投資証券	アメリカ・その他
投資信託受益証券	香港	4.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		12.47
合計(純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て 12.44%

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	5.52
香港	投資信託 受益証券	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	-	4.37
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	-	3.59
ケイマン諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	3.47
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.28
ケイマン諸島	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	2.53
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	1.17
ケイマン諸島	株式	MEITUAN-CLASS B	消費者サービス	1.15
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI UAE ETF	-	1.10
インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	0.78

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

□日本債インデックス

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.05
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券(NOMURA-BPI)マザーファンド	100.05

□国内債券(NOMURA-BPI)マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	75.86
地方債証券	日本	9.92
特殊債券	日本	7.91
社債券	日本	5.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.76
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	149 5年国債	0.005	2026/09/20	1.25
日本	国債証券	364 10年国債	0.100	2031/09/20	1.19
日本	国債証券	363 10年国債	0.100	2031/06/20	1.13
日本	国債証券	153 5年国債	0.005	2027/06/20	1.03
日本	国債証券	146 5年国債	0.100	2025/12/20	1.02
日本	国債証券	144 5年国債	0.100	2025/06/20	0.98
日本	国債証券	141 20年国債	1.700	2032/12/20	0.97
日本	国債証券	362 10年国債	0.100	2031/03/20	0.95
日本	国債証券	359 10年国債	0.100	2030/06/20	0.94
日本	国債証券	156 5年国債	0.200	2027/12/20	0.91

□先進国債インデックスヘッジ有

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.06
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド	100.06

□ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	アメリカ	46.78
	フランス	8.05
	イタリア	7.46
	ドイツ	6.38
	中国	5.55
	スペイン	4.90
	イギリス	4.78
	その他	12.66
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3.45
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.125	2025/01/31	0.62
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.625	2024/10/15	0.60
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.000	2024/06/30	0.57
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.910	2028/10/14	0.54
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.640	2028/01/15	0.53
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.625	2031/05/15	0.52
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.375	2024/07/15	0.51
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.625	2025/02/28	0.50
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.460	2026/02/15	0.50
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.625	2030/05/15	0.48

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入る有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■先進国債インデックスヘッジ無

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.05
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	100.05

■外国債券パッシブ・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	アメリカ	47.69
	フランス	8.24
	イタリア	7.61
	ドイツ	6.52
	中国	5.66
	スペイン	4.99
	イギリス	4.87
	その他	12.84
	現金・預金・その他の資産(負債控除後)	
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.625	2026/05/15	0.91
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.250	2026/03/31	0.67
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.690	2026/08/12	0.62
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	3.020	2031/05/27	0.53
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.625	2027/12/31	0.53
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	3.720	2051/04/12	0.52
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.500	2033/02/15	0.51
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.125	2032/11/15	0.49
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.875	2030/11/15	0.49
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.625	2030/08/15	0.48

■新興国債インデックスヘッジ有

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.16
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	99.84

■新興国債インデックスヘッジ無

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.85
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	99.15

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入る有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	サウジアラビア	9.87
	トルコ	9.55
	メキシコ	9.18
	カタール	8.26
	アラブ首長国連邦	7.75
	ブラジル	6.88
	コロンビア	6.44
	その他	39.73
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.35
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
サウジアラビア	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2.250	2033/02/02	4.36
ドミニカ共和国	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	6.000	2033/02/22	3.82
アラブ首長国連邦	国債証券	ABU DHABI GOVT INTL	1.875	2031/09/15	3.66
カタール	国債証券	STATE OF QATAR	3.750	2030/04/16	3.58
オマーン	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	6.250	2031/01/25	3.48
メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	2.659	2031/05/24	3.38
カタール	国債証券	STATE OF QATAR	4.400	2050/04/16	3.37
ペルー	国債証券	REPUBLIC OF PERU	2.783	2031/01/23	2.88
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	9.875	2028/01/15	2.87
コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	7.500	2034/02/02	2.73

■Jリートインデックス

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.06
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	Jリート・インデックス・マザーファンド	100.06

■Jリート・インデックス・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資証券	日本	98.73
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.27
合計(純資産総額)		100.00

※リート指数先物取引の買建て 0.29%

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	6.47
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	5.47
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	5.09
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	4.71
日本	投資証券	GLP投資法人	4.40
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	4.35
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	3.93
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	3.35
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	3.19
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	3.06

■Gリートインデックスヘッジ有

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	101.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△1.10
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	101.10

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有効証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■Gリートインデックスヘッジ無

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.06
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	100.06

■外国リート・インデックス・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資証券	アメリカ	75.84
	オーストラリア	6.44
	イギリス	4.51
	シンガポール	3.60
	フランス	1.70
	カナダ	1.63
	香港	1.30
	その他	2.54
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.43
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	8.53
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	5.55
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	3.33
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	3.09
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	3.05
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	3.01
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	2.68
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	2.39
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	2.23
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	1.99

■ゴールドヘッジ有

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	101.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△1.14
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	ゴールド・インデックス・マザーファンド	101.14

■ゴールドヘッジ無

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.00
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	ゴールド・インデックス・マザーファンド	100.00

■ゴールド・インデックス・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	アメリカ	98.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.07
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

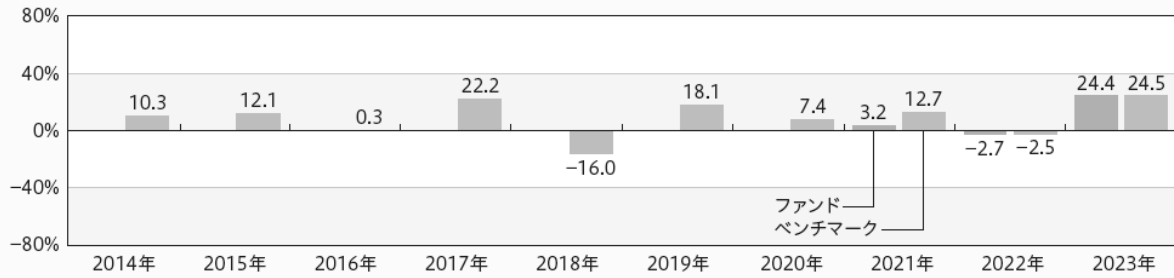
国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
アメリカ	投資信託受益証券	SPDR GOLD MINISHARES TRUST	77.55
アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GOLD TRUST	21.39

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

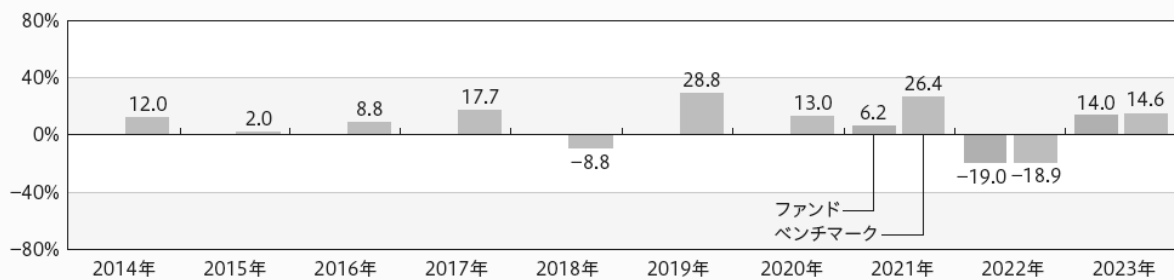
※[主要投資銘柄(上位10銘柄)]は組入価値証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

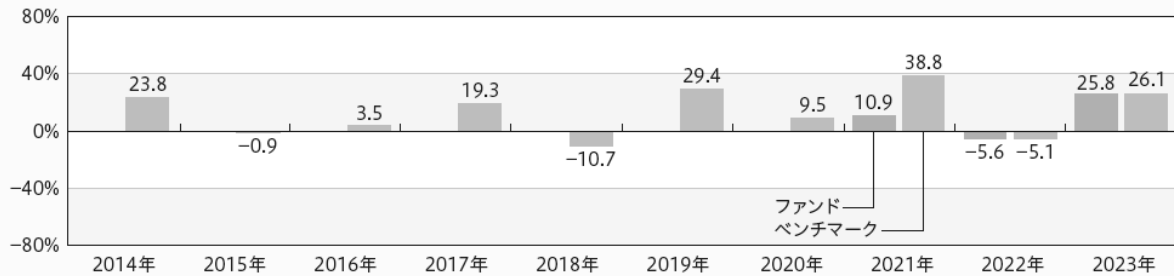
■日本株インデックス (ベンチマーク: TOPIX (東証株価指数、配当込み))



■先進国株インデックスヘッジ有 (ベンチマーク: MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ヘッジ換算ベース))



■先進国株インデックスヘッジ無 (ベンチマーク: MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース))



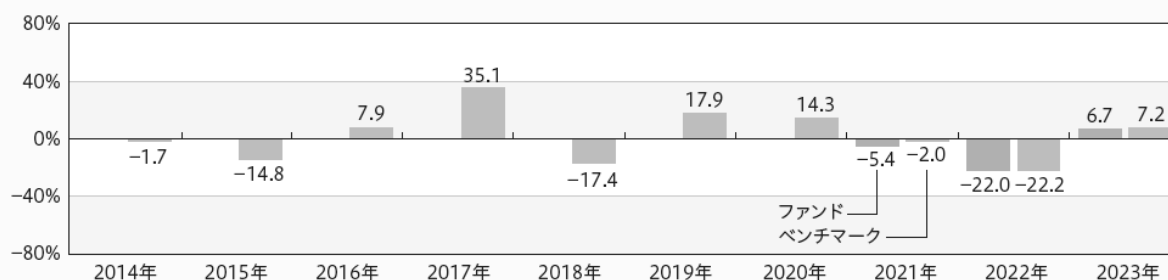
※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年のファンドの収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

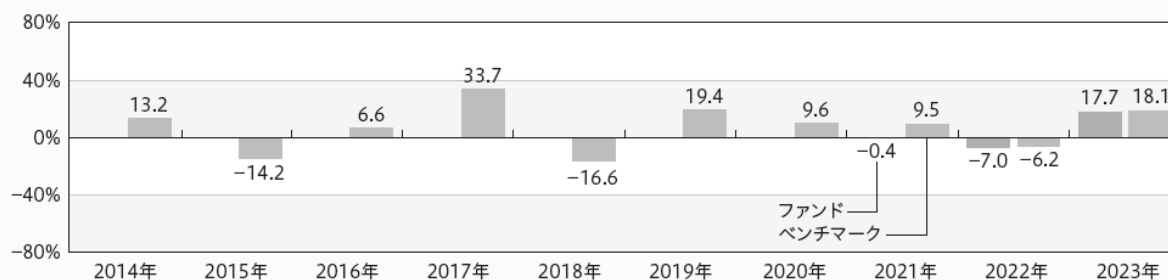
※2023年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

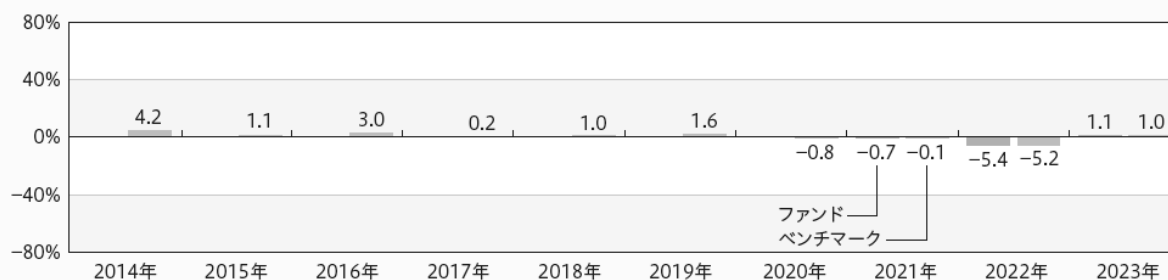
■新興国株インデックスヘッジ有 (ベンチマーク:MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、米ドル円ヘッジ換算ベース))



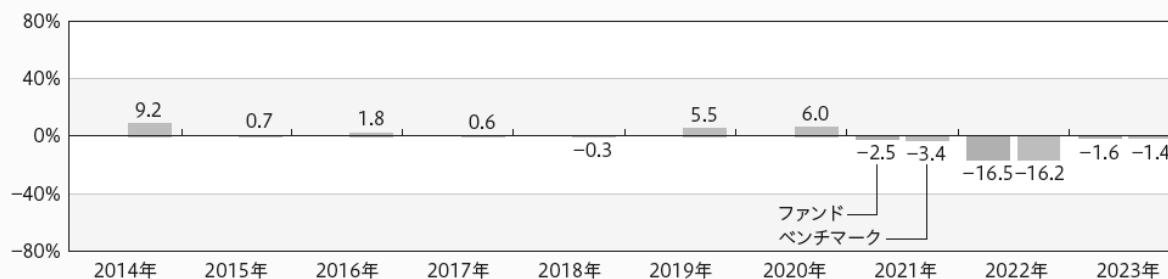
■新興国株インデックスヘッジ無 (ベンチマーク:MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース))



■日本債インデックス (ベンチマーク:NOMURA-BPI (総合))



■先進国債インデックスヘッジ有 (ベンチマーク:FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ヘッジ換算ベース))



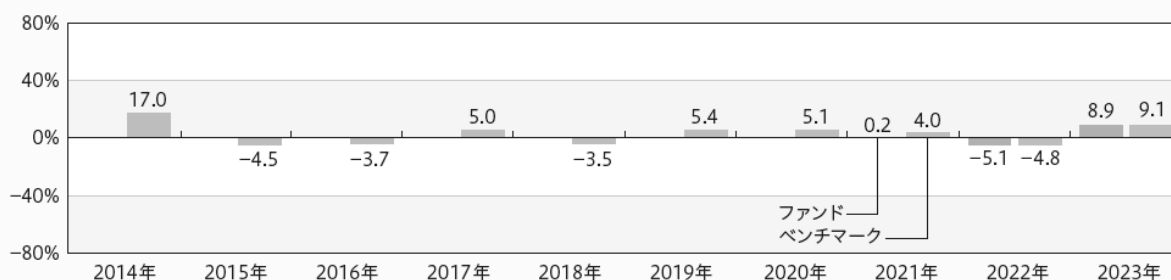
※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年のファンドの収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

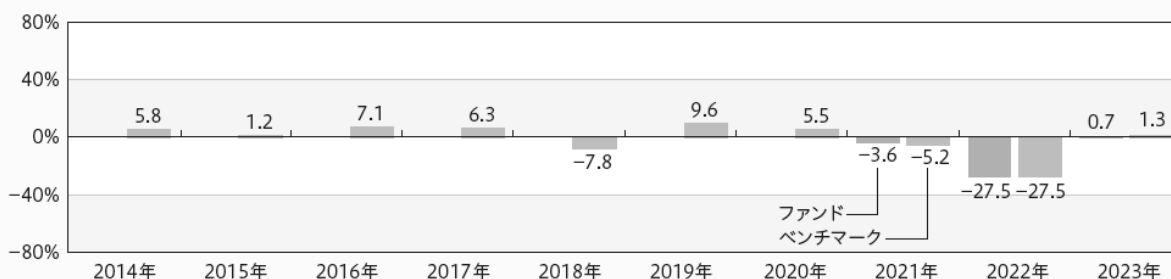
※2023年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

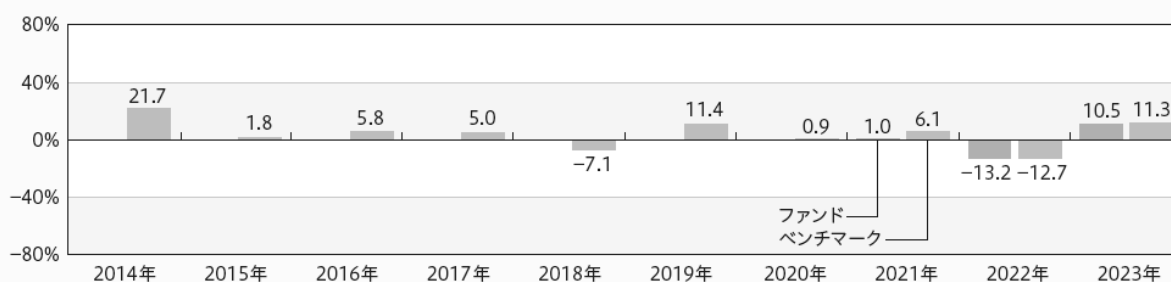
□先進国債インデックスヘッジ無 (ベンチマーク: FTSE世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース))



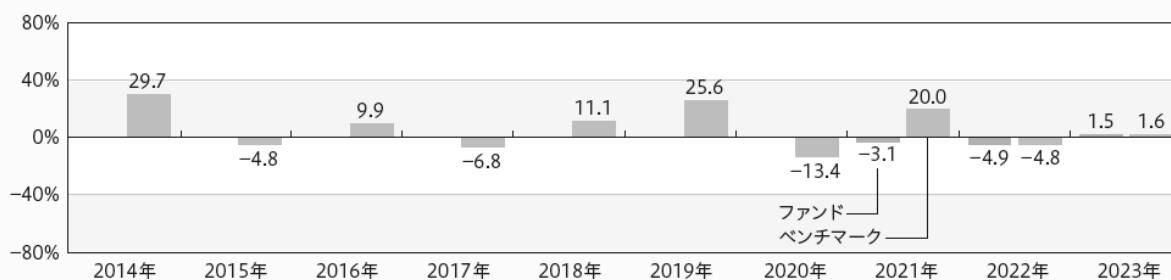
□新興国債インデックスヘッジ有 (ベンチマーク: JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス (円ヘッジ換算ベース))



□新興国債インデックスヘッジ無 (ベンチマーク: JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス (円換算ベース))



□Jリートインデックス (ベンチマーク: 東証REIT指数 (配当込み))



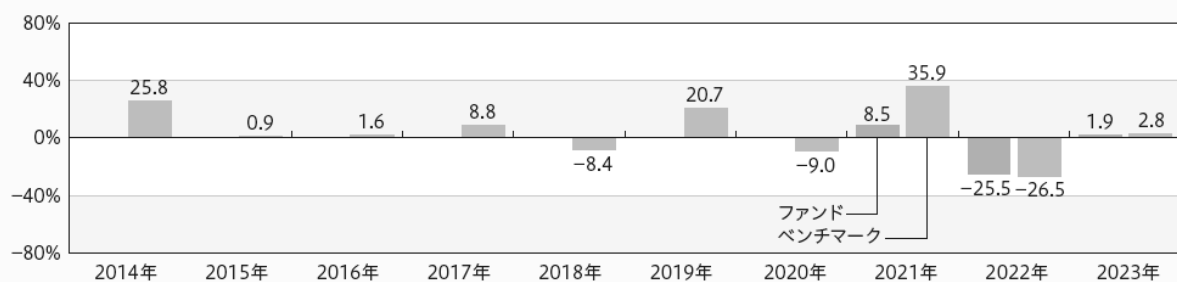
※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年のファンドの収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

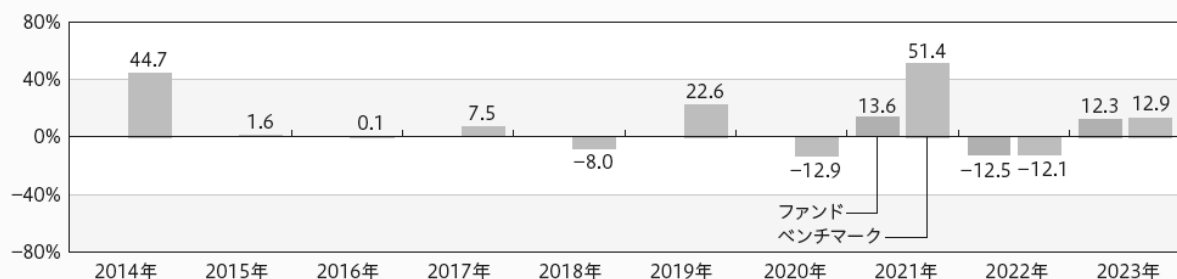
※2023年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

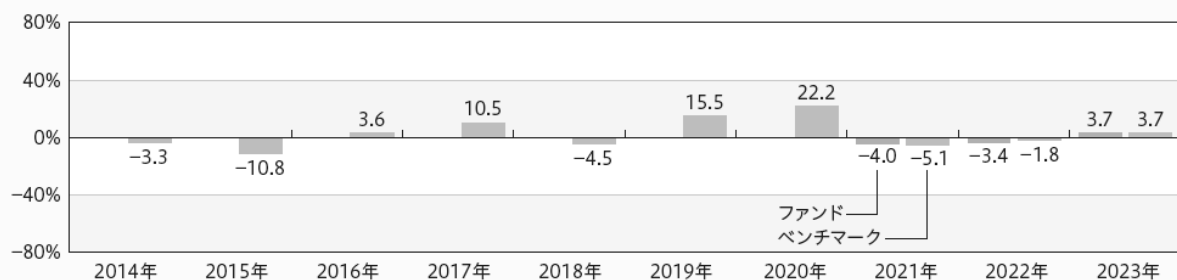
■Gリートインデックスヘッジ有 (ベンチマーク: S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円ヘッジ換算ベース))



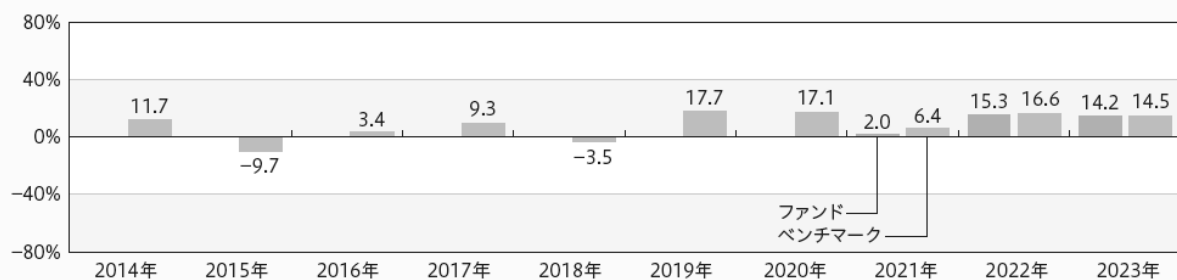
■Gリートインデックスヘッジ無 (ベンチマーク: S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース))



■ゴールドヘッジ有 (ベンチマーク: LBMA金価格(円ヘッジ換算ベース))



■ゴールドヘッジ無 (ベンチマーク: LBMA金価格(円換算ベース))



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年のファンドの収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

※2023年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

(イ) 当ファンドは日興ファンドラップ専用ファンドです。取得申込みにあたっては、販売会社所定の手続きが必要となります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(ニ) 申込不可日

上記にかかわらず、各ファンドにつき、取得申込日が以下の申込不可日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ファンド名	申込不可日
先進国株インデックスヘッジ有 先進国株インデックスヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日
新興国株インデックスヘッジ有 新興国株インデックスヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日 ・香港の取引所の休業日
先進国債インデックスヘッジ有 先進国債インデックスヘッジ無	・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
新興国債インデックスヘッジ有 新興国債インデックスヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
Gリートインデックスヘッジ有 Gリートインデックスヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・オーストラリアの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
ゴールドヘッジ有 ゴールドヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日

※「日本株インデックス」、「日本債インデックス」、「Jリートインデックス」は、申込不可日はありません。

ロ 申込価額

各ファンドにつき、以下の通りとなります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ファンド名	申込価額
日本株インデックス 日本債インデックス Jリートインデックス	取得申込受付日の基準価額となります。
先進国株インデックスヘッジ有 先進国株インデックスヘッジ無 新興国株インデックスヘッジ有 新興国株インデックスヘッジ無 先進国債インデックスヘッジ有 先進国債インデックスヘッジ無 新興国債インデックスヘッジ有 新興国債インデックスヘッジ無 Gリートインデックスヘッジ有 Gリートインデックスヘッジ無 ゴールドヘッジ有 ゴールドヘッジ無	取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ハ 申込手数料

ありません。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、各ファンドにつき、以下の申込金額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払ください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

ファンド名	申込金額
日本株インデックス 日本債インデックス Jリートインデックス	取得申込受付日の基準価額×申込口数
先進国株インデックスヘッジ有 先進国株インデックスヘッジ無 新興国株インデックスヘッジ有 新興国株インデックスヘッジ無 先進国債インデックスヘッジ有 先進国債インデックスヘッジ無 新興国債インデックスヘッジ有 新興国債インデックスヘッジ無 Gリートインデックスヘッジ有 Gリートインデックスヘッジ無 ゴールドヘッジ有 ゴールドヘッジ無	取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数

2 【換金（解約） 手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、以下の申込不可日に当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。

ファンド名	申込不可日
先進国株インデックスヘッジ有 先進国株インデックスヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日
新興国株インデックスヘッジ有 新興国株インデックスヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日 ・香港の取引所の休業日
先進国債インデックスヘッジ有 先進国債インデックスヘッジ無	・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
新興国債インデックスヘッジ有 新興国債インデックスヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
Gリートインデックスヘッジ有 Gリートインデックスヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・オーストラリアの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
ゴールドヘッジ有 ゴールドヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日

※「日本株インデックス」、「日本債インデックス」、「Jリートインデックス」は、申込不可日はありません。解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までには解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹

消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、各ファンドにつき、解約請求受付日から起算して以下の日からお支払いします。

ファンド名	一部解約金支払開始日
日本株インデックス 日本債インデックス	4営業日目
先進国株インデックスヘッジ有 先進国株インデックスヘッジ無 先進国債インデックスヘッジ有 先進国債インデックスヘッジ無 Jリートインデックス Gリートインデックスヘッジ有 Gリートインデックスヘッジ無 ゴールドヘッジ有 ゴールドヘッジ無	5営業日目
新興国株インデックスヘッジ有 新興国株インデックスヘッジ無 新興国債インデックスヘッジ有 新興国債インデックスヘッジ無	6営業日目

一部解約価額は、各ファンドにつき、以下の通りとなります。

ファンド名	一部解約価額
日本株インデックス 日本債インデックス Jリートインデックス	解約請求受付日の基準価額
先進国株インデックスヘッジ有 先進国株インデックスヘッジ無 新興国株インデックスヘッジ有 新興国株インデックスヘッジ無 先進国債インデックスヘッジ有 先進国債インデックスヘッジ無 新興国債インデックスヘッジ有 新興国債インデックスヘッジ無 Gリートインデックスヘッジ有 Gリートインデックスヘッジ無 ゴールドヘッジ有 ゴールドヘッジ無	解約請求受付日の翌営業日の基準価額

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象の評価方法>

「各マザーファンド（ゴールド・インデックス・マザーファンドを除く）」

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券、債券等	(1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

「ゴールド・インデックス・マザーファンド」

主要投資対象	有価証券等の評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額計算日に知りうる直近の純資産価格（基準価額）で評価します。また、上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、以下の通り掲載されます。

ファンド名	掲載名
日本株インデックス	NS日株イ
先進国株インデックスヘッジ有	NS先株イ有
先進国株インデックスヘッジ無	NS先株イ無
新興国株インデックスヘッジ有	NS興株イ有
新興国株インデックスヘッジ無	NS興株イ無
日本債インデックス	NS日債イ
先進国債インデックスヘッジ有	NS先債イ有
先進国債インデックスヘッジ無	NS先債イ無
新興国債インデックスヘッジ有	NS興債イ有
新興国債インデックスヘッジ無	NS興債イ無
Jリートインデックス	NSJリイ

Gリートインデックスヘッジ有	NSGリイ有
Gリートインデックスヘッジ無	NSGリイ無
ゴールドヘッジ有	NS金イ有
ゴールドヘッジ無	NS金イ無

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2021年8月3日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4) 【計算期間】

毎年8月1日から翌年7月31日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 上記b～dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場

合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合にお

いて、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- (ハ) 上記(ロ)の書面決議において、受益者(委託会社等を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います(書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。)
- (ホ) 上記(ロ)から(ニ)までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受け付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 2 期（2022 年 8 月 2 日から 2023 年 7 月 31 日まで）の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年10月11日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・日本株インデックスの2022年8月2日から2023年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・日本株インデックスの2023年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2022年8月1日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2022年10月18日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを

評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【日興FWS・日本株インデックス】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2022年8月1日現在)	第2期 (2023年7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	40	188,028
コール・ローン	1,184	6,667,923
親投資信託受益証券	2,800,335,541	7,276,860,431
流動資産合計	2,800,336,765	7,283,716,382
資産合計	2,800,336,765	7,283,716,382
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	6,855,572
未払受託者報酬	217,094	638,308
未払委託者報酬	977,091	2,872,586
その他未払費用	54,198	159,532
流動負債合計	1,248,383	10,525,998
負債合計	1,248,383	10,525,998
純資産の部		
元本等		
元本	2,721,511,626	5,821,638,664
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	77,576,756	1,451,551,720
(分配準備積立金)	40,740,981	1,166,991,226
元本等合計	2,799,088,382	7,273,190,384
純資産合計	2,799,088,382	7,273,190,384
負債純資産合計	2,800,336,765	7,283,716,382

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期		第2期	
	自	2021年8月3日	自	2022年8月2日
	至	2022年8月1日	至	2023年7月31日
営業収益				
受取利息		2		27
有価証券売買等損益		36,694,322		1,145,313,600
営業収益合計		36,694,324		1,145,313,627
営業費用				
支払利息		381		1,856
受託者報酬		284,944		1,077,612
委託者報酬		1,282,484		4,849,674
その他費用		71,121		269,319
営業費用合計		1,638,930		6,198,461
営業利益又は営業損失(△)		35,055,394		1,139,115,166
経常利益又は経常損失(△)		35,055,394		1,139,115,166
当期純利益又は当期純損失(△)		35,055,394		1,139,115,166
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△5,685,587		2,510,884
期首剰余金又は期首欠損金(△)		-		77,576,756
剰余金増加額又は欠損金減少額		40,745,839		271,326,733
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		40,745,839		271,326,733
剰余金減少額又は欠損金増加額		3,910,064		33,956,051
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		3,910,064		33,956,051
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		77,576,756		1,451,551,720

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 2 期
	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	(2022 年 8 月 1 日現在)	(2023 年 7 月 31 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	2,721,511,626 口	5,821,638,664 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.0285 円 (1 万口当たりの純資産額 10,285 円)	1 口当たり純資産額 1.2493 円 (1 万口当たりの純資産額 12,493 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	自 2021 年 8 月 3 日 至 2022 年 8 月 1 日	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (28,080,217 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (12,660,764 円)、収益調整金 (36,835,775 円)、および分配準備積立金 (0 円) より、分配対象収益は 77,576,756 円 (1 万口当たり 285.05 円) ありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (126,233,451 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (1,010,370,831 円)、収益調整金 (284,560,494 円)、および分配準備積立金 (30,386,944 円) より、分配対象収益は 1,451,551,720 円 (1 万口当たり 2,493.37 円) ありますが、分配を行っており

ません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 2 期 自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ

	は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	---

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 (2023年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第1期（自 2021年8月3日 至 2022年8月1日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	38,586,581 円
合計	38,586,581 円

第2期（自 2022年8月2日 至 2023年7月31日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,167,183,176 円
合計	1,167,183,176 円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 自 2022年8月2日 至 2023年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	(2022 年 8 月 1 日現在)	(2023 年 7 月 31 日現在)
期首元本額	1,000,000 円	2,721,511,626 円
期中追加設定元本額	2,889,422,774 円	4,297,436,756 円
期中一部解約元本額	168,911,148 円	1,197,309,718 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	国内株式インデックス・マザーファン ド (B号)	1,797,110,647	7,276,860,431	
	親投資信託受益証券 小計		7,276,860,431	
合 計			7,276,860,431	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年10月11日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）の2022年8月2日から2023年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）の2023年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2022年8月1日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2022年10月18日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを

評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2022年8月1日現在)	第2期 (2023年7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	8,715	10
コール・ローン	258,450	347
親投資信託受益証券	1,218,728,947	2,301,116,736
派生商品評価勘定	31,061,900	13,097
流動資産合計	1,250,058,012	2,301,130,190
資産合計	1,250,058,012	2,301,130,190
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	286,684	23,293,695
未払解約金	265,975	-
未払受託者報酬	102,063	222,519
未払委託者報酬	459,419	1,001,533
その他未払費用	30,548	66,679
流動負債合計	1,144,689	24,584,426
負債合計	1,144,689	24,584,426
純資産の部		
元本等		
元本	1,363,843,700	2,322,197,234
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△114,930,377	△45,651,470
(分配準備積立金)	10,680,473	128,161,289
元本等合計	1,248,913,323	2,276,545,764
純資産合計	1,248,913,323	2,276,545,764
負債純資産合計	1,250,058,012	2,301,130,190

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期		第2期	
	自	2021年8月3日	自	2022年8月2日
	至	2022年8月1日	至	2023年7月31日
営業収益				
有価証券売買等損益		46,010,536		388,617,619
為替差損益		△130,876,780		△210,136,218
営業収益合計		△84,866,244		178,481,401
営業費用				
支払利息		723		2,238
受託者報酬		134,580		376,519
委託者報酬		605,874		1,694,670
その他費用		40,285		112,915
営業費用合計		781,462		2,186,342
営業利益又は営業損失(△)		△85,647,706		176,295,059
経常利益又は経常損失(△)		△85,647,706		176,295,059
当期純利益又は当期純損失(△)		△85,647,706		176,295,059
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△5,347,052		△9,028,961
期首剰余金又は期首欠損金(△)		-		△114,930,377
剰余金増加額又は欠損金減少額		-		52,582,017
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		52,582,017
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		34,629,723		168,627,130
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		176,774		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		34,452,949		168,627,130
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△114,930,377		△45,651,470

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 2 期 自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日	
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 1 期 (2022 年 8 月 1 日現在)	第 2 期 (2023 年 7 月 31 日現在)
	1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,363,843,700 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第 55 条の 6 第 10 号に規定する額	元本の欠損 114,930,377 円	元本の欠損 45,651,470 円
3. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 0.9157 円 (1 万口当たりの純資産額 9,157 円)	1 口当たり純資産額 0.9803 円 (1 万口当たりの純資産額 9,803 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 1 期 自 2021 年 8 月 3 日 至 2022 年 8 月 1 日	第 2 期 自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日

分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益 (10,680,473 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (964,825 円)、および分配準備積立金 (0 円) より、分配対象収益は 11,645,298 円 (1 万口当たり 85.39 円) であります、分配を行っておりません。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益 (33,459,585 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (87,098,714 円)、収益調整金 (13,371,988 円)、および分配準備積立金 (7,602,990 円) より、分配対象収益は 141,533,277 円 (1 万口当たり 609.48 円) であります、分配を行っておりません。</p>
----------	---	---

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第 2 期 自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っております。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵</p>

	<p>触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
--	---

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 (2023年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第1期（自2021年8月3日至2022年8月1日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	45,304,257円
合計	45,304,257円

第2期（自2022年8月2日至2023年7月31日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	363,575,980円
合計	363,575,980円

（デリバティブ取引に関する注記）

第1期（2022年8月1日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	941,671,545	-	913,638,454	28,033,091
	カナダ・ドル	45,022,332	-	44,315,082	707,250
	オーストラリア・ドル	26,732,080	-	26,836,160	△104,080
	イギリス・ポンド	54,618,060	-	54,144,224	473,836
	スイス・フラン	36,234,175	-	36,159,531	74,644
	スウェーデン・クロー ナ	11,776,073	-	11,883,986	△107,913
	ユーロ	105,781,457	-	104,083,069	1,698,388
	小計	1,221,835,722	-	1,191,060,506	30,775,216
合 計	1,221,835,722	-	1,191,060,506	30,775,216	

第2期（2023年7月31日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	1,708,574,113	-	1,727,176,551	△18,602,438
	カナダ・ドル	75,786,217	-	76,369,677	△583,460
	オーストラリア・ドル	47,454,399	-	47,571,977	△117,578
	イギリス・ポンド	95,847,808	-	96,147,460	△299,652
	スイス・フラン	65,095,817	-	66,268,413	△1,172,596
	スウェーデン・クロー ナ	20,449,524	-	20,859,808	△410,284
	ユーロ	219,248,704	-	221,343,294	△2,094,590
	小計	2,232,456,582	-	2,255,737,180	△23,280,598
合 計	2,232,456,582	-	2,255,737,180	△23,280,598	

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以

下の方法によっております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 自 2022年8月2日 至 2023年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第1期 (2022年8月1日現在)	第2期 (2023年7月31日現在)
期首元本額	1,000,000円	1,363,843,700円
期中追加設定元本額	1,403,107,104円	1,519,173,996円
期中一部解約元本額	40,263,404円	560,820,462円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	外国株式インデックス・マザーファン ド	317,820,634	2,301,116,736	
	親投資信託受益証券 小計		2,301,116,736	
合 計			2,301,116,736	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表 (デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2023年10月11日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）の2022年8月2日から2023年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）の2023年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2022年8月1日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2022年10月18日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを

評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2022年8月1日現在)	第2期 (2023年7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	38	53,653
コール・ローン	1,121	1,902,660
親投資信託受益証券	4,922,876,015	15,591,242,905
流動資産合計	4,922,877,174	15,593,199,218
資産合計	4,922,877,174	15,593,199,218
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	1,954,734
未払受託者報酬	373,405	1,332,130
未払委託者報酬	1,680,456	5,994,731
その他未払費用	111,940	399,676
流動負債合計	2,165,801	9,681,271
負債合計	2,165,801	9,681,271
純資産の部		
元本等		
元本	4,482,657,360	11,837,040,113
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	438,054,013	3,746,477,834
(分配準備積立金)	140,942,036	2,366,453,680
元本等合計	4,920,711,373	15,583,517,947
純資産合計	4,920,711,373	15,583,517,947
負債純資産合計	4,922,877,174	15,593,199,218

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期		第2期	
	自	2021年8月3日	自	2022年8月2日
	至	2022年8月1日	至	2023年7月31日
営業収益				
受取利息		8		59
有価証券売買等損益		145,167,613		2,331,088,440
営業収益合計		145,167,621		2,331,088,499
営業費用				
支払利息		392		5,325
受託者報酬		485,447		2,217,621
委託者報酬		2,184,769		9,979,601
その他費用		145,517		665,455
営業費用合計		2,816,125		12,868,002
営業利益又は営業損失(△)		142,351,496		2,318,220,497
経常利益又は経常損失(△)		142,351,496		2,318,220,497
当期純利益又は当期純損失(△)		142,351,496		2,318,220,497
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		1,409,460		71,865,305
期首剰余金又は期首欠損金(△)		-		438,054,013
剰余金増加額又は欠損金減少額		311,613,406		1,213,979,911
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		311,613,406		1,213,979,911
剰余金減少額又は欠損金増加額		14,501,429		151,911,282
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		14,501,429		151,911,282
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		438,054,013		3,746,477,834

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 2 期
	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	(2022 年 8 月 1 日現在)	(2023 年 7 月 31 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	4,482,657,360 口	11,837,040,113 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.0977 円 (1 万口当たりの純資産額 10,977 円)	1 口当たり純資産額 1.3165 円 (1 万口当たりの純資産額 13,165 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	自 2021 年 8 月 3 日 至 2022 年 8 月 1 日	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (40,022,964 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (100,919,072 円)、収益調整金 (297,111,977 円)、および分配準備積立金 (0 円) より、分配対象収益は 438,054,013 円 (1 万口当たり 977.22 円) ありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (194,941,961 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (2,051,413,231 円)、収益調整金 (1,380,024,154 円)、および分配準備積立金 (120,098,488 円) より、分配対象収益は 3,746,477,834 円 (1 万口当たり 3,165.05 円) ありますが、分配を行っており

ません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 2 期 自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ

	は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	---

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 (2023年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第1期（自 2021年8月3日 至 2022年8月1日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	145,395,974 円
合計	145,395,974 円

第2期（自 2022年8月2日 至 2023年7月31日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,317,034,138 円
合計	2,317,034,138 円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 自 2022年8月2日 至 2023年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	(2022 年 8 月 1 日現在)	(2023 年 7 月 31 日現在)
期首元本額	1,000,000 円	4,482,657,360 円
期中追加設定元本額	4,694,605,698 円	8,789,526,644 円
期中一部解約元本額	212,948,338 円	1,435,143,891 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	外国株式インデックス・マザーファン ド	2,153,397,360	15,591,242,905	
	親投資信託受益証券 小計		15,591,242,905	
合 計			15,591,242,905	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年10月11日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）の2022年8月2日から2023年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）の2023年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2022年8月1日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2022年10月18日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを

評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2022年8月1日現在)	第2期 (2023年7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	4,127	111,149
コール・ローン	122,393	3,941,598
親投資信託受益証券	775,886,770	1,576,312,344
派生商品評価勘定	23,910,419	-
未収入金	23,986	2,164,700
流動資産合計	799,947,695	1,582,529,791
資産合計	799,947,695	1,582,529,791
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	16,812,006
未払金	-	846,645
未払解約金	124,800	6,215,980
未払受託者報酬	75,438	157,863
未払委託者報酬	603,814	1,263,177
その他未払費用	26,325	55,174
流動負債合計	830,377	25,350,845
負債合計	830,377	25,350,845
純資産の部		
元本等		
元本	1,025,486,262	1,978,052,474
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△226,368,944	△420,873,528
(分配準備積立金)	11,335,895	41,313,558
元本等合計	799,117,318	1,557,178,946
純資産合計	799,117,318	1,557,178,946
負債純資産合計	799,947,695	1,582,529,791

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期		第2期	
	自	2021年8月3日 至 2022年8月1日	自	2022年8月2日 至 2023年7月31日
営業収益				
受取利息		8		14
有価証券売買等損益		△32,374,873		193,712,994
為替差損益		△113,001,247		△132,224,181
営業収益合計		△145,376,112		61,488,827
営業費用				
支払利息		309		1,406
受託者報酬		100,122		270,561
委託者報酬		801,475		2,165,092
その他費用		34,920		94,600
営業費用合計		936,826		2,531,659
営業利益又は営業損失(△)		△146,312,938		58,957,168
経常利益又は経常損失(△)		△146,312,938		58,957,168
当期純利益又は当期純損失(△)		△146,312,938		58,957,168
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△6,124,087		△7,876,828
期首剰余金又は期首欠損金(△)		-		△226,368,944
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,492,785		113,356,970
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,492,785		113,356,970
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		88,672,878		374,695,550
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		88,672,878		374,695,550
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△226,368,944		△420,873,528

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 2 期	
	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	(2022 年 8 月 1 日現在)	(2023 年 7 月 31 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,025,486,262 口	1,978,052,474 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第 55 条の 6 第 10 号に規定する額	元本の欠損 226,368,944 円	元本の欠損 420,873,528 円
3. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 0.7793 円 (1 万口当たりの純資産額 7,793 円)	1 口当たり純資産額 0.7872 円 (1 万口当たりの純資産額 7,872 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	自 2021 年 8 月 3 日 至 2022 年 8 月 1 日	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (11,335,895円)、費用控除後、繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金 (1,558,995円)、および分配準備積立金(0 円)より、分配対象収益は12,894,890円(1 万口当たり125.74円)であります、分配を 行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (32,978,875円)、費用控除後、繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金 (18,394,576円)、および分配準備積立金 (8,334,683円)より、分配対象収益は 59,708,134円(1万口当たり301.85円)であ りますが、分配を行っておりません。
----------	---	---

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 2 期 自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っております。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵

	<p>触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
--	---

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 (2023年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第1期（自2021年8月3日至2022年8月1日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△27,869,490円
合計	△27,869,490円

第2期（自2022年8月2日至2023年7月31日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	185,283,432円
合計	185,283,432円

（デリバティブ取引に関する注記）

第1期（2022年8月1日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	803,020,845	-	779,110,426	23,910,419
	小計	803,020,845	-	779,110,426	23,910,419
合 計		803,020,845	-	779,110,426	23,910,419

第2期（2023年7月31日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	1,517,598,767	-	1,534,410,773	△16,812,006
	小計	1,517,598,767	-	1,534,410,773	△16,812,006
合 計		1,517,598,767	-	1,534,410,773	△16,812,006

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期

自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 1 期 (2022 年 8 月 1 日現在)	第 2 期 (2023 年 7 月 31 日現在)
期首元本額	1,000,000 円	1,025,486,262 円
期中追加設定元本額	1,068,832,666 円	1,424,902,597 円
期中一部解約元本額	44,346,404 円	472,336,385 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	844,754,740	1,576,312,344	
	親投資信託受益証券 小計		1,576,312,344	
合 計			1,576,312,344	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表 (デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2023年10月11日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）の2022年8月2日から2023年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）の2023年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2022年8月1日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2022年10月18日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを

評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2022年8月1日現在)	第2期 (2023年7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	45	14,626
コール・ローン	1,343	518,676
親投資信託受益証券	1,594,235,992	5,119,720,723
流動資産合計	1,594,237,380	5,120,254,025
資産合計	1,594,237,380	5,120,254,025
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	523,421
未払受託者報酬	134,365	442,397
未払委託者報酬	1,075,358	3,539,329
その他未払費用	46,959	154,796
流動負債合計	1,256,682	4,659,943
負債合計	1,256,682	4,659,943
純資産の部		
元本等		
元本	1,660,054,229	4,691,714,003
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△67,073,531	423,880,079
(分配準備積立金)	20,898,206	485,813,622
元本等合計	1,592,980,698	5,115,594,082
純資産合計	1,592,980,698	5,115,594,082
負債純資産合計	1,594,237,380	5,120,254,025

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期		第2期	
	自 2021年8月3日 至 2022年8月1日		自 2022年8月2日 至 2023年7月31日	
営業収益				
受取利息		3		70
有価証券売買等損益		△73,485,584		566,831,531
営業収益合計		△73,485,581		566,831,601
営業費用				
支払利息		201		2,510
受託者報酬		177,188		742,731
委託者報酬		1,418,185		5,942,442
その他費用		61,885		259,899
営業費用合計		1,657,459		6,947,582
営業利益又は営業損失(△)		△75,143,040		559,884,019
経常利益又は経常損失(△)		△75,143,040		559,884,019
当期純利益又は当期純損失(△)		△75,143,040		559,884,019
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△3,730,819		11,176,447
期首剰余金又は期首欠損金(△)		-		△67,073,531
剰余金増加額又は欠損金減少額		5,759,644		16,299,747
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		16,299,747
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		5,759,644		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,420,954		74,053,709
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,420,954		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		74,053,709
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△67,073,531		423,880,079

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 2 期	
	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	(2022 年 8 月 1 日現在)	(2023 年 7 月 31 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,660,054,229 口	4,691,714,003 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第 55 条の 6 第 10 号に規定する額	元本の欠損 67,073,531 円	元本の欠損 —
3. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 0.9596 円 (1 万口当たりの純資産額 9,596 円)	1 口当たり純資産額 1.0903 円 (1 万口当たりの純資産額 10,903 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	自 2021 年 8 月 3 日 至 2022 年 8 月 1 日	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (20,898,206 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (96,758,796 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (370,649,427 円)、

	(3,044,583円)、および分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は23,942,789円(1万口当たり144.23円)ではありますが、分配を行っておりません。	収益調整金(56,093,345円)、および分配準備積立金(18,405,399円)より、分配対象収益は541,906,967円(1万口当たり1,155.03円)ではありますが、分配を行っておりません。
--	---	---

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 2 期 自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場</p>

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 (2023年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第1期（自2021年8月3日 至2022年8月1日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△71,790,746円
合計	△71,790,746円

第2期（自2022年8月2日 至2023年7月31日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	565,696,396円
合計	565,696,396円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 自2022年8月2日

至 2023 年 7 月 31 日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 1 期 (2022 年 8 月 1 日現在)	第 2 期 (2023 年 7 月 31 日現在)
期首元本額	1,000,000 円	1,660,054,229 円
期中追加設定元本額	1,779,724,937 円	3,496,690,057 円
期中一部解約元本額	120,670,708 円	465,030,283 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	エマージング株式インデックス・マザ ーファンド	2,743,687,419	5,119,720,723	
	親投資信託受益証券 小計		5,119,720,723	
合 計			5,119,720,723	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年10月11日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・日本債インデックスの2022年8月2日から2023年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・日本債インデックスの2023年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2022年8月1日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2022年10月18日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを

評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【日興FWS・日本債インデックス】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2022年8月1日現在)	第2期 (2023年7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	7,225	364,041
コール・ローン	214,284	12,909,781
親投資信託受益証券	4,104,484,560	10,737,584,217
流動資産合計	4,104,706,069	10,750,858,039
資産合計	4,104,706,069	10,750,858,039
負債の部		
流動負債		
未払解約金	219,766	13,224,335
未払受託者報酬	348,339	1,024,137
未払委託者報酬	1,393,490	4,096,746
その他未払費用	69,601	204,796
流動負債合計	2,031,196	18,550,014
負債合計	2,031,196	18,550,014
純資産の部		
元本等		
元本	4,232,452,962	11,300,129,431
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△129,778,089	△567,821,406
(分配準備積立金)	15,145,737	67,398,002
元本等合計	4,102,674,873	10,732,308,025
純資産合計	4,102,674,873	10,732,308,025
負債純資産合計	4,104,706,069	10,750,858,039

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期		第2期	
	自	2021年8月3日 至 2022年8月1日	自	2022年8月2日 至 2023年7月31日
営業収益				
受取利息		5		26
有価証券売買等損益		△65,411,037		△132,993,113
営業収益合計		△65,411,032		△132,993,087
営業費用				
支払利息		401		3,171
受託者報酬		471,148		1,747,864
委託者報酬		1,884,727		6,991,728
その他費用		94,117		349,552
営業費用合計		2,450,393		9,092,315
営業利益又は営業損失(△)		△67,861,425		△142,085,402
経常利益又は経常損失(△)		△67,861,425		△142,085,402
当期純利益又は当期純損失(△)		△67,861,425		△142,085,402
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△4,133,294		△6,354,108
期首剰余金又は期首欠損金(△)		-		△129,778,089
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,551,329		34,838,754
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,551,329		34,838,754
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		68,601,287		337,150,777
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		68,601,287		337,150,777
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△129,778,089		△567,821,406

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 2 期
	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	(2022 年 8 月 1 日現在)	(2023 年 7 月 31 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	4, 232, 452, 962 口	11, 300, 129, 431 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第 55 条の 6 第 10 号に規定する額	元本の欠損 129, 778, 089 円	元本の欠損 567, 821, 406 円
3. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 0.9693 円 (1 万口当たりの純資産額 9, 693 円)	1 口当たり純資産額 0.9498 円 (1 万口当たりの純資産額 9, 498 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	自 2021 年 8 月 3 日 至 2022 年 8 月 1 日	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (15, 145, 737 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (53, 883, 323 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金

	(2,556,430円)、および分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は17,702,167円(1万口当たり41.82円)であります。分配を行っておりません。	(38,303,571円)、および分配準備積立金(13,514,679円)より、分配対象収益は105,701,573円(1万口当たり93.54円)であります。分配を行っておりません。
--	--	---

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 2 期 自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場</p>

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 (2023年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第1期（自 2021年8月3日 至 2022年8月1日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△63,280,350 円
合計	△63,280,350 円

第2期（自 2022年8月2日 至 2023年7月31日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△131,792,709 円
合計	△131,792,709 円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 自 2022年8月2日

至 2023 年 7 月 31 日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 1 期 (2022 年 8 月 1 日現在)	第 2 期 (2023 年 7 月 31 日現在)
期首元本額	1,000,000 円	4,232,452,962 円
期中追加設定元本額	4,506,092,311 円	8,024,842,487 円
期中一部解約元本額	274,639,349 円	957,166,018 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	国内債券 (NOMURA-BPI) マ ザーファンド	7,933,784,703	10,737,584,217	
	親投資信託受益証券 小計		10,737,584,217	
合 計			10,737,584,217	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年10月11日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）の2022年8月2日から2023年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）の2023年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2022年8月1日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2022年10月18日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを

評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2022年8月1日現在)	第2期 (2023年7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,929	44
コール・ローン	57,214	1,559
親投資信託受益証券	697,776,324	759,589,242
流動資産合計	697,835,467	759,590,845
資産合計	697,835,467	759,590,845
負債の部		
流動負債		
未払解約金	57,948	-
未払受託者報酬	63,432	79,252
未払委託者報酬	285,534	356,872
その他未払費用	15,775	19,743
流動負債合計	422,689	455,867
負債合計	422,689	455,867
純資産の部		
元本等		
元本	783,437,940	948,018,176
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△86,025,162	△188,883,198
(分配準備積立金)	6,743,390	18,497,630
元本等合計	697,412,778	759,134,978
純資産合計	697,412,778	759,134,978
負債純資産合計	697,835,467	759,590,845

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期		第2期	
	自	2021年8月3日	自	2022年8月2日
	至	2022年8月1日	至	2023年7月31日
営業収益				
受取利息		4		10
有価証券売買等損益		△51,264,801		△72,016,012
営業収益合計		△51,264,797		△72,016,002
営業費用				
支払利息		55		145
受託者報酬		83,879		151,015
委託者報酬		377,635		679,999
その他費用		20,821		37,601
営業費用合計		482,390		868,760
営業利益又は営業損失(△)		△51,747,187		△72,884,762
経常利益又は経常損失(△)		△51,747,187		△72,884,762
当期純利益又は当期純損失(△)		△51,747,187		△72,884,762
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△3,145,903		△16,117,511
期首剰余金又は期首欠損金(△)		-		△86,025,162
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,206,385		38,429,287
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,206,385		38,429,287
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		38,630,263		84,520,072
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		38,630,263		84,520,072
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△86,025,162		△188,883,198

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 2 期	
	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	(2022 年 8 月 1 日現在)	(2023 年 7 月 31 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	783,437,940 口	948,018,176 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第 55 条の 6 第 10 号に規定する額	元本の欠損 86,025,162 円	元本の欠損 188,883,198 円
3. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 0.8902 円 (1 万口当たりの純資産額 8,902 円)	1 口当たり純資産額 0.8008 円 (1 万口当たりの純資産額 8,008 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	自 2021 年 8 月 3 日 至 2022 年 8 月 1 日	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (6,743,390 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (14,014,316 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金

	(1,038,767円)、および分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は7,782,157円(1万口当たり99.33円)ではありますが、分配を行っておりません。	(5,528,741円)、および分配準備積立金(4,483,314円)より、分配対象収益は24,026,371円(1万口当たり253.44円)ではありますが、分配を行っておりません。
--	---	---

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 2 期 自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場</p>

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 (2023年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第1期（自2021年8月3日 至2022年8月1日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△49,265,806円
合計	△49,265,806円

第2期（自2022年8月2日 至2023年7月31日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△57,854,960円
合計	△57,854,960円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 自2022年8月2日

至 2023 年 7 月 31 日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	(2022 年 8 月 1 日現在)	(2023 年 7 月 31 日現在)
期首元本額	1,000,000 円	783,437,940 円
期中追加設定元本額	818,677,926 円	486,790,484 円
期中一部解約元本額	36,239,986 円	322,210,248 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザー ファンド	616,649,815	759,589,242	
	親投資信託受益証券 小計		759,589,242	
合 計			759,589,242	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年10月11日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）の2022年8月2日から2023年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）の2023年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2022年8月1日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2022年10月18日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを

評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2022年8月1日現在)	第2期 (2023年7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	49	18,432
コール・ローン	1,440	653,638
親投資信託受益証券	600,261,243	2,360,376,395
流動資産合計	600,262,732	2,361,048,465
資産合計	600,262,732	2,361,048,465
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	670,264
未払受託者報酬	50,379	214,885
未払委託者報酬	226,851	967,158
その他未払費用	12,520	53,658
流動負債合計	289,750	1,905,965
負債合計	289,750	1,905,965
純資産の部		
元本等		
元本	590,998,190	2,277,862,745
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	8,974,792	81,279,755
(分配準備積立金)	8,228,982	72,447,605
元本等合計	599,972,982	2,359,142,500
純資産合計	599,972,982	2,359,142,500
負債純資産合計	600,262,732	2,361,048,465

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期		第2期	
	自	2021年8月3日	自	2022年8月2日
	至	2022年8月1日	至	2023年7月31日
営業収益				
受取利息		-		7
有価証券売買等損益		8,461,556		67,266,922
営業収益合計		8,461,556		67,266,929
営業費用				
支払利息		34		666
受託者報酬		67,569		352,125
委託者報酬		304,333		1,584,892
その他費用		16,757		87,900
営業費用合計		388,693		2,025,583
営業利益又は営業損失(△)		8,072,863		65,241,346
経常利益又は経常損失(△)		8,072,863		65,241,346
当期純利益又は当期純損失(△)		8,072,863		65,241,346
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△156,119		125,724
期首剰余金又は期首欠損金(△)		-		8,974,792
剰余金増加額又は欠損金減少額		745,810		8,429,384
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		62,716		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		683,094		8,429,384
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		1,240,043
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		1,240,043
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		8,974,792		81,279,755

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 2 期
	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	(2022 年 8 月 1 日現在)	(2023 年 7 月 31 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	590,998,190 口	2,277,862,745 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.0152 円 (1 万口当たりの純資産額 10,152 円)	1 口当たり純資産額 1.0357 円 (1 万口当たりの純資産額 10,357 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	自 2021 年 8 月 3 日 至 2022 年 8 月 1 日	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (6,117,979 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (2,111,003 円)、収益調整金 (745,810 円)、および分配準備積立金 (0 円) より、分配対象収益は 8,974,792 円 (1 万口当たり 151.86 円) ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (36,037,589 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (29,078,033 円)、収益調整金 (28,426,309 円)、および分配準備積立金 (7,331,983 円) より、分配対象収益は 100,873,914 円 (1 万口当たり 442.84 円) ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 2 期 自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制

	の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 (2023年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第1期（自 2021年8月3日 至 2022年8月1日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	8,664,947 円
合計	8,664,947 円

第2期（自 2022年8月2日 至 2023年7月31日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	67,393,698 円
合計	67,393,698 円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 自 2022年8月2日 至 2023年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 1 期 (2022 年 8 月 1 日現在)	第 2 期 (2023 年 7 月 31 日現在)
期首元本額	1,000,000 円	590,998,190 円
期中追加設定元本額	627,252,986 円	1,885,666,023 円
期中一部解約元本額	37,254,796 円	198,801,468 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	1,139,837,935	2,360,376,395	
	親投資信託受益証券 小計		2,360,376,395	
合 計			2,360,376,395	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年10月11日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）の2022年8月2日から2023年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）の2023年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2022年8月1日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2022年10月18日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを

評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2022年8月1日現在)	第2期 (2023年7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	79,815	146,364
コール・ローン	2,367,117	5,190,404
親投資信託受益証券	479,327,529	444,388,464
派生商品評価勘定	17,271,026	-
未収入金	492,022	859,652
流動資産合計	499,537,509	450,584,884
資産合計	499,537,509	450,584,884
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	3,265,920
未払解約金	-	1,756,465
未払受託者報酬	51,318	46,647
未払委託者報酬	410,810	373,491
その他未払費用	34,633	26,364
流動負債合計	496,761	5,468,887
負債合計	496,761	5,468,887
純資産の部		
元本等		
元本	675,330,314	632,054,433
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△176,289,566	△186,938,436
(分配準備積立金)	20,650,122	26,385,161
元本等合計	499,040,748	445,115,997
純資産合計	499,040,748	445,115,997
負債純資産合計	499,537,509	450,584,884

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期		第2期	
	自	2021年8月3日 至 2022年8月1日	自	2022年8月2日 至 2023年7月31日
営業収益				
受取利息		152		25
有価証券売買等損益		△57,809,032		31,632,702
為替差損益		△101,199,947		△53,012,493
営業収益合計		△159,008,827		△21,379,766
営業費用				
支払利息		1,406		1,599
受託者報酬		116,012		88,417
委託者報酬		928,613		707,953
その他費用		48,325		32,327
営業費用合計		1,094,356		830,296
営業利益又は営業損失(△)		△160,103,183		△22,210,062
経常利益又は経常損失(△)		△160,103,183		△22,210,062
当期純利益又は当期純損失(△)		△160,103,183		△22,210,062
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△35,417,397		△12,857,073
期首剰余金又は期首欠損金(△)		-		△176,289,566
剰余金増加額又は欠損金減少額		7,005,778		111,654,113
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		7,005,778		111,654,113
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		58,609,558		112,949,994
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		58,609,558		112,949,994
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△176,289,566		△186,938,436

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 2 期	
	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	(2022 年 8 月 1 日現在)	(2023 年 7 月 31 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	675,330,314 口	632,054,433 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第 55 条の 6 第 10 号に規定する額	元本の欠損 176,289,566 円	元本の欠損 186,938,436 円
3. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 0.7390 円 (1 万口当たりの純資産額 7,390 円)	1 口当たり純資産額 0.7042 円 (1 万口当たりの純資産額 7,042 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	自 2021 年 8 月 3 日 至 2022 年 8 月 1 日	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (20,650,122円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,541,356円)、および分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は22,191,478円(1万口当たり328.60円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (16,735,736円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(12,027,299円)、および分配準備積立金(9,649,425円)より、分配対象収益は38,412,460円(1万口当たり607.74円)ですが、分配を行っておりません。
----------	---	--

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2022年8月2日 至 2023年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵</p>

	<p>触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
--	---

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 2 期 (2023 年 7 月 31 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 1 期（自 2021 年 8 月 3 日 至 2022 年 8 月 1 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△32,410,540 円
合計	△32,410,540 円

第 2 期（自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	27,794,488 円
合計	27,794,488 円

（デリバティブ取引に関する注記）

第 1 期（2022 年 8 月 1 日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	483,071,894	-	465,800,868	17,271,026
	小計	483,071,894	-	465,800,868	17,271,026
合 計		483,071,894	-	465,800,868	17,271,026

第2期（2023年7月31日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	439,200,405	-	442,466,325	△3,265,920
	小計	439,200,405	-	442,466,325	△3,265,920
合 計		439,200,405	-	442,466,325	△3,265,920

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期

自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 1 期 (2022 年 8 月 1 日現在)	第 2 期 (2023 年 7 月 31 日現在)
期首元本額	500,000,000 円	675,330,314 円
期中追加設定元本額	533,256,409 円	377,079,050 円
期中一部解約元本額	357,926,095 円	420,354,931 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マ ザーファンド	451,064,215	444,388,464	
	親投資信託受益証券 小計		444,388,464	
合 計			444,388,464	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表 (デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2023年10月11日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）の2022年8月2日から2023年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）の2023年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2022年8月1日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2022年10月18日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを

評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2022年8月1日現在)	第2期 (2023年7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	171,464	741,615
コール・ローン	5,085,197	26,299,442
親投資信託受益証券	904,720,480	2,816,851,389
流動資産合計	909,977,141	2,843,892,446
資産合計	909,977,141	2,843,892,446
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	346,164
未払受託者報酬	74,525	255,557
未払委託者報酬	596,556	2,044,810
その他未払費用	30,606	128,433
流動負債合計	701,687	2,774,964
負債合計	701,687	2,774,964
純資産の部		
元本等		
元本	1,002,416,303	2,933,626,484
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△93,140,849	△92,509,002
(分配準備積立金)	20,237,092	104,710,779
元本等合計	909,275,454	2,841,117,482
純資産合計	909,275,454	2,841,117,482
負債純資産合計	909,977,141	2,843,892,446

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期		第2期	
	自	2021年8月3日 至 2022年8月1日	自	2022年8月2日 至 2023年7月31日
営業収益				
受取利息		44		147
有価証券売買等損益		△58,391,120		157,789,609
営業収益合計		△58,391,076		157,789,756
営業費用				
支払利息		1,118		7,991
受託者報酬		102,422		428,315
委託者報酬		820,215		3,427,283
その他費用		30,613		128,760
営業費用合計		954,368		3,992,349
営業利益又は営業損失(△)		△59,345,444		153,797,407
経常利益又は経常損失(△)		△59,345,444		153,797,407
当期純利益又は当期純損失(△)		△59,345,444		153,797,407
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△6,300,478		2,964,036
期首剰余金又は期首欠損金(△)		-		△93,140,849
剰余金増加額又は欠損金減少額		718,040		23,728,667
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		718,040		23,728,667
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		40,813,923		173,930,191
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		40,813,923		173,930,191
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△93,140,849		△92,509,002

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 2 期
	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	(2022 年 8 月 1 日現在)	(2023 年 7 月 31 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1, 002, 416, 303 口	2, 933, 626, 484 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第 55 条の 6 第 10 号に規定する額	元本の欠損 93, 140, 849 円	元本の欠損 92, 509, 002 円
3. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 0.9071 円 (1 万口当たりの純資産額 9, 071 円)	1 口当たり純資産額 0.9685 円 (1 万口当たりの純資産額 9, 685 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	自 2021 年 8 月 3 日 至 2022 年 8 月 1 日	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (20, 237, 092 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (86, 808, 640 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金

	(3,172,940円)、および分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は23,410,032円(1万口当たり233.54円)であります。分配を行っておりません。	(57,883,015円)、および分配準備積立金(17,902,139円)より、分配対象収益は162,593,794円(1万口当たり554.24円)であります。分配を行っておりません。
--	---	--

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 2 期 自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場</p>

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 (2023年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第1期（自2021年8月3日 至2022年8月1日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△56,248,529円
合計	△56,248,529円

第2期（自2022年8月2日 至2023年7月31日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	157,718,263円
合計	157,718,263円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 自2022年8月2日

至 2023 年 7 月 31 日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 1 期 (2022 年 8 月 1 日現在)	第 2 期 (2023 年 7 月 31 日現在)
期首元本額	1,000,000 円	1,002,416,303 円
期中追加設定元本額	1,072,795,109 円	2,199,858,549 円
期中一部解約元本額	71,378,806 円	268,648,368 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マ ザーファンド	2,859,167,062	2,816,851,389	
	親投資信託受益証券 小計		2,816,851,389	
合 計			2,816,851,389	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年10月11日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・Jリートインデックスの2022年8月2日から2023年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・Jリートインデックスの2023年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2022年8月1日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2022年10月18日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを

評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【日興FWS・Jリートインデックス】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2022年8月1日現在)	第2期 (2023年7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	7,586	20,726
コール・ローン	224,980	734,976
親投資信託受益証券	661,067,227	1,469,395,632
流動資産合計	661,299,793	1,470,151,334
資産合計	661,299,793	1,470,151,334
負債の部		
流動負債		
未払解約金	230,960	753,695
未払受託者報酬	53,287	134,433
未払委託者報酬	279,932	705,986
その他未払費用	13,245	33,539
流動負債合計	577,424	1,627,653
負債合計	577,424	1,627,653
純資産の部		
元本等		
元本	677,494,848	1,569,794,081
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△16,772,479	△101,270,400
(分配準備積立金)	18,796,851	58,395,494
元本等合計	660,722,369	1,468,523,681
純資産合計	660,722,369	1,468,523,681
負債純資産合計	661,299,793	1,470,151,334

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期		第2期	
	自	2021年8月3日 至 2022年8月1日	自	2022年8月2日 至 2023年7月31日
営業収益				
受取利息		1		7
有価証券売買等損益		18,677,808		△24,653,895
営業収益合計		18,677,809		△24,653,888
営業費用				
支払利息		55		617
受託者報酬		70,701		235,032
委託者報酬		371,505		1,234,336
その他費用		17,540		58,608
営業費用合計		459,801		1,528,593
営業利益又は営業損失(△)		18,218,008		△26,182,481
経常利益又は経常損失(△)		18,218,008		△26,182,481
当期純利益又は当期純損失(△)		18,218,008		△26,182,481
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△578,843		△5,293,081
期首剰余金又は期首欠損金(△)		-		△16,772,479
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,446,511		5,710,438
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,446,511		5,710,438
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		37,015,841		69,318,959
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		37,015,841		69,318,959
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△16,772,479		△101,270,400

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 2 期	
	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	(2022 年 8 月 1 日現在)	(2023 年 7 月 31 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	677,494,848 口	1,569,794,081 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第 55 条の 6 第 10 号に規定する額	元本の欠損 16,772,479 円	元本の欠損 101,270,400 円
3. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 0.9752 円 (1 万口当たりの純資産額 9,752 円)	1 口当たり純資産額 0.9355 円 (1 万口当たりの純資産額 9,355 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	自 2021 年 8 月 3 日 至 2022 年 8 月 1 日	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (12,292,024 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (6,504,827 円)、収	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (41,896,150 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金

<p>益調整金 (1,527,709 円)、および分配準備積立金 (0 円) より、分配対象収益は 20,324,560 円 (1 万口当たり 300.00 円) であります、分配を行っておりません。</p>	<p>(32,811,077 円)、および分配準備積立金 (16,499,344 円) より、分配対象収益は 91,206,571 円 (1 万口当たり 581.01 円) あります、分配を行っておりません。</p>
--	--

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 2 期 自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド (外部ファンド) を組入れる場</p>

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 (2023年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第1期（自2021年8月3日 至2022年8月1日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	19,008,202 円
合計	19,008,202 円

第2期（自2022年8月2日 至2023年7月31日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△23,027,608 円
合計	△23,027,608 円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 自2022年8月2日

至 2023 年 7 月 31 日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 1 期 (2022 年 8 月 1 日現在)	第 2 期 (2023 年 7 月 31 日現在)
期首元本額	1,000,000 円	677,494,848 円
期中追加設定元本額	706,908,297 円	1,039,940,827 円
期中一部解約元本額	30,413,449 円	147,641,594 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	Jリート・インデックス・マザーファ ンド	554,844,856	1,469,395,632	
	親投資信託受益証券 小計		1,469,395,632	
合 計			1,469,395,632	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年10月11日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）の2022年8月2日から2023年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）の2023年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2022年8月1日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2022年10月18日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを

評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2022年8月1日現在)	第2期 (2023年7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,199	67
コール・ローン	35,562	2,366
親投資信託受益証券	218,207,385	283,703,049
派生商品評価勘定	5,571,888	5,185
流動資産合計	223,816,034	283,710,667
資産合計	223,816,034	283,710,667
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	76,993	2,883,764
未払解約金	35,010	-
未払受託者報酬	20,048	29,088
未払委託者報酬	120,507	174,692
その他未払費用	5,941	8,643
流動負債合計	258,499	3,096,187
負債合計	258,499	3,096,187
純資産の部		
元本等		
元本	237,495,753	340,490,086
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△13,938,218	△59,875,606
(分配準備積立金)	4,125,090	11,984,409
元本等合計	223,557,535	280,614,480
純資産合計	223,557,535	280,614,480
負債純資産合計	223,816,034	283,710,667

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期		第2期	
	自	2021年8月3日 至 2022年8月1日	自	2022年8月2日 至 2023年7月31日
営業収益				
受取利息		2		1
有価証券売買等損益		13,638,972		483,754
為替差損益		△27,983,572		△29,167,832
営業収益合計		△14,344,598		△28,684,077
営業費用				
支払利息		133		321
受託者報酬		26,372		52,525
委託者報酬		158,536		315,560
その他費用		7,772		15,600
営業費用合計		192,813		384,006
営業利益又は営業損失(△)		△14,537,411		△29,068,083
経常利益又は経常損失(△)		△14,537,411		△29,068,083
当期純利益又は当期純損失(△)		△14,537,411		△29,068,083
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△1,342,069		△10,558,018
期首剰余金又は期首欠損金(△)		-		△13,938,218
剰余金増加額又は欠損金減少額		-		9,511,881
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		9,511,881
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		742,876		36,939,204
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		276,658		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		466,218		36,939,204
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△13,938,218		△59,875,606

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 2 期	
	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	(2022 年 8 月 1 日現在)	(2023 年 7 月 31 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	237,495,753 口	340,490,086 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第 55 条の 6 第 10 号に規定する額	元本の欠損 13,938,218 円	元本の欠損 59,875,606 円
3. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 0.9413 円 (1 万口当たりの純資産額 9,413 円)	1 口当たり純資産額 0.8241 円 (1 万口当たりの純資産額 8,241 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	自 2021 年 8 月 3 日 至 2022 年 8 月 1 日	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (4,125,090円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(520,342円)、および分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は4,645,432円(1万口当たり195.60円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (9,278,723円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(4,432,332円)、および分配準備積立金(2,705,686円)より、分配対象収益は16,416,741円(1万口当たり482.15円)であります。分配を行っておりません。
----------	---	--

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2022年8月2日 至 2023年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵</p>

	<p>触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
--	---

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 2 期 (2023 年 7 月 31 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 1 期（自 2021 年 8 月 3 日 至 2022 年 8 月 1 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	12,419,075 円
合計	12,419,075 円

第 2 期（自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	6,175,195 円
合計	6,175,195 円

（デリバティブ取引に関する注記）

第 1 期（2022 年 8 月 1 日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	176,612,790	-	171,534,756	5,078,034
	カナダ・ドル	3,896,278	-	3,834,466	61,812
	オーストラリア・ドル	13,387,888	-	13,445,161	△57,273
	香港・ドル	3,179,400	-	3,081,429	97,971
	シンガポール・ドル	7,052,495	-	6,956,007	96,488
	イギリス・ポンド	11,601,383	-	11,499,867	101,516
	ユーロ	7,301,538	-	7,185,191	116,347
	小計	223,031,772	-	217,536,877	5,494,895
	合 計	223,031,772	-	217,536,877	5,494,895

第2期（2023年7月31日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	224,491,108	-	226,946,073	△2,454,965
	カナダ・ドル	4,629,229	-	4,664,325	△35,096
	オーストラリア・ドル	18,106,579	-	18,151,195	△44,616
	香港・ドル	3,582,335	-	3,631,775	△49,440
	シンガポール・ドル	9,827,333	-	9,984,702	△157,369
	イギリス・ポンド	13,195,031	-	13,236,333	△41,302
	ユーロ	10,134,096	-	10,229,887	△95,791
	小計	283,965,711	-	286,844,290	△2,878,579
	合 計	283,965,711	-	286,844,290	△2,878,579

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表

されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 2 期 自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 1 期 (2022 年 8 月 1 日現在)	第 2 期 (2023 年 7 月 31 日現在)
期首元本額	1,000,000 円	237,495,753 円
期中追加設定元本額	251,217,041 円	214,040,924 円
期中一部解約元本額	14,721,288 円	111,046,591 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	外国リート・インデックス・マザーフ アード	95,790,610	283,703,049	
	親投資信託受益証券 小計		283,703,049	
合 計			283,703,049	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表 (デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2023年10月11日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）の2022年8月2日から2023年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）の2023年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2022年8月1日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2022年10月18日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを

評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2022年8月1日現在)	第2期 (2023年7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	49	4,962
コール・ローン	1,468	175,977
親投資信託受益証券	705,500,328	1,708,763,533
流動資産合計	705,501,845	1,708,944,472
資産合計	705,501,845	1,708,944,472
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	178,963
未払受託者報酬	56,178	150,883
未払委託者報酬	337,304	905,635
その他未払費用	16,779	45,204
流動負債合計	410,261	1,280,685
負債合計	410,261	1,280,685
純資産の部		
元本等		
元本	617,730,700	1,529,979,780
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	87,360,884	177,684,007
(分配準備積立金)	36,420,706	77,332,181
元本等合計	705,091,584	1,707,663,787
純資産合計	705,091,584	1,707,663,787
負債純資産合計	705,501,845	1,708,944,472

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期		第2期	
	自	2021年8月3日	自	2022年8月2日
	至	2022年8月1日	至	2023年7月31日
営業収益				
受取利息		1		4
有価証券売買等損益		38,572,392		26,035,705
営業収益合計		38,572,393		26,035,709
営業費用				
支払利息		47		500
受託者報酬		73,966		261,005
委託者報酬		444,050		1,566,521
その他費用		22,045		78,161
営業費用合計		540,108		1,906,187
営業利益又は営業損失(△)		38,032,285		24,129,522
経常利益又は経常損失(△)		38,032,285		24,129,522
当期純利益又は当期純損失(△)		38,032,285		24,129,522
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		1,611,579		△10,370,223
期首剰余金又は期首欠損金(△)		-		87,360,884
剰余金増加額又は欠損金減少額		53,447,598		75,530,726
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		53,447,598		75,530,726
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,507,420		19,707,348
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,507,420		19,707,348
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		87,360,884		177,684,007

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 2 期
	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	(2022 年 8 月 1 日現在)	(2023 年 7 月 31 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	617,730,700 口	1,529,979,780 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.1414 円 (1 万口当たりの純資産額 11,414 円)	1 口当たり純資産額 1.1161 円 (1 万口当たりの純資産額 11,161 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	自 2021 年 8 月 3 日 至 2022 年 8 月 1 日	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (12,091,263 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (24,329,443 円)、収益調整金 (50,940,178 円)、および分配準備積立金 (0 円) より、分配対象収益は 87,360,884 円 (1 万口当たり 1,414.22 円) ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (46,263,645 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (100,351,826 円)、および分配準備積立金 (31,068,536 円) より、分配対象収益は 177,684,007 円 (1 万口当たり 1,161.35 円) ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 2 期 自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制

	の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 (2023年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第1期（自 2021年8月3日 至 2022年8月1日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	38,283,380 円
合計	38,283,380 円

第2期（自 2022年8月2日 至 2023年7月31日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	31,816,654 円
合計	31,816,654 円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 自 2022年8月2日 至 2023年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 1 期 (2022 年 8 月 1 日現在)	第 2 期 (2023 年 7 月 31 日現在)
期首元本額	1,000,000 円	617,730,700 円
期中追加設定元本額	650,494,466 円	1,088,596,448 円
期中一部解約元本額	33,763,766 円	176,347,368 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	外国リート・インデックス・マザーフ ァンド	576,953,619	1,708,763,533	
	親投資信託受益証券 小計		1,708,763,533	
合 計			1,708,763,533	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年10月11日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）の2022年8月2日から2023年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）の2023年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2022年8月1日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2022年10月18日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを

評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2022年8月1日現在)	第2期 (2023年7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	7,843	19,429
コール・ローン	232,589	689,014
親投資信託受益証券	366,151,173	489,846,900
派生商品評価勘定	14,003,619	7,026
未収入金	353,880	493,154
流動資産合計	380,749,104	491,055,523
資産合計	380,749,104	491,055,523
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	769,818	6,215,920
未払解約金	34,255	-
未払受託者報酬	37,634	51,597
未払委託者報酬	301,448	413,058
その他未払費用	14,602	27,841
流動負債合計	1,157,757	6,708,416
負債合計	1,157,757	6,708,416
純資産の部		
元本等		
元本	409,945,460	503,479,615
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△30,354,113	△19,132,508
(分配準備積立金)	-	6,867,193
元本等合計	379,591,347	484,347,107
純資産合計	379,591,347	484,347,107
負債純資産合計	380,749,104	491,055,523

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期		第2期	
	自	2021年8月3日 至 2022年8月1日	自	2022年8月2日 至 2023年7月31日
営業収益				
受取利息		4		7
有価証券売買等損益		42,819,222		71,661,179
為替差損益		△58,529,861		△53,924,747
営業収益合計		△15,710,635		17,736,439
営業費用				
支払利息		31		193
受託者報酬		49,102		93,329
委託者報酬		393,680		747,250
その他費用		28,242		33,781
営業費用合計		471,055		874,553
営業利益又は営業損失(△)		△16,181,690		16,861,886
経常利益又は経常損失(△)		△16,181,690		16,861,886
当期純利益又は当期純損失(△)		△16,181,690		16,861,886
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△118,465		△770,450
期首剰余金又は期首欠損金(△)		-		△30,354,113
剰余金増加額又は欠損金減少額		625,586		12,941,522
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		625,586		12,941,522
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		14,916,474		19,352,253
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		14,916,474		19,352,253
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△30,354,113		△19,132,508

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 2 期	
	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	(2022 年 8 月 1 日現在)	(2023 年 7 月 31 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	409,945,460 口	503,479,615 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第 55 条の 6 第 10 号に規定する額	元本の欠損 30,354,113 円	元本の欠損 19,132,508 円
3. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 0.9260 円 (1 万口当たりの純資産額 9,260 円)	1 口当たり純資産額 0.9620 円 (1 万口当たりの純資産額 9,620 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	自 2021 年 8 月 3 日 至 2022 年 8 月 1 日	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(0円)、および分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は0円(1万口当たり0.00円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(6,867,193円)、収益調整金(0円)、および分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は6,867,193円(1万口当たり136.39円)ですが、分配を行っておりません。
----------	---	---

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2022年8月2日 至 2023年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っております。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵</p>

	<p>触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
--	---

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 2 期 (2023 年 7 月 31 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 1 期（自 2021 年 8 月 3 日 至 2022 年 8 月 1 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	31,599,645 円
合計	31,599,645 円

第 2 期（自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	58,338,757 円
合計	58,338,757 円

（デリバティブ取引に関する注記）

第 1 期（2022 年 8 月 1 日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	19,337,934	-	18,568,116	△769,818
	小計	19,337,934	-	18,568,116	△769,818
	売建				
	アメリカ・ドル	387,275,801	-	373,272,182	14,003,619
	小計	387,275,801	-	373,272,182	14,003,619
合 計		406,613,735	-	391,840,298	13,233,801

第2期（2023年7月31日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	477,586,537	-	483,795,431	△6,208,894
	小計	477,586,537	-	483,795,431	△6,208,894
合 計		477,586,537	-	483,795,431	△6,208,894

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 自 2022年8月2日 至 2023年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第1期 (2022年8月1日現在)	第2期 (2023年7月31日現在)
期首元本額	1,000,000 円	409,945,460 円
期中追加設定元本額	430,017,114 円	262,998,864 円
期中一部解約元本額	21,071,654 円	169,464,709 円

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	ゴールド・インデックス・マザーファ ンド	363,900,825	489,846,900	
	親投資信託受益証券 小計		489,846,900	
合 計			489,846,900	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表 (デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2023年10月11日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）の2022年8月2日から2023年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）の2023年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2022年8月1日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2022年10月18日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを

評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2022年8月1日現在)	第2期 (2023年7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	16,038	53,674
コール・ローン	475,640	1,903,412
親投資信託受益証券	1,658,999,025	4,807,402,680
未収入金	1,400,200	4,268,637
流動資産合計	1,660,890,903	4,813,628,403
資産合計	1,660,890,903	4,813,628,403
負債の部		
流動負債		
未払解約金	427,458	1,891,390
未払受託者報酬	148,922	448,545
未払委託者報酬	1,191,612	3,588,642
その他未払費用	58,457	224,679
流動負債合計	1,826,449	6,153,256
負債合計	1,826,449	6,153,256
純資産の部		
元本等		
元本	1,448,204,617	3,581,248,271
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	210,859,837	1,226,226,876
(分配準備積立金)	128,553,284	622,994,674
元本等合計	1,659,064,454	4,807,475,147
純資産合計	1,659,064,454	4,807,475,147
負債純資産合計	1,660,890,903	4,813,628,403

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期		第2期	
	自	2021年8月3日	自	2022年8月2日
	至	2022年8月1日	至	2023年7月31日
営業収益				
受取利息		2		13
有価証券売買等損益		141,139,473		539,982,346
営業収益合計		141,139,475		539,982,359
営業費用				
支払利息		128		1,401
受託者報酬		195,303		749,370
委託者報酬		1,563,164		5,995,489
その他費用		58,457		224,689
営業費用合計		1,817,052		6,970,949
営業利益又は営業損失(△)		139,322,423		533,011,410
経常利益又は経常損失(△)		139,322,423		533,011,410
当期純利益又は当期純損失(△)		139,322,423		533,011,410
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		10,772,754		25,695,052
期首剰余金又は期首欠損金(△)		-		210,859,837
剰余金増加額又は欠損金減少額		84,079,652		560,355,962
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		84,079,652		560,355,962
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,769,484		52,305,281
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,769,484		52,305,281
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		210,859,837		1,226,226,876

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 2 期
	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	(2022 年 8 月 1 日現在)	(2023 年 7 月 31 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1, 448, 204, 617 口	3, 581, 248, 271 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.1456 円 (1 万口当たりの純資産額 11, 456 円)	1 口当たり純資産額 1.3424 円 (1 万口当たりの純資産額 13, 424 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 1 期	第 2 期
	自 2021 年 8 月 3 日 至 2022 年 8 月 1 日	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (128, 553, 284 円)、収益調整金 (82, 311, 041 円)、および分配準備積立金 (0 円) より、分配対象収益は 210, 864, 325 円 (1 万口当たり 1, 456.04 円) ではありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (507, 331, 187 円)、収益調整金 (603, 250, 286 円)、および分配準備積立金 (115, 663, 487 円) より、分配対象収益は 1, 226, 244, 960 円 (1 万口当たり 3, 424.07 円) ではありますが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 2 期 自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制

	の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 (2023年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第1期（自 2021年8月3日 至 2022年8月1日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	136,506,125 円
合計	136,506,125 円

第2期（自 2022年8月2日 至 2023年7月31日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	532,535,547 円
合計	532,535,547 円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 自 2022年8月2日 至 2023年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 1 期 (2022 年 8 月 1 日現在)	第 2 期 (2023 年 7 月 31 日現在)
期首元本額	1,000,000 円	1,448,204,617 円
期中追加設定元本額	1,530,395,090 円	2,431,110,301 円
期中一部解約元本額	83,190,473 円	298,066,647 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	ゴールド・インデックス・マザーファ ンド	3,571,356,274	4,807,402,680	
	親投資信託受益証券 小計		4,807,402,680	
合 計			4,807,402,680	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「日興FWS・日本株インデックス」、「日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）」、「日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）」、「日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）」、「日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）」、「日興FWS・日本債インデックス」、「日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）」、「日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）」、「日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）」、「日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）」、「日興FWS・Jリートインデックス」、「日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）」、「日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）」、「日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）」および「日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）」は、「国内株式インデックス・マザーファンド（B号）」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「エマーシング株式インデックス・マザーファンド」、「国内債券（NOMURA-BPI）マザーファンド」、「ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」、「米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド」、「Jリート・インデックス・マザーファンド」、「外国リート・インデックス・マザーファンド」および「ゴールド・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。
なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

(1) 貸借対照表

	(2022年8月1日現在)	(2023年7月31日現在)
(単位：円)		
資産の部		
流動資産		
金銭信託	79,536,074	134,108,098
コール・ローン	2,358,837,044	4,755,797,227
株式	212,510,660,160	266,719,195,530
派生商品評価勘定	15,848,200	76,951,700
未収入金	-	911,770,933
未収配当金	312,581,957	361,452,374
前払金	15,640,000	-
差入委託証拠金	112,200,000	112,500,000
流動資産合計	215,405,303,435	273,071,775,862
資産合計	215,405,303,435	273,071,775,862
負債の部		
流動負債		
前受金	-	30,255,000
未払金	-	3,185,922,875
未払解約金	182,960,917	113,282,626
その他未払費用	10,071	16,012
流動負債合計	182,970,988	3,329,476,513
負債合計	182,970,988	3,329,476,513

純資産の部		
元本等		
元本	64,701,881,641	66,616,435,931
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	150,520,450,806	203,125,863,418
元本等合計	215,222,332,447	269,742,299,349
純資産合計	215,222,332,447	269,742,299,349
負債純資産合計	215,405,303,435	273,071,775,862

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022 年 8 月 1 日現在)	(2023 年 7 月 31 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	64,701,881,641 口	66,616,435,931 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 3.3264 円 (1 万口当たりの純資産額 33,264 円)	1 口当たり純資産額 4.0492 円 (1 万口当たりの純資産額 40,492 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 当計算期間については、先物取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っております。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2022年8月1日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX 先物 0409月	2,689,641,800	-	2,705,490,000	15,848,200
	小計	2,689,641,800	-	2,705,490,000	15,848,200
合計		2,689,641,800	-	2,705,490,000	15,848,200

(2023年7月31日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX 先物 0509月	3,483,358,300	-	3,560,310,000	76,951,700
	小計	3,483,358,300	-	3,560,310,000	76,951,700
合計		3,483,358,300	-	3,560,310,000	76,951,700

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022 年 8 月 2 日
至 2023 年 7 月 31 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2022 年 8 月 1 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	61,200,724,965 円
同期中における追加設定元本額	11,767,031,486 円
同期中における一部解約元本額	8,265,874,810 円
2022 年 8 月 1 日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,573,090,801 円
三井住友・DC年金バランス30 (債券重点型)	1,004,663,066 円
三井住友・DC年金バランス50 (標準型)	4,610,963,182 円
三井住友・DC年金バランス70 (株式重点型)	3,537,445,009 円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	123,076,527 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020 (4資産タイプ)	4,516,917 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025 (4資産タイプ)	19,787,928 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030 (4資産タイプ)	62,765,654 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035 (4資産タイプ)	164,455,970 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040 (4資産タイプ)	144,990,932 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045 (4資産タイプ)	258,828,264 円
国内株式指数ファンド (TOPIX)	1,450,073,440 円
三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド	20,759,518,567 円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	248,448,491 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	303,821,509 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	196,873,415 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	35,615,877 円
三井住友・資産最適化ファンド (1安定重視型)	188,415,610 円
三井住友・資産最適化ファンド (2やや安定型)	173,706,323 円
三井住友・資産最適化ファンド (3バランス型)	621,999,724 円
三井住友・資産最適化ファンド (4やや成長型)	343,048,809 円
三井住友・資産最適化ファンド (5成長重視型)	391,665,566 円

三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	44,825,074円
三井住友DS・国内株式インデックス年金ファンド	734,157,443円
三井住友DS・年金バランス30(債券重点型)	38,614,587円
三井住友DS・年金バランス50(標準型)	184,340,098円
三井住友DS・年金バランス70(株式重点型)	174,426,464円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	4,502,614円
日興FWS・日本株インデックス	841,851,714円
三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド	13,445,845円
SMAM・国内株式パッシブ・ファンド(適格機関投資家専用)	2,663,979,908円
バランスファンドVA(安定運用型)〈適格機関投資家限定〉	13,143,735円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型〈適格機関投資家限定〉	87,961,192円
SMAM・バランスファンドVA25〈適格機関投資家専用〉	1,655,765,464円
SMAM・バランスファンドVA37.5〈適格機関投資家専用〉	1,580,942,741円
SMAM・バランスファンドVA50〈適格機関投資家専用〉	5,930,118,160円
SMAM・バランスファンドVL30〈適格機関投資家限定〉	38,205,939円
SMAM・バランスファンドVL50〈適格機関投資家限定〉	155,884,619円
SMAM・バランスファンドVA75〈適格機関投資家専用〉	714,123,301円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型〈適格機関投資家限定〉	46,213,392円
SMAM・インデックス・バランスVA25〈適格機関投資家専用〉	254,234,553円
SMAM・インデックス・バランスVA50〈適格機関投資家専用〉	800,284,752円
SMAM・バランスファンドVA40〈適格機関投資家専用〉	584,992,310円
SMAM・バランスファンドVA35〈適格機関投資家専用〉	1,804,290,327円
SMAM・バランスVA株40T〈適格機関投資家限定〉	372,784円
SMAM・グローバルバランス40VA〈適格機関投資家限定〉	40,445,248円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A〈適格機関投資家専用〉	45,792,382円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A〈適格機関投資家専用〉	34,436,924円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A〈適格機関投資家専用〉	16,874,370円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L〈適格機関投資家専用〉	108,886,518円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L〈適格機関投資家専用〉	241,137,387円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2〈適格機関投資家専用〉	57,601,073円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2〈適格機関投資家専用〉	40,288,518円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2〈適格機関投資家専用〉	7,593,251円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2〈適格機関投資家専用〉	43,263,100円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2〈適格機関投資家専用〉	582,844,403円
SMAM・国内株式インデックスファンド・VA(適格機関投資家専用)	176,594,530円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA〈適格機関投資家限定〉	211,396,741円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA〈適格機関投資家限定〉	98,339,458円
SMAM・世界バランスファンドVA〈適格機関投資家限定〉	134,762,191円
SMAM・世界バランスファンドVA2〈適格機関投資家限定〉	51,649,054円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド〈適格機関投資家限定〉	41,352,519円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04〈適格機関投資家限定〉	28,748,353円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン〈適格機関投資家限定〉	36,764,193円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII	101,723,766円

＜適格機関投資家限定＞	
SMDAM・日米3資産バランスオープン＜適格機関投資家限定＞	16,939,065円
合計	64,701,881,641円

(2023年7月31日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	64,701,881,641円
同期中における追加設定元本額	10,913,169,665円
同期中における一部解約元本額	8,998,615,375円
2023年7月31日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,585,474,863円
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	1,017,444,034円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	4,558,947,036円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	3,640,671,288円
SMAM・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	140,285,574円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	3,566,971円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	16,075,057円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	57,143,495円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	158,335,813円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	147,855,687円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	267,808,680円
国内株式指数ファンド(TOPIX)	1,262,450,976円
三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド	24,779,560,028円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	206,078,891円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	265,919,821円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	163,837,668円
イオン・バランス戦略ファンド	63,438,819円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	47,732,916円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	201,615,787円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	187,979,221円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	726,550,871円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	416,757,011円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	484,333,865円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	54,013,423円
三井住友DS・国内株式インデックス年金ファンド	1,036,428,256円
三井住友DS・年金バランス30(債券重点型)	40,910,558円
三井住友DS・年金バランス50(標準型)	232,285,420円
三井住友DS・年金バランス70(株式重点型)	231,570,276円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	6,196,044円
日興FWS・日本株インデックス	1,797,110,647円
三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド	44,229,055円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	45,997円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	52,024円

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	62,482円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	74,595円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	74,595円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	161,748円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	1,679,703円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	8,036,570円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	4,058,997円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	3,448,112円
SMAM・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	2,273,042,518円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	8,897,840円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	52,482,058円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	1,117,086,962円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	1,248,922,332円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	4,817,541,607円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	32,141,924円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	115,288,114円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	610,683,148円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	36,747,614円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	207,141,685円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	670,613,844円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	460,706,939円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	1,383,987,953円
SMAM・バランスVA株40T＜適格機関投資家限定＞	322,605円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	29,696,561円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	34,236,894円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A＜適格機関投資家専用＞	26,686,901円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	14,763,580円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L＜適格機関投資家専用＞	78,189,555円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L＜適格機関投資家専用＞	190,369,093円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2＜適格機関投資家専用＞	41,230,687円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2＜適格機関投資家専用＞	33,467,552円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2＜適格機関投資家専用＞	6,965,317円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2＜適格機関投資家専用＞	34,364,962円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2＜適格機関投資家専用＞	437,117,799円
SMAM・国内株式インデックスファンド・VA（適格機関投資家専用）	155,160,254円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA＜適格機関投資家限定＞	164,200,244円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA＜適格機関投資家限定＞	72,376,115円
SMAM・世界バランスファンドVA＜適格機関投資家限定＞	63,167,093円
SMAM・世界バランスファンドVA2＜適格機関投資家限定＞	34,552,675円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	70,684,697円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04＜適格機関投資家限定＞	43,025,664円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	68,683,765円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII	79,796,249円

＜適格機関投資家限定＞	
SMDAM・日米3資産バランスオープン＜適格機関投資家限定＞	12,295,634円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）＜適格機関投資家限定＞	
>	29,494,623円
合計	66,616,435,931円

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(a) 株式

(単位：円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	4,100	3,755.000	15,395,500	
ニッセイ	112,200	676.600	75,914,520	
マルハニチロ	16,500	2,467.000	40,705,500	
雪国まいたけ	10,700	925.000	9,897,500	
カネコ種苗	4,700	1,448.000	6,805,600	
サカタのタネ	12,800	3,995.000	51,136,000	
ホクト	9,900	1,862.000	18,433,800	
住石ホールディングス	14,400	344.000	4,953,600	
日鉄鉱業	4,500	5,080.000	22,860,000	
三井松島ホールディングス	5,400	2,661.000	14,369,400	
I N P E X	418,200	1,832.500	766,351,500	
石油資源開発	12,900	4,880.000	62,952,000	
K&Oエナジーグループ	5,400	2,360.000	12,744,000	
ショーボンドホールディングス	15,400	5,773.000	88,904,200	
ミライト・ワン	37,200	1,825.000	67,890,000	
タマホーム	7,200	3,505.000	25,236,000	
日本アクア	5,200	904.000	4,700,800	
R o b o t H o m e	23,100	198.000	4,573,800	
安藤・間	64,500	1,137.000	73,336,500	
東急建設	32,000	769.000	24,608,000	
コムシスホールディングス	37,500	2,840.500	106,518,750	
ビーアールホールディングス	21,600	402.000	8,683,200	
高松コンストラクショングループ	7,200	2,700.000	19,440,000	
東建コーポレーション	3,100	7,490.000	23,219,000	
ヤマウラ	6,800	1,174.000	7,983,200	
オリエンタル白石	44,000	311.000	13,684,000	
大成建設	74,000	5,386.000	398,564,000	
大林組	282,500	1,314.500	371,346,250	
清水建設	234,200	979.600	229,422,320	
飛島建設	9,600	1,373.000	13,180,800	
長谷工コーポレーション	81,200	1,850.500	150,260,600	
松井建設	7,300	755.000	5,511,500	

銭高組	1,500	3,230.000	4,845,000
鹿島建設	175,300	2,246.000	393,723,800
不動テトラ	5,500	1,890.000	10,395,000
鉄建建設	6,700	2,042.000	13,681,400
西松建設	13,600	3,704.000	50,374,400
三井住友建設	65,200	377.000	24,580,400
大豊建設	3,500	3,975.000	13,912,500
奥村組	12,600	4,250.000	53,550,000
東鉄工業	10,600	2,722.000	28,853,200
浅沼組	6,400	3,490.000	22,336,000
戸田建設	97,800	791.600	77,418,480
熊谷組	13,100	3,220.000	42,182,000
北野建設	1,900	3,085.000	5,861,500
矢作建設工業	11,000	1,340.000	14,740,000
ピーエス三菱	10,900	794.000	8,654,600
日本ハウスホールディングス	18,200	370.000	6,734,000
新日本建設	11,100	1,267.000	14,063,700
東亜道路工業	3,300	4,805.000	15,856,500
日本道路	1,700	9,610.000	16,337,000
東亜建設工業	7,000	3,245.000	22,715,000
日本国土開発	24,100	610.000	14,701,000
若築建設	3,700	3,115.000	11,525,500
東洋建設	25,800	1,080.000	27,864,000
五洋建設	112,000	771.300	86,385,600
世紀東急工業	10,800	1,444.000	15,595,200
福田組	3,000	4,985.000	14,955,000
住友林業	68,100	3,429.000	233,514,900
日本基礎技術	7,500	500.000	3,750,000
巴コーポレーション	11,500	532.000	6,118,000
大和ハウス工業	218,900	3,862.000	845,391,800
ライト工業	14,100	2,059.000	29,031,900
積水ハウス	239,700	2,899.000	694,890,300
日特建設	8,100	1,146.000	9,282,600
ユアテック	17,000	883.000	15,011,000
日本リーテック	7,300	1,423.000	10,387,900
四電工	3,400	2,338.000	7,949,200
中電工	11,000	2,330.000	25,630,000
関電工	42,100	1,246.000	52,456,600
きんでん	55,600	1,960.000	108,976,000
東京エネシス	8,700	993.000	8,639,100
トーエネック	2,800	3,755.000	10,514,000
住友電設	7,400	3,165.000	23,421,000
日本電設工業	12,900	2,148.000	27,709,200
エクシオグループ	35,700	2,955.500	105,511,350

新日本空調	4,400	2,385.000	10,494,000
九電工	19,300	4,099.000	79,110,700
三機工業	16,600	1,545.000	25,647,000
日揮ホールディングス	78,200	1,991.000	155,696,200
中外炉工業	3,300	2,055.000	6,781,500
ヤマト	7,000	916.000	6,412,000
太平電業	4,900	4,445.000	21,780,500
高砂熱学工業	18,700	2,565.000	47,965,500
三晃金属工業	1,300	4,570.000	5,941,000
朝日工業社	3,500	2,456.000	8,596,000
明星工業	14,400	981.000	14,126,400
大気社	8,900	4,230.000	37,647,000
ダイダン	5,200	2,975.000	15,470,000
日比谷総合設備	6,500	2,251.000	14,631,500
テスホールディングス	16,500	575.000	9,487,500
インフロニア・ホールディングス	82,900	1,383.500	114,692,150
東洋エンジニアリング	11,100	650.000	7,215,000
レイズネクスト	11,400	1,456.000	16,598,400
ニッポン	20,000	1,866.000	37,320,000
日清製粉グループ本社	72,600	1,764.000	128,066,400
日東富士製粉	1,700	4,900.000	8,330,000
昭和産業	6,200	2,745.000	17,019,000
鳥越製粉	10,700	631.000	6,751,700
中部飼料	10,900	1,095.000	11,935,500
フィード・ワン	12,600	768.000	9,676,800
日本甜菜製糖	5,200	1,949.000	10,134,800
DM三井製糖ホールディングス	7,600	2,851.000	21,667,600
ウェルネオシュガー	4,700	2,083.000	9,790,100
森永製菓	14,500	4,623.000	67,033,500
中村屋	2,800	3,100.000	8,680,000
江崎グリコ	22,300	3,760.000	83,848,000
井村屋グループ	4,600	2,280.000	10,488,000
不二家	5,300	2,395.000	12,693,500
山崎製パン	53,100	2,052.000	108,961,200
モロゾフ	2,700	3,650.000	9,855,000
亀田製菓	5,000	4,365.000	21,825,000
寿スピリッツ	8,400	10,810.000	90,804,000
カルビー	36,200	2,761.500	99,966,300
森永乳業	14,400	4,797.000	69,076,800
六甲バター	6,000	1,325.000	7,950,000
ヤクルト本社	56,700	7,899.000	447,873,300
明治ホールディングス	96,700	3,288.000	317,949,600
雪印メグミルク	18,800	1,961.000	36,866,800
プリマハム	10,300	2,217.000	22,835,100

日本ハム	30,600	4,104.000	125,582,400
丸大食品	8,300	1,539.000	12,773,700
S F o o d s	8,700	3,350.000	29,145,000
柿安本店	3,200	2,342.000	7,494,400
伊藤ハム米久ホールディングス	57,200	722.000	41,298,400
サッポロホールディングス	26,000	3,750.000	97,500,000
アサヒグループホールディングス	183,500	5,595.000	1,026,682,500
キリンホールディングス	336,300	2,102.500	707,070,750
宝ホールディングス	53,300	1,251.500	66,704,950
オエノンホールディングス	25,900	350.000	9,065,000
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	61,300	1,639.500	100,501,350
ライフドリンク カンパニー	1,500	3,395.000	5,092,500
サントリー食品インターナショナル	55,800	5,061.000	282,403,800
ダイドーグループホールディングス	4,300	5,170.000	22,231,000
伊藤園	26,700	4,065.000	108,535,500
キーコーヒー	8,400	2,076.000	17,438,400
日清オイリオグループ	10,900	3,820.000	41,638,000
不二製油グループ本社	18,200	2,005.500	36,500,100
かどや製油	1,800	3,450.000	6,210,000
Jーオイルミルズ	8,100	1,694.000	13,721,400
キッコーマン	52,600	8,184.000	430,478,400
味の素	191,900	5,537.000	1,062,550,300
ブルドックソース	4,300	2,077.000	8,931,100
キューピー	42,100	2,307.500	97,145,750
ハウス食品グループ本社	24,000	3,285.000	78,840,000
カゴメ	36,500	3,170.000	115,705,000
焼津水産化学工業	5,500	836.000	4,598,000
アリアケジャパン	6,900	5,183.000	35,762,700
エバラ食品工業	2,600	2,955.000	7,683,000
ニチレイ	36,200	3,249.000	117,613,800
東洋水産	40,000	5,889.000	235,560,000
イト Андホールディングス	3,900	2,126.000	8,291,400
ヨシムラ・フード・ホールディングス	5,800	1,134.000	6,577,200
日清食品ホールディングス	27,900	12,000.000	334,800,000
永谷園ホールディングス	4,200	2,166.000	9,097,200
フジッコ	7,500	1,891.000	14,182,500
ロック・フィールド	8,700	1,499.000	13,041,300
日本たばこ産業	486,700	3,153.000	1,534,565,100
ケンコーマヨネーズ	6,000	1,317.000	7,902,000
わらべや日洋ホールディングス	6,200	2,737.000	16,969,400
なとり	5,300	1,964.000	10,409,200
ファーマフーズ	11,400	1,676.000	19,106,400
ユーグレナ	51,500	880.000	45,320,000

紀文食品	7,100	1,081.000	7,675,100
ピククルスホールディングス	5,200	1,250.000	6,500,000
ミヨシ油脂	5,200	1,040.000	5,408,000
理研ビタミン	7,200	2,076.000	14,947,200
片倉工業	8,800	1,616.000	14,220,800
グンゼ	5,800	4,470.000	25,926,000
東洋紡	35,000	1,084.000	37,940,000
ユニチカ	30,500	234.000	7,137,000
富士紡ホールディングス	3,400	3,765.000	12,801,000
倉敷紡績	6,300	2,345.000	14,773,500
シキボウ	6,100	1,037.000	6,325,700
日本毛織	21,000	1,207.000	25,347,000
帝国繊維	9,200	1,697.000	15,612,400
帝人	77,300	1,519.000	117,418,700
東レ	541,600	795.200	430,680,320
ダイニック	6,300	787.000	4,958,100
セーレン	15,500	2,453.000	38,021,500
小松マテーレ	13,300	749.000	9,961,700
ワコールホールディングス	15,300	3,092.000	47,307,600
ホギメディカル	10,900	3,115.000	33,953,500
T S I ホールディングス	27,700	721.000	19,971,700
ワールド	10,800	1,759.000	18,997,200
三陽商会	2,800	2,047.000	5,731,600
オンワードホールディングス	53,900	573.000	30,884,700
ルックホールディングス	2,600	2,725.000	7,085,000
ゴールドウイン	14,300	11,670.000	166,881,000
デサント	13,900	4,120.000	57,268,000
特種東海製紙	3,900	3,380.000	13,182,000
王子ホールディングス	337,000	561.000	189,057,000
日本製紙	42,500	1,381.000	58,692,500
北越コーポレーション	51,900	861.000	44,685,900
大王製紙	36,700	1,221.500	44,829,050
レンゴー	74,400	905.500	67,369,200
トーモク	5,400	2,221.000	11,993,400
ザ・パックス	6,200	3,320.000	20,584,000
北の達人コーポレーション	37,100	242.000	8,978,200
クラレ	125,400	1,429.500	179,259,300
旭化成	502,900	968.400	487,008,360
レゾナック・ホールディングス	77,500	2,324.500	180,148,750
住友化学	595,400	438.100	260,844,740
住友精化	3,400	4,650.000	15,810,000
日産化学	38,000	6,381.000	242,478,000
ラサ工業	3,500	2,148.000	7,518,000
クレハ	6,800	8,490.000	57,732,000

多木化学	3,100	4,135.000	12,818,500
テイカ	5,800	1,494.000	8,665,200
石原産業	14,500	1,371.000	19,879,500
片倉コープアグリ	2,900	1,273.000	3,691,700
日本曹達	8,600	5,340.000	45,924,000
東ソー	106,800	1,856.500	198,274,200
トクヤマ	26,000	2,442.500	63,505,000
セントラル硝子	13,000	3,085.000	40,105,000
東亜合成	40,100	1,346.500	53,994,650
大阪ソーダ	4,800	5,780.000	27,744,000
関東電化工業	15,900	948.000	15,073,200
デンカ	29,300	2,805.500	82,201,150
信越化学工業	672,100	4,679.000	3,144,755,900
堺化学工業	6,100	1,983.000	12,096,300
第一稀元素化学工業	7,800	973.000	7,589,400
エア・ウォーター	75,900	2,000.000	151,800,000
日本酸素ホールディングス	78,400	3,432.000	269,068,800
日本化学工業	3,000	1,957.000	5,871,000
日本パーカライジング	38,500	1,111.000	42,773,500
高压ガス工業	12,100	774.000	9,365,400
四国化成ホールディングス	9,700	1,417.000	13,744,900
戸田工業	2,100	2,183.000	4,584,300
ステラ ケミファ	4,800	3,125.000	15,000,000
保土谷化学工業	2,400	3,430.000	8,232,000
日本触媒	12,200	5,467.000	66,697,400
大日精化工業	5,600	2,224.000	12,454,400
カネカ	18,100	4,182.000	75,694,200
三菱瓦斯化学	59,600	2,128.500	126,858,600
三井化学	66,300	4,080.000	270,504,000
J S R	75,500	4,072.000	307,436,000
東京応化工業	13,300	8,965.000	119,234,500
大阪有機化学工業	6,400	2,634.000	16,857,600
三菱ケミカルグループ	543,900	849.500	462,043,050
KHネオケム	13,300	2,323.000	30,895,900
ダイセル	117,700	1,316.000	154,893,200
住友ベークライト	11,800	6,177.000	72,888,600
積水化学工業	163,400	2,159.000	352,780,600
日本ゼオン	48,200	1,531.000	73,794,200
アイカ工業	20,100	3,376.000	67,857,600
UBE	41,000	2,593.500	106,333,500
積水樹脂	11,200	2,232.000	24,998,400
タキロンシーアイ	17,300	577.000	9,982,100
旭有機材	5,400	4,405.000	23,787,000
ニチバン	5,500	2,028.000	11,154,000

リケンテクノス	17,200	684.000	11,764,800
大倉工業	4,000	2,391.000	9,564,000
群栄化学工業	2,000	3,075.000	6,150,000
ミライアル	2,700	1,546.000	4,174,200
ダイキョーニシカワ	17,900	791.000	14,158,900
森六ホールディングス	4,300	2,097.000	9,017,100
恵和	5,300	1,109.000	5,877,700
日本化薬	61,100	1,310.500	80,071,550
カーリットホールディングス	8,700	829.000	7,212,300
日本精化	4,500	2,925.000	13,162,500
扶桑化学工業	7,300	4,475.000	32,667,500
トリケミカル研究所	10,700	2,635.000	28,194,500
ADEKA	27,900	2,877.500	80,282,250
日油	24,900	6,131.000	152,661,900
新日本理化	15,600	240.000	3,744,000
ハリマ化成グループ	5,800	846.000	4,906,800
花王	184,500	5,402.000	996,669,000
第一工業製薬	3,300	1,756.000	5,794,800
石原ケミカル	3,900	1,636.000	6,380,400
三洋化成工業	4,600	4,325.000	19,895,000
有機合成薬品工業	4,700	301.000	1,414,700
大日本塗料	10,800	961.000	10,378,800
日本ペイントホールディングス	429,500	1,302.000	559,209,000
関西ペイント	67,100	2,329.000	156,275,900
中国塗料	13,800	1,231.000	16,987,800
日本特殊塗料	5,200	1,132.000	5,886,400
藤倉化成	11,900	462.000	5,497,800
太陽ホールディングス	11,800	2,657.000	31,352,600
D I C	30,600	2,681.000	82,038,600
サカタインクス	17,600	1,224.000	21,542,400
東洋インキSCホールディングス	15,600	2,192.000	34,195,200
T&K TOKA	7,700	1,191.000	9,170,700
富士フイルムホールディングス	155,200	8,247.000	1,279,934,400
資生堂	169,000	6,230.000	1,052,870,000
ライオン	105,000	1,359.500	142,747,500
高砂香料工業	5,400	2,857.000	15,427,800
マンダム	17,500	1,428.000	24,990,000
ミルボン	12,000	5,115.000	61,380,000
ファンケル	35,200	2,490.000	87,648,000
コーセー	16,400	13,920.000	228,288,000
コタ	7,400	1,641.000	12,143,400
ポーラ・オルビスホールディングス	41,300	2,086.000	86,151,800
ノエビアホールディングス	7,200	5,420.000	39,024,000
新日本製薬	4,900	1,479.000	7,247,100

アクシージア	4,600	1,243.000	5,717,800
エステー	6,800	1,523.000	10,356,400
アグロ カネショウ	3,900	1,505.000	5,869,500
コニシ	13,400	2,277.000	30,511,800
長谷川香料	15,300	3,390.000	51,867,000
小林製薬	23,400	7,818.000	182,941,200
荒川化学工業	7,400	1,025.000	7,585,000
メック	6,500	3,530.000	22,945,000
日本高純度化学	2,400	2,545.000	6,108,000
タカラバイオ	21,300	1,746.000	37,189,800
JCU	8,900	3,380.000	30,082,000
新田ゼラチン	6,000	754.000	4,524,000
OATアグリオ	2,700	2,014.000	5,437,800
デクセリアルズ	23,100	3,220.000	74,382,000
アース製薬	7,200	5,080.000	36,576,000
北興化学工業	9,600	884.000	8,486,400
大成ラミック	3,500	3,040.000	10,640,000
クミアイ化学工業	32,200	1,066.000	34,325,200
日本農薬	15,600	741.000	11,559,600
アキレス	5,600	1,522.000	8,523,200
有沢製作所	13,800	1,087.000	15,000,600
日東電工	58,600	10,100.000	591,860,000
レック	12,400	897.000	11,122,800
三光合成	11,700	628.000	7,347,600
きもと	21,600	195.000	4,212,000
藤森工業	6,100	3,570.000	21,777,000
前澤化成工業	5,700	1,530.000	8,721,000
未来工業	3,100	2,986.000	9,256,600
JSP	5,800	1,881.000	10,909,800
エフピコ	15,400	2,994.000	46,107,600
天馬	6,300	2,636.000	16,606,800
信越ポリマー	14,400	1,410.000	20,304,000
東リ	20,000	356.000	7,120,000
ニフコ	29,100	4,230.000	123,093,000
バルカー	6,800	3,885.000	26,418,000
ユニ・チャーム	168,700	5,267.000	888,542,900
協和キリン	97,800	2,716.000	265,624,800
武田薬品工業	716,500	4,341.000	3,110,326,500
アステラス製薬	764,600	2,080.500	1,590,750,300
住友ファーマ	59,400	589.400	35,010,360
塩野義製薬	101,900	5,932.000	604,470,800
日本新薬	18,900	5,754.000	108,750,600
中外製薬	253,500	4,231.000	1,072,558,500
科研製薬	13,500	3,541.000	47,803,500

エーザイ	98,500	8,976.000	884,136,000
ロート製薬	78,500	3,030.000	237,855,000
小野薬品工業	156,000	2,601.500	405,834,000
久光製薬	18,000	4,542.000	81,756,000
持田製薬	9,000	3,305.000	29,745,000
参天製薬	146,900	1,242.000	182,449,800
扶桑薬品工業	3,000	2,062.000	6,186,000
ツムラ	25,200	2,645.500	66,666,600
キッセイ薬品工業	12,200	3,010.000	36,722,000
生化学工業	15,200	774.000	11,764,800
栄研化学	13,100	1,509.000	19,767,900
鳥居薬品	4,100	3,610.000	14,801,000
JCRファーマ	27,500	1,350.000	37,125,000
東和薬品	12,100	1,799.000	21,767,900
富士製薬工業	6,900	1,168.000	8,059,200
ゼリア新薬工業	11,000	2,327.000	25,597,000
そーせいグループ	26,500	1,814.000	48,071,000
第一三共	705,600	4,347.000	3,067,243,200
杏林製薬	16,600	1,773.000	29,431,800
大幸薬品	17,600	352.000	6,195,200
ダイト	5,800	2,340.000	13,572,000
大塚ホールディングス	170,500	5,225.000	890,862,500
大正製薬ホールディングス	18,100	5,487.000	99,314,700
ペプチドリーム	39,200	1,807.500	70,854,000
あすか製薬ホールディングス	8,500	1,560.000	13,260,000
サワイグループホールディングス	18,400	3,545.000	65,228,000
日本コークス工業	83,300	111.000	9,246,300
ニチレキ	9,400	2,162.000	20,322,800
ユシロ化学工業	7,300	1,205.000	8,796,500
富士石油	22,100	299.000	6,607,900
出光興産	89,500	3,000.000	268,500,000
ENEOSホールディングス	1,370,400	515.400	706,304,160
コスモエネルギーホールディングス	32,000	4,401.000	140,832,000
横浜ゴム	42,200	3,183.000	134,322,600
TOYO TIRE	45,900	1,922.000	88,219,800
ブリヂストン	238,000	5,893.000	1,402,534,000
住友ゴム工業	78,000	1,451.500	113,217,000
オカモト	4,500	3,950.000	17,775,000
フコク	4,600	1,602.000	7,369,200
ニッタ	7,800	3,245.000	25,311,000
住友理工	16,300	818.000	13,333,400
三ツ星ベルト	11,600	4,500.000	52,200,000
バンダー化学	12,700	1,460.000	18,542,000
日東紡績	9,400	2,774.000	26,075,600

AGC	77,300	5,136.000	397,012,800
日本電気硝子	32,800	2,581.500	84,673,200
オハラ	6,500	1,403.000	9,119,500
住友大阪セメント	11,800	3,987.000	47,046,600
太平洋セメント	51,300	2,967.000	152,207,100
日本ヒューム	11,000	762.000	8,382,000
日本コンクリート工業	21,500	337.000	7,245,500
三谷セキサン	3,600	4,820.000	17,352,000
アジアパイルホールディングス	18,500	633.000	11,710,500
東海カーボン	74,100	1,263.000	93,588,300
日本カーボン	4,900	4,310.000	21,119,000
東洋炭素	5,500	5,690.000	31,295,000
ノリタケカンパニーリミテド	4,200	5,540.000	23,268,000
TOTO	53,300	4,371.000	232,974,300
日本碍子	93,200	1,742.000	162,354,400
日本特殊陶業	61,300	3,002.000	184,022,600
ダントーホールディングス	6,000	744.000	4,464,000
MARUWA	3,000	23,590.000	70,770,000
品川リフラクトリーズ	2,800	6,300.000	17,640,000
黒崎播磨	1,800	10,850.000	19,530,000
ヨータイ	6,900	1,560.000	10,764,000
東京窯業	13,600	348.000	4,732,800
フジミインコーポレーテッド	19,200	3,445.000	66,144,000
ニチアス	20,200	2,918.000	58,943,600
ニチハ	10,000	3,265.000	32,650,000
日本製鉄	372,700	3,246.000	1,209,784,200
神戸製鋼所	167,000	1,552.000	259,184,000
中山製鋼所	18,000	915.000	16,470,000
合同製鉄	4,400	3,980.000	17,512,000
JFEホールディングス	222,300	2,297.000	510,623,100
東京製鉄	23,300	1,718.000	40,029,400
共英製鋼	9,400	2,137.000	20,087,800
大和工業	13,700	6,789.000	93,009,300
東京鐵鋼	4,300	3,465.000	14,899,500
大阪製鉄	5,300	1,640.000	8,692,000
淀川製鋼所	8,800	3,405.000	29,964,000
中部鋼鉄	7,200	2,094.000	15,076,800
丸一鋼管	25,200	3,366.000	84,823,200
モリ工業	2,000	3,555.000	7,110,000
大同特殊鋼	10,400	6,085.000	63,284,000
日本冶金工業	6,200	4,355.000	27,001,000
山陽特殊製鋼	8,000	2,851.000	22,808,000
愛知製鋼	5,100	3,730.000	19,023,000
大平洋金属	6,100	1,661.000	10,132,100

新日本電工	50,900	289.000	14,710,100
栗本鐵工所	4,600	2,447.000	11,256,200
三菱製鋼	5,800	1,726.000	10,010,800
日本精線	1,300	4,785.000	6,220,500
新家工業	2,000	2,649.000	5,298,000
大紀アルミニウム工業所	12,100	1,549.000	18,742,900
日本軽金属ホールディングス	22,400	1,517.000	33,980,800
三井金属鉱業	24,200	3,358.000	81,263,600
東邦亜鉛	5,400	1,769.000	9,552,600
三菱マテリアル	55,800	2,541.000	141,787,800
住友金属鉱山	96,700	4,914.000	475,183,800
DOWAホールディングス	18,900	4,588.000	86,713,200
古河機械金属	12,900	1,631.000	21,039,900
大阪チタニウムテクノロジーズ	12,400	3,580.000	44,392,000
東邦チタニウム	15,300	2,027.000	31,013,100
UACJ	11,700	2,843.000	33,263,100
CKサンエツ	2,200	4,280.000	9,416,000
古河電気工業	27,800	2,726.500	75,796,700
住友電気工業	288,300	1,820.000	524,706,000
フジクラ	89,900	1,187.000	106,711,300
SWCC	9,500	1,954.000	18,563,000
平河ヒューテック	5,200	1,766.000	9,183,200
リョービ	9,300	2,953.000	27,462,900
アーレスティ	8,500	728.000	6,188,000
AREホールディングス	33,600	1,908.000	64,108,800
稲葉製作所	6,200	1,533.000	9,504,600
宮地エンジニアリンググループ	2,400	4,420.000	10,608,000
トーカロ	22,100	1,444.000	31,912,400
アルファ	4,600	1,272.000	5,851,200
SUMCO	150,100	2,070.000	310,707,000
川田テクノロジーズ	2,300	5,800.000	13,340,000
RS TECHNOLOGIES	5,700	3,045.000	17,356,500
ジェイテックコーポレーション	1,200	2,297.000	2,756,400
信和	9,900	787.000	7,791,300
東洋製罐グループホールディングス	49,600	2,311.500	114,650,400
ホッカンホールディングス	5,500	1,407.000	7,738,500
横河ブリッジホールディングス	10,200	2,556.000	26,071,200
三和ホールディングス	76,700	1,932.000	148,184,400
文化シヤッター	23,500	1,102.000	25,897,000
三協立山	10,700	961.000	10,282,700
アルインコ	7,600	1,092.000	8,299,200
LIXIL	121,000	1,817.500	219,917,500
ノーリツ	12,900	1,745.000	22,510,500
長府製作所	8,000	2,500.000	20,000,000

リンナイ	45,100	3,096.000	139,629,600
日東精工	12,800	605.000	7,744,000
岡部	14,100	724.000	10,208,400
ジーテクト	9,300	1,848.000	17,186,400
東プレ	14,300	1,635.000	23,380,500
高周波熱錬	13,700	1,057.000	14,480,900
東京製網	5,700	1,288.000	7,341,600
パイオラックス	11,400	2,212.000	25,216,800
エイチワン	9,600	836.000	8,025,600
日本発条	73,800	1,137.000	83,910,600
立川ブラインド工業	4,500	1,267.000	5,701,500
三益半導体工業	6,300	2,972.000	18,723,600
日本製鋼所	22,400	2,955.000	66,192,000
三浦工業	34,000	3,582.000	121,788,000
タクマ	24,800	1,554.000	38,539,200
ツガミ	18,000	1,245.000	22,410,000
オークマ	8,000	7,202.000	57,616,000
芝浦機械	8,100	4,540.000	36,774,000
アマダ	128,600	1,397.500	179,718,500
アイダエンジニアリング	16,400	1,015.000	16,646,000
TAKI SAWA	1,200	2,523.000	3,027,600
FUJ I	35,100	2,599.500	91,242,450
牧野フライス製作所	8,900	5,690.000	50,641,000
オーエスジー	38,200	1,891.500	72,255,300
旭ダイヤモンド工業	23,100	899.000	20,766,900
DMG森精機	49,000	2,413.500	118,261,500
ソディック	22,400	726.000	16,262,400
ディスコ	39,200	26,640.000	1,044,288,000
日東工器	4,400	1,934.000	8,509,600
日進工具	6,900	1,131.000	7,803,900
富士ダイス	5,100	672.000	3,427,200
豊和工業	5,500	814.000	4,477,000
石川製作所	3,100	1,341.000	4,157,100
島精機製作所	13,500	1,942.000	26,217,000
オプトラン	13,300	2,355.000	31,321,500
NCホールディングス	2,000	2,103.000	4,206,000
イワキ	6,300	1,450.000	9,135,000
フリーー	9,200	1,475.000	13,570,000
ヤマシンフィルタ	21,800	306.000	6,670,800
日阪製作所	8,800	928.000	8,166,400
やまびこ	13,300	1,551.000	20,628,300
野村マイクロ・サイエンス	2,700	6,290.000	16,983,000
平田機工	3,900	7,960.000	31,044,000
PEGASUS	11,000	572.000	6,292,000

マルマエ	4,300	1,830.000	7,869,000
タツモ	4,700	2,499.000	11,745,300
ナブテスコ	50,900	3,010.000	153,209,000
三井海洋開発	10,400	1,493.000	15,527,200
レオン自動機	8,900	1,451.000	12,913,900
SMC	26,400	74,150.000	1,957,560,000
ホソカワミクロン	5,700	3,530.000	20,121,000
ユニオンツール	3,400	3,290.000	11,186,000
瑞光	4,800	1,270.000	6,096,000
オイレス工業	11,100	1,937.000	21,500,700
日精エー・エス・ビー機械	3,400	4,095.000	13,923,000
サトーホールディングス	11,600	1,989.000	23,072,400
技研製作所	7,900	2,097.000	16,566,300
日本エアージェット	5,100	1,270.000	6,477,000
日精樹脂工業	6,900	1,009.000	6,962,100
ワイエイシイホールディングス	2,700	2,816.000	7,603,200
小松製作所	381,900	3,964.000	1,513,851,600
住友重機械工業	47,800	3,493.000	166,965,400
日立建機	32,300	4,257.000	137,501,100
日工	12,800	687.000	8,793,600
巴工業	3,800	2,921.000	11,099,800
井関農機	8,400	1,256.000	10,550,400
TOWA	8,200	2,677.000	21,951,400
ローツェ	4,200	11,110.000	46,662,000
クボタ	431,100	2,144.500	924,493,950
荏原実業	4,000	2,861.000	11,444,000
三菱化工機	2,900	2,756.000	7,992,400
月島ホールディングス	11,500	1,281.000	14,731,500
帝国電機製作所	5,900	2,643.000	15,593,700
新東工業	16,700	1,045.000	17,451,500
澁谷工業	8,000	2,628.000	21,024,000
アイチコーポレーション	11,500	897.000	10,315,500
小森コーポレーション	18,900	1,107.000	20,922,300
鶴見製作所	6,300	2,585.000	16,285,500
酒井重工業	1,400	5,200.000	7,280,000
荏原製作所	33,300	6,704.000	223,243,200
西島製作所	7,600	1,888.000	14,348,800
北越工業	8,700	1,874.000	16,303,800
ダイキン工業	97,300	28,690.000	2,791,537,000
オルガノ	11,500	4,115.000	47,322,500
トーヨーカネツ	3,400	3,715.000	12,631,000
栗田工業	45,500	5,709.000	259,759,500
椿本チエイン	11,500	3,785.000	43,527,500
大同工業	6,300	753.000	4,743,900

木村化工機	8,700	732.000	6,368,400
アネスト岩田	14,100	1,172.000	16,525,200
ダイフク	125,700	3,035.000	381,499,500
サムコ	2,300	5,320.000	12,236,000
加藤製作所	4,300	1,139.000	4,897,700
タダノ	47,000	1,113.000	52,311,000
フジテック	28,600	3,652.000	104,447,200
CKD	24,000	2,158.000	51,792,000
平和	27,200	2,408.000	65,497,600
理想科学工業	7,200	2,332.000	16,790,400
SANKYO	16,000	6,012.000	96,192,000
日本金銭機械	9,600	1,116.000	10,713,600
マースグループホールディングス	5,100	3,015.000	15,376,500
フクシマガリレイ	5,900	5,040.000	29,736,000
ダイコク電機	4,700	4,085.000	19,199,500
竹内製作所	14,700	4,445.000	65,341,500
アマノ	23,100	3,228.000	74,566,800
JUKI	13,700	576.000	7,891,200
ジャノメ	9,400	647.000	6,081,800
マックス	10,500	2,660.000	27,930,000
グローリー	19,700	2,922.000	57,563,400
新晃工業	8,200	1,966.000	16,121,200
大和冷機工業	12,300	1,446.000	17,785,800
セガサミーホールディングス	65,500	3,108.000	203,574,000
リケン	3,500	3,335.000	11,672,500
TPR	9,300	1,805.000	16,786,500
ツバキ・ナカシマ	20,300	821.000	16,666,300
ホシザキ	49,800	5,448.000	271,310,400
大豊工業	8,300	836.000	6,938,800
日本精工	148,600	918.900	136,548,540
NTN	161,300	318.700	51,406,310
ジェイテクト	72,000	1,338.500	96,372,000
不二越	6,300	3,835.000	24,160,500
日本トムソン	20,600	574.000	11,824,400
THK	46,700	2,845.000	132,861,500
ユーシン精機	7,700	735.000	5,659,500
前澤給装工業	6,300	1,179.000	7,427,700
イーグル工業	9,000	1,764.000	15,876,000
前澤工業	5,600	917.000	5,135,200
日本ピラー工業	7,800	4,450.000	34,710,000
キッツ	30,000	1,057.000	31,710,000
マキタ	101,400	3,987.000	404,281,800
日立造船	66,600	935.000	62,271,000
三菱重工業	142,500	6,731.000	959,167,500

I H I	51,200	3,492.000	178,790,400
スター精密	15,100	1,769.000	26,711,900
日清紡ホールディングス	65,500	1,221.000	79,975,500
イビデン	46,700	8,626.000	402,834,200
コニカミノルタ	180,800	526.200	95,136,960
ブラザー工業	108,700	2,213.500	240,607,450
ミネベアミツミ	141,400	2,628.000	371,599,200
日立製作所	396,500	9,298.000	3,686,657,000
東芝	156,900	4,589.000	720,014,100
三菱電機	842,700	2,051.000	1,728,377,700
富士電機	49,400	6,418.000	317,049,200
東洋電機製造	5,000	974.000	4,870,000
安川電機	96,500	6,171.000	595,501,500
シンフォニア テクノロジー	9,100	1,722.000	15,670,200
明電舎	12,300	2,117.000	26,039,100
オリジン	3,500	1,310.000	4,585,000
山洋電気	3,600	7,200.000	25,920,000
デンヨー	6,500	2,182.000	14,183,000
PHCホールディングス	11,400	1,508.000	17,191,200
ソシオネクスト	11,600	16,820.000	195,112,000
東芝テック	12,200	4,125.000	50,325,000
芝浦メカトロニクス	1,500	23,750.000	35,625,000
マブチモーター	20,100	4,082.000	82,048,200
ニデック	198,400	8,453.000	1,677,075,200
トレックス・セミコンダクター	4,100	2,421.000	9,926,100
東光高岳	5,300	2,124.000	11,257,200
ダブル・スコープ	24,100	1,537.000	37,041,700
ダイヘン	7,200	5,480.000	39,456,000
ヤーマン	14,900	1,018.000	15,168,200
JVCケンウッド	74,800	469.000	35,081,200
ミマキエンジニアリング	9,000	954.000	8,586,000
IPEX	5,300	1,334.000	7,070,200
大崎電気工業	21,500	573.000	12,319,500
オムロン	74,600	7,622.000	568,601,200
日東工業	10,900	3,635.000	39,621,500
IDEC	12,000	3,020.000	36,240,000
ジーエス・ユアサ コーポレーション	26,600	2,856.500	75,982,900
メルコホールディングス	2,200	3,195.000	7,029,000
日本電気	115,300	7,183.000	828,199,900
富士通	81,300	18,385.000	1,494,700,500
沖電気工業	37,500	897.000	33,637,500
電気興業	3,700	2,417.000	8,942,900
サンケン電気	7,600	14,500.000	110,200,000
アイホン	5,000	2,502.000	12,510,000

ルネサスエレクトロニクス	532,100	2,755.500	1,466,201,550
セイコーエプソン	104,400	2,332.500	243,513,000
ワコム	61,500	605.000	37,207,500
アルバック	19,200	6,095.000	117,024,000
アクセル	2,800	1,612.000	4,513,600
E I Z O	5,900	5,050.000	29,795,000
日本信号	18,200	1,019.000	18,545,800
京三製作所	19,500	529.000	10,315,500
能美防災	11,000	1,725.000	18,975,000
ホーチキ	6,600	1,804.000	11,906,400
エレコム	19,300	1,530.000	29,529,000
パナソニック ホールディングス	963,100	1,760.000	1,695,056,000
シャープ	98,000	845.000	82,810,000
アンリツ	57,300	1,119.000	64,118,700
富士通ゼネラル	23,100	2,968.500	68,572,350
ソニーグループ	571,200	13,315.000	7,605,528,000
TDK	128,900	5,437.000	700,829,300
帝国通信工業	4,000	1,663.000	6,652,000
タムラ製作所	35,500	616.000	21,868,000
アルプスアルパイン	72,400	1,255.500	90,898,200
日本電波工業	10,200	1,204.000	12,280,800
鈴木	5,500	925.000	5,087,500
メイコー	8,800	2,821.000	24,824,800
日本トリム	2,200	3,250.000	7,150,000
ローランド ディー. ジー.	4,500	3,560.000	16,020,000
フォスター電機	8,700	904.000	7,864,800
SMK	2,500	2,667.000	6,667,500
ヨコオ	6,800	1,835.000	12,478,000
ホシデン	19,000	1,837.000	34,903,000
ヒロセ電機	13,300	17,990.000	239,267,000
日本航空電子工業	16,500	2,885.000	47,602,500
TOA	9,900	1,013.000	10,028,700
マクセル	17,100	1,615.000	27,616,500
古野電気	11,500	1,290.000	14,835,000
スミダコーポレーション	10,200	1,463.000	14,922,600
アイコム	3,300	2,836.000	9,358,800
リオン	3,800	2,229.000	8,470,200
横河電機	89,100	2,666.500	237,585,150
新電元工業	3,300	3,275.000	10,807,500
アズビル	56,400	4,480.000	252,672,000
東亜ディーケーケー	6,000	912.000	5,472,000
日本光電工業	37,300	3,748.000	139,800,400
チノー	4,000	2,274.000	9,096,000
日本電子材料	6,200	1,768.000	10,961,600

堀場製作所	16,400	8,381.000	137,448,400
アドバンテスト	63,600	19,525.000	1,241,790,000
エスペック	6,700	2,365.000	15,845,500
キーエンス	80,800	63,760.000	5,151,808,000
日置電機	4,200	8,120.000	34,104,000
シスメックス	69,700	9,625.000	670,862,500
日本マイクロニクス	14,200	2,264.000	32,148,800
メガチップス	6,600	4,250.000	28,050,000
OBARA GROUP	4,900	4,150.000	20,335,000
コーセル	10,600	1,225.000	12,985,000
イリソ電子工業	7,500	3,945.000	29,587,500
オブテックスグループ	14,900	1,864.000	27,773,600
千代田インテグレ	3,700	2,454.000	9,079,800
レーザーテック	37,000	21,475.000	794,575,000
スタンレー電気	56,700	2,623.500	148,752,450
ウシオ電機	40,700	1,968.500	80,117,950
ヘリオス テクノ ホールディング	5,400	472.000	2,548,800
エノモト	2,300	1,773.000	4,077,900
日本セラミック	8,200	2,565.000	21,033,000
古河電池	6,500	1,016.000	6,604,000
山一電機	7,300	2,281.000	16,651,300
図研	7,000	4,140.000	28,980,000
日本電子	20,100	4,868.000	97,846,800
カシオ計算機	59,300	1,214.000	71,990,200
ファナック	393,600	4,348.000	1,711,372,800
日本シイエムケイ	19,800	511.000	10,117,800
エンプラス	2,500	6,080.000	15,200,000
大真空	10,800	633.000	6,836,400
ローム	37,200	13,300.000	494,760,000
浜松ホトニクス	64,700	6,846.000	442,936,200
三井ハイテック	8,300	9,930.000	82,419,000
新光電気工業	28,500	5,736.000	163,476,000
京セラ	125,300	7,644.000	957,793,200
太陽誘電	39,100	4,234.000	165,549,400
村田製作所	244,700	8,325.000	2,037,127,500
双葉電子工業	15,900	496.000	7,886,400
北陸電気工業	3,200	1,270.000	4,064,000
ニチコン	16,600	1,404.000	23,306,400
KOA	12,400	1,758.000	21,799,200
市光工業	13,000	535.000	6,955,000
小糸製作所	96,900	2,610.500	252,957,450
ミツバ	16,200	830.000	13,446,000
SCREENホールディングス	13,800	15,340.000	211,692,000
キヤノン電子	9,000	1,806.000	16,254,000

キヤノン	403,000	3,673.000	1,480,219,000
リコー	202,300	1,263.500	255,606,050
象印マホービン	23,700	1,999.000	47,376,300
東京エレクトロン	170,900	21,245.000	3,630,770,500
イノテック	6,100	1,693.000	10,327,300
トヨタ紡織	33,800	2,589.000	87,508,200
ユニプレス	15,100	1,133.000	17,108,300
豊田自動織機	59,000	10,260.000	605,340,000
モリタホールディングス	14,600	1,548.000	22,600,800
三櫻工業	14,000	862.000	12,068,000
デンソー	166,500	9,881.000	1,645,186,500
東海理化電機製作所	22,200	2,246.000	49,861,200
川崎重工業	60,700	3,622.000	219,855,400
日本車輛製造	5,000	2,034.000	10,170,000
三菱ロジスネクスト	14,000	1,277.000	17,878,000
日産自動車	1,145,700	623.000	713,771,100
いすゞ自動車	234,200	1,842.000	431,396,400
トヨタ自動車	4,433,900	2,386.000	10,579,285,400
日野自動車	103,900	569.000	59,119,100
三菱自動車工業	314,300	571.600	179,653,880
武蔵精密工業	19,500	1,769.000	34,495,500
日産車体	16,000	905.000	14,480,000
新明和工業	25,600	1,434.000	36,710,400
極東開発工業	13,200	1,823.000	24,063,600
トピー工業	7,100	2,471.000	17,544,100
ティラド	3,000	1,841.000	5,523,000
曙ブレーキ工業	59,000	146.000	8,614,000
タチエス	13,200	1,556.000	20,539,200
NOK	31,400	2,138.000	67,133,200
フタバ産業	24,000	625.000	15,000,000
KYB	7,700	5,030.000	38,731,000
大同メタル工業	19,500	532.000	10,374,000
プレス工業	36,200	636.000	23,023,200
ミクニ	10,000	509.000	5,090,000
太平洋工業	18,300	1,366.000	24,997,800
アイシン	62,000	4,615.000	286,130,000
マツダ	266,500	1,405.500	374,565,750
今仙電機製作所	6,300	622.000	3,918,600
本田技研工業	656,100	4,513.000	2,960,979,300
スズキ	148,200	5,697.000	844,295,400
SUBARU	255,200	2,686.500	685,594,800
安永	6,000	926.000	5,556,000
ヤマハ発動機	118,200	4,160.000	491,712,000
エクセディ	13,000	2,486.000	32,318,000

豊田合成	23,200	3,028.000	70,249,600
愛三工業	14,000	1,175.000	16,450,000
日本プラスト	11,000	461.000	5,071,000
ヨロズ	9,000	937.000	8,433,000
エフ・シー・シー	14,200	1,862.000	26,440,400
シマノ	32,800	21,550.000	706,840,000
テイ・エス テック	36,500	1,835.000	66,977,500
テルモ	248,200	4,651.000	1,154,378,200
日機装	18,800	905.000	17,014,000
日本エム・ディ・エム	5,400	981.000	5,297,400
島津製作所	98,200	4,311.000	423,340,200
長野計器	6,100	2,070.000	12,627,000
ブイ・テクノロジー	4,200	2,474.000	10,390,800
東京計器	6,900	1,302.000	8,983,800
愛知時計電機	3,600	1,576.000	5,673,600
インターアクション	4,300	1,115.000	4,794,500
オーバル	7,300	397.000	2,898,100
東京精密	17,600	7,870.000	138,512,000
マニー	32,300	1,825.500	58,963,650
ニコン	116,300	1,876.000	218,178,800
トプコン	42,400	1,726.500	73,203,600
オリンパス	496,900	2,316.500	1,151,068,850
理研計器	5,000	5,370.000	26,850,000
タムロン	5,900	4,495.000	26,520,500
HOYA	171,000	16,530.000	2,826,630,000
ノーリツ鋼機	7,700	2,463.000	18,965,100
A&Dホロンホールディングス	11,600	1,879.000	21,796,400
朝日インテック	90,100	2,918.000	262,911,800
シチズン時計	79,300	928.000	73,590,400
リズム	2,400	1,624.000	3,897,600
メニコン	27,700	2,546.000	70,524,200
松風	4,000	2,378.000	9,512,000
セイコーグループ	12,500	2,627.000	32,837,500
ニプロ	66,900	1,032.500	69,074,250
スノーピーク	12,300	1,767.000	21,734,100
パラマウントベッドホールディングス	18,200	2,327.000	42,351,400
トランザクション	5,800	1,770.000	10,266,000
ニホンフラッシュ	8,000	969.000	7,752,000
前田工織	6,800	3,140.000	21,352,000
永大産業	17,800	218.000	3,880,400
アートネイチャー	9,200	782.000	7,194,400
バンダイナムコホールディングス	220,100	3,214.000	707,401,400
SHOE I	18,000	2,582.000	46,476,000
フランスベッドホールディングス	10,500	1,194.000	12,537,000

パイロットコーポレーション	12,500	4,681.000	58,512,500
萩原工業	6,300	1,542.000	9,714,600
フジシールインターナショナル	16,000	1,591.000	25,456,000
タカラトミー	36,700	1,924.000	70,610,800
広済堂ホールディングス	4,000	2,214.000	8,856,000
プロネクサス	7,100	1,057.000	7,504,700
大建工業	5,100	2,345.000	11,959,500
凸版印刷	100,900	3,342.000	337,207,800
大日本印刷	87,700	4,039.000	354,220,300
共同印刷	2,800	3,235.000	9,058,000
N I S S H A	15,100	1,716.000	25,911,600
TAKARA & COMPANY	5,600	2,326.000	13,025,600
アシックス	69,300	4,478.000	310,325,400
ツツミ	2,000	2,385.000	4,770,000
ローランド	6,000	4,050.000	24,300,000
小松ウオール工業	3,100	2,885.000	8,943,500
ヤマハ	50,100	5,500.000	275,550,000
河合楽器製作所	2,200	3,625.000	7,975,000
クリナップ	9,700	740.000	7,178,000
ピジョン	51,200	1,920.000	98,304,000
キングジム	8,000	886.000	7,088,000
リンテック	15,200	2,343.500	35,621,200
イトーキ	17,100	1,176.000	20,109,600
任天堂	509,400	6,450.000	3,285,630,000
三菱鉛筆	11,100	1,860.000	20,646,000
タカラスタンダード	14,500	1,862.000	26,999,000
コクヨ	38,100	2,280.000	86,868,000
グローブライド	6,600	2,346.000	15,483,600
オカムラ	24,000	2,038.000	48,912,000
美津濃	8,100	3,725.000	30,172,500
東京電力ホールディングス	726,900	565.000	410,698,500
中部電力	297,100	1,782.500	529,580,750
関西電力	311,700	1,870.000	582,879,000
中国電力	128,100	986.800	126,409,080
北陸電力	76,200	867.100	66,073,020
東北電力	196,900	946.500	186,365,850
四国電力	68,700	1,001.500	68,803,050
九州電力	185,300	966.300	179,055,390
北海道電力	77,200	663.800	51,245,360
沖縄電力	19,200	1,155.000	22,176,000
電源開発	60,400	2,250.000	135,900,000
エフオン	6,200	579.000	3,589,800
イーレックス	14,400	1,134.000	16,329,600
レノバ	21,500	1,502.000	32,293,000

東京瓦斯	170,700	3,225.000	550,507,500
大阪瓦斯	163,300	2,238.000	365,465,400
東邦瓦斯	31,800	2,663.500	84,699,300
北海道瓦斯	5,000	2,430.000	12,150,000
広島ガス	18,400	383.000	7,047,200
西部ガスホールディングス	7,500	2,086.000	15,645,000
静岡ガス	18,000	1,098.000	19,764,000
メタウォーター	9,800	1,832.000	17,953,600
SBSホールディングス	7,100	3,370.000	23,927,000
東武鉄道	88,500	3,761.000	332,848,500
相鉄ホールディングス	26,800	2,750.500	73,713,400
東急	226,000	1,804.500	407,817,000
京浜急行電鉄	91,500	1,351.500	123,662,250
小田急電鉄	122,000	2,077.000	253,394,000
京王電鉄	42,500	4,724.000	200,770,000
京成電鉄	52,000	5,900.000	306,800,000
富士急行	10,000	5,670.000	56,700,000
東日本旅客鉄道	136,900	8,053.000	1,102,455,700
西日本旅客鉄道	103,000	5,843.000	601,829,000
東海旅客鉄道	62,200	18,135.000	1,127,997,000
西武ホールディングス	97,600	1,580.500	154,256,800
鴻池運輸	13,600	1,781.000	24,221,600
西日本鉄道	21,500	2,567.000	55,190,500
ハマキョウレックス	6,200	3,925.000	24,335,000
サカイ引越センター	3,800	5,340.000	20,292,000
近鉄グループホールディングス	80,400	4,771.000	383,588,400
阪急阪神ホールディングス	107,300	4,721.000	506,563,300
南海電気鉄道	38,500	3,014.000	116,039,000
京阪ホールディングス	44,400	4,026.000	178,754,400
神戸電鉄	2,800	3,055.000	8,554,000
名古屋鉄道	88,900	2,288.500	203,447,650
山陽電気鉄道	6,600	2,214.000	14,612,400
アルプス物流	6,400	1,572.000	10,060,800
ヤマトホールディングス	103,100	2,662.000	274,452,200
山九	20,500	4,925.000	100,962,500
丸全昭和運輸	4,900	4,135.000	20,261,500
センコーグループホールディングス	41,800	1,029.000	43,012,200
トナミホールディングス	1,800	5,140.000	9,252,000
ニッコンホールディングス	25,700	2,985.500	76,727,350
福山通運	6,000	4,015.000	24,090,000
セイノーホールディングス	47,200	2,235.500	105,515,600
神奈川中央交通	2,600	3,310.000	8,606,000
AZ-COM丸和ホールディングス	19,600	1,953.000	38,278,800
C&Fロジホールディングス	7,900	1,318.000	10,412,200

九州旅客鉄道	56,500	3,117.000	176,110,500
SGホールディングス	154,700	2,074.500	320,925,150
NIPPON EXPRESSホールディングス	28,300	8,335.000	235,880,500
日本郵船	215,100	3,448.000	741,664,800
商船三井	141,400	3,675.000	519,645,000
川崎汽船	60,500	4,282.000	259,061,000
NSユナイテッド海運	4,600	3,830.000	17,618,000
明治海運	8,700	657.000	5,715,900
飯野海運	29,900	918.000	27,448,200
乾汽船	11,600	1,312.000	15,219,200
日本航空	197,700	3,076.000	608,125,200
ANAホールディングス	219,700	3,406.000	748,298,200
トランコム	2,400	7,050.000	16,920,000
日新	6,200	2,624.000	16,268,800
三菱倉庫	17,100	3,569.000	61,029,900
三井倉庫ホールディングス	7,400	3,625.000	26,825,000
住友倉庫	20,900	2,444.000	51,079,600
澁澤倉庫	3,200	3,085.000	9,872,000
東陽倉庫	18,700	273.000	5,105,100
日本トランスシティ	15,800	639.000	10,096,200
川西倉庫	5,200	1,031.000	5,361,200
安田倉庫	6,100	1,009.000	6,154,900
上組	38,300	3,298.000	126,313,400
キムラユニティー	4,300	1,290.000	5,547,000
キューソー流通システム	6,300	939.000	5,915,700
エーアイテイー	5,400	1,862.000	10,054,800
内外トランスライン	3,200	2,774.000	8,876,800
日本コンセプト	3,000	1,972.000	5,916,000
NEC ネットエスアイ	26,400	1,874.000	49,473,600
クロスキャット	5,200	1,142.000	5,938,400
システナ	135,400	272.000	36,828,800
デジタルアーツ	5,100	5,620.000	28,662,000
日鉄ソリューションズ	13,500	3,730.000	50,355,000
キューブシステム	5,600	1,209.000	6,770,400
コア	4,400	1,732.000	7,620,800
手間いらず	1,500	3,945.000	5,917,500
ラクーンホールディングス	8,100	713.000	5,775,300
ソリトンシステムズ	4,800	1,242.000	5,961,600
ソフトクリエイトホールディングス	7,000	1,699.000	11,893,000
TIS	88,300	3,603.000	318,144,900
グリー	22,800	628.000	14,318,400
コーエーテクモホールディングス	50,800	2,432.000	123,545,600
三菱総合研究所	3,900	5,380.000	20,982,000
ファインデックス	8,200	619.000	5,075,800

ブレインパッド	6,600	933.000	6,157,800
KL a b	18,400	299.000	5,501,600
ポールトゥウィンホールディングス	14,300	673.000	9,623,900
ネクソン	182,100	2,710.500	493,582,050
アイスタイル	27,000	487.000	13,149,000
エムアップホールディングス	12,000	1,122.000	13,464,000
エイチーム	6,700	688.000	4,609,600
エニグモ	12,700	392.000	4,978,400
ユロプラ	30,800	665.000	20,482,000
ブロードリーフ	48,000	481.000	23,088,000
クロス・マーケティンググループ	5,000	840.000	4,200,000
デジタルハーツホールディングス	5,700	1,395.000	7,951,500
システム情報	7,800	733.000	5,717,400
メディアドゥ	3,700	1,356.000	5,017,200
じげん	24,400	785.000	19,154,000
ブイキューブ	9,200	458.000	4,213,600
フィックスターズ	9,500	1,388.000	13,186,000
CARTA HOLDINGS	4,300	1,256.000	5,400,800
オブティム	7,000	976.000	6,832,000
セレス	3,800	1,051.000	3,993,800
SHIFT	5,400	33,600.000	181,440,000
ティーガイア	8,900	1,795.000	15,975,500
テクマトリックス	14,800	1,560.000	23,088,000
プロシップ	4,300	1,367.000	5,878,100
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	23,100	2,789.500	64,437,450
GMOペイメントゲートウェイ	16,200	10,835.000	175,527,000
システムリサーチ	2,800	2,567.000	7,187,600
インターネットイニシアティブ	44,400	2,644.000	117,393,600
さくらインターネット	9,600	1,081.000	10,377,600
ヴィンクス	3,200	1,295.000	4,144,000
GMOグローバルサイン・ホールディングス	2,600	3,040.000	7,904,000
SRAホールディングス	4,300	3,225.000	13,867,500
朝日ネット	9,100	657.000	5,978,700
eBASE	11,800	723.000	8,531,400
アバントグループ	10,200	1,511.000	15,412,200
アドソル日進	3,800	1,670.000	6,346,000
フリービット	4,700	1,180.000	5,546,000
コムチュア	10,900	2,020.000	22,018,000
アステリア	7,200	845.000	6,084,000
アイル	3,900	2,595.000	10,120,500
マークライنز	4,700	2,649.000	12,450,300
メディカル・データ・ビジョン	12,600	696.000	8,769,600
gumi	13,100	676.000	8,855,600
テラスカイ	3,700	2,138.000	7,910,600

デジタル・インフォメーション・テクノロジー	5,200	1,804.000	9,380,800
PR TIMES	2,700	1,605.000	4,333,500
ラクス	38,200	2,412.000	92,138,400
ダブルスタンダード	3,600	2,370.000	8,532,000
オープンドア	6,300	1,245.000	7,843,500
アカツキ	4,400	2,113.000	9,297,200
UBICOMホールディングス	3,000	1,429.000	4,287,000
カナミックネットワーク	13,200	467.000	6,164,400
チェンジホールディングス	19,700	1,878.000	36,996,600
オークネット	4,600	1,788.000	8,224,800
マクロミル	17,000	791.000	13,447,000
オロ	4,000	1,876.000	7,504,000
ユーザーローカル	3,100	2,207.000	6,841,700
マネーフォワード	18,300	6,143.000	112,416,900
SUN ASTERISK	6,100	1,109.000	6,764,900
電算システムホールディングス	4,200	3,280.000	13,776,000
APPIER GROUP	28,400	1,690.000	47,996,000
プロトコーポレーション	10,300	1,272.000	13,101,600
野村総合研究所	161,200	4,031.000	649,797,200
サイバネットシステム	8,600	808.000	6,948,800
日本システム技術	2,800	2,447.000	6,851,600
インテージホールディングス	9,300	1,697.000	15,782,100
インフォコム	10,200	2,410.000	24,582,000
シンプレクス・ホールディングス	13,800	2,866.000	39,550,800
HEROZ	3,000	1,840.000	5,520,000
ラクスル	19,600	1,403.000	27,498,800
メルカリ	48,900	3,596.000	175,844,400
I P S	3,000	2,282.000	6,846,000
システムサポート	3,400	1,964.000	6,677,600
イーソル	7,500	830.000	6,225,000
ウイングアーク1st	8,500	2,733.000	23,230,500
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	2,600	1,547.000	4,022,200
サーバーワークス	1,900	3,560.000	6,764,000
Sansan	26,400	1,504.500	39,718,800
ギフトィ	7,600	1,672.000	12,707,200
メドレー	10,800	5,070.000	54,756,000
ベース	3,300	5,450.000	17,985,000
JMDC	13,300	5,429.000	72,205,700
フォーカスシステムズ	6,800	1,033.000	7,024,400
クレスコ	7,000	2,072.000	14,504,000
フジ・メディア・ホールディングス	77,000	1,573.000	121,121,000
オービック	27,000	23,270.000	628,290,000
ジャストシステム	11,600	4,044.000	46,910,400
TDCソフト	7,100	1,945.000	13,809,500

Zホールディングス	1,151,900	395.800	455,922,020
トレンドマイクロ	39,100	6,710.000	262,361,000
IDホールディングス	6,000	1,347.000	8,082,000
日本オラクル	15,400	9,976.000	153,630,400
アルファシステムズ	3,000	3,410.000	10,230,000
フューチャー	19,300	1,549.000	29,895,700
CAC HOLDINGS	5,300	1,723.000	9,131,900
SBテクノロジー	3,700	2,585.000	9,564,500
オービックビジネスコンサルタント	15,800	5,970.000	94,326,000
伊藤忠テクノソリューションズ	43,300	3,602.000	155,966,600
アイティフォー	11,300	1,100.000	12,430,000
東計電算	1,400	6,270.000	8,778,000
大塚商会	41,200	5,917.000	243,780,400
サイボウズ	11,200	2,227.000	24,942,400
電通国際情報サービス	9,700	5,040.000	48,888,000
ACCESS	10,400	908.000	9,443,200
デジタルガレージ	14,300	4,135.000	59,130,500
イーエムシステムズ	14,100	851.000	11,999,100
ウェザーニューズ	2,500	6,360.000	15,900,000
C I J	14,400	560.000	8,064,000
ビジネスエンジニアリング	1,500	3,040.000	4,560,000
WOWOW	6,800	1,160.000	7,888,000
スカラ	8,700	753.000	6,551,100
IMAGICA GROUP	8,000	637.000	5,096,000
ネットワンシステムズ	30,000	3,121.000	93,630,000
アルゴグラフィックス	7,300	3,500.000	25,550,000
マーベラス	14,200	703.000	9,982,600
エイベックス	14,000	1,500.000	21,000,000
B I P R O G Y	29,700	3,486.000	103,534,200
都築電気	4,500	2,128.000	9,576,000
TBSホールディングス	41,200	2,658.000	109,509,600
日本テレビホールディングス	70,600	1,349.000	95,239,400
朝日放送グループホールディングス	9,600	689.000	6,614,400
テレビ朝日ホールディングス	19,300	1,792.000	34,585,600
スカパーJ SATホールディングス	71,900	593.000	42,636,700
テレビ東京ホールディングス	6,000	3,465.000	20,790,000
日本BS放送	6,500	948.000	6,162,000
ビジョン	12,000	1,760.000	21,120,000
USEN-NEXT HOLDINGS	9,000	3,285.000	29,565,000
日本通信	77,400	243.000	18,808,200
日本電信電話	25,939,600	162.900	4,225,560,840
KDDI	625,600	4,187.000	2,619,387,200
ソフトバンク	1,301,000	1,578.000	2,052,978,000
光通信	9,500	21,070.000	200,165,000

エムティーアイ	8,200	563.000	4,616,600
GMOインターネットグループ	29,800	2,820.500	84,050,900
ファイバーゲート	5,000	1,404.000	7,020,000
KADOKAWA	42,700	3,521.000	150,346,700
学研ホールディングス	14,400	891.000	12,830,400
ゼンリン	14,100	892.000	12,577,200
アイネット	5,700	1,670.000	9,519,000
松竹	4,600	10,870.000	50,002,000
東宝	50,600	5,540.000	280,324,000
東映	2,200	18,070.000	39,754,000
NTTデータグループ	253,500	1,975.500	500,789,250
ピー・シー・エー	5,200	1,509.000	7,846,800
ビジネスブレイン太田昭和	3,900	2,260.000	8,814,000
D T S	16,800	3,355.000	56,364,000
スクウェア・エニックス・ホールディングス	40,600	6,584.000	267,310,400
シーイーシー	11,500	1,713.000	19,699,500
カプコン	80,500	6,400.000	515,200,000
アイ・エス・ビー	4,500	1,576.000	7,092,000
ジャステック	5,500	1,369.000	7,529,500
S C S K	65,600	2,362.500	154,980,000
NSW	3,300	2,483.000	8,193,900
アイネス	6,300	1,442.000	9,084,600
TKC	12,500	3,695.000	46,187,500
富士ソフト	18,000	4,735.000	85,230,000
NSD	28,300	2,783.000	78,758,900
コナミグループ	34,600	7,969.000	275,727,400
福井コンピュータホールディングス	6,500	2,621.000	17,036,500
J B C Cホールディングス	6,000	2,591.000	15,546,000
ミロク情報サービス	7,900	1,687.000	13,327,300
ソフトバンクグループ	399,400	7,242.000	2,892,454,800
高千穂交易	2,700	3,195.000	8,626,500
伊藤忠食品	2,000	5,420.000	10,840,000
エレマテック	7,800	1,784.000	13,915,200
あらた	6,500	4,915.000	31,947,500
トーマンデバイス	1,300	5,010.000	6,513,000
東京エレクトロン デバイス	3,100	10,220.000	31,682,000
円谷フィールドズホールディングス	14,700	3,045.000	44,761,500
双日	84,700	3,375.000	285,862,500
アルフレッサ ホールディングス	85,500	2,269.000	193,999,500
横浜冷凍	24,300	1,220.000	29,646,000
ラサ商事	5,000	1,521.000	7,605,000
アルコニックス	11,900	1,435.000	17,076,500
神戸物産	66,100	3,788.000	250,386,800
あい ホールディングス	13,400	2,238.000	29,989,200

ダイワボウホールディングス	35,100	2,751,000	96,560,100
マクニカホールディングス	20,100	5,950,000	119,595,000
ラクト・ジャパン	3,800	1,977,000	7,512,600
グリムス	3,600	2,742,000	9,871,200
バイタルケーエスケー・ホールディングス	13,400	992,000	13,292,800
八洲電機	7,600	1,357,000	10,313,200
メディアスホールディングス	7,000	791,000	5,537,000
レスターホールディングス	7,900	2,371,000	18,730,900
ジューテックホールディングス	3,000	1,194,000	3,582,000
大光	8,900	582,000	5,179,800
TOKAIホールディングス	42,300	906,000	38,323,800
三洋貿易	9,400	1,363,000	12,812,200
ビューティガレージ	1,500	4,690,000	7,035,000
ウイン・パートナーズ	6,600	1,088,000	7,180,800
シップヘルスケアホールディングス	30,700	2,303,500	70,717,450
コメダホールディングス	21,200	2,755,000	58,406,000
フルサト・マルカホールディングス	8,300	2,663,000	22,102,900
ヤマエグループホールディングス	5,000	3,315,000	16,575,000
小野建	8,400	1,699,000	14,271,600
南陽	2,500	2,171,000	5,427,500
佐島電機	4,600	1,484,000	6,826,400
伯東	4,800	5,600,000	26,880,000
コンドーテック	7,600	1,208,000	9,180,800
ナガイレーベン	10,800	2,358,000	25,466,400
三菱食品	8,300	3,785,000	31,415,500
松田産業	6,500	2,328,000	15,132,000
第一興商	33,200	2,869,500	95,267,400
メディパルホールディングス	81,400	2,436,500	198,331,100
S P K	4,400	1,840,000	8,096,000
萩原電気ホールディングス	3,500	3,215,000	11,252,500
アズワン	12,200	5,649,000	68,917,800
スズデン	3,800	2,205,000	8,379,000
尾家産業	3,000	1,330,000	3,990,000
シモジマ	6,700	1,095,000	7,336,500
ドウシシャ	8,900	2,343,000	20,852,700
高速	4,500	2,138,000	9,621,000
たけびし	2,900	1,795,000	5,205,500
リックス	2,000	3,210,000	6,420,000
丸文	8,100	1,205,000	9,760,500
ハピネット	7,900	2,237,000	17,672,300
日本ライフライン	25,100	996,000	24,999,600
タカショー	8,700	662,000	5,759,400
I D O M	26,200	833,000	21,824,600
進和	5,800	2,242,000	13,003,600

ダイトロン	3,500	3,135.000	10,972,500
シークス	12,000	1,536.000	18,432,000
オーハシテクニカ	4,700	1,596.000	7,501,200
白銅	3,300	2,353.000	7,764,900
伊藤忠商事	526,400	5,750.000	3,026,800,000
丸紅	666,400	2,513.500	1,674,996,400
長瀬産業	39,100	2,441.000	95,443,100
蝶理	4,600	2,928.000	13,468,800
豊田通商	74,800	8,295.000	620,466,000
三共生興	14,600	689.000	10,059,400
兼松	32,600	2,086.000	68,003,600
三井物産	606,200	5,541.000	3,358,954,200
日本紙パルプ商事	4,500	4,620.000	20,790,000
カメイ	9,200	1,489.000	13,698,800
スターゼン	6,300	2,327.000	14,660,100
山善	21,900	1,208.000	26,455,200
椿本興業	1,600	4,760.000	7,616,000
住友商事	520,000	3,047.000	1,584,440,000
内田洋行	3,500	5,520.000	19,320,000
三菱商事	520,800	7,265.000	3,783,612,000
第一実業	3,100	5,360.000	16,616,000
キヤノンマーケティングジャパン	19,900	3,726.000	74,147,400
西華産業	3,700	2,015.000	7,455,500
佐藤商事	6,300	1,533.000	9,657,900
菱洋エレクトロ	7,500	3,530.000	26,475,000
東京産業	8,900	873.000	7,769,700
ユアサ商事	7,500	4,550.000	34,125,000
神鋼商事	2,200	6,110.000	13,442,000
阪和興業	15,200	4,855.000	73,796,000
正栄食品工業	5,800	4,325.000	25,085,000
カナデン	6,700	1,336.000	8,951,200
RYODEN	7,100	2,265.000	16,081,500
岩谷産業	19,400	7,588.000	147,207,200
ナイス	2,600	1,564.000	4,066,400
極東貿易	5,900	1,786.000	10,537,400
アステナホールディングス	17,300	444.000	7,681,200
三愛オブリ	22,300	1,616.000	36,036,800
稲畑産業	16,900	3,310.000	55,939,000
G S Iクレオス	5,100	2,068.000	10,546,800
明和産業	11,900	683.000	8,127,700
ワキタ	15,700	1,283.000	20,143,100
東邦ホールディングス	21,300	2,774.000	59,086,200
サンゲツ	21,500	2,609.000	56,093,500
ミツウロコグループホールディングス	11,500	1,344.000	15,456,000

シナネンホールディングス	2,900	3,920.000	11,368,000
伊藤忠エネクス	20,400	1,395.000	28,458,000
サンリオ	24,200	6,619.000	160,179,800
サンワテクノス	4,600	2,268.000	10,432,800
リョーサン	9,000	4,495.000	40,455,000
新光商事	12,100	1,134.000	13,721,400
トーホー	3,900	2,695.000	10,510,500
三信電気	3,900	2,171.000	8,466,900
東陽テクニカ	9,200	1,407.000	12,944,400
モスフードサービス	12,500	3,270.000	40,875,000
加賀電子	6,700	6,360.000	42,612,000
ソーダニッカ	6,200	861.000	5,338,200
立花エレテック	6,300	2,737.000	17,243,100
PAL TAC	13,500	4,775.000	64,462,500
三谷産業	18,000	325.000	5,850,000
太平洋興発	6,000	785.000	4,710,000
西本Wismettacホールディングス	2,300	4,710.000	10,833,000
KPPグループホールディングス	20,600	633.000	13,039,800
ヤマタネ	4,500	1,858.000	8,361,000
泉州電業	4,300	4,005.000	17,221,500
トラスコ中山	17,600	2,189.000	38,526,400
オートバックスセブン	29,200	1,561.000	45,581,200
モリト	7,300	1,217.000	8,884,100
加藤産業	10,400	3,900.000	40,560,000
イエローハット	14,800	1,867.000	27,631,600
JKホールディングス	7,200	1,014.000	7,300,800
日伝	5,200	2,454.000	12,760,800
杉本商事	3,900	2,114.000	8,244,600
因幡電機産業	21,400	3,155.000	67,517,000
東テク	3,000	5,300.000	15,900,000
ミスミグループ本社	128,700	2,594.500	333,912,150
タキヒヨー	2,900	1,143.000	3,314,700
スズケン	25,000	4,149.000	103,725,000
ジェコス	6,100	937.000	5,715,700
グローセル	12,000	437.000	5,244,000
ローソン	21,200	7,133.000	151,219,600
サンエー	6,500	4,710.000	30,615,000
カワチ薬品	6,700	2,261.000	15,148,700
エービーシー・マート	12,500	7,869.000	98,362,500
ハードオフコーポレーション	3,800	1,524.000	5,791,200
アスクル	17,600	1,983.000	34,900,800
ゲオホールディングス	9,000	1,970.000	17,730,000
アダストリア	10,400	2,896.000	30,118,400
くら寿司	10,100	3,095.000	31,259,500

キャンドウ	4,200	2,711.000	11,386,200
パルグループホールディングス	8,400	4,170.000	35,028,000
エディオン	34,700	1,462.000	50,731,400
サーラコーポレーション	18,700	729.000	13,632,300
ハローズ	3,900	3,700.000	14,430,000
あみやき亭	2,200	3,390.000	7,458,000
大黒天物産	2,700	6,030.000	16,281,000
ハニーズホールディングス	7,200	1,566.000	11,275,200
アルペン	7,100	1,973.000	14,008,300
クオールホールディングス	11,900	1,695.000	20,170,500
ジーンズホールディングス	5,300	3,525.000	18,682,500
ビックカメラ	45,300	1,068.000	48,380,400
DCMホールディングス	49,500	1,204.000	59,598,000
Monotaro	121,200	1,736.000	210,403,200
アークランドサービスホールディングス	7,400	3,030.000	22,422,000
J. フロント リテイリング	106,300	1,383.000	147,012,900
ドトール・日レスホールディングス	15,100	2,232.000	33,703,200
マツキヨココカラ&カンパニー	51,800	8,315.000	430,717,000
ブロンコビリー	4,600	2,860.000	13,156,000
ZOZO	56,500	2,772.000	156,618,000
トレジャー・ファクトリー	4,200	1,402.000	5,888,400
物語コーポレーション	14,300	3,480.000	49,764,000
三越伊勢丹ホールディングス	143,900	1,541.000	221,749,900
ウエルシアホールディングス	44,400	2,676.000	118,814,400
クリエイトSDホールディングス	14,100	3,510.000	49,491,000
チムニー	5,800	1,353.000	7,847,400
シュッピン	7,200	1,089.000	7,840,800
オイシックス・ラ・大地	11,500	2,335.000	26,852,500
ネクステージ	19,500	3,730.000	72,735,000
ジョイフル本田	25,000	1,646.000	41,150,000
鳥貴族ホールディングス	3,700	2,733.000	10,112,100
ホットランド	7,100	1,703.000	12,091,300
すかいらくホールディングス	116,500	1,840.000	214,360,000
SFPホールディングス	5,000	2,214.000	11,070,000
綿半ホールディングス	7,000	1,356.000	9,492,000
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	29,300	1,119.000	32,786,700
BEENOS	3,800	1,944.000	7,387,200
あさひ	7,600	1,255.000	9,538,000
日本調剤	6,400	1,204.000	7,705,600
コスモス薬品	8,500	16,430.000	139,655,000
セブン&アイ・ホールディングス	294,500	5,893.000	1,735,488,500
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	64,300	1,087.000	69,894,100
ツルハホールディングス	17,900	10,915.000	195,378,500

サンマルクホールディングス	7,100	1,937.000	13,752,700
フェリシモ	4,000	1,008.000	4,032,000
トリドールホールディングス	21,200	3,510.000	74,412,000
TOKYO BASE	10,400	341.000	3,546,400
JMホールディングス	6,900	1,939.000	13,379,100
アレンザホールディングス	7,300	1,012.000	7,387,600
串カツ田中ホールディングス	3,800	1,538.000	5,844,400
クスリのアオキホールディングス	7,700	8,158.000	62,816,600
力の源ホールディングス	3,900	2,018.000	7,870,200
FOOD & LIFE COMPANIES	45,600	2,795.000	127,452,000
ノジマ	27,900	1,387.000	38,697,300
カップ・クリエイト	13,700	1,543.000	21,139,100
良品計画	93,300	1,844.500	172,091,850
アドヴァングループ	10,500	992.000	10,416,000
アルビス	3,100	2,461.000	7,629,100
G-7ホールディングス	10,700	1,250.000	13,375,000
イオン北海道	15,200	864.000	13,132,800
コジマ	15,600	662.000	10,327,200
コーナン商事	11,800	3,480.000	41,064,000
エコス	3,700	2,019.000	7,470,300
ワタミ	11,000	902.000	9,922,000
パン・パシフィック・インターナショナルホール ディングス	172,700	2,809.000	485,114,300
西松屋チェーン	19,000	1,708.000	32,452,000
ゼンショーホールディングス	46,800	7,575.000	354,510,000
サイゼリヤ	12,700	4,520.000	57,404,000
VTホールディングス	34,500	533.000	18,388,500
フジ・コーポレーション	5,100	1,747.000	8,909,700
ユナイテッドアローズ	9,300	2,397.000	22,292,100
ハイデイ日高	13,100	2,530.000	33,143,000
コロワイド	39,700	2,110.000	83,767,000
壺番屋	6,800	5,570.000	37,876,000
スギホールディングス	17,200	6,335.000	108,962,000
薬王堂ホールディングス	5,100	2,528.000	12,892,800
スクロール	13,200	969.000	12,790,800
ヨンドシーホールディングス	7,600	1,938.000	14,728,800
木曽路	12,800	2,471.000	31,628,800
SRSホールディングス	15,700	1,004.000	15,762,800
千趣会	18,000	399.000	7,182,000
リテールパートナーズ	12,900	1,549.000	19,982,100
ケーヨー	14,700	854.000	12,553,800
上新電機	7,400	2,044.000	15,125,600
日本瓦斯	45,600	2,094.000	95,486,400
ロイヤルホールディングス	16,600	2,653.000	44,039,800

いなげや	8,600	1,500.000	12,900,000
チョダ	9,500	1,003.000	9,528,500
ライフコーポレーション	7,500	3,565.000	26,737,500
リンガーハット	11,100	2,458.000	27,283,800
MrMaxHD	13,000	606.000	7,878,000
AOKIホールディングス	16,600	919.000	15,255,400
オークワ	14,700	870.000	12,789,000
コメリ	13,100	2,980.000	39,038,000
青山商事	18,600	1,297.000	24,124,200
しまむら	10,000	14,085.000	140,850,000
高島屋	64,500	2,066.000	133,257,000
松屋	15,000	1,027.000	15,405,000
エイチ・ツー・オー リテイリング	41,400	1,529.000	63,300,600
近鉄百貨店	4,800	2,450.000	11,760,000
丸井グループ	63,200	2,545.000	160,844,000
アクシアル リテイリング	5,800	3,795.000	22,011,000
イオン	289,800	3,078.000	892,004,400
イズミ	13,200	3,580.000	47,256,000
平和堂	14,800	2,420.000	35,816,000
フジ	13,200	1,833.000	24,195,600
ヤオコー	9,800	7,497.000	73,470,600
ゼビオホールディングス	11,500	1,137.000	13,075,500
ケーズホールディングス	60,300	1,305.000	78,691,500
OLYMPICグループ	1,400	524.000	733,600
シルバーライフ	2,500	1,264.000	3,160,000
Genky DrugStores	3,800	5,030.000	19,114,000
ブックオフグループホールディングス	5,300	1,199.000	6,354,700
ギフトホールディングス	3,800	2,251.000	8,553,800
アインホールディングス	11,800	5,051.000	59,601,800
元気寿司	3,200	4,590.000	14,688,000
ヤマダホールディングス	349,300	429.600	150,059,280
アークランズ	13,300	1,637.000	21,772,100
ニトリホールディングス	34,600	17,455.000	603,943,000
グルメ杵屋	8,300	1,059.000	8,789,700
ケーユーホールディングス	5,900	1,235.000	7,286,500
吉野家ホールディングス	33,300	2,812.000	93,639,600
松屋フーズホールディングス	4,100	4,245.000	17,404,500
サガミホールディングス	13,800	1,326.000	18,298,800
関西フードマーケット	8,500	1,448.000	12,308,000
王将フードサービス	5,800	6,770.000	39,266,000
ミニストップ	6,700	1,473.000	9,869,100
アークス	16,100	2,480.000	39,928,000
バローホールディングス	16,900	2,134.000	36,064,600
ベルク	4,300	6,730.000	28,939,000

大 庄	6,900	1,159.000	7,997,100
ファーストリテイリング	38,400	35,560.000	1,365,504,000
サンドラッグ	32,500	4,196.000	136,370,000
サックスパー ホールディングス	9,300	1,017.000	9,458,100
やまや	3,000	2,722.000	8,166,000
ベルーナ	20,700	714.000	14,779,800
いよぎんホールディングス	94,800	1,003.500	95,131,800
しずおかフィナンシャルグループ	177,800	1,186.500	210,959,700
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	66,300	954.500	63,283,350
楽天銀行	27,600	2,053.000	56,662,800
島根銀行	6,400	530.000	3,392,000
じもとホールディングス	11,600	422.000	4,895,200
めぶきフィナンシャルグループ	391,800	377.400	147,865,320
東京きらぼしフィナンシャルグループ	10,200	3,755.000	38,301,000
九州フィナンシャルグループ	138,500	691.000	95,703,500
ゆうちょ銀行	220,200	1,183.000	260,496,600
富山第一銀行	27,200	757.000	20,590,400
コンコルディア・フィナンシャルグループ	428,700	649.500	278,440,650
西日本フィナンシャルホールディングス	49,100	1,512.000	74,239,200
三十三フィナンシャルグループ	7,000	1,737.000	12,159,000
第四北越フィナンシャルグループ	12,400	3,550.000	44,020,000
ひろぎんホールディングス	102,800	878.600	90,320,080
おきなわフィナンシャルグループ	7,800	2,238.000	17,456,400
十六フィナンシャルグループ	10,100	3,515.000	35,501,500
北國フィナンシャルホールディングス	9,100	4,830.000	43,953,000
プロクレアホールディングス	10,000	2,118.000	21,180,000
あいちフィナンシャルグループ	11,100	2,449.000	27,183,900
あおぞら銀行	49,600	2,921.500	144,906,400
三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,979,400	1,146.000	5,706,392,400
りそなホールディングス	1,003,700	774.400	777,265,280
三井住友トラスト・ホールディングス	142,700	5,527.000	788,702,900
三井住友フィナンシャルグループ	566,900	6,694.000	3,794,828,600
千葉銀行	221,000	998.700	220,712,700
群馬銀行	153,600	601.700	92,421,120
武蔵野銀行	9,900	2,507.000	24,819,300
千葉興業銀行	16,000	669.000	10,704,000
筑波銀行	39,400	221.000	8,707,400
七十七銀行	25,300	3,025.000	76,532,500
秋田銀行	5,500	1,839.000	10,114,500
山形銀行	9,500	1,136.000	10,792,000
岩手銀行	5,700	2,258.000	12,870,600
東邦銀行	65,800	247.000	16,252,600
東北銀行	7,000	1,076.000	7,532,000
ふくおかフィナンシャルグループ	63,100	3,420.000	215,802,000

スルガ銀行	70,500	598.000	42,159,000
八十二銀行	167,000	731.900	122,227,300
山梨中央銀行	9,000	1,416.000	12,744,000
大垣共立銀行	14,700	1,956.000	28,753,200
福井銀行	7,500	1,585.000	11,887,500
清水銀行	3,500	1,531.000	5,358,500
富山銀行	2,200	1,750.000	3,850,000
滋賀銀行	13,200	3,045.000	40,194,000
南都銀行	11,900	2,602.000	30,963,800
百五銀行	74,100	475.000	35,197,500
京都銀行	25,200	8,381.000	211,201,200
紀陽銀行	28,600	1,525.000	43,615,000
ほくほくフィナンシャルグループ	49,900	1,271.000	63,422,900
山陰合同銀行	48,700	920.000	44,804,000
鳥取銀行	4,900	1,226.000	6,007,400
百十四銀行	7,200	2,139.000	15,400,800
四国銀行	13,000	931.000	12,103,000
阿波銀行	11,100	2,149.000	23,853,900
大分銀行	4,900	2,453.000	12,019,700
宮崎銀行	5,100	2,625.000	13,387,500
佐賀銀行	4,800	1,824.000	8,755,200
琉球銀行	18,800	1,017.000	19,119,600
セブン銀行	285,500	308.800	88,162,400
みずほフィナンシャルグループ	1,149,400	2,404.000	2,763,157,600
高知銀行	5,400	948.000	5,119,200
山口フィナンシャルグループ	86,900	1,105.000	96,024,500
名古屋銀行	5,100	3,895.000	19,864,500
北洋銀行	120,000	310.000	37,200,000
大光銀行	4,200	1,168.000	4,905,600
愛媛銀行	11,200	881.000	9,867,200
トマト銀行	5,400	1,098.000	5,929,200
京葉銀行	36,500	596.000	21,754,000
栃木銀行	39,200	285.000	11,172,000
北日本銀行	3,200	2,173.000	6,953,600
東和銀行	15,200	587.000	8,922,400
大東銀行	7,400	679.000	5,024,600
トモニホールディングス	64,000	403.000	25,792,000
フィデアホールディングス	8,500	1,488.000	12,648,000
池田泉州ホールディングス	106,300	261.000	27,744,300
F P G	27,200	1,371.000	37,291,200
ジャパンインベストメントアドバイザー	6,600	1,305.000	8,613,000
マーキュリアホールディングス	5,700	782.000	4,457,400
S B I ホールディングス	114,300	2,999.500	342,842,850
ジャフコ グループ	26,700	1,857.500	49,595,250

大和証券グループ本社	564,200	770.100	434,490,420
野村ホールディングス	1,442,100	586.500	845,791,650
岡三証券グループ	69,900	566.000	39,563,400
丸三証券	27,100	528.000	14,308,800
東洋証券	28,500	342.000	9,747,000
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	82,900	438.000	36,310,200
水戸証券	23,800	389.000	9,258,200
いちよし証券	14,800	667.000	9,871,600
松井証券	46,700	803.000	37,500,100
マネックスグループ	84,900	553.000	46,949,700
極東証券	10,300	771.000	7,941,300
岩井コスモホールディングス	9,200	1,634.000	15,032,800
アイザワ証券グループ	12,200	828.000	10,101,600
スパークス・グループ	9,100	1,511.000	13,750,100
かんぽ生命保険	94,900	2,298.500	218,127,650
SOMPOホールディングス	136,200	6,291.000	856,834,200
アニコムホールディングス	28,500	632.000	18,012,000
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	161,300	5,292.000	853,599,600
第一生命ホールディングス	388,000	2,905.500	1,127,334,000
東京海上ホールディングス	785,800	3,259.000	2,560,922,200
T&Dホールディングス	213,100	2,311.000	492,474,100
アドバンスクリエイト	6,300	1,235.000	7,780,500
全国保証	20,700	4,989.000	103,272,300
あんしん保証	5,400	318.000	1,717,200
ジェイリース	2,500	2,384.000	5,960,000
イントラスト	3,100	1,005.000	3,115,500
日本モーゲージサービス	7,500	571.000	4,282,500
アルヒ	11,000	1,010.000	11,110,000
プレミアグループ	13,500	1,790.000	24,165,000
ネットプロテクションズホールディングス	26,500	329.000	8,718,500
クレディセゾン	50,100	2,270.000	113,727,000
芙蓉総合リース	7,300	11,730.000	85,629,000
みずほリース	11,600	4,880.000	56,608,000
東京センチュリー	14,900	5,562.000	82,873,800
日本証券金融	29,500	1,206.000	35,577,000
アイフル	130,400	357.000	46,552,800
リコーリース	7,300	4,405.000	32,156,500
イオンフィナンシャルサービス	44,900	1,276.000	57,292,400
アコム	144,600	349.300	50,508,780
ジャックス	8,400	5,210.000	43,764,000
オリエントコーポレーション	20,900	1,112.000	23,240,800
オリックス	521,400	2,731.000	1,423,943,400
三菱HCキャピタル	306,100	939.900	287,703,390

九州リースサービス	5,600	899.000	5,034,400
日本取引所グループ	223,200	2,475.500	552,531,600
イー・ギャランティ	13,300	2,107.000	28,023,100
アサックス	3,600	646.000	2,325,600
NECキャピタルソリューション	3,800	3,245.000	12,331,000
大東建託	29,000	15,290.000	443,410,000
いちご	106,000	270.000	28,620,000
日本駐車場開発	102,000	214.000	21,828,000
スター・マイカ・ホールディングス	11,000	617.000	6,787,000
SREホールディングス	4,200	3,665.000	15,393,000
ヒューリック	183,300	1,209.500	221,701,350
三栄建築設計	4,800	1,534.000	7,363,200
野村不動産ホールディングス	49,100	3,523.000	172,979,300
三重交通グループホールディングス	19,100	568.000	10,848,800
サムティ	10,100	2,270.000	22,927,000
ディア・ライフ	15,000	883.000	13,245,000
地主	7,100	1,906.000	13,532,600
プレサンスコーポレーション	14,500	2,022.000	29,319,000
JPMC	5,600	1,096.000	6,137,600
フージャースホールディングス	13,400	1,057.000	14,163,800
オープンハウスグループ	29,000	5,404.000	156,716,000
東急不動産ホールディングス	236,500	844.300	199,676,950
飯田グループホールディングス	68,900	2,494.500	171,871,050
シーアールイー	5,300	1,386.000	7,345,800
ケイアイスター不動産	4,600	5,180.000	23,828,000
グッドコムアセット	8,900	836.000	7,440,400
ジェイ・エス・ビー	2,200	5,330.000	11,726,000
ロードスターキャピタル	5,900	1,757.000	10,366,300
パーク24	53,500	1,873.000	100,205,500
パラカ	3,900	2,030.000	7,917,000
宮越ホールディングス	4,900	1,011.000	4,953,900
三井不動産	339,000	2,918.500	989,371,500
三菱地所	478,000	1,737.000	830,286,000
平和不動産	13,900	3,970.000	55,183,000
東京建物	73,800	1,897.500	140,035,500
京阪神ビルディング	16,500	1,263.000	20,839,500
住友不動産	143,300	3,806.000	545,399,800
テーオーシー	17,700	612.000	10,832,400
東京楽天地	1,800	4,115.000	7,407,000
スターツコーポレーション	12,700	2,945.000	37,401,500
フジ住宅	12,700	699.000	8,877,300
空港施設	12,000	563.000	6,756,000
ゴールドクレスト	8,200	1,930.000	15,826,000
エスリード	4,200	3,025.000	12,705,000

日神グループホールディングス	15,200	520.000	7,904,000
日本エスコン	19,600	804.000	15,758,400
MIRARTHホールディングス	48,500	483.000	23,425,500
イオンモール	41,100	1,756.500	72,192,150
毎日コムネット	6,300	733.000	4,617,900
カチタス	22,800	2,612.000	59,553,600
トーセイ	15,400	1,761.000	27,119,400
穴吹興産	2,900	2,176.000	6,310,400
サンフロンティア不動産	15,800	1,508.000	23,826,400
FJネクストホールディングス	9,600	1,041.000	9,993,600
日本空港ビルデング	28,000	6,624.000	185,472,000
LIFULL	32,400	306.000	9,914,400
MIXI	18,800	2,685.000	50,478,000
ジェイエイシーリクルートメント	7,500	2,821.000	21,157,500
日本M&Aセンターホールディングス	142,100	813.000	115,527,300
メンバーズ	3,100	1,654.000	5,127,400
UTグループ	12,100	2,867.000	34,690,700
アイティメディア	3,500	1,375.000	4,812,500
E・Jホールディングス	5,400	1,639.000	8,850,600
オープンアップグループ	24,500	2,226.000	54,537,000
コシダカホールディングス	25,200	1,182.000	29,786,400
パソナグループ	10,200	1,683.000	17,166,600
リンクアンドモチベーション	25,700	428.000	10,999,600
エス・エム・エス	31,400	3,012.000	94,576,800
パーソルホールディングス	91,400	2,808.000	256,651,200
リニカル	6,300	790.000	4,977,000
クックパッド	33,500	159.000	5,326,500
学情	4,100	1,949.000	7,990,900
スタジオアリス	4,800	2,160.000	10,368,000
シミックホールディングス	4,900	1,968.000	9,643,200
総合警備保障	153,100	868.600	132,982,660
カカコム	60,700	2,123.000	128,866,100
アイロムグループ	3,500	1,908.000	6,678,000
セントケア・ホールディング	5,600	784.000	4,390,400
ルネサンス	6,600	910.000	6,006,000
ディップ	14,500	3,585.000	51,982,500
デジタルホールディングス	7,200	1,069.000	7,696,800
新日本科学	8,900	2,096.000	18,654,400
キャリアデザインセンター	2,100	1,774.000	3,725,400
ベネフィット・ワン	38,300	1,466.500	56,166,950
エムスリー	163,900	3,263.000	534,805,700
アウトソーシング	53,100	1,450.500	77,021,550
ウェルネット	8,400	574.000	4,821,600
ワールドホールディングス	3,900	2,667.000	10,401,300

ディー・エヌ・エー	32,900	1,742.000	57,311,800
博報堂D Yホールディングス	105,700	1,633.000	172,608,100
タカミヤ	14,000	529.000	7,406,000
ジャパンベストレスキューシステム	5,700	781.000	4,451,700
ファンコミュニケーションズ	20,300	409.000	8,302,700
ライク	3,800	1,650.000	6,270,000
エスプール	25,600	548.000	14,028,800
WDBホールディングス	4,500	2,102.000	9,459,000
アドウェイズ	12,200	671.000	8,186,200
バリューコマース	6,600	1,359.000	8,969,400
インフォマート	86,100	423.000	36,420,300
J Pホールディングス	27,100	327.000	8,861,700
プレステージ・インターナショナル	35,400	580.000	20,532,000
アミューズ	5,000	1,757.000	8,785,000
ドリームインキュベータ	2,800	2,722.000	7,621,600
クイック	6,500	2,435.000	15,827,500
電通グループ	81,400	4,752.000	386,812,800
びあ	3,000	3,380.000	10,140,000
イオンファンタジー	3,900	2,846.000	11,099,400
シーティーエス	10,600	753.000	7,981,800
H. U. グループホールディングス	24,100	2,808.000	67,672,800
アルプス技研	7,500	2,825.000	21,187,500
日本空調サービス	10,200	792.000	8,078,400
オリエンタルランド	439,300	5,450.000	2,394,185,000
ダスキン	18,200	3,210.000	58,422,000
明光ネットワークジャパン	13,800	675.000	9,315,000
ファルコホールディングス	4,300	1,878.000	8,075,400
ラウンドワン	69,900	568.000	39,703,200
リゾートトラスト	32,700	2,246.500	73,460,550
ビー・エム・エル	10,100	3,005.000	30,350,500
リソー教育	41,900	263.000	11,019,700
早稲田アカデミー	5,500	1,404.000	7,722,000
ユー・エス・エス	85,200	2,463.000	209,847,600
東京個別指導学院	12,400	473.000	5,865,200
サイバーエージェント	182,900	897.900	164,225,910
楽天グループ	708,800	555.100	393,454,880
クリーク・アンド・リバー社	5,100	2,022.000	10,312,200
S B I グローバルアセットマネジメント	15,800	546.000	8,626,800
テー・オー・ダブリュー	19,300	312.000	6,021,600
山田コンサルティンググループ	4,700	1,606.000	7,548,200
セントラルスポーツ	3,700	2,397.000	8,868,900
フルキャストホールディングス	8,000	2,298.000	18,384,000
エン・ジャパン	14,900	2,807.000	41,824,300
テクノプロ・ホールディングス	49,100	3,673.000	180,344,300

アイ・アールジャパンホールディングス	4,700	1,650.000	7,755,000
Ke e P e r 技研	5,100	6,270.000	31,977,000
G u n o s y	8,100	580.000	4,698,000
イー・ガーディアン	3,800	2,062.000	7,835,600
ジャパンマテリアル	25,300	2,512.000	63,553,600
ベクトル	13,300	1,310.000	17,423,000
チャーム・ケア・コーポレーション	7,400	1,369.000	10,130,600
キャリアリンク	3,200	2,948.000	9,433,600
I B J	6,300	711.000	4,479,300
アサンテ	5,200	1,714.000	8,912,800
バリューHR	7,900	1,307.000	10,325,300
M&Aキャピタルパートナーズ	6,900	2,916.000	20,120,400
ライドオンエクスプレスホールディングス	4,200	1,064.000	4,468,800
E R I ホールディングス	1,900	2,006.000	3,811,400
シグマクシス・ホールディングス	13,000	1,327.000	17,251,000
ウィルグループ	7,000	1,126.000	7,882,000
メドピア	7,700	1,020.000	7,854,000
リクルートホールディングス	614,500	4,933.000	3,031,328,500
エラン	11,500	882.000	10,143,000
日本郵政	997,700	1,039.000	1,036,610,300
ベルシステム24ホールディングス	11,600	1,389.000	16,112,400
鎌倉新書	10,600	705.000	7,473,000
エアトリ	6,300	2,588.000	16,304,400
アトラエ	6,100	798.000	4,867,800
ストライク	3,800	3,000.000	11,400,000
ソラスト	23,700	698.000	16,542,600
セラク	2,900	1,367.000	3,964,300
インソース	18,200	1,254.000	22,822,800
ベイカレント・コンサルティング	65,700	4,588.000	301,431,600
アイモバイル	4,700	1,235.000	5,804,500
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	29,400	1,756.000	51,626,400
ウェルビー	8,300	476.000	3,950,800
エル・ティー・エス	1,300	3,570.000	4,641,000
ミダックホールディングス	5,100	1,618.000	8,251,800
日総工産	6,800	878.000	5,970,400
キュービーネットホールディングス	4,700	1,494.000	7,021,800
R P Aホールディングス	12,900	390.000	5,031,000
マネジメントソリューションズ	3,900	4,070.000	15,873,000
フロンティア・マネジメント	3,300	1,370.000	4,521,000
アンビスホールディングス	8,800	2,886.000	25,396,800
カーブスホールディングス	23,200	804.000	18,652,800
フォーラムエンジニアリング	3,400	1,286.000	4,372,400
FAST FITNESS JAPAN	3,400	1,463.000	4,974,200
ダイレクトマーケティングミックス	10,900	794.000	8,654,600

LITALICO	6,500	2,232,000	14,508,000
リログループ	46,200	1,962,000	90,644,400
東祥	6,900	1,433,000	9,887,700
ID&E ホールディングス	5,100	3,415,000	17,416,500
ビーウィズ	2,400	2,490,000	5,976,000
TREホールディングス	17,900	1,233,000	22,070,700
人・夢・技術グループ	3,600	1,790,000	6,444,000
大栄環境	21,100	2,406,000	50,766,600
日本管財ホールディングス	8,300	2,648,000	21,978,400
エイチ・アイ・エス	23,700	2,037,000	48,276,900
ラックランド	3,800	3,115,000	11,837,000
共立メンテナンス	14,200	5,569,000	79,079,800
イチネンホールディングス	9,100	1,376,000	12,521,600
建設技術研究所	4,400	3,530,000	15,532,000
スペース	7,100	1,104,000	7,838,400
燦ホールディングス	3,800	2,286,000	8,686,800
スバル興業	700	10,140,000	7,098,000
東京テアトル	8,400	1,125,000	9,450,000
ナガワ	2,200	7,160,000	15,752,000
東京都競馬	7,100	3,850,000	27,335,000
カナモト	15,200	2,505,000	38,076,000
ニシオホールディングス	7,600	3,610,000	27,436,000
トランス・コスモス	10,200	3,480,000	35,496,000
乃村工藝社	35,800	903,000	32,327,400
藤田観光	4,100	3,965,000	16,256,500
KNT-CTホールディングス	5,500	1,437,000	7,903,500
トーカイ	7,200	1,915,000	13,788,000
セコム	84,300	9,533,000	803,631,900
セントラル警備保障	4,700	2,926,000	13,752,200
丹青社	16,800	783,000	13,154,400
メイテック	32,200	2,587,500	83,317,500
応用地質	7,800	2,630,000	20,514,000
船井総研ホールディングス	17,000	2,635,000	44,795,000
いであ	2,500	1,709,000	4,272,500
学究社	4,200	2,090,000	8,778,000
ベネッセホールディングス	31,100	1,858,000	57,783,800
イオンディライト	9,100	2,944,000	26,790,400
ダイセキ	16,800	4,785,000	80,388,000
ステップ	3,200	1,770,000	5,664,000
合 計	118,969,600		266,719,195,530

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

外国株式インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

	(2022年8月1日現在)	(2023年7月31日現在)
(単位：円)		
資産の部		
流動資産		
預金	6,158,270,363	2,950,240,840
金銭信託	60,340,546	64,516,268
コール・ローン	1,789,546,673	2,287,902,757
株式	386,740,363,681	550,311,990,622
投資証券	10,402,230,699	11,853,050,252
派生商品評価勘定	626,382,964	206,162,264
未収入金	1,015,189	-
未収配当金	346,318,433	435,495,517
差入委託証拠金	3,087,340,382	1,433,702,293
流動資産合計	409,211,808,930	569,543,060,813
資産合計	409,211,808,930	569,543,060,813
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	34,878,849	576,238
未払解約金	17,309,998	246,798,233
その他未払費用	3,257	5,748
流動負債合計	52,192,104	247,380,219
負債合計	52,192,104	247,380,219
純資産の部		
元本等		
元本	67,966,658,267	78,629,202,191
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	341,192,958,559	490,666,478,403
元本等合計	409,159,616,826	569,295,680,594
純資産合計	409,159,616,826	569,295,680,594
負債純資産合計	409,211,808,930	569,543,060,813

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2022年8月2日 至 2023年7月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

	<p>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年8月1日現在)	(2023年7月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	67,966,658,267 口	78,629,202,191 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 6.0200 円 (1 万口当たりの純資産額 60,200 円)	1 口当たり純資産額 7.2403 円 (1 万口当たりの純資産額 72,403 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券</p> <p>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、投資証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引</p>

	<p>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年7月31日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p>	<p>金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2. 時価の算定方法</p>	<p>(1) 有価証券（株式、投資証券）</p> <p>「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）</p> <p>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2022年8月1日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P 500 EMINI FUT SEP22	8,846,878,362	-	9,366,988,419	520,110,057
	SPI 200 FUTURES SEP22	431,854,211	-	445,673,620	13,819,409
	FTSE 100 IDX FUT SEP22	535,703,732	-	549,024,697	13,320,965
	EURO STOXX 50 SEP22	1,614,327,315	-	1,693,456,948	79,129,633
	小計	11,428,763,620	-	12,055,143,684	626,380,064
合計		11,428,763,620	-	12,055,143,684	626,380,064

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	1,037,870,274	-	1,019,304,195	△18,566,079
	カナダ・ドル	287,920,668	-	281,139,701	△6,780,967
	オーストラリア・ドル	35,050,230	-	34,337,091	△713,139
	香港・ドル	16,036,405	-	15,743,993	△292,412
	シンガポール・ドル	6,843,234	-	6,733,924	△109,310
	ニュージーランド・ドル	846,269	-	835,777	△10,492
	イギリス・ポンド	70,792,925	-	69,560,376	△1,232,549
	イスラエル・シケル	3,561,701	-	3,518,550	△43,151
	スイス・フラン	243,191,800	-	238,733,661	△4,458,139
	デンマーク・クローネ	12,237,885	-	12,031,800	△206,085
	ノルウェー・クローネ	4,306,294	-	4,252,897	△53,397

	スウェーデン・クローナ	14,329,892	-	14,104,336	△225,556
	ユーロ	114,849,344	-	112,664,200	△2,185,144
	小計	1,847,836,921	-	1,812,960,501	△34,876,420
	売建				
	オーストラリア・ドル	3,712,180	-	3,711,820	360
	スイス・フラン	2,792,106	-	2,792,220	△114
	デンマーク・クローネ	364,636	-	364,600	36
	ユーロ	4,072,389	-	4,072,200	189
	小計	10,941,311	-	10,940,840	471
	合 計	1,858,778,232	-	1,823,901,341	△34,875,949

(2023年7月31日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P 500 EMINI FUT SEP23	5,545,560,680	-	5,682,060,169	136,499,489
	SPI 200 FUTURES SEP23	216,986,526	-	224,660,709	7,674,183
	FTSE 100 IDX FUT SEP23	309,896,394	-	320,259,222	10,362,828
	EURO STOXX 50 SEP23	1,051,396,372	-	1,089,345,270	37,948,898
	小計	7,123,839,972	-	7,316,325,370	192,485,398
	合 計	7,123,839,972	-	7,316,325,370	192,485,398

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				

	アメリカ・ドル	1,860,898,435	-	1,872,134,586	11,236,151
	カナダ・ドル	44,438,457	-	44,443,933	5,476
	オーストラリア・ドル	44,852,448	-	45,089,328	236,880
	イギリス・ポンド	87,852,850	-	88,406,173	553,323
	スイス・フラン	70,835,960	-	70,623,214	△212,746
	ユーロ	183,088,893	-	184,370,437	1,281,544
	小計	2,291,967,043	-	2,305,067,671	13,100,628
	合 計	2,291,967,043	-	2,305,067,671	13,100,628

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2022 年 8 月 1 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	59,078,726,266 円
同期中における追加設定元本額	19,640,038,396 円
同期中における一部解約元本額	10,752,106,395 円
2022 年 8 月 1 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC 外国株式インデックスファンド S	34,733,896,260 円
三井住友・DC 年金バランス 30 (債券重点型)	280,118,679 円
三井住友・DC 年金バランス 50 (標準型)	1,100,741,638 円

三井住友・DC年金バランス70 (株式重点型)	786,163,769 円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	20,389,639 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020 (4資産タイプ)	1,063,978 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025 (4資産タイプ)	5,420,667 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030 (4資産タイプ)	16,928,513 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035 (4資産タイプ)	49,509,209 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040 (4資産タイプ)	53,701,606 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045 (4資産タイプ)	103,207,893 円
外国株式指数ファンド	903,071,746 円
三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	15,968,602,038 円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	115,858,724 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	141,996,746 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	91,745,918 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	17,990,075 円
三井住友・資産最適化ファンド (1安定重視型)	131,023,896 円
三井住友・資産最適化ファンド (2やや安定型)	115,719,630 円
三井住友・資産最適化ファンド (3バランス型)	412,273,145 円
三井住友・資産最適化ファンド (4やや成長型)	220,776,733 円
三井住友・資産最適化ファンド (5成長重視型)	254,384,276 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	49,639,667 円
三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンド	1,187,575,922 円
三井住友DS・年金バランス30 (債券重点型)	10,784,275 円
三井住友DS・年金バランス50 (標準型)	44,052,551 円
三井住友DS・年金バランス70 (株式重点型)	38,766,257 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	2,260,994 円
SMBC・DCインデックスファンド (MSCIコクサイ)	255,467,483 円
日興FWS・先進国株インデックス (為替ヘッジあり)	202,446,669 円
日興FWS・先進国株インデックス (為替ヘッジなし)	817,753,491 円
三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド	31,968,659 円
SMAM・外国株式パッシブ・ファンド (適格機関投資家専用)	498,667,229 円
バランスファンドVA (安定運用型) <適格機関投資家限定>	3,659,992 円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型<適格機関投資家限定>	24,198,253 円
SMAM・バランスファンドVA25<適格機関投資家専用>	607,701,671 円
SMAM・バランスファンドVA37.5<適格機関投資家専用>	762,002,699 円
SMAM・バランスファンドVA50<適格機関投資家専用>	3,277,005,179 円
SMAM・バランスファンドVL30<適格機関投資家限定>	10,511,330 円
SMAM・バランスファンドVL50<適格機関投資家限定>	57,429,615 円
SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	443,908,807 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	38,301,233 円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	93,355,655 円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	440,464,244 円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	323,699,139 円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	748,575,290 円
SMAM・バランスVA株40T<適格機関投資家限定>	200,225 円

三井住友・外国株式インデックスファンド・V A S (適格機関投資家専用)	206,647,291円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	67,106,772円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	8,298,484円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	7,431,222円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	3,930,927円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	19,715,913円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	56,182,302円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA<適格機関投資家限定>	118,304,403円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA<適格機関投資家限定>	55,242,525円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	386,432,895円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	89,630,415円
SMAM・外国株式インデックスファンドSA<適格機関投資家限定>	1,344,017,106円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	14,641,393円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	10,217,683円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	13,200,417円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	70,677,212円
合 計	67,966,658,267円

(2023年7月31日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	67,966,658,267円
同期中における追加設定元本額	19,626,821,699円
同期中における一部解約元本額	8,964,277,775円
2023年7月31日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国株式インデックスファンドS	39,570,580,234円
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	292,468,111円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	1,128,415,814円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	823,381,666円
SMAM・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	32,179,807円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	866,919円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	4,425,281円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	14,626,394円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	44,379,291円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	52,516,928円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	110,385,089円
外国株式指数ファンド	985,152,057円
三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	20,704,455,533円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	70,172,607円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	108,346,091円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	68,670,897円
イオン・バランス戦略ファンド	18,134,534円

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	24,137,947円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	141,772,655円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	126,463,910円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	476,240,065円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	266,160,024円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	311,673,087円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	60,816,094円
三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンド	2,157,075,914円
三井住友DS・年金バランス30(債券重点型)	11,310,851円
三井住友DS・年金バランス50(標準型)	55,169,355円
三井住友DS・年金バランス70(株式重点型)	51,285,060円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	3,132,295円
SMBC・DCインデックスファンド(MSCIコクサイ)	813,578,188円
日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)	317,820,634円
日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジなし)	2,153,397,360円
三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド	85,399,701円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	20,612円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	24,584円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	30,826円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	38,462円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	38,462円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	46,376円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	478,490円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	2,310,905円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	1,172,659円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	995,350円
SMAM・外国株式パッシブ・ファンド(適格機関投資家専用)	373,441,981円
バランスファンドVA(安定運用型)〈適格機関投資家限定〉	2,348,463円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型〈適格機関投資家限定〉	14,357,482円
SMAM・バランスファンドVA25〈適格機関投資家専用〉	409,190,447円
SMAM・バランスファンドVA37.5〈適格機関投資家専用〉	602,982,016円
SMAM・バランスファンドVA50〈適格機関投資家専用〉	2,674,797,671円
SMAM・バランスファンドVL30〈適格機関投資家限定〉	9,384,839円
SMAM・バランスファンドVL50〈適格機関投資家限定〉	42,604,553円
SMAM・バランスファンドVA75〈適格機関投資家専用〉	387,296,215円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型〈適格機関投資家限定〉	31,123,233円
SMAM・インデックス・バランスVA25〈適格機関投資家専用〉	77,080,893円
SMAM・インデックス・バランスVA50〈適格機関投資家専用〉	375,737,406円
SMAM・バランスファンドVA40〈適格機関投資家専用〉	253,851,024円
SMAM・バランスファンドVA35〈適格機関投資家専用〉	574,427,694円
SMAM・バランスVA株40T〈適格機関投資家限定〉	181,246円
三井住友・外国株式インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)	176,088,287円
SMAM・グローバルバランス40VA〈適格機関投資家限定〉	49,831,184円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A〈適格機関投資家専用〉	6,176,065円

SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	5,922,219円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	3,618,314円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	14,148,722円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	44,805,021円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA<適格機関投資家限定>	91,415,616円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA<適格機関投資家限定>	40,019,706円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	191,396,001円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	58,642,662円
SMAM・外国株式インデックスファンドSA<適格機関投資家限定>	918,467,616円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	28,503,187円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	>
	15,957,891円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	25,692,912円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII	<適格機関投資家限定>
	29,095,948円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド(リスク3%)<適格機関投資家限定>	>
	10,868,558円
合計	78,629,202,191円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	APA CORP	19,759	40.150	793,323.85	
	BAKER HUGHES CO	69,679	35.420	2,468,030.18	
	CHENIERE ENERGY INC	17,754	159.510	2,831,940.54	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	7,695	84.480	650,073.60	
	CHEVRON CORP	131,442	158.870	20,882,190.54	
	CONOCOPHILLIPS	89,092	115.930	10,328,435.56	
	COTERRA ENERGY INC	59,741	27.410	1,637,500.81	
	DEVON ENERGY CORP	49,897	53.000	2,644,541.00	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	13,065	145.640	1,902,786.60	
	EOG RESOURCES INC	42,276	130.700	5,525,473.20	
	EQT CORP	26,411	42.280	1,116,657.08	
	EXXON MOBIL CORP	294,921	104.160	30,718,971.36	
	HALLIBURTON CO	67,581	38.160	2,578,890.96	
	HESS CORP	18,976	149.020	2,827,803.52	
	HF SINCLAIR CORP	10,663	51.600	550,210.80	
	KINDER MORGAN INC	138,727	17.570	2,437,433.39	
	MARATHON OIL CORP	42,380	26.100	1,106,118.00	
	MARATHON PETROLEUM CORP	31,363	131.830	4,134,584.29	

OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	51,961	62.080	3,225,738.88	
ONEOK INC	31,946	67.220	2,147,410.12	
OVINTIV INC	16,672	45.120	752,240.64	
PHILLIPS 66	33,814	110.350	3,731,374.90	
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	16,599	223.400	3,708,216.60	
SCHLUMBERGER LTD	105,197	57.150	6,012,008.55	
TARGA RESOURCES CORP	15,416	80.630	1,242,992.08	
TEXAS PACIFIC LAND CORP	417	1,503.510	626,963.67	
VALERO ENERGY CORP	26,805	129.070	3,459,721.35	
WILLIAMS COS INC	92,048	34.060	3,135,154.88	
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	15,987	303.430	4,850,935.41	
ALBEMARLE CORP	8,338	208.050	1,734,720.90	
ALCOA CORP	11,849	34.760	411,871.24	
AMCOR PLC	97,610	10.220	997,574.20	
AVERY DENNISON CORP	5,454	184.600	1,006,808.40	
BALL CORP	23,469	58.750	1,378,803.75	
CELANESE CORP	6,643	125.990	836,951.57	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	14,020	81.230	1,138,844.60	
CLEVELAND-CLIFFS INC	33,403	17.110	571,525.33	
CORTEVA INC	53,900	56.140	3,025,946.00	
CROWN HOLDINGS INC	9,413	94.410	888,681.33	
DOW INC	48,964	55.460	2,715,543.44	
DUPONT DE NEMOURS INC	34,201	77.300	2,643,737.30	
EASTMAN CHEMICAL CO	9,517	86.410	822,363.97	
ECOLAB INC	18,131	183.580	3,328,488.98	
FMC CORP	8,548	96.340	823,514.32	
FREEPORT-MCMORAN INC	106,789	43.630	4,659,204.07	
INTERNATIONAL PAPER CO	23,472	35.740	838,889.28	
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	17,659	85.290	1,506,136.11	
LINDE PLC	35,884	388.710	13,948,469.64	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	19,214	98.370	1,890,081.18	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	4,759	448.730	2,135,506.07	
MOSAIC CO/THE	25,489	40.220	1,025,167.58	
NEWMONT CORP	55,957	42.420	2,373,695.94	
NUCOR CORP	18,997	168.940	3,209,353.18	
PACKAGING CORP OF AMERICA	7,111	152.820	1,086,703.02	
PPG INDUSTRIES INC	16,735	145.410	2,433,436.35	
RELIANCE STEEL & ALUMINUM	4,056	289.670	1,174,901.52	
RPM INTERNATIONAL INC	10,397	104.650	1,088,046.05	
SEALED AIR CORP	7,895	45.980	363,012.10	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	18,266	280.120	5,116,671.92	
STEEL DYNAMICS INC	12,713	103.810	1,319,736.53	

VULCAN MATERIALS CO	9,892	220.190	2,178,119.48	
WESTLAKE CORP	2,189	137.080	300,068.12	
WESTROCK CO	16,766	33.000	553,278.00	
3M CO	39,937	111.880	4,468,151.56	
AECOM	10,261	86.990	892,604.39	
AERCAP HOLDINGS NV	13,505	65.850	889,304.25	
ALLEGION PLC	6,843	114.990	786,876.57	
AMETEK INC	16,587	158.250	2,624,892.75	
AXON ENTERPRISE INC	4,672	182.640	853,294.08	
BOEING CO/THE	41,883	238.690	9,997,053.27	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	9,801	143.650	1,407,913.65	
CARLISLE COS INC	3,499	277.420	970,692.58	
CARRIER GLOBAL CORP	61,324	58.990	3,617,502.76	
CATERPILLAR INC	37,883	260.430	9,865,869.69	
CUMMINS INC	10,159	258.750	2,628,641.25	
DEERE & CO	20,718	427.110	8,848,864.98	
DOVER CORP	10,436	145.690	1,520,420.84	
EATON CORP PLC	29,468	203.300	5,990,844.40	
EMERSON ELECTRIC CO	41,763	90.970	3,799,180.11	
FASTENAL CO	41,551	58.430	2,427,824.93	
FERGUSON PLC	14,464	160.940	2,327,836.16	
FORTIVE CORP	25,083	77.000	1,931,391.00	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS I	10,648	71.730	763,781.04	
GENERAC HOLDINGS INC	3,973	149.900	595,552.70	
GENERAL DYNAMICS CORP	16,583	222.640	3,692,039.12	
GENERAL ELECTRIC CO	80,217	114.390	9,176,022.63	
GRACO INC	11,645	79.090	921,003.05	
HEICO CORP	3,085	174.250	537,561.25	
HEICO CORP-CLASS A	4,570	138.510	632,990.70	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	48,897	195.190	9,544,205.43	
HOWMET AEROSPACE INC	27,783	50.430	1,401,096.69	
HUBBELL INC	3,897	309.980	1,207,992.06	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	2,888	230.450	665,539.60	
IDEX CORP	6,048	222.240	1,344,107.52	
ILLINOIS TOOL WORKS	22,071	260.010	5,738,680.71	
INGERSOLL-RAND INC	29,314	64.200	1,881,958.80	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	11,600	49.650	575,940.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	48,803	69.190	3,376,679.57	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	14,388	192.260	2,766,236.88	
LENNOX INTERNATIONAL INC	2,104	363.360	764,509.44	
LOCKHEED MARTIN CORP	16,474	449.000	7,396,826.00	
MASCO CORP	14,885	61.250	911,706.25	

NORDSON CORP	3,927	250.260	982,771.02	
NORTHROP GRUMMAN CORP	10,242	449.680	4,605,622.56	
OTIS WORLDWIDE CORP	28,787	90.050	2,592,269.35	
OWENS CORNING	7,597	140.070	1,064,111.79	
PACCAR INC	36,912	85.340	3,150,070.08	
PARKER HANNIFIN CORP	9,607	399.570	3,838,668.99	
PENTAIR PLC	11,509	69.690	802,062.21	
QUANTA SERVICES INC	10,416	200.480	2,088,199.68	
ROCKWELL AUTOMATION INC	8,678	333.300	2,892,377.40	
RTX CORP	107,455	87.340	9,385,119.70	
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	12,538	42.050	527,222.90	
SMITH (A.O.) CORP	10,652	72.190	768,967.88	
SNAP-ON INC	4,041	272.090	1,099,515.69	
STANLEY BLACK & DECKER INC	10,869	99.020	1,076,248.38	
TEXTRON INC	14,870	76.380	1,135,770.60	
TORO CO	8,097	101.820	824,436.54	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	17,225	198.560	3,420,196.00	
TRANSDIGM GROUP INC	3,877	885.130	3,431,649.01	
UNITED RENTALS INC	4,798	446.070	2,140,243.86	
WABTEC CORP	12,782	118.580	1,515,689.56	
WATSCO INC	2,364	376.410	889,833.24	
WW GRAINGER INC	3,160	731.370	2,311,129.20	
XYLEM INC	16,831	112.620	1,895,507.22	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	30,587	250.610	7,665,408.07	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	10,637	120.940	1,286,438.78	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	8,963	167.820	1,504,170.66	
CERIDIAN HCM HOLDING INC	10,485	71.900	753,871.50	
CINTAS CORP	6,500	502.640	3,267,160.00	
CLARIVATE PLC	19,939	9.460	188,622.94	
COPART INC	31,082	88.610	2,754,176.02	
EQUIFAX INC	9,133	202.770	1,851,898.41	
JACOBS SOLUTIONS INC	8,422	125.300	1,055,276.60	
LEIDOS HOLDINGS INC	8,863	93.750	830,906.25	
PAYCHEX INC	22,937	126.520	2,901,989.24	
PAYCOM SOFTWARE INC	3,778	368.460	1,392,041.88	
PAYLOCITY HOLDING CORP	2,718	226.040	614,376.72	
REPUBLIC SERVICES INC	16,065	151.500	2,433,847.50	
ROBERT HALF INC	8,149	74.560	607,589.44	
ROLLINS INC	16,081	40.630	653,371.03	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	14,487	57.250	829,380.75	
TRANSUNION	14,503	79.260	1,149,507.78	
VERISK ANALYTICS INC	10,259	232.160	2,381,729.44	

WASTE CONNECTIONS INC	18,291	141.440	2,587,079.04	
WASTE MANAGEMENT INC	30,236	162.940	4,926,653.84	
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	8,726	100.400	876,090.40	
CSX CORP	145,813	33.800	4,928,479.40	
DELTA AIR LINES INC	14,192	45.720	648,858.24	
EXPEDITORS INTL WASH INC	10,436	127.240	1,327,876.64	
FEDEX CORP	17,036	268.850	4,580,128.60	
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	133,150	3.760	500,644.00	
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	5,530	205.540	1,136,636.20	
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	12,089	60.370	729,812.93	
NORFOLK SOUTHERN CORP	17,033	236.660	4,031,029.78	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	7,027	427.585	3,004,639.79	
SOUTHWEST AIRLINES CO	14,057	33.700	473,720.90	
UBER TECHNOLOGIES INC	131,528	48.140	6,331,757.92	
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	5,850	57.040	333,684.00	
UNION PACIFIC CORP	43,776	232.770	10,189,739.52	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	51,963	187.890	9,763,328.07	
APTIV PLC	18,724	109.170	2,044,099.08	
BORGWARNER INC	17,433	46.210	805,578.93	
FORD MOTOR CO	276,446	13.260	3,665,673.96	
GENERAL MOTORS CO	104,301	38.050	3,968,653.05	
LEAR CORP	3,736	154.520	577,286.72	
LUCID GROUP INC	82,293	7.470	614,728.71	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	45,698	26.940	1,231,104.12	
TESLA INC	207,487	266.440	55,282,836.28	
DECKERS OUTDOOR CORP	1,872	534.060	999,760.32	
DR HORTON INC	21,948	127.550	2,799,467.40	
GARMIN LTD	10,774	104.690	1,127,930.06	
HASBRO INC	11,407	62.700	715,218.90	
LENNAR CORP-A	19,331	127.780	2,470,115.18	
LULULEMON ATHLETICA INC	8,357	377.960	3,158,611.72	
MOHAWK INDUSTRIES INC	2,863	107.060	306,512.78	
NIKE INC -CL B	90,536	108.620	9,834,020.32	
NVR INC	250	6,343.330	1,585,832.50	
PULTEGROUP INC	17,535	84.820	1,487,318.70	
VF CORP	20,583	19.690	405,279.27	
WHIRLPOOL CORP	3,212	142.590	457,999.08	
AIRBNB INC-CLASS A	29,358	153.330	4,501,462.14	
ARAMARK	19,232	40.310	775,241.92	
BOOKING HOLDINGS INC	2,713	3,012.250	8,172,234.25	
CAESARS ENTERTAINMENT INC	13,336	57.940	772,687.84	
CARNIVAL CORP	69,745	18.490	1,289,585.05	

CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	1,953	1,912.520	3,735,151.56	
DARDEN RESTAURANTS INC	9,323	167.520	1,561,788.96	
DOMINO'S PIZZA INC	2,875	400.880	1,152,530.00	
DOORDASH INC - A	16,981	89.650	1,522,346.65	
EXPEDIA GROUP INC	10,081	120.090	1,210,627.29	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	19,380	154.170	2,987,814.60	
HYATT HOTELS CORP - CL A	3,371	125.180	421,981.78	
LAS VEGAS SANDS CORP	23,449	59.220	1,388,649.78	
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	18,645	199.610	3,721,728.45	
MCDONALD'S CORP	53,131	294.030	15,622,107.93	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	22,198	50.900	1,129,878.20	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	16,097	108.570	1,747,651.29	
STARBUCKS CORP	84,610	101.250	8,566,762.50	
VAIL RESORTS INC	2,860	234.250	669,955.00	
WYNN RESORTS LTD	7,730	108.980	842,415.40	
YUM! BRANDS INC	20,179	136.940	2,763,312.26	
ADVANCE AUTO PARTS INC	3,426	73.170	250,680.42	
AMAZON.COM INC	671,134	132.210	88,730,626.14	
AUTOZONE INC	1,315	2,477.770	3,258,267.55	
BATH & BODY WORKS INC	15,400	36.540	562,716.00	
BEST BUY CO INC	14,954	82.900	1,239,686.60	
BURLINGTON STORES INC	4,802	177.660	853,123.32	
CARMAX INC	10,366	82.520	855,402.32	
CHEWY INC - CLASS A	3,969	33.610	133,398.09	
DICK'S SPORTING GOODS INC	4,406	135.270	595,999.62	
EBAY INC	40,534	45.010	1,824,435.34	
ETSY INC	9,090	99.630	905,636.70	
GENUINE PARTS CO	10,245	156.330	1,601,600.85	
HOME DEPOT INC	73,519	331.370	24,361,991.03	
LKQ CORP	18,982	54.450	1,033,569.90	
LOWE'S COS INC	43,814	235.090	10,300,233.26	
MERCADOLIBRE INC	3,384	1,225.020	4,145,467.68	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	4,512	928.790	4,190,700.48	
POOL CORP	2,578	384.840	992,117.52	
ROSS STORES INC	24,702	114.610	2,831,096.22	
TJX COMPANIES INC	85,065	86.850	7,387,895.25	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	8,071	223.990	1,807,823.29	
ULTA BEAUTY INC	3,734	445.390	1,663,086.26	
ALBERTSONS COS INC - CLASS A	20,378	21.660	441,387.48	
COSTCO WHOLESALE CORP	32,410	563.320	18,257,201.20	
DOLLAR GENERAL CORP	15,800	170.590	2,695,322.00	
DOLLAR TREE INC	15,923	152.440	2,427,302.12	

KROGER CO	49,890	48.520	2,420,662.80	
SYSCO CORP	36,352	76.060	2,764,933.12	
TARGET CORP	34,331	135.000	4,634,685.00	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	52,808	29.800	1,573,678.40	
WALMART INC	107,636	159.910	17,212,072.76	
ALTRIA GROUP INC	128,379	45.490	5,839,960.71	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	39,414	86.390	3,404,975.46	
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	22,643	70.820	1,603,577.26	
BUNGE LTD	10,263	108.360	1,112,098.68	
CAMPBELL SOUP CO	12,945	46.250	598,706.25	
COCA-COLA CO/THE	300,295	62.480	18,762,431.60	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	15,803	63.990	1,011,233.97	
CONAGRA BRANDS INC	30,896	33.030	1,020,494.88	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	11,695	272.500	3,186,887.50	
DARLING INGREDIENTS INC	10,514	69.760	733,456.64	
GENERAL MILLS INC	42,268	75.450	3,189,120.60	
HERSHEY CO/THE	11,180	235.640	2,634,455.20	
HORMEL FOODS CORP	19,475	41.040	799,254.00	
JM SMUCKER CO/THE	8,172	150.990	1,233,890.28	
KELLOGG CO	19,503	67.580	1,318,012.74	
KEURIG DR PEPPER INC	68,147	33.920	2,311,546.24	
KRAFT HEINZ CO/THE	54,306	36.160	1,963,704.96	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	10,534	102.080	1,075,310.72	
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	18,425	89.830	1,655,117.75	
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	12,477	70.550	880,252.35	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	100,607	75.040	7,549,549.28	
MONSTER BEVERAGE CORP	55,046	58.150	3,200,924.90	
PEPSICO INC	99,991	190.310	19,029,287.21	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	113,880	99.860	11,372,056.80	
TYSON FOODS INC-CL A	19,731	56.350	1,111,841.85	
CHURCH & DWIGHT CO INC	17,113	97.150	1,662,527.95	
CLOROX COMPANY	9,104	153.890	1,401,014.56	
COLGATE-PALMOLIVE CO	58,956	75.620	4,458,252.72	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	17,009	180.440	3,069,103.96	
KIMBERLY-CLARK CORP	25,378	130.420	3,309,798.76	
PROCTER & GAMBLE CO/THE	172,065	156.410	26,912,686.65	
ABBOTT LABORATORIES	127,279	112.730	14,348,161.67	
ALIGN TECHNOLOGY INC	4,914	381.900	1,876,656.60	
AMERISOURCEBERGEN CORP	12,209	186.560	2,277,711.04	
BAXTER INTERNATIONAL INC	39,241	47.010	1,844,719.41	
BECTON DICKINSON AND CO	21,072	280.320	5,906,903.04	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	106,596	51.690	5,509,947.24	

CARDINAL HEALTH INC	18,000	91.690	1,650,420.00	
CENTENE CORP	40,300	66.180	2,667,054.00	
COOPER COS INC/THE	3,384	393.450	1,331,434.80	
CVS HEALTH CORP	91,978	74.610	6,862,478.58	
DAVITA INC	4,138	101.040	418,103.52	
DENTSPLY SIRONA INC	17,715	41.030	726,846.45	
DEXCOM INC	27,694	132.380	3,666,131.72	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	44,049	83.740	3,688,663.26	
ELEVANCE HEALTH INC	17,496	467.040	8,171,331.84	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	31,160	77.870	2,426,429.20	
HCA HEALTHCARE INC	15,058	273.250	4,114,598.50	
HENRY SCHEIN INC	10,457	79.670	833,109.19	
HOLOGIC INC	16,591	80.690	1,338,727.79	
HUMANA INC	8,820	453.300	3,998,106.00	
IDEXX LABORATORIES INC	6,043	552.780	3,340,449.54	
INSULET CORP	5,082	280.530	1,425,653.46	
INTUITIVE SURGICAL INC	25,762	326.530	8,412,065.86	
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	6,245	214.640	1,340,426.80	
MASIMO CORP	2,941	123.240	362,448.84	
MCKESSON CORP	10,067	402.890	4,055,893.63	
MEDTRONIC PLC	97,951	88.250	8,644,175.75	
MOLINA HEALTHCARE INC	3,809	301.460	1,148,261.14	
NOVOCURE LTD	6,929	33.320	230,874.28	
QUEST DIAGNOSTICS INC	7,645	134.490	1,028,176.05	
RESMED INC	10,758	223.170	2,400,862.86	
STERIS PLC	7,525	230.040	1,731,051.00	
STRYKER CORP	25,167	283.000	7,122,261.00	
TELEFLEX INC	3,067	252.320	773,865.44	
THE CIGNA GROUP	21,108	292.100	6,165,646.80	
UNITEDHEALTH GROUP INC	67,968	502.910	34,181,786.88	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	4,203	138.740	583,124.22	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	10,315	201.450	2,077,956.75	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	15,537	139.340	2,164,925.58	
ABBVIE INC	128,075	150.850	19,320,113.75	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	21,101	126.050	2,659,781.05	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	9,171	199.290	1,827,688.59	
AMGEN INC	39,302	236.370	9,289,813.74	
AVANTOR INC	44,191	21.280	940,384.48	
BIOGEN INC	10,128	265.230	2,686,249.44	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	13,832	87.610	1,211,821.52	
BIO-RAD LABORATORIES-A	1,728	416.610	719,902.08	
BIO-TECHNE CORP	10,204	83.790	854,993.16	

BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	151,105	61.410	9,279,358.05	
CATALENT INC	10,797	48.180	520,199.46	
CHARLES RIVER LABORATORIES	3,467	210.490	729,768.83	
DANAHER CORP	50,783	260.070	13,207,134.81	
ELI LILLY & CO	58,642	458.480	26,886,184.16	
EXACT SCIENCES CORP	13,570	99.040	1,343,972.80	
GILEAD SCIENCES INC	92,189	76.860	7,085,646.54	
HORIZON THERAPEUTICS PLC	16,100	99.940	1,609,034.00	
ILLUMINA INC	11,573	192.440	2,227,108.12	
INCYTE CORP	11,842	63.090	747,111.78	
IQVIA HOLDINGS INC	13,219	226.150	2,989,476.85	
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	4,089	130.860	535,086.54	
JOHNSON & JOHNSON	189,384	174.480	33,043,720.32	
MERCK & CO. INC.	185,027	106.340	19,675,771.18	
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,691	1,308.510	2,212,690.41	
MODERNA INC	23,790	118.660	2,822,921.40	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	6,359	102.750	653,387.25	
PFIZER INC	409,778	36.070	14,780,692.46	
REGENERON PHARMACEUTICALS	7,635	746.100	5,696,473.50	
REPLIGEN CORP	3,456	174.220	602,104.32	
REVVITY INC	8,323	126.090	1,049,447.07	
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	27,162	31.230	848,269.26	
SEAGEN INC	10,328	192.110	1,984,112.08	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	82,214	8.560	703,751.84	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	28,226	561.850	15,858,778.10	
UNITED THERAPEUTICS CORP	3,537	245.170	867,166.29	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	18,293	354.050	6,476,636.65	
VIATRIS INC	83,466	10.400	868,046.40	
WATERS CORP	4,095	285.770	1,170,228.15	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	5,276	365.460	1,928,166.96	
ZOETIS INC	34,274	189.900	6,508,632.60	
BANK OF AMERICA CORP	526,688	31.900	16,801,347.20	
CITIGROUP INC	143,867	47.410	6,820,734.47	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	36,122	32.290	1,166,379.38	
FIFTH THIRD BANCORP	49,541	28.850	1,429,257.85	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	845	1,429.280	1,207,741.60	
FIRST HORIZON CORP	39,014	13.770	537,222.78	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	105,007	12.170	1,277,935.19	
JPMORGAN CHASE & CO	213,322	156.910	33,472,355.02	
KEYCORP	62,741	12.570	788,654.37	
M & T BANK CORP	12,629	140.050	1,768,691.45	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	27,928	135.500	3,784,244.00	

REGIONS FINANCIAL CORP	62,979	20.250	1,275,324.75	
TRUIST FINANCIAL CORP	92,408	33.010	3,050,388.08	
US BANCORP	108,782	39.540	4,301,240.28	
WEBSTER FINANCIAL CORP	13,918	47.350	659,017.30	
WELLS FARGO & CO	275,847	46.140	12,727,580.58	
ALLY FINANCIAL INC	20,139	29.950	603,163.05	
AMERICAN EXPRESS CO	45,392	165.430	7,509,198.56	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	7,978	345.210	2,754,085.38	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	27,656	81.810	2,262,537.36	
ARES MANAGEMENT CORP - A	11,370	99.040	1,126,084.80	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	61,100	44.980	2,748,278.00	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	94,591	349.810	33,088,877.71	
BLACKROCK INC	11,045	738.340	8,154,965.30	
BLACKSTONE INC	50,642	105.050	5,319,942.10	
BLOCK INC	38,443	78.360	3,012,393.48	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	27,026	114.850	3,103,936.10	
CARLYLE GROUP INC/THE	16,730	35.280	590,234.40	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	7,323	140.360	1,027,856.28	
CME GROUP INC	26,755	199.420	5,335,482.10	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	13,634	94.760	1,291,957.84	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	18,645	104.670	1,951,572.15	
EQUITABLE HOLDINGS INC	22,820	28.660	654,021.20	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	2,946	436.510	1,285,958.46	
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	42,749	59.650	2,549,977.85	
FISERV INC	44,254	124.990	5,531,307.46	
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	5,089	247.180	1,257,899.02	
FRANKLIN RESOURCES INC	21,778	29.510	642,668.78	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	6,533	58.710	383,552.43	
GLOBAL PAYMENTS INC	18,157	108.890	1,977,115.73	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	23,883	353.230	8,436,192.09	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	41,649	115.130	4,795,049.37	
INVESCO LTD	18,328	16.600	304,244.80	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	4,971	168.220	836,221.62	
KKR & CO INC	42,807	59.950	2,566,279.65	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	6,164	226.850	1,398,303.40	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	2,653	270.970	718,883.41	
MASTERCARD INC - A	62,087	392.960	24,397,707.52	
MOODY'S CORP	11,714	353.460	4,140,430.44	
MORGAN STANLEY	92,428	91.570	8,463,631.96	
MSCI INC	5,669	550.280	3,119,537.32	
NASDAQ INC	22,924	50.490	1,157,432.76	
NORTHERN TRUST CORP	16,793	80.060	1,344,447.58	

PAYPAL HOLDINGS INC	76,064	73.980	5,627,214.72	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	14,529	109.180	1,586,276.22	
S&P GLOBAL INC	24,092	392.160	9,447,918.72	
SCHWAB (CHARLES) CORP	111,107	65.960	7,328,617.72	
SEI INVESTMENTS COMPANY	7,550	62.930	475,121.50	
STATE STREET CORP	25,474	71.170	1,812,984.58	
SYNCHRONY FINANCIAL	32,112	34.590	1,110,754.08	
T ROWE PRICE GROUP INC	17,303	126.790	2,193,847.37	
TOAST INC-CLASS A	21,393	21.600	462,088.80	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	8,688	82.670	718,236.96	
VISA INC-CLASS A SHARES	118,454	235.750	27,925,530.50	
AFLAC INC	40,880	72.390	2,959,303.20	
ALLSTATE CORP	18,070	112.460	2,032,152.20	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	4,866	122.030	593,797.98	
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	55,264	60.160	3,324,682.24	
AON PLC-CLASS A	14,865	319.820	4,754,124.30	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	25,320	77.250	1,955,970.00	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	15,315	216.220	3,311,409.30	
ASSURANT INC	3,114	133.270	415,002.78	
BROWN & BROWN INC	18,424	70.590	1,300,550.16	
CHUBB LTD	29,723	205.980	6,122,343.54	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	10,510	109.650	1,152,421.50	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	2,244	218.950	491,323.80	
EVEREST GROUP LTD	2,755	359.150	989,458.25	
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	19,058	39.050	744,214.90	
GLOBE LIFE INC	6,373	112.190	714,986.87	
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	21,767	72.240	1,572,448.08	
LOEWS CORP	12,727	62.190	791,492.13	
MARKEL GROUP INC	957	1,447.480	1,385,238.36	
MARSH & MCLENNAN COS	36,569	188.860	6,906,421.34	
METLIFE INC	47,592	62.560	2,977,355.52	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	16,409	79.500	1,304,515.50	
PROGRESSIVE CORP	43,469	125.030	5,434,929.07	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	27,229	96.280	2,621,608.12	
TRAVELERS COS INC/THE	16,719	173.260	2,896,733.94	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	7,897	209.100	1,651,262.70	
WR BERKLEY CORP	14,486	62.380	903,636.68	
ACCENTURE PLC-CL A	46,218	315.550	14,584,089.90	
ADOBE INC	33,528	528.870	17,731,953.36	
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	10,300	94.640	974,792.00	
ANSYS INC	5,908	338.230	1,998,262.84	
ASPEN TECHNOLOGY INC	1,901	176.160	334,880.16	

ATLASSIAN CORP-CL A	10,941	174.210	1,906,031.61	
AUTODESK INC	16,146	209.790	3,387,269.34	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	18,166	53.300	968,247.80	
BILL HOLDINGS INC	6,004	124.620	748,218.48	
BLACK KNIGHT INC	10,656	69.850	744,321.60	
CADENCE DESIGN SYS INC	20,318	234.240	4,759,288.32	
CHECK POINT SOFTWARE TECH	7,561	130.820	989,130.02	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	19,210	66.930	1,285,725.30	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	36,763	65.760	2,417,534.88	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	16,959	155.600	2,638,820.40	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	3,173	164.290	521,292.17	
DATADOG INC - CLASS A	18,911	112.190	2,121,625.09	
DOCUSIGN INC	12,031	52.860	635,958.66	
DROPBOX INC-CLASS A	16,584	26.630	441,631.92	
DYNATRACE INC	15,753	54.030	851,134.59	
EPAM SYSTEMS INC	3,733	230.900	861,949.70	
FAIR ISAAC CORP	1,871	824.970	1,543,518.87	
FORTINET INC	47,604	76.800	3,655,987.20	
GARTNER INC	5,357	350.860	1,879,557.02	
GEN DIGITAL INC	41,779	19.480	813,854.92	
GODADDY INC - CLASS A	11,895	74.590	887,248.05	
HUBSPOT INC	3,318	556.860	1,847,661.48	
INTL BUSINESS MACHINES CORP	66,736	143.450	9,573,279.20	
INTUIT INC	20,608	511.840	10,547,998.72	
MICROSOFT CORP	513,734	338.370	173,832,173.58	
MONDAY.COM LTD	1,879	179.230	336,773.17	
MONGODB INC	5,236	411.620	2,155,242.32	
OKTA INC	10,337	73.980	764,731.26	
ORACLE CORP	118,596	115.990	13,755,950.04	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	128,742	17.810	2,292,895.02	
PALO ALTO NETWORKS INC	21,435	248.440	5,325,311.40	
PTC INC	7,295	146.630	1,069,665.85	
ROPER TECHNOLOGIES INC	7,457	492.400	3,671,826.80	
SALESFORCE INC	73,118	225.600	16,495,420.80	
SERVICENOW INC	14,991	569.540	8,537,974.14	
SNOWFLAKE INC-CLASS A	18,464	174.830	3,228,061.12	
SPLUNK INC	12,234	104.450	1,277,841.30	
SYNOPSYS INC	11,043	450.900	4,979,288.70	
TWILIO INC - A	10,905	64.060	698,574.30	
TYLER TECHNOLOGIES INC	3,139	390.670	1,226,313.13	
UIPATH INC - CLASS A	25,298	17.430	440,944.14	
UNITY SOFTWARE INC	19,066	45.390	865,405.74	

VERISIGN INC	6,425	208.280	1,338,199.00	
VMWARE INC-CLASS A	17,852	157.650	2,814,367.80	
WIX.COM LTD	4,119	88.690	365,314.11	
WORKDAY INC-CLASS A	14,441	235.000	3,393,635.00	
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	18,307	73.080	1,337,875.56	
ZSCALER INC	6,271	157.490	987,619.79	
AMPHENOL CORP-CL A	41,781	87.570	3,658,762.17	
APPLE INC	1,149,264	195.830	225,060,369.12	
ARISTA NETWORKS INC	18,495	151.090	2,794,409.55	
ARROW ELECTRONICS INC	4,130	140.530	580,388.90	
CDW CORP/DE	9,855	186.280	1,835,789.40	
CISCO SYSTEMS INC	298,109	52.090	15,528,497.81	
COGNEX CORP	11,368	54.040	614,326.72	
CORNING INC	58,470	33.760	1,973,947.20	
DELL TECHNOLOGIES -C	18,797	52.610	988,910.17	
F5 INC	3,921	156.030	611,793.63	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	86,138	17.260	1,486,741.88	
HP INC	66,419	32.630	2,167,251.97	
JUNIPER NETWORKS INC	21,151	27.630	584,402.13	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	13,320	162.690	2,167,030.80	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	11,763	291.050	3,423,621.15	
NETAPP INC	17,045	77.240	1,316,555.80	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	11,800	63.450	748,710.00	
TE CONNECTIVITY LTD	23,194	142.770	3,311,407.38	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	3,432	382.020	1,311,092.64	
TRIMBLE INC	15,566	53.070	826,087.62	
WESTERN DIGITAL CORP	24,533	42.030	1,031,121.99	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	3,257	299.180	974,429.26	
ADVANCED MICRO DEVICES	117,841	112.960	13,311,319.36	
ANALOG DEVICES INC	37,327	198.420	7,406,423.34	
APPLIED MATERIALS INC	62,167	151.930	9,445,032.31	
BROADCOM INC	30,268	899.790	27,234,843.72	
ENPHASE ENERGY INC	10,381	154.330	1,602,099.73	
ENTEGRIS INC	9,961	108.510	1,080,868.11	
FIRST SOLAR INC	6,859	208.400	1,429,415.60	
INTEL CORP	306,254	36.830	11,279,334.82	
KLA CORP	10,049	511.010	5,135,139.49	
LAM RESEARCH CORP	9,794	721.260	7,064,020.44	
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	11,073	90.950	1,007,089.35	
MARVELL TECHNOLOGY INC	60,303	64.910	3,914,267.73	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	40,124	93.100	3,735,544.40	
MICRON TECHNOLOGY INC	81,266	71.200	5,786,139.20	

MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	3,399	545.550	1,854,324.45	
NVIDIA CORP	179,574	467.500	83,950,845.00	
NXP SEMICONDUCTORS NV	18,416	223.310	4,112,476.96	
ON SEMICONDUCTOR	31,206	105.090	3,279,438.54	
QORVO INC	6,042	109.490	661,538.58	
QUALCOMM INC	79,871	129.480	10,341,697.08	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	10,677	114.160	1,218,886.32	
SOLAREEDGE TECHNOLOGIES INC	4,104	236.790	971,786.16	
TERADYNE INC	10,642	112.310	1,195,203.02	
TEXAS INSTRUMENTS INC	66,517	178.370	11,864,637.29	
WOLFSPEED INC	8,461	64.140	542,688.54	
AT&T INC	507,519	14.450	7,333,649.55	
LIBERTY GLOBAL PLC- C	21,079	19.700	415,256.30	
LIBERTY GLOBAL PLC-A	8,432	18.580	156,666.56	
T-MOBILE US INC	43,384	140.870	6,111,504.08	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	308,666	34.030	10,503,903.98	
AES CORP	54,086	21.700	1,173,666.20	
ALLIANT ENERGY CORP	16,641	53.890	896,783.49	
AMEREN CORPORATION	19,979	85.830	1,714,797.57	
AMERICAN ELECTRIC POWER	37,302	85.420	3,186,336.84	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	13,278	146.940	1,951,069.32	
ATMOS ENERGY CORP	10,802	122.100	1,318,924.20	
CENTERPOINT ENERGY INC	44,329	30.100	1,334,302.90	
CMS ENERGY CORP	20,578	61.020	1,255,669.56	
CONSOLIDATED EDISON INC	25,230	95.640	2,412,997.20	
CONSTELLATION ENERGY	25,008	95.740	2,394,265.92	
DOMINION ENERGY INC	60,534	53.500	3,238,569.00	
DTE ENERGY COMPANY	14,083	113.570	1,599,406.31	
DUKE ENERGY CORP	57,237	93.340	5,342,501.58	
EDISON INTERNATIONAL	27,815	72.960	2,029,382.40	
ENTERGY CORP	14,800	103.270	1,528,396.00	
ESSENTIAL UTILITIES INC	16,329	42.140	688,104.06	
EVERGY INC	17,275	60.150	1,039,091.25	
EVERSOURCE ENERGY	25,375	72.100	1,829,537.50	
EXELON CORP	69,982	41.700	2,918,249.40	
FIRSTENERGY CORP	37,970	39.340	1,493,739.80	
NEXTERA ENERGY INC	148,523	72.850	10,819,900.55	
NISOURCE INC	25,829	27.750	716,754.75	
NRG ENERGY INC	13,547	37.710	510,857.37	
P G & E CORP	134,105	17.660	2,368,294.30	
PPL CORP	55,523	27.460	1,524,661.58	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	37,236	63.180	2,352,570.48	

SEMPRA	22,372	149.300	3,340,139.60	
SOUTHERN CO/THE	80,927	72.350	5,855,068.45	
UGI CORP	15,256	26.690	407,182.64	
VISTRA CORP	25,777	27.720	714,538.44	
WEC ENERGY GROUP INC	22,571	90.060	2,032,744.26	
XCEL ENERGY INC	40,756	62.890	2,563,144.84	
ACTIVISION BLIZZARD INC	54,622	92.530	5,054,173.66	
ALPHABET INC-CL A	433,348	132.580	57,453,277.84	
ALPHABET INC-CL C	390,889	133.010	51,992,145.89	
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	6,977	396.800	2,768,473.60	
COMCAST CORP-CLASS A	305,903	45.230	13,835,992.69	
ELECTRONIC ARTS INC	19,428	137.850	2,678,149.80	
FOX CORP - CLASS A	23,886	33.240	793,970.64	
FOX CORP - CLASS B	8,773	31.120	273,015.76	
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	26,027	33.300	866,699.10	
LIBERTY BROADBAND-C	8,196	87.380	716,166.48	
LIBERTY MEDIA CORP-LIBERTY-C	13,438	72.510	974,389.38	
LIBERTY MEDIA COR-SIRIUSXM C	12,383	32.310	400,094.73	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	11,080	89.330	989,776.40	
MATCH GROUP INC	17,799	45.600	811,634.40	
META PLATFORMS INC-CLASS A	161,171	325.480	52,457,937.08	
NETFLIX INC	32,332	425.780	13,766,318.96	
NEWS CORP - CLASS A	23,102	19.380	447,716.76	
OMNICOM GROUP	15,106	82.550	1,247,000.30	
PARAMOUNT GLOBAL-CLASS B	40,964	15.330	627,978.12	
PINTEREST INC- CLASS A	38,300	28.450	1,089,635.00	
ROBLOX CORP -CLASS A	29,846	38.930	1,161,904.78	
ROKU INC	9,945	89.610	891,171.45	
SEA LTD-ADR	25,791	63.720	1,643,402.52	
SIRIUS XM HOLDINGS INC	56,550	5.110	288,970.50	
SNAP INC - A	70,689	10.680	754,958.52	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWRE	12,652	151.600	1,918,043.20	
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	32,608	90.450	2,949,393.60	
WALT DISNEY CO/THE	134,007	86.130	11,542,022.91	
WARNER BROS DISCOVERY INC	165,916	12.790	2,122,065.64	
ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC	24,629	25.770	634,689.33	
CBRE GROUP INC - A	23,502	82.400	1,936,564.80	
COSTAR GROUP INC	30,836	81.680	2,518,684.48	
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	79,100	3.590	283,969.00	
ZILLOW GROUP INC - C	10,672	53.510	571,058.72	
アメリカ・ドル小計	24,579,894		2,888,657,268.59 (407,214,015,153)	

カナダ・ドル	ARC RESOURCES LTD	44,923	19.940	895,764.62	
	CAMECO CORP	33,586	44.940	1,509,354.84	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	82,506	79.970	6,598,004.82	
	CENOVUS ENERGY INC	99,824	24.990	2,494,601.76	
	ENBRIDGE INC	146,044	48.190	7,037,860.36	
	IMPERIAL OIL LTD	16,267	71.630	1,165,205.21	
	KEYERA CORP	19,802	32.650	646,535.30	
	PARKLAND CORP	7,666	36.460	279,502.36	
	PEMBINA PIPELINE CORP	37,348	41.350	1,544,339.80	
	SUNCOR ENERGY INC	100,785	40.740	4,105,980.90	
	TC ENERGY CORP	73,652	45.250	3,332,753.00	
	TOURMALINE OIL CORP	20,401	68.470	1,396,856.47	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	36,483	67.930	2,478,290.19	
	BARRICK GOLD CORP	125,529	22.480	2,821,891.92	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	8,705	63.610	553,725.05	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	41,452	38.040	1,576,834.08	
	FRANCO-NEVADA CORP	14,724	190.650	2,807,130.60	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	32,698	13.720	448,616.56	
	KINROSS GOLD CORP	110,156	6.420	707,201.52	
	LUNDIN MINING CORP	46,446	11.750	545,740.50	
	NUTRIEN LTD	36,792	89.650	3,298,402.80	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	25,157	20.980	527,793.86	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	34,947	57.800	2,019,936.60	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	4,438	112.780	500,517.64	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	31,091	58.230	1,810,428.93	
	CAE INC	27,474	29.440	808,834.56	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	6,027	112.250	676,530.75	
	WSP GLOBAL INC	9,260	181.340	1,679,208.40	
	GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	15,630	45.580	712,415.40	
	RB GLOBAL INC	12,520	85.230	1,067,079.60	
	THOMSON REUTERS CORP	12,639	177.350	2,241,526.65	
	AIR CANADA	12,083	24.410	294,946.03	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	40,874	159.910	6,536,161.34	
	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	68,555	109.930	7,536,251.15	
	TFI INTERNATIONAL INC	5,097	168.700	859,863.90	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	18,921	84.360	1,596,175.56	
BRP INC/CA- SUB VOTING	3,082	120.830	372,398.06		
GILDAN ACTIVEWEAR INC	11,302	41.110	464,625.22		
RESTAURANT BRANDS INTERN	21,066	101.780	2,144,097.48		
CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	4,737	182.600	864,976.20		
DOLLARAMA INC	20,468	87.150	1,783,786.20		
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	57,969	66.690	3,865,952.61		

EMPIRE CO LTD 'A'	9,148	35.920	328,596.16	
LOBLAW COMPANIES LTD	11,573	116.750	1,351,147.75	
METRO INC/CN	14,765	71.510	1,055,845.15	
WESTON (GEORGE) LTD	4,984	150.060	747,899.04	
SAPUTO INC	18,270	27.700	506,079.00	
BANK OF MONTREAL	50,404	121.750	6,136,687.00	
BANK OF NOVA SCOTIA	88,900	66.050	5,871,845.00	
CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	64,792	57.890	3,750,808.88	
NATIONAL BANK OF CANADA	22,533	102.880	2,318,195.04	
ROYAL BANK OF CANADA	101,825	130.310	13,268,815.75	
TORONTO-DOMINION BANK	134,103	86.080	11,543,586.24	
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	23,555	44.760	1,054,321.80	
BROOKFIELD CORP	103,140	45.930	4,737,220.20	
ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	32,674	21.430	700,203.82	
IGM FINANCIAL INC	4,949	41.000	202,909.00	
NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	5,042	44.530	224,520.26	
ONEX CORPORATION	4,217	80.200	338,203.40	
TMX GROUP LTD	15,710	29.980	470,985.80	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,745	1,056.610	1,843,784.45	
GREAT-WEST LIFE CO INC	22,964	39.950	917,411.80	
IA FINANCIAL CORP INC	8,268	92.050	761,069.40	
INTACT FINANCIAL CORP	12,446	198.090	2,465,428.14	
MANULIFE FINANCIAL CORP	134,995	26.320	3,553,068.40	
POWER CORP OF CANADA	41,436	37.270	1,544,319.72	
SUN LIFE FINANCIAL INC	41,957	69.630	2,921,465.91	
CGI INC	15,720	131.300	2,064,036.00	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	1,480	2,785.390	4,122,377.20	
DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	6,424	102.080	655,761.92	
OPEN TEXT CORP	21,507	55.980	1,203,961.86	
SHOPIFY INC - CLASS A	84,984	87.400	7,427,601.60	
BCE INC	5,509	57.040	314,233.36	
ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	28,451	58.360	1,660,400.36	
TELUS CORP	15,222	23.620	359,543.64	
ALGONQUIN POWER & UTILITIES	44,154	10.790	476,421.66	
ALTAGAS LTD	17,347	25.940	449,981.18	
BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	11,200	41.420	463,904.00	
CANADIAN UTILITIES LTD-A	7,344	32.900	241,617.60	
EMERA INC	22,591	54.300	1,226,691.30	
FORTIS INC	35,086	56.060	1,966,921.16	
HYDRO ONE LTD	24,747	37.130	918,856.11	
NORTHLAND POWER INC	15,741	25.840	406,747.44	
QUEBECOR INC -CL B	14,578	32.660	476,117.48	

	FIRSTSERVICE CORP	2,516	203.310	511,527.96	
	カナダ・ドル小計	2,928,122		178,169,217.74 (18,946,514,613)	
オーストラ リア・ドル	AMPOL LTD	19,016	32.470	617,449.52	
	SANTOS LTD	239,685	7.940	1,903,098.90	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	136,892	38.020	5,204,633.84	
	BHP GROUP LTD	367,773	45.800	16,844,003.40	
	BLUESCOPE STEEL LTD	37,214	21.480	799,356.72	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	121,817	21.680	2,640,992.56	
	IGO LTD	54,323	14.470	786,053.81	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	33,723	43.240	1,458,182.52	
	MINERAL RESOURCES LTD	11,662	71.870	838,147.94	
	NEWCREST MINING LTD	64,961	26.410	1,715,620.01	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	92,960	11.570	1,075,547.20	
	ORICA LTD	36,212	15.830	573,235.96	
	PILBARA MINERALS LTD	197,160	4.950	975,942.00	
	RIO TINTO LTD	25,693	116.620	2,996,317.66	
	SOUTH32 LTD	276,348	3.850	1,063,939.80	
	REECE LTD	13,059	19.560	255,434.04	
	BRAMBLES LTD	105,161	13.990	1,471,202.39	
	COMPUTERSHARE LTD	38,485	25.050	964,049.25	
	AURIZON HOLDINGS LTD	130,251	3.800	494,953.80	
	QANTAS AIRWAYS LTD	78,226	6.580	514,727.08	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	43,243	39.110	1,691,233.73	
	IDP EDUCATION LTD	15,855	24.650	390,825.75	
	LOTTERY CORP LTD/THE	139,785	5.170	722,688.45	
	WESFARMERS LTD	83,000	49.610	4,117,630.00	
	COLES GROUP LTD	91,859	18.360	1,686,531.24	
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	108,738	6.100	663,301.80	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	88,246	39.130	3,453,065.98	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	45,684	11.160	509,833.44	
	COCHLEAR LTD	4,095	239.070	978,991.65	
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	14,565	57.670	839,963.55	
	SONIC HEALTHCARE LTD	31,126	34.920	1,086,919.92	
	CSL LTD	35,557	266.760	9,485,185.32	
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	224,517	25.760	5,783,557.92		
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	124,266	105.500	13,110,063.00		
NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	227,781	28.380	6,464,424.78		
WESTPAC BANKING CORP	254,756	22.280	5,675,963.68		
ASX LTD	15,385	61.710	949,408.35		
MACQUARIE GROUP LTD	26,074	176.710	4,607,536.54		
WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	12,722	32.970	419,444.34		

	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	173,755	5.960	1,035,579.80	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	193,702	3.530	683,768.06	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	101,860	15.860	1,615,499.60	
	SUNCORP GROUP LTD	88,234	14.280	1,259,981.52	
	WISETECH GLOBAL LTD	10,621	86.120	914,680.52	
	XERO LTD	11,173	122.130	1,364,558.49	
	TELSTRA GROUP LTD	273,343	4.280	1,169,908.04	
	ORIGIN ENERGY LTD	134,865	8.520	1,149,049.80	
	REA GROUP LTD	3,813	156.420	596,429.46	
	SEEK LTD	29,833	24.690	736,576.77	
	オーストラリア・ドル小計	4,689,074		116,355,489.90 (10,932,761,831)	
香港・ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	196,924	48.450	9,540,967.80	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	101,000	87.950	8,882,950.00	
	XINYI GLASS HOLDINGS LTD	94,000	12.620	1,186,280.00	
	MTR CORP	118,500	36.200	4,289,700.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	70,000	16.760	1,173,200.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	176,000	56.700	9,979,200.00	
	SANDS CHINA LTD	172,800	30.800	5,322,240.00	
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	147,000	18.580	2,731,260.00	
	WH GROUP LTD	561,000	4.200	2,356,200.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	247,000	23.800	5,878,600.00	
	HANG SENG BANK LTD	48,200	117.600	5,668,320.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	88,000	324.200	28,529,600.00	
	AIA GROUP LTD	842,000	77.950	65,633,900.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	41,000	41.450	1,699,450.00	
	CLP HOLDINGS LTD	119,600	63.500	7,594,600.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	861,389	6.680	5,754,078.52	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	91,500	41.100	3,760,650.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	126,924	45.250	5,743,311.00	
	ESR GROUP LTD	157,000	13.940	2,188,580.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	190,000	11.980	2,276,200.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	83,384	24.200	2,017,892.80	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	84,833	19.340	1,640,670.22	
	SINO LAND CO	248,200	9.660	2,397,612.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	108,000	99.200	10,713,600.00	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	27,000	66.050	1,783,350.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	116,800	19.500	2,277,600.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	125,000	41.400	5,175,000.00	
	香港・ドル小計	5,243,054		206,195,012.34 (3,728,005,823)	
シンガポール	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	10,800	33.950	366,660.00	

ル・ドル	KEPPEL CORP LTD	94,400	7.200	679,680.00	
	SEATRIUM LTD	1,801,627	0.143	257,632.66	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	108,600	3.750	407,250.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	113,566	7.580	860,830.28	
	GENTING SINGAPORE LTD	452,500	0.940	425,350.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	159,600	3.840	612,864.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	125,800	34.260	4,309,908.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	258,400	13.220	3,416,048.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	93,500	29.890	2,794,715.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	65,200	9.720	633,744.00	
	VENTURE CORP LTD	21,700	14.810	321,377.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	579,015	2.660	1,540,179.90	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	220,100	3.380	743,938.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	49,000	7.300	357,700.00	
	UOL GROUP LTD	30,900	6.950	214,755.00	
シンガポール・ドル小計		4,184,708		17,942,631.84 (1,900,124,712)	
ニュージー ランド・ド ル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	78,808	8.270	651,742.16	
	EBOS GROUP LTD	12,387	38.260	473,926.62	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	45,732	24.300	1,111,287.60	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	163,197	5.150	840,464.55	
	MERCURY NZ LTD	48,206	6.490	312,856.94	
	MERIDIAN ENERGY LTD	91,327	5.500	502,298.50	
ニュージーランド・ドル小計		439,657		3,892,576.37 (337,914,555)	
イギリス・ ポンド	BP PLC	1,284,625	4.754	6,107,107.25	
	SHELL PLC	497,138	23.415	11,640,486.27	
	ANGLO AMERICAN PLC	95,436	23.830	2,274,239.88	
	ANTOFAGASTA PLC	30,983	16.440	509,360.52	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	10,296	59.560	613,229.76	
	ENDEAVOUR MINING PLC	17,507	18.550	324,754.85	
	GLENCORE PLC	773,648	4.665	3,609,067.92	
	JOHNSON MATTHEY PLC	10,074	18.200	183,346.80	
	MONDI PLC	33,905	13.650	462,803.25	
	RIO TINTO PLC	80,833	51.250	4,142,691.25	
	ASHTREAD GROUP PLC	30,439	57.040	1,736,240.56	
	BAE SYSTEMS PLC	231,522	9.282	2,148,987.20	
	BUNZL PLC	22,658	28.930	655,495.94	
	DCC PLC	5,954	45.390	270,252.06	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	649,146	1.933	1,254,799.21	
	SMITHS GROUP PLC	24,369	16.975	413,663.77	
SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	5,904	111.100	655,934.40		

EXPERIAN PLC	69,750	30.150	2,102,962.50	
INTERTEK GROUP PLC	11,884	43.860	521,232.24	
RELX PLC	133,993	26.330	3,528,035.69	
RENTOKIL INITIAL PLC	190,467	6.312	1,202,227.70	
BARRATT DEVELOPMENTS PLC	64,766	4.593	297,470.23	
BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	6,637	43.660	289,771.42	
BURBERRY GROUP PLC	26,233	22.320	585,520.56	
PERSIMMON PLC	27,665	11.745	324,925.42	
TAYLOR WIMPEY PLC	225,588	1.153	260,102.96	
COMPASS GROUP PLC	127,518	20.220	2,578,413.96	
ENTAIN PLC	42,158	13.700	577,564.60	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	11,820	57.360	677,995.20	
PEARSON PLC	46,942	8.696	408,207.63	
WHITBREAD PLC	16,522	34.860	575,956.92	
JD SPORTS FASHION PLC	144,300	1.581	228,138.30	
KINGFISHER PLC	179,593	2.471	443,774.30	
NEXT PLC	9,030	70.680	638,240.40	
OCADO GROUP PLC	27,379	9.764	267,328.55	
SAINSBURY (J) PLC	113,480	2.826	320,694.48	
TESCO PLC	551,571	2.614	1,441,806.59	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	24,258	20.750	503,353.50	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	157,793	26.465	4,175,991.74	
COCA-COLA HBC AG-DI	17,866	23.550	420,744.30	
DIAGEO PLC	162,316	34.335	5,573,119.86	
IMPERIAL BRANDS PLC	59,422	18.550	1,102,278.10	
HALEON PLC	360,325	3.370	1,214,295.25	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	53,559	59.020	3,161,052.18	
UNILEVER PLC	184,918	42.235	7,810,011.73	
NMC HEALTH PLC	3,940	0.010	39.40	
SMITH & NEPHEW PLC	57,278	11.885	680,749.03	
ASTRAZENECA PLC	113,300	110.580	12,528,714.00	
GSK PLC	297,072	13.830	4,108,505.76	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	14,590	21.000	306,390.00	
BARCLAYS PLC	1,083,154	1.557	1,686,470.77	
HSBC HOLDINGS PLC	1,465,067	6.468	9,476,053.35	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	4,801,858	0.451	2,165,637.95	
NATWEST GROUP PLC	407,238	2.455	999,769.29	
STANDARD CHARTERED PLC	182,397	7.376	1,345,360.27	
3I GROUP PLC	70,572	19.905	1,404,735.66	
ABRDN PLC	138,015	2.355	325,025.32	
HARGREAVES LANSDOWN PLC	31,008	8.734	270,823.87	
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	28,518	85.280	2,432,015.04	

	M&G PLC	119,733	2.017	241,501.46	
	SCHRODERS PLC	61,711	4.626	285,475.08	
	ST JAMES' S PLACE PLC	33,823	9.456	319,830.28	
	WISE PLC - A	43,661	7.780	339,682.58	
	ADMIRAL GROUP PLC	19,808	21.580	427,456.64	
	AVIVA PLC	217,835	3.907	851,081.34	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	457,083	2.344	1,071,402.55	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	59,286	5.512	326,784.43	
	PRUDENTIAL PLC	193,423	11.010	2,129,587.23	
	SAGE GROUP PLC/THE	75,045	9.400	705,423.00	
	HALMA PLC	24,375	22.480	547,950.00	
	BT GROUP PLC	540,623	1.241	670,913.14	
	VODAFONE GROUP PLC	1,629,376	0.757	1,233,437.63	
	CENTRICA PLC	403,810	1.342	541,913.02	
	NATIONAL GRID PLC	260,873	10.315	2,690,904.99	
	SEVERN TRENT PLC	20,117	25.490	512,782.33	
	SSE PLC	78,838	16.730	1,318,959.74	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	51,208	9.976	510,851.00	
	AUTO TRADER GROUP PLC	51,319	6.428	329,878.53	
	INFORMA PLC	102,755	7.628	783,815.14	
	WPP PLC	78,503	8.504	667,589.51	
	イギリス・ボンド小計	20,069,402		132,471,186.53 (24,003,778,998)	
イスラエル・シュケ ル	ICL GROUP LTD	67,143	24.650	1,655,074.95	
	ELBIT SYSTEMS LTD	1,389	755.000	1,048,695.00	
	BANK HAPOALIM BM	84,682	32.200	2,726,760.40	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	115,937	29.100	3,373,766.70	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	85,339	19.250	1,642,775.75	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	11,916	132.800	1,582,444.80	
	NICE LTD	3,919	799.000	3,131,281.00	
	TOWER SEMICONDUCTOR LTD	7,438	138.900	1,033,138.20	
	AZRIELI GROUP LTD	3,527	209.000	737,143.00	
	イスラエル・シュケル小計	381,290		16,931,079.80 (646,357,515)	
スイス・フ ラン	CLARIANT AG-REG	10,101	14.300	144,444.30	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	538	734.500	395,161.00	
	GIVAUDAN-REG	680	2,943.000	2,001,240.00	
	HOLCIM LTD	39,459	61.920	2,443,301.28	
	SIG GROUP AG	22,269	23.820	530,447.58	
	SIKA AG-REG	11,005	271.400	2,986,757.00	
	ABB LTD-REG	114,199	34.900	3,985,545.10	
	GEBERIT AG-REG	2,322	495.200	1,149,854.40	

	SCHINDLER HOLDING AG-REG	1,766	202.000	356,732.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	3,030	211.100	639,633.00	
	VAT GROUP AG	2,164	369.700	800,030.80	
	ADECCO GROUP AG-REG	9,118	35.200	320,953.60	
	SGS SA-REG	11,450	84.700	969,815.00	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	3,570	270.600	966,042.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	37,332	140.000	5,226,480.00	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	1,716	276.000	473,616.00	
	SWATCH GROUP AG/THE-REG	5,225	52.100	272,222.50	
	DUFREY AG-REG	8,656	44.100	381,729.60	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	216	1,630.000	352,080.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	72	10,640.000	766,080.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	8	106,600.000	852,800.00	
	NESTLE SA-REG	200,618	107.360	21,538,348.48	
	ALCON INC	35,956	74.000	2,660,744.00	
	SONOVA HOLDING AG-REG	3,269	241.700	790,117.30	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	8,823	143.400	1,265,218.20	
	BACHEM HOLDING AG	1,756	78.500	137,846.00	
	LONZA GROUP AG-REG	5,251	504.600	2,649,654.60	
	NOVARTIS AG-REG	150,006	90.250	13,538,041.50	
	ROCHE HOLDING AG-BR	2,584	289.200	747,292.80	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	51,384	269.400	13,842,849.60	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	3,006	99.250	298,345.50	
	JULIUS BAER GROUP LTD	15,168	63.000	955,584.00	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,585	984.000	1,559,640.00	
	UBS GROUP AG-REG	231,389	19.250	4,454,238.25	
	BALOISE HOLDING AG - REG	3,909	136.600	533,969.40	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	2,221	130.300	289,396.30	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	2,272	555.800	1,262,777.60	
	SWISS RE AG	20,843	93.400	1,946,736.20	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	11,172	427.100	4,771,561.20	
	TEMENOS AG - REG	3,743	74.000	276,982.00	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	13,555	61.420	832,548.10	
	SWISSCOM AG-REG	1,994	564.000	1,124,616.00	
	BKW AG	1,385	154.900	214,536.50	
	SWISS PRIME SITE-REG	5,572	84.200	469,162.40	
	スイス・フラン小計	1,062,357		102,175,171.09 (16,552,377,717)	
デンマーク・クローネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	7,211	512.400	3,694,916.40	
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	15,785	338.600	5,344,801.00	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	513	1,854.000	951,102.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	72,299	179.500	12,977,670.50	

	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	206	13,450.000	2,770,700.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	412	13,740.000	5,660,880.00	
	DSV A/S	13,716	1,348.500	18,496,026.00	
	PANDORA A/S	5,888	681.800	4,014,438.40	
	CARLSBERG AS-B	6,611	1,043.500	6,898,578.50	
	COLOPLAST-B	8,316	837.000	6,960,492.00	
	DEMANT A/S	8,178	270.000	2,208,060.00	
	GENMAB A/S	4,634	2,707.000	12,544,238.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	120,500	1,056.800	127,344,400.00	
	DANSKE BANK A/S	50,000	160.400	8,020,000.00	
	TRYG A/S	24,975	133.850	3,342,903.75	
	ORSTED A/S	14,988	595.000	8,917,860.00	
	デンマーク・クローネ小計	354,232		230,147,066.55 (4,798,566,338)	
ノルウェー・クローネ	AKER BP ASA	21,204	276.800	5,869,267.20	
	EQUINOR ASA	72,237	305.900	22,097,298.30	
	NORSK HYDRO ASA	87,753	65.240	5,725,005.72	
	YARA INTERNATIONAL ASA	12,718	414.400	5,270,339.20	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	6,526	440.800	2,876,660.80	
	MOWI ASA	30,723	175.800	5,401,103.40	
	ORKLA ASA	63,195	80.360	5,078,350.20	
	SALMAR ASA	4,188	458.400	1,919,779.20	
	DNB BANK ASA	66,810	208.400	13,923,204.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	18,691	160.000	2,990,560.00	
	TELENOR ASA	48,435	109.000	5,279,415.00	
ADEVINTA ASA	15,540	73.400	1,140,636.00		
	ノルウェー・クローネ小計	448,020		77,571,619.02 (1,072,815,491)	
スウェーデン・クローナ	BOLIDEN AB	20,658	303.800	6,275,900.40	
	HOLMEN AB-B SHARES	7,024	405.600	2,848,934.40	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	34,370	139.350	4,789,459.50	
	ALFA LAVAL AB	18,697	389.100	7,275,002.70	
	ASSA ABLOY AB-B	72,539	253.000	18,352,367.00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	200,121	149.250	29,868,059.25	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	107,424	129.400	13,900,665.60	
	BEIJER REF AB	23,918	143.400	3,429,841.20	
	EPIROC AB-A	44,746	209.000	9,351,914.00	
	EPIROC AB-B	33,182	178.200	5,913,032.40	
	HUSQVARNA AB-B SHS	18,593	102.350	1,902,993.55	
	INDUTRADE AB	17,913	221.900	3,974,894.70	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	8,223	212.500	1,747,387.50	
LIFCO AB-B SHS	15,149	212.400	3,217,647.60		

	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	109,274	95.380	10,422,554.12	
	SAAB AB-B	6,953	547.800	3,808,853.40	
	SANDVIK AB	76,866	210.200	16,157,233.20	
	SKANSKA AB-B SHS	26,915	168.250	4,528,448.75	
	SKF AB-B SHARES	31,715	198.100	6,282,741.50	
	VOLVO AB-A SHS	13,283	239.600	3,182,606.80	
	VOLVO AB-B SHS	111,479	233.350	26,013,624.65	
	SECURITAS AB-B SHS	41,010	93.720	3,843,457.20	
	VOLVO CAR AB-B	38,628	52.140	2,014,063.92	
	EVOLUTION AB	13,101	1,301.200	17,047,021.20	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	52,210	176.900	9,235,949.00	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	45,427	264.600	12,019,984.20	
	GETINGE AB-B SHS	13,151	197.000	2,590,747.00	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	13,513	206.000	2,783,678.00	
	NORDEA BANK ABP	229,567	119.000	27,318,473.00	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	108,374	127.550	13,823,103.70	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	113,533	92.300	10,479,095.90	
	SWEDBANK AB - A SHARES	63,538	191.450	12,164,350.10	
	EQT AB	23,194	250.600	5,812,416.40	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	7,211	301.400	2,173,395.40	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	10,642	300.600	3,198,985.20	
	INVESTOR AB-A SHS	37,586	214.700	8,069,714.20	
	INVESTOR AB-B SHS	131,535	216.200	28,437,867.00	
	KINNEVIK AB - B	12,465	145.200	1,809,918.00	
	LUNDBERGS AB-B SHS	6,081	466.100	2,834,354.10	
	ERICSSON LM-B SHS	221,040	53.550	11,836,692.00	
	HEXAGON AB-B SHS	157,105	103.550	16,268,222.75	
	TELE2 AB-B SHS	38,424	80.200	3,081,604.80	
	TELIA CO AB	187,675	23.690	4,446,020.75	
	EMBRACER GROUP AB	95,742	30.445	2,914,865.19	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	31,938	49.490	1,580,611.62	
	SAGAX AB-B	14,721	236.700	3,484,460.70	
	スウェーデン・クローナ小計	2,706,453		392,513,213.55 (5,251,826,796)	
ユーロ	ENI SPA	159,703	13.658	2,181,223.57	
	GALP ENERGIA SGPS SA	43,778	11.585	507,168.13	
	NESTE OYJ	31,509	33.650	1,060,277.85	
	OMV AG	10,043	40.500	406,741.50	
	REPSOL SA	96,457	13.740	1,325,319.18	
	TENARIS SA	41,201	15.000	618,015.00	
	TOTALENERGIES SE	169,840	54.440	9,246,089.60	
	AIR LIQUIDE SA	38,296	163.700	6,269,055.20	

AKZO NOBEL N. V.	12, 475	78. 560	980, 036. 00	
ARCELORMITTAL	33, 606	25. 675	862, 834. 05	
ARKEMA	5, 145	99. 220	510, 486. 90	
BASF SE	64, 323	49. 385	3, 176, 591. 35	
COVESTRO AG	16, 049	49. 500	794, 425. 50	
CRH PLC	52, 434	54. 260	2, 845, 068. 84	
DSM-FIRMENICH AG	12, 077	101. 440	1, 225, 090. 88	
EVONIK INDUSTRIES AG	17, 669	18. 885	333, 679. 06	
HEIDELBERG MATERIALS AG	10, 008	74. 660	747, 197. 28	
OCI NV	6, 000	26. 000	156, 000. 00	
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	20, 828	36. 220	754, 390. 16	
SOLVAY SA	4, 802	109. 600	526, 299. 20	
STORA ENSO OYJ-R SHS	39, 228	11. 035	432, 880. 98	
SYMRISE AG	9, 721	99. 760	969, 766. 96	
UMICORE	16, 912	27. 590	466, 602. 08	
UPM-KYMMENE OYJ	38, 447	29. 900	1, 149, 565. 30	
VOESTALPINE AG	10, 410	29. 900	311, 259. 00	
WACKER CHEMIE AG	772	141. 350	109, 122. 20	
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	14, 086	31. 940	449, 906. 84	
AIRBUS SE	43, 824	133. 420	5, 846, 998. 08	
ALSTOM	25, 574	27. 790	710, 701. 46	
BOUYGUES SA	17, 123	33. 210	568, 654. 83	
BRENNTAG SE	12, 153	70. 920	861, 890. 76	
CNH INDUSTRIAL NV	82, 028	13. 135	1, 077, 437. 78	
COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	34, 454	61. 460	2, 117, 542. 84	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	35, 066	34. 130	1, 196, 802. 58	
DASSAULT AVIATION SA	1, 720	174. 400	299, 968. 00	
EIFFAGE	6, 641	95. 300	632, 887. 30	
FERROVIAL SE	38, 869	30. 200	1, 173, 843. 80	
GEA GROUP AG	10, 467	38. 300	400, 886. 10	
IMCD NV	3, 214	137. 700	442, 567. 80	
KINGSPAN GROUP PLC	11, 262	72. 940	821, 450. 28	
KNORR-BREMSE AG	3, 881	63. 860	247, 840. 66	
KONE OYJ-B	24, 225	46. 620	1, 129, 369. 50	
LEGRAND SA	19, 539	91. 160	1, 781, 175. 24	
METSO CORP	50, 483	10. 290	519, 470. 07	
MTU AERO ENGINES AG	3, 854	211. 200	813, 964. 80	
PRYSMIAN SPA	17, 186	36. 120	620, 758. 32	
RATIONAL AG	350	674. 500	236, 075. 00	
RHEINMETALL AG	2, 899	253. 100	733, 736. 90	
SAFRAN SA	23, 990	150. 460	3, 609, 535. 40	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	40, 043	162. 140	6, 492, 572. 02	

SIEMENS AG-REG	55,175	154.280	8,512,399.00	
SIEMENS ENERGY AG	40,928	15.795	646,457.76	
THALES SA	7,074	134.250	949,684.50	
VINCI SA	38,750	107.840	4,178,800.00	
WARTSILA OYJ ABP	38,260	11.475	439,033.50	
BUREAU VERITAS SA	17,817	25.230	449,522.91	
RANDSTAD NV	8,946	52.420	468,949.32	
TELEPERFORMANCE	4,299	135.600	582,944.40	
WOLTERS KLUWER	18,802	114.650	2,155,649.30	
ADP	1,346	123.000	165,558.00	
AENA SME SA	5,640	144.400	814,416.00	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	50,885	9.028	459,389.78	
DHL GROUP	73,067	46.870	3,424,650.29	
GETLINK SE	30,428	15.890	483,500.92	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	25,023	111.280	2,784,559.44	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	3,679	102.700	377,833.30	
CONTINENTAL AG	8,078	73.040	590,017.12	
DR ING HC F PORSCHE AG	8,498	112.250	953,900.50	
FERRARI NV	8,992	292.200	2,627,462.40	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	60,781	73.560	4,471,050.36	
MICHELIN (CGDE)	51,844	29.910	1,550,654.04	
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	10,089	53.740	542,182.86	
RENAULT SA	14,764	40.535	598,458.74	
STELLANTIS NV	159,745	18.580	2,968,062.10	
VALEO	14,444	20.780	300,146.32	
VOLKSWAGEN AG	1,960	146.200	286,552.00	
VOLKSWAGEN AG-PREF	15,275	121.280	1,852,552.00	
ADIDAS AG	12,090	185.140	2,238,342.60	
HERMES INTERNATIONAL	2,277	2,011.500	4,580,185.50	
KERING	5,266	531.200	2,797,299.20	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	20,163	841.200	16,961,115.60	
MONCLER SPA	15,710	65.380	1,027,119.80	
PUMA SE	6,459	61.500	397,228.50	
SEB SA	1,127	101.200	114,052.40	
ACCOR SA	16,469	34.050	560,769.45	
AMADEUS IT GROUP SA	32,915	65.800	2,165,807.00	
DELIVERY HERO SE	13,293	40.920	543,949.56	
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	12,659	179.250	2,269,125.75	
JUST EAT TAKEAWAY	12,903	16.440	212,125.32	
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	5,785	34.300	198,425.50	
SODEXO SA	6,960	93.360	649,785.60	
D' IETEREN GROUP	1,885	159.800	301,223.00	

INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	78,719	34.710	2,732,336.49	
PROSUS NV	59,728	72.640	4,338,641.92	
ZALANDO SE	17,418	31.290	545,009.22	
CARREFOUR SA	35,990	18.265	657,357.35	
HELLOFRESH SE	9,790	25.950	254,050.50	
JERONIMO MARTINS	22,106	24.880	549,997.28	
KESKO OYJ-B SHS	20,250	18.180	368,145.00	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	71,069	31.810	2,260,704.89	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	63,614	53.520	3,404,621.28	
DANONE	45,570	56.430	2,571,515.10	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	35,407	12.380	438,338.66	
HEINEKEN HOLDING NV	7,962	80.600	641,737.20	
HEINEKEN NV	18,666	96.860	1,807,988.76	
JDE PEET'S NV	6,660	27.560	183,549.60	
KERRY GROUP PLC-A	12,402	90.800	1,126,101.60	
PERNOD RICARD SA	14,736	202.900	2,989,934.40	
REMY COINTREAU	2,008	156.750	314,754.00	
BEIERSDORF AG	6,813	119.150	811,768.95	
HENKEL AG & CO KGAA	8,714	64.200	559,438.80	
HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	13,009	71.000	923,639.00	
L'OREAL	17,738	420.850	7,465,037.30	
AMPLIFON SPA	10,123	31.440	318,267.12	
BIOMERIEUX	2,791	98.280	274,299.48	
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	3,583	104.100	372,990.30	
DIASORIN SPA	1,313	101.300	133,006.90	
ESSILORLUXOTTICA	20,342	180.440	3,670,510.48	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG &	17,125	47.390	811,553.75	
FRESENIUS SE & CO KGAA	31,227	28.770	898,400.79	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	68,092	19.020	1,295,109.84	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	19,203	52.620	1,010,461.86	
ARGENX SE	3,754	454.000	1,704,316.00	
BAYER AG-REG	70,908	52.400	3,715,579.20	
EUROFINS SCIENTIFIC	9,270	62.320	577,706.40	
GRIFOLS SA	15,169	13.140	199,320.66	
IPSEN	3,380	115.100	389,038.00	
MERCK KGAA	8,996	160.350	1,442,508.60	
ORION OYJ-CLASS B	6,261	35.010	219,197.61	
QIAGEN N.V.	15,665	42.590	667,172.35	
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	8,068	46.810	377,663.08	
SANOFI	83,499	94.960	7,929,065.04	
SARTORIUS AG-VORZUG	1,682	366.700	616,789.40	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	2,207	282.300	623,036.10	

UCB SA	10,230	79.720	815,535.60	
ABN AMRO BANK NV-CVA	28,787	15.595	448,933.26	
AIB GROUP PLC	90,921	4.176	379,686.09	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	452,595	7.332	3,318,426.54	
BANCO SANTANDER SA	1,160,000	3.677	4,265,320.00	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	75,242	9.302	699,901.08	
BNP PARIBAS	82,479	60.180	4,963,586.22	
CAIXABANK SA	308,048	3.699	1,139,469.55	
COMMERZBANK AG	73,561	10.815	795,562.21	
CREDIT AGRICOLE SA	90,899	11.326	1,029,522.07	
ERSTE GROUP BANK AG	24,963	34.250	854,982.75	
FINECOBANK SPA	43,093	14.125	608,688.62	
ING GROEP NV	270,646	13.248	3,585,518.20	
INTESA SANPAOLO	1,163,000	2.609	3,034,267.00	
KBC GROUP NV	17,643	68.800	1,213,838.40	
MEDIOBANCA SPA	47,708	12.120	578,220.96	
SOCIETE GENERALE SA	55,196	24.725	1,364,721.10	
UNICREDIT SPA	130,936	22.435	2,937,549.16	
ADYEN NV	1,553	1,674.000	2,599,722.00	
AMUNDI SA	3,955	57.600	227,808.00	
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	146,020	10.112	1,476,554.24	
DEUTSCHE BOERSE AG	14,432	176.300	2,544,361.60	
EDENRED	16,785	59.240	994,343.40	
EURAZEO SE	1,792	56.300	100,889.60	
EURONEXT NV	5,502	69.300	381,288.60	
EXOR NV	8,669	85.200	738,598.80	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT NV	7,933	73.900	586,248.70	
NEXI SPA	57,060	7.800	445,068.00	
SOFINA	804	215.600	173,342.40	
WENDEL	2,547	90.250	229,866.75	
WORLDLINE SA	16,677	35.850	597,870.45	
AEGON NV	127,748	4.939	630,947.37	
AGEAS	11,247	38.510	433,121.97	
ALLIANZ SE-REG	29,598	219.300	6,490,841.40	
ASSICURAZIONI GENERALI	72,382	19.265	1,394,439.23	
AXA SA	132,535	28.180	3,734,836.30	
HANNOVER RUECK SE	4,298	197.700	849,714.60	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	9,828	349.300	3,432,920.40	
NN GROUP NV	16,917	34.840	589,388.28	
POSTE ITALIANE SPA	34,720	10.410	361,435.20	
SAMPO OYJ-A SHS	33,064	40.030	1,323,551.92	
TALANX AG	5,345	56.200	300,389.00	

BECHTLE AG	4,305	39.860	171,597.30	
CAPGEMINI SE	11,555	167.000	1,929,685.00	
DASSAULT SYSTEMES SE	50,781	38.650	1,962,685.65	
NEMETSCHEK SE	3,011	65.480	197,160.28	
SAP SE	76,599	123.580	9,466,104.42	
NOKIA OYJ	404,925	3.593	1,454,895.52	
ASM INTERNATIONAL NV	3,170	434.550	1,377,523.50	
ASML HOLDING NV	29,426	653.000	19,215,178.00	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	93,057	39.375	3,664,119.37	
STMICROELECTRONICS NV	48,663	48.395	2,355,045.88	
CELLNEX TELECOM SA	41,167	38.400	1,580,812.80	
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	239,694	19.904	4,770,869.37	
ELISA OYJ	10,160	48.030	487,984.80	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	28,190	11.620	327,567.80	
KONINKLIJKE KPN NV	222,179	3.319	737,412.10	
ORANGE	132,722	10.386	1,378,450.69	
TELECOM ITALIA SPA	696,355	0.265	184,534.07	
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDI	79,654	2.493	198,577.42	
TELEFONICA SA	357,425	3.929	1,404,322.82	
ACCIONA SA	1,810	139.750	252,947.50	
CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVA	6,849	28.800	197,251.20	
E.ON SE	164,322	11.510	1,891,346.22	
EDP RENOVAVEIS SA	17,764	17.455	310,070.62	
EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	205,692	4.303	885,092.67	
ELIA GROUP SA/NV	2,111	111.800	236,009.80	
ENAGAS SA	14,471	16.295	235,804.94	
ENDESA SA	25,535	19.590	500,230.65	
ENEL SPA	595,822	6.275	3,738,783.05	
ENGIE	126,838	14.994	1,901,808.97	
FORTUM OYJ	30,500	12.020	366,610.00	
IBERDROLA SA	417,092	11.440	4,771,532.48	
IBERDROLA SA-RTS	417,092	0.306	127,630.15	
NATURGY ENERGY GROUP SA	10,603	27.760	294,339.28	
REDEIA CORP SA	34,539	15.275	527,583.22	
RWE AG	44,264	38.930	1,723,197.52	
SNAM SPA	133,867	4.800	642,561.60	
TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA	101,686	7.726	785,626.03	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	48,732	29.720	1,448,315.04	
VERBUND AG	5,691	74.200	422,272.20	
BOLLORE SE	69,288	5.950	412,263.60	
PUBLICIS GROUPE	15,558	73.600	1,145,068.80	
SCOUT24 SE	4,671	60.640	283,249.44	

	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	58,185	23.120	1,345,237.20	
	VIVENDI SE	57,161	8.224	470,092.06	
	LEG IMMOBILIEN SE	6,505	63.760	414,758.80	
	VONOVIA SE	52,313	21.230	1,110,604.99	
	ユーロ小計	13,485,598		353,568,915.87 (54,926,931,079)	
	合計	80,571,861		550,311,990,622 (550,311,990,622)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建保有証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	604 銘柄	71.5%	74.0%
カナダ・ドル	株式	85 銘柄	3.3%	3.4%
オーストラリア・ドル	株式	49 銘柄	1.9%	2.0%
香港・ドル	株式	27 銘柄	0.7%	0.7%
シンガポール・ドル	株式	16 銘柄	0.3%	0.3%
ニュージーランド・ドル	株式	6 銘柄	0.1%	0.1%
イギリス・ポンド	株式	80 銘柄	4.2%	4.4%
イスラエル・シェケル	株式	9 銘柄	0.1%	0.1%
スイス・フラン	株式	44 銘柄	2.9%	3.0%
デンマーク・クローネ	株式	16 銘柄	0.8%	0.9%
ノルウェー・クローネ	株式	12 銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデン・クローナ	株式	46 銘柄	0.9%	1.0%
ユーロ	株式	222 銘柄	9.6%	10.0%

(b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	11,189.00	1,415,520.39	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	26,290.00	972,467.10	
		AMERICAN TOWER CORP	33,279.00	6,288,732.63	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	35,166.00	715,628.10	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	10,245.00	1,906,901.85	
		BOSTON PROPERTIES INC	9,604.00	633,383.80	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	7,861.00	852,997.11	
		CROWN CASTLE INC	30,695.00	3,343,913.30	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	20,462.00	2,512,324.36	
		EQUINIX INC	6,935.00	5,529,691.60	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	14,256.00	1,014,884.64	
		EQUITY RESIDENTIAL	26,128.00	1,693,355.68	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	4,379.00	1,039,180.49	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	15,328.00	2,158,795.52	

		GAMING AND LEISURE PROPRTIE	17,613.00	835,912.98	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	22,843.00	447,494.37	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	36,377.00	790,472.21	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	46,189.00	839,716.02	
		INVITATION HOMES INC	44,730.00	1,586,573.10	
		IRON MOUNTAIN INC	19,659.00	1,190,549.04	
		KIMCO REALTY CORP	44,824.00	904,548.32	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	7,866.00	1,169,988.84	
		PROLOGIS INC	67,760.00	8,378,524.00	
		PUBLIC STORAGE	11,880.00	3,344,576.40	
		REALTY INCOME CORP	49,884.00	3,066,369.48	
		REGENCY CENTERS CORP	9,608.00	623,367.04	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	8,176.00	1,789,562.88	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	24,260.00	3,019,884.80	
		SUN COMMUNITIES INC	8,247.00	1,084,480.50	
		UDR INC	20,610.00	829,346.40	
		VENTAS INC	28,342.00	1,364,100.46	
		VICI PROPERTIES INC	76,652.00	2,436,767.08	
		WELLTOWER INC	37,522.00	3,039,657.22	
		WEYERHAEUSER CO	54,126.00	1,822,422.42	
		WP CAREY INC	16,778.00	1,143,085.14	
		アメリカ・ドル小計	905,763.00	69,785,175.27 (9,837,616,158)	
カナダ・ドル		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	8,170.00	416,751.70	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	7,441.00	148,522.36	
		カナダ・ドル小計	15,611.00	565,274.06 (60,111,244)	
オーストラリア・ドル		APA GROUP	89,811.00	899,906.22	
		DEXUS/AU	79,604.00	651,160.72	
		GOODMAN GROUP	119,422.00	2,448,151.00	
		GPT GROUP	121,221.00	524,886.93	
		LENDLEASE GROUP	63,652.00	541,042.00	
		MIRVAC GROUP	326,863.00	764,859.42	
		SCENTRE GROUP	350,311.00	984,373.91	
		STOCKLAND	193,824.00	815,999.04	
		TRANSURBAN GROUP	235,928.00	3,376,129.68	
		VICINITY CENTRES	241,241.00	476,450.97	
		オーストラリア・ドル小計	1,821,877.00	11,482,959.89 (1,078,938,911)	
香港・ドル		HKT TRUST AND HKT LTD-SS	276,000.00	2,583,360.00	
		LINK REIT	189,400.00	8,352,540.00	
		香港・ドル小計	465,400.00	10,935,900.00	

			(197,721,072)	
シンガポール・ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	219,000.00	624,150.00	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	408,716.00	837,867.80	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	208,100.00	360,013.00	
	MAPLETREE PAN ASIA COM TRUST	112,400.00	188,832.00	
シンガポール・ドル小計		948,216.00	2,010,862.80 (212,950,372)	
イギリス・ポンド	BRITISH LAND CO PLC	49,008.00	164,666.88	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	59,857.00	384,521.36	
	SEGRO PLC	78,831.00	594,543.40	
イギリス・ポンド小計		187,696.00	1,143,731.64 (207,244,173)	
ユーロ	COVIVIO	2,388.00	104,880.96	
	GECINA SA	3,082.00	303,268.80	
	KLEPIERRE	18,172.00	436,854.88	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	8,942.00	454,074.76	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	13,418.00	364,701.24	
ユーロ小計		46,002.00	1,663,780.64 (258,468,322)	
投資証券合計			11,853,050,252 (11,853,050,252)	
合 計			11,853,050,252 (11,853,050,252)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	35 銘柄	1.7%	83.0%
カナダ・ドル	投資証券	2 銘柄	0.0%	0.5%
オーストラリア・ドル	投資証券	10 銘柄	0.2%	9.1%
香港・ドル	投資証券	2 銘柄	0.0%	1.7%
シンガポール・ドル	投資証券	4 銘柄	0.0%	1.8%
イギリス・ポンド	投資証券	3 銘柄	0.0%	1.7%
ユーロ	投資証券	5 銘柄	0.0%	2.2%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2022年8月1日現在)

(2023年7月31日現在)

資産の部

流動資産		
預金	3,390,144,901	3,050,882,319
金銭信託	4,689,943	3,887,579
コール・ローン	139,091,755	137,862,941
株式	15,542,211,819	27,862,644,904
投資信託受益証券	979,768,505	1,598,522,925
投資証券	1,529,945,424	2,533,570,934
派生商品評価勘定	14,054,569	167,811,715
未収入金	696,705	199,276
未収配当金	120,399,862	193,033,099
差入委託証拠金	1,016,758,545	1,011,293,164
流動資産合計	22,737,762,028	36,559,708,856
資産合計	22,737,762,028	36,559,708,856
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	16,526,991	-
未払金	4,874,497	-
未払解約金	-	6,781,359
その他未払費用	268	476
流動負債合計	21,401,756	6,781,835
負債合計	21,401,756	6,781,835
純資産の部		
元本等		
元本	13,881,494,339	19,588,408,146
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	8,834,865,933	16,964,518,875
元本等合計	22,716,360,272	36,552,927,021
純資産合計	22,716,360,272	36,552,927,021
負債純資産合計	22,737,762,028	36,559,708,856

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、投資信託受益証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p>

	直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年8月1日現在)	(2023年7月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	13,881,494,339 口	19,588,408,146 口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.6364円 (1万口当たりの純資産額 16,364円)	1口当たり純資産額 1.8660円 (1万口当たりの純資産額 18,660円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年8月2日 至 2023年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、投資信託受益証券、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク

	<p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（株式、投資信託受益証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2022年8月1日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MSCI EMGMKT SEP22	4,665,338,371	-	4,664,778,820	△559,551
	小計	4,665,338,371	-	4,664,778,820	△559,551
合計		4,665,338,371	-	4,664,778,820	△559,551

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	109,000,000	-	107,087,128	△1,912,872
	小計	109,000,000	-	107,087,128	△1,912,872
合計		109,000,000	-	107,087,128	△1,912,872

(2023年7月31日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MSCI EMGMKT SEP23	4,380,494,732	-	4,547,483,564	166,988,832
	小計	4,380,494,732	-	4,547,483,564	166,988,832
合計		4,380,494,732	-	4,547,483,564	166,988,832

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	98,600,000	-	99,422,883	822,883
	小計	98,600,000	-	99,422,883	822,883
	合 計	98,600,000	-	99,422,883	822,883

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2022 年 8 月 1 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	9,087,992,266 円
同期中における追加設定元本額	6,665,433,136 円
同期中における一部解約元本額	1,871,931,063 円
2022 年 8 月 1 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC つみたて NISA・全海外株インデックスファンド	7,561,336,505 円
三井住友・DC 新興国株式インデックスファンド	2,821,346,651 円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	260,443,748 円

アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	324,695,274 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	212,849,515 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	31,825,964 円
三井住友・資産最適化ファンド (1 安定重視型)	91,312,492 円
三井住友・資産最適化ファンド (2 やや安定型)	67,189,223 円
三井住友・資産最適化ファンド (3 バランス型)	291,433,460 円
三井住友・資産最適化ファンド (4 やや成長型)	231,884,487 円
三井住友・資産最適化ファンド (5 成長重視型)	386,391,815 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	87,471,367 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	3,986,355 円
日興FWS・新興国株インデックス (為替ヘッジあり)	474,142,490 円
日興FWS・新興国株インデックス (為替ヘッジなし)	974,233,679 円
三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド	7,568,149 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	53,383,165 円
合 計	13,881,494,339 円

(2023年7月31日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	13,881,494,339 円
同期中における追加設定元本額	7,886,682,645 円
同期中における一部解約元本額	2,179,768,838 円
2023年7月31日現在の元本の内訳	
三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	10,266,887,259 円
三井住友・DC新興国株式インデックスファンド	3,199,326,048 円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	226,954,686 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	304,394,546 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	189,810,750 円
イオン・バランス戦略ファンド	34,513,893 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	47,754,505 円
三井住友・資産最適化ファンド (1 安定重視型)	112,391,729 円
三井住友・資産最適化ファンド (2 やや安定型)	82,376,348 円
三井住友・資産最適化ファンド (3 バランス型)	379,344,410 円
三井住友・資産最適化ファンド (4 やや成長型)	312,840,999 円
三井住友・資産最適化ファンド (5 成長重視型)	527,035,418 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	119,010,677 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	6,193,699 円
日興FWS・新興国株インデックス (為替ヘッジあり)	844,754,740 円
日興FWS・新興国株インデックス (為替ヘッジなし)	2,743,687,419 円
三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド	65,348,072 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	39,354 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	47,702 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	59,639 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	73,424 円

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	73,424円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	133,835円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	1,380,040円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	6,423,955円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	3,287,892円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	2,851,518円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	111,412,165円
合計	19,588,408,146円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	36,700	1.457	53,471.90	
	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	6,013	7.540	45,338.02	
	SOUTHERN COPPER CORP	2,684	85.220	228,730.48	
	ZTO EXPRESS CAYMAN INC-ADR	13,335	27.990	373,246.65	
	NIO INC - ADR	43,231	14.740	637,224.94	
	H WORLD GROUP LTD-ADR	6,094	47.740	290,927.56	
	TAL EDUCATION GROUP- ADR	14,239	8.000	113,912.00	
	YUM CHINA HOLDINGS INC	13,362	59.760	798,513.12	
	MINISO GROUP HOLDING LTD-ADR	2,998	21.000	62,958.00	
	PDD HOLDINGS INC	16,379	89.350	1,463,463.65	
	VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADR	12,137	18.300	222,107.10	
	LEGEND BIOTECH CORP-ADR	1,849	76.500	141,448.50	
	CREDICORP LTD	2,259	158.030	356,989.77	
	LUFAX HOLDING LTD-ADR	18,837	1.820	34,283.34	
	QIFU TECHNOLOGY INC	3,764	19.600	73,774.40	
	SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE-B	18,996	2.556	48,553.77	
	DAQO NEW ENERGY CORP-ADR	2,205	38.290	84,429.45	
	AUTOHOME INC-ADR	2,773	33.240	92,174.52	
	IQIYI INC-ADR	13,729	6.320	86,767.28	
	JOYY INC-ADR	1,164	34.600	40,274.40	
	KANZHUN LTD - ADR	6,243	18.800	117,368.40	
TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	22,466	7.130	160,182.58		
WEIBO CORP-SPON ADR	2,729	15.360	41,917.44		
KE HOLDINGS INC-ADR	21,034	17.990	378,401.66		
SHANGHAI LUJIAZUI FIN&TRAD-B	29,780	0.665	19,803.70		
アメリカ・ドル小計		315,000		5,966,262.63 (841,064,043)	
香港・ドル	CHINA COAL ENERGY CO-H	51,000	5.690	290,190.00	

CHINA OILFIELD SERVICES-H	50,000	9.120	456,000.00	
CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	804,000	4.370	3,513,480.00	
CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	110,000	23.050	2,535,500.00	
COSCO SHIPPING ENERGY TRAN-H	52,000	8.270	430,040.00	
PETROCHINA CO LTD-H	666,000	5.670	3,776,220.00	
YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	72,000	11.760	846,720.00	
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	110,000	3.770	414,700.00	
ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	39,000	21.850	852,150.00	
CHINA HONGQIAO GROUP LTD	65,000	7.120	462,800.00	
CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	122,000	4.740	578,280.00	
CHINA RESOURCES CEMENT	78,000	3.160	246,480.00	
CMOC GROUP LTD-H	99,000	5.130	507,870.00	
DONGYUE GROUP	43,000	7.600	326,800.00	
GANFENG LITHIUM GROUP CO L-H	14,600	50.250	733,650.00	
JIANGXI COPPER CO LTD-H	31,000	13.040	404,240.00	
NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	37,000	5.060	187,220.00	
SHANDONG GOLD MINING CO LT-H	25,000	15.520	388,000.00	
ZHAOJIN MINING INDUSTRY - H	33,000	10.960	361,680.00	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	182,000	12.960	2,358,720.00	
AVICHINA INDUSTRY & TECH-H	99,000	3.920	388,080.00	
BOC AVIATION LTD	6,100	64.900	395,890.00	
CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	54,000	3.640	196,560.00	
CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS	56,500	9.580	541,270.00	
CHINA LESSO GROUP HOLDINGS L	23,000	5.100	117,300.00	
CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	152,000	4.960	753,920.00	
CHINA STATE CONSTRUCTION INT	64,000	9.460	605,440.00	
CITIC LTD	193,000	8.660	1,671,380.00	
CRRC CORP LTD - H	144,000	4.250	612,000.00	
FOSUN INTERNATIONAL LTD	72,000	5.630	405,360.00	
HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	21,000	18.540	389,340.00	
SANY HEAVY EQUIPMENT INTL	39,000	12.780	498,420.00	
WEICHAJ POWER CO LTD-H	68,000	11.340	771,120.00	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRI-H	19,400	30.300	587,820.00	
CHINA EVERBRIGHT ENVIRONMENT	123,000	3.090	380,070.00	
AIR CHINA LTD-H	56,000	6.270	351,120.00	
BEIJING CAPITAL INTL AIRPO-H	44,000	5.070	223,080.00	
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	38,140	10.680	407,335.20	
CHINA SOUTHERN AIRLINES CO-H	72,000	4.790	344,880.00	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-H	100,400	8.210	824,284.00	
COSCO SHIPPING PORTS LTD	66,000	4.900	323,400.00	
JD LOGISTICS INC	70,500	13.060	920,730.00	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	50,000	7.110	355,500.00	

ORIENT OVERSEAS INTL LTD	4,000	128.300	513,200.00	
SHENZHEN INTL HOLDINGS	49,500	7.330	362,835.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	32,000	6.200	198,400.00	
BYD CO LTD-H	32,000	271.200	8,678,400.00	
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	70,000	3.680	257,600.00	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-H	16,800	34.300	576,240.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	190,000	10.940	2,078,600.00	
GREAT WALL MOTOR CO LTD-H	85,000	10.400	884,000.00	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	81,200	4.800	389,760.00	
LI AUTO INC-CLASS A	36,300	160.900	5,840,670.00	
MINTH GROUP LTD	22,000	24.150	531,300.00	
XPENG INC - CLASS A SHARES	35,900	85.100	3,055,090.00	
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	34,000	18.520	629,680.00	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	39,400	89.850	3,540,090.00	
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	104,000	3.520	366,080.00	
HAIER SMART HOME CO LTD-H	82,000	24.900	2,041,800.00	
LI NING CO LTD	75,500	46.100	3,480,550.00	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	26,100	78.950	2,060,595.00	
XTEP INTERNATIONAL HOLDINGS	57,000	8.370	477,090.00	
EAST BUY HOLDING LTD	13,000	38.900	505,700.00	
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDI	59,000	19.480	1,149,320.00	
JIUMAOJIU INTERNATIONAL HOLD	36,000	14.560	524,160.00	
MEITUAN-CLASS B	163,360	142.400	23,262,464.00	
NEW ORIENTAL EDUCATION & TEC	52,000	44.000	2,288,000.00	
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LT	38,400	18.560	712,704.00	
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	29,000	14.460	419,340.00	
TRIP.COM GROUP LTD	17,650	307.600	5,429,140.00	
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	532,500	95.900	51,066,750.00	
CHINA MEIDONG AUTO HOLDINGS	22,000	9.040	198,880.00	
CHINA TOURISM GROUP DUTY F-H	2,300	125.800	289,340.00	
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROU	68,200	13.300	907,060.00	
JD.COM INC-CLASS A	75,985	153.400	11,656,099.00	
POP MART INTERNATIONAL GROUP	21,000	21.450	450,450.00	
TOPSPORTS INTERNATIONAL HOLD	49,000	7.300	357,700.00	
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	21,000	27.450	576,450.00	
ALIBABA HEALTH INFORMATION T	144,000	5.570	802,080.00	
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	35,150	56.800	1,996,520.00	
PING AN HEALTHCARE AND TECHN	13,500	20.050	270,675.00	
ANHUI GUJING DISTILLERY CO-B	3,700	144.500	534,650.00	
CHINA FEIHE LTD	127,000	4.680	594,360.00	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	100,000	29.000	2,900,000.00	
CHINA RESOURCES BEER HOLDING	52,000	50.800	2,641,600.00	

DALI FOODS GROUP CO LTD	51,000	3.620	184,620.00	
NONGFU SPRING CO LTD-H	57,400	44.750	2,568,650.00	
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	58,000	8.670	502,860.00	
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	60,000	11.820	709,200.00	
TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	20,000	71.850	1,437,000.00	
UNI-PRESIDENT CHINA HOLDINGS	28,000	6.680	187,040.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	166,000	5.400	896,400.00	
YIHAI INTERNATIONAL HOLDING	16,000	17.100	273,600.00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	18,000	31.500	567,000.00	
VINDA INTERNATIONAL HOLDINGS	9,000	15.900	143,100.00	
HYGEIA HEALTHCARE HOLDINGS C	10,800	50.200	542,160.00	
MICROPORT SCIENTIFIC CORP	23,700	16.100	381,570.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	78,400	10.520	824,768.00	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	24,700	14.340	354,198.00	
SINOPHARM GROUP CO-H	42,400	23.500	996,400.00	
3SBIO INC	69,000	7.530	519,570.00	
AKESO INC	15,000	42.950	644,250.00	
BEIGENE LTD	22,600	130.800	2,956,080.00	
CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDING	44,000	12.820	564,080.00	
CHINA RESOURCES PHARMACEUTIC	54,500	6.140	334,630.00	
CHINA TRADITIONAL CHINESE ME	86,000	3.610	310,460.00	
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LT	282,800	6.550	1,852,340.00	
GENSCRIPT BIOTECH CORP	36,000	20.300	730,800.00	
HANGZHOU TIGERMED CONSULTI-H	3,900	49.250	192,075.00	
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	34,000	13.180	448,120.00	
INNOVENT BIOLOGICS INC	36,000	36.600	1,317,600.00	
PHARMARON BEIJING CO LTD-H	7,650	18.380	140,607.00	
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-H	16,500	20.900	344,850.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	327,000	3.580	1,170,660.00	
WUXI APPTec CO LTD-H	11,211	72.150	808,873.65	
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	124,500	43.300	5,390,850.00	
ZAI LAB LTD	29,900	24.600	735,540.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	922,000	2.750	2,535,500.00	
BANK OF CHINA LTD-H	2,534,000	2.860	7,247,240.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	276,000	4.670	1,288,920.00	
CHINA CITIC BANK CORP LTD-H	303,000	3.740	1,133,220.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	3,102,000	4.480	13,896,960.00	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	77,000	2.300	177,100.00	
CHINA MERCHANTS BANK-H	125,000	38.400	4,800,000.00	
CHINA MINSHENG BANKING COR-H	174,100	2.940	511,854.00	
IND & COMM BK OF CHINA-H	1,801,000	3.740	6,735,740.00	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-H	251,000	4.760	1,194,760.00	

CHINA CINDA ASSET MANAGEME-H	400,000	0.830	332,000.00	
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	132,000	4.530	597,960.00	
CHINA INTERNATIONAL CAPITA-H	42,400	16.580	702,992.00	
CITIC SECURITIES CO LTD-H	64,500	16.680	1,075,860.00	
FAR EAST HORIZON LTD	42,000	5.810	244,020.00	
GF SECURITIES CO LTD-H	27,200	12.300	334,560.00	
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	80,800	5.440	439,552.00	
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	43,200	11.140	481,248.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	241,000	13.480	3,248,680.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	83,200	20.500	1,705,600.00	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	35,400	8.450	299,130.00	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	30,100	22.200	668,220.00	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	308,000	2.960	911,680.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY-H	218,000	8.830	1,924,940.00	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	205,000	56.150	11,510,750.00	
ZHONGAN ONLINE P&C INSURAN-H	19,800	24.800	491,040.00	
CHINASOFT INTERNATIONAL LTD	100,000	4.780	478,000.00	
GDS HOLDINGS LTD-CL A	23,900	12.460	297,794.00	
KINGDEE INTERNATIONAL SFTWR	82,000	13.160	1,079,120.00	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS IN	20,000	17.740	354,800.00	
BYD ELECTRONIC INTL CO LTD	29,000	30.000	870,000.00	
KINGBOARD HOLDINGS LTD	18,500	21.500	397,750.00	
KINGBOARD LAMINATES HLDG LTD	21,000	7.800	163,800.00	
LENOVO GROUP LTD	240,000	8.800	2,112,000.00	
SUNNY OPTICAL TECH	22,500	75.250	1,693,125.00	
XIAOMI CORP-CLASS B	499,800	12.180	6,087,564.00	
ZTE CORP-H	23,800	29.000	690,200.00	
FLAT GLASS GROUP CO LTD-H	17,000	22.950	390,150.00	
GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	642,000	1.670	1,072,140.00	
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	19,000	26.950	512,050.00	
SHANGHAI FUDAN MICROELECT-H	8,000	21.600	172,800.00	
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	154,000	8.400	1,293,600.00	
CHINA TOWER CORP LTD-H	1,400,000	0.870	1,218,000.00	
BEIJING ENTERPRISES HLDGS	17,000	31.300	532,100.00	
BEIJING ENTERPRISES WATER GR	100,000	1.890	189,000.00	
CGN POWER CO LTD-H	333,000	1.900	632,700.00	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	94,400	8.620	813,728.00	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	105,000	7.510	788,550.00	
CHINA POWER INTERNATIONAL	148,000	2.900	429,200.00	
CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	29,200	26.900	785,480.00	
CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	60,000	16.580	994,800.00	
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	25,700	90.300	2,320,710.00	

	GUANGDONG INVESTMENT LTD	92,000	6.740	620,080.00	
	HUANENG POWER INTL INC-H	152,000	4.230	642,960.00	
	KUNLUN ENERGY CO LTD	122,000	6.220	758,840.00	
	BAIDU INC-CLASS A	73,200	148.700	10,884,840.00	
	BILIBILI INC-CLASS Z	5,980	137.500	822,250.00	
	CHINA LITERATURE LTD	12,200	35.100	428,220.00	
	CHINA RUYI HOLDINGS LTD	172,000	2.630	452,360.00	
	KINGSOFT CORP LTD	33,600	33.500	1,125,600.00	
	KUAISHOU TECHNOLOGY	76,100	65.450	4,980,745.00	
	NETEASE INC	63,900	168.500	10,767,150.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	200,300	350.400	70,185,120.00	
	C&D INTERNATIONAL INVESTMENT	21,000	21.300	447,300.00	
	CHINA EVERGRANDE GROUP	66,000	1.530	100,980.00	
	CHINA JINMAO HOLDINGS GROUP	160,000	1.250	200,000.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	121,000	18.400	2,226,400.00	
	CHINA OVERSEAS PROPERTY HOLD	50,000	9.050	452,500.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	102,000	36.450	3,717,900.00	
	CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	23,400	38.850	909,090.00	
	CHINA VANKE CO LTD-H	78,900	10.900	860,010.00	
	COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO	392,000	1.690	662,480.00	
	COUNTRY GARDEN SERVICES HOLD	74,000	9.550	706,700.00	
	GREENTOWN CHINA HOLDINGS	22,500	8.790	197,775.00	
	GREENTOWN SERVICE GROUP CO L	34,000	4.070	138,380.00	
	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	63,000	20.550	1,294,650.00	
	SHIMAO GROUP HOLDINGS LTD	18,500	3.990	73,815.00	
	YUEXIU PROPERTY CO LTD	68,600	10.160	696,976.00	
	香港・ドル小計	26,995,726		411,472,220.85 (7,439,417,753)	
台湾・ドル	FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	32,000	80.100	2,563,200.00	
	ASIA CEMENT CORP	73,000	40.100	2,927,300.00	
	CHINA STEEL CORP	382,000	28.200	10,772,400.00	
	FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	111,000	65.100	7,226,100.00	
	FORMOSA PLASTICS CORP	126,000	83.000	10,458,000.00	
	NAN YA PLASTICS CORP	154,000	69.800	10,749,200.00	
	TAIWAN CEMENT	191,676	37.350	7,159,098.60	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	5,000	932.000	4,660,000.00	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	105,000	29.700	3,118,500.00	
	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	2,000	1,770.000	3,540,000.00	
	WALSIN LIHWA CORP	78,000	40.500	3,159,000.00	
	CHINA AIRLINES LTD	106,000	25.450	2,697,700.00	
	EVA AIRWAYS CORP	91,000	37.550	3,417,050.00	
	EVERGREEN MARINE CORP LTD	30,096	107.500	3,235,320.00	

TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	64,000	30.150	1,929,600.00	
WAN HAI LINES LTD	25,605	51.800	1,326,339.00	
YANG MING MARINE TRANSPORT	55,000	47.750	2,626,250.00	
CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	63,000	38.700	2,438,100.00	
ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	6,000	547.000	3,282,000.00	
FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	13,640	212.000	2,891,680.00	
GIANT MANUFACTURING	10,000	232.000	2,320,000.00	
NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	6,000	313.000	1,878,000.00	
POU CHEN	70,000	31.100	2,177,000.00	
HOTAI MOTOR COMPANY LTD	10,000	761.000	7,610,000.00	
MOMO.COM INC	2,200	620.000	1,364,000.00	
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	17,000	281.000	4,777,000.00	
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	152,000	75.900	11,536,800.00	
PHARMAESSENTIA CORP	9,000	339.000	3,051,000.00	
CHANG HWA COMMERCIAL BANK	184,741	18.800	3,473,130.80	
CTBC FINANCIAL HOLDING CO LT	567,000	26.350	14,940,450.00	
E. SUN FINANCIAL HOLDING CO	457,360	25.950	11,868,492.00	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	345,147	28.800	9,940,233.60	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	292,970	22.200	6,503,934.00	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	360,700	40.050	14,446,035.00	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	340,737	18.550	6,320,671.35	
TAISHIN FINANCIAL HOLDING	353,912	18.300	6,476,589.60	
TAIWAN BUSINESS BANK	168,000	14.450	2,427,600.00	
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	309,108	29.250	9,041,409.00	
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SA	121,299	44.250	5,367,480.75	
CHAILLEASE HOLDING CO LTD	49,836	205.000	10,216,380.00	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	315,284	24.400	7,692,929.60	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	312,000	45.750	14,274,000.00	
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL	536,196	12.600	6,756,069.60	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO	239,950	65.400	15,692,730.00	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING	414,432	9.580	3,970,258.56	
ACCTON TECHNOLOGY CORP	15,000	390.000	5,850,000.00	
ACER INC	81,000	35.750	2,895,750.00	
ADVANTECH CO LTD	15,727	402.000	6,322,254.00	
ASUSTEK COMPUTER INC	23,000	388.000	8,924,000.00	
AUO CORP	222,600	21.250	4,730,250.00	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	21,000	175.000	3,675,000.00	
COMPAL ELECTRONICS	129,000	31.300	4,037,700.00	
DELTA ELECTRONICS INC	63,000	366.500	23,089,500.00	
E INK HOLDINGS INC	27,000	221.500	5,980,500.00	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	400,800	109.500	43,887,600.00	
INNOLUX CORP	307,540	16.900	5,197,426.00	

	INVENTEC CORP	87,000	69.900	6,081,300.00	
	LARGAN PRECISION CO LTD	3,480	2,170.000	7,551,600.00	
	LITE-ON TECHNOLOGY CORP	60,000	159.500	9,570,000.00	
	MICRO-STAR INTERNATIONAL CO	21,000	201.000	4,221,000.00	
	NAN YA PRINTED CIRCUIT BOARD	6,000	254.500	1,527,000.00	
	PEGATRON CORP	68,000	78.700	5,351,600.00	
	QUANTA COMPUTER INC	85,000	264.500	22,482,500.00	
	SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	37,000	59.200	2,190,400.00	
	UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	44,000	191.000	8,404,000.00	
	WISTRON CORP	88,000	157.000	13,816,000.00	
	WIWYNN CORP	3,000	1,895.000	5,685,000.00	
	WPG HOLDINGS LTD	44,520	50.300	2,239,356.00	
	YAGEO CORPORATION	10,912	471.500	5,145,008.00	
	ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	19,000	105.500	2,004,500.00	
	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	101,000	117.500	11,867,500.00	
	EMEMORY TECHNOLOGY INC	2,000	1,905.000	3,810,000.00	
	GLOBAL UNICHIP CORP	3,000	1,815.000	5,445,000.00	
	GLOBALWAFERS CO LTD	7,000	519.000	3,633,000.00	
	MEDIATEK INC	49,000	658.000	32,242,000.00	
	NANYA TECHNOLOGY CORP	35,000	74.800	2,618,000.00	
	NOVATEK MICROELECTRONICS COR	19,000	416.500	7,913,500.00	
	PARADE TECHNOLOGIES LTD	3,000	945.000	2,835,000.00	
	POWERCHIP SEMICONDUCTOR MANU	103,000	30.200	3,110,600.00	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	14,000	423.500	5,929,000.00	
	SILERGY CORP	10,800	321.000	3,466,800.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	793,000	567.000	449,631,000.00	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	368,000	47.050	17,314,400.00	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	25,000	77.200	1,930,000.00	
	WIN SEMICONDUCTORS CORP	9,000	166.500	1,498,500.00	
	WINBOND ELECTRONICS CORP	83,000	28.600	2,373,800.00	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	123,000	116.500	14,329,500.00	
	FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	51,000	71.900	3,666,900.00	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	54,000	95.000	5,130,000.00	
	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	48,270	35.600	1,718,412.00	
	台湾・ドル小計	11,142,538		1,065,621,187.46 (4,780,483,209)	
エジプト・ ボンド	EASTERN CO SAE	13,558	18.850	255,568.30	
	COMMERCIAL INTERNATIONAL BAN	87,802	50.750	4,455,951.50	
	EFG HOLDING S. A. E.	15,925	20.750	330,443.75	
	エジプト・ボンド小計	117,285		5,041,963.55 (22,993,875)	
トルコ・リ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	32,627	98.900	3,226,810.30	

ラ	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	38,881	38.460	1,495,363.26	
	HEKTAS TICARET T. A. S	31,731	30.480	967,160.88	
	KOZA ALTIN ISLETMELERI AS	37,677	27.920	1,051,941.84	
	SASA POLYESTER SANAYI	38,018	60.700	2,307,692.60	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	19,291	74.650	1,440,073.15	
	KOC HOLDING AS	23,228	134.200	3,117,197.60	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI	39,792	49.940	1,987,212.48	
	PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	1,852	855.200	1,583,830.40	
	TURK HAVA YOLLARI AO	18,832	235.000	4,425,520.00	
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	2,571	957.000	2,460,447.00	
	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	4,752	274.600	1,304,899.20	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	15,813	217.200	3,434,583.60	
	AKBANK T. A. S.	86,995	28.560	2,484,577.20	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	27,103	57.750	1,565,198.25	
	TURKIYE IS BANKASI-C	128,081	15.050	1,927,619.05	
	YAPI VE KREDI BANKASI	82,399	13.950	1,149,466.05	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	33,738	52.200	1,761,123.60	
トルコ・リラ小計		663,381		37,690,716.46 (197,552,121)	
メキシコ・ペソ	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	100,600	86.710	8,723,026.00	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	6,795	233.200	1,584,594.00	
	ORBIA ADVANCE CORP SAB DE CV	28,000	37.980	1,063,440.00	
	ALFA S. A. B. -A	83,900	10.120	849,068.00	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	19,800	132.940	2,632,212.00	
	GRUPO AEROPORT DEL PACIFIC-B	12,800	315.980	4,044,544.00	
	GRUPO AEROPORT DEL SURESTE-B	6,600	475.120	3,135,792.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	7,195	176.190	1,267,687.05	
	WALMART DE MEXICO SAB DE CV	165,300	70.140	11,594,142.00	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	17,900	172.670	3,090,793.00	
	GRUMA S. A. B. -B	6,425	295.930	1,901,350.25	
	GRUPO BIMBO SAB- SERIES A	42,000	88.580	3,720,360.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	47,400	39.760	1,884,624.00	
	BANCO DEL BAJIO SA	21,600	53.000	1,144,800.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-0	82,400	156.340	12,882,416.00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-0	67,700	40.980	2,774,346.00	
	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER B	1,025,500	17.910	18,366,705.00	
OPERADORA DE SITES MEX- A-1	30,400	16.700	507,680.00		
メキシコ・ペソ小計		1,772,315		81,167,579.30 (685,882,279)	
フィリピン・ペソ	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	42,090	55.300	2,327,577.00	
	AYALA CORPORATION	10,600	624.500	6,619,700.00	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	82,562	44.350	3,661,624.70	

	SM INVESTMENTS CORP	7,245	918.000	6,650,910.00	
	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	30,770	211.000	6,492,470.00	
	JOLLIBEE FOODS CORP	12,830	252.000	3,233,160.00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	27,990	124.500	3,484,755.00	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLAN	66,506	115.100	7,654,840.60	
	BDO UNIBANK INC	74,754	147.000	10,988,838.00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	58,720	57.700	3,388,144.00	
	PLDT INC	2,690	1,330.000	3,577,700.00	
	ACEN CORP	13,980	5.330	74,513.40	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	10,060	352.000	3,541,120.00	
	AYALA LAND INC	237,900	27.500	6,542,250.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	325,000	33.850	11,001,250.00	
	フィリピン・ペソ小計	1,003,697		79,238,852.70 (203,509,144)	
チリ・ペソ	EMPRESAS COPEC SA	13,877	6,099.000	84,635,823.00	
	EMPRESAS CMPC SA	36,662	1,634.700	59,931,371.40	
	SOC QUIMICA Y MINERA CHILE-B	4,603	61,990.000	285,339,970.00	
	CIA SUD AMERICANA DE VAPORES	374,056	64.100	23,976,989.60	
	FALABELLA SA	28,182	2,259.800	63,685,683.60	
	CENCOSUD SA	40,071	1,821.000	72,969,291.00	
	CIA CERVECERIAS UNIDAS SA	5,381	6,972.000	37,516,332.00	
	BANCO DE CHILE	1,530,852	93.910	143,762,311.32	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	2,223	25,100.000	55,797,300.00	
	BANCO SANTANDER CHILE	1,825,075	43.750	79,847,031.25	
	ENEL AMERICAS SA	600,505	112.090	67,310,605.45	
	ENEL CHILE SA	971,320	57.510	55,860,613.20	
	チリ・ペソ小計	5,432,807		1,030,633,321.82 (175,140,674)	
コロンビア・ペソ	BANCOLOMBIA SA	9,763	33,300.000	325,107,900.00	
	BANCOLOMBIA SA-PREF	12,217	29,360.000	358,691,120.00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	14,643	17,070.000	249,956,010.00	
	コロンビア・ペソ小計	36,623		933,755,030.00 (33,603,976)	
インド・ルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	25,859	373.450	9,657,043.55	
	COAL INDIA LTD	52,468	227.100	11,915,482.80	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	15,734	279.400	4,396,079.60	
	INDIAN OIL CORP LTD	89,126	95.250	8,489,251.50	
	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	106,477	171.800	18,292,748.60	
	PETRONET LNG LTD	27,436	229.200	6,288,331.20	
	RELIANCE INDUSTRIES LTD	98,225	2,527.850	248,298,066.25	
	ACC LTD	2,094	1,948.900	4,080,996.60	
	AMBUJA CEMENTS LTD	19,152	454.800	8,710,329.60	

ASIAN PAINTS LTD	12,104	3,390.700	41,041,032.80	
BERGER PAINTS INDIA LTD	6,933	679.650	4,712,013.45	
GRASIM INDUSTRIES LTD	8,842	1,823.800	16,126,039.60	
HINDALCO INDUSTRIES LTD	41,646	451.500	18,803,169.00	
JINDAL STEEL & POWER LTD	11,377	665.300	7,569,118.10	
JSW STEEL LTD	19,429	804.150	15,623,830.35	
PI INDUSTRIES LTD	2,663	3,586.950	9,552,047.85	
PIDILITE INDUSTRIES LTD	4,812	2,615.850	12,587,470.20	
SHREE CEMENT LTD	324	24,048.050	7,791,568.20	
SRF LTD	5,058	2,170.100	10,976,365.80	
TATA STEEL LTD	238,942	120.600	28,816,405.20	
ULTRATECH CEMENT LTD	3,822	8,306.750	31,748,398.50	
UPL LTD	15,397	625.150	9,625,434.55	
VEDANTA LTD	20,729	278.800	5,779,245.20	
ABB INDIA LTD	1,540	4,516.200	6,954,948.00	
ADANI ENTERPRISES LTD	5,498	2,463.200	13,542,673.60	
BHARAT ELECTRONICS LTD	108,550	130.150	14,127,782.50	
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLU	19,270	403.750	7,780,262.50	
HAVELLS INDIA LTD	7,562	1,325.100	10,020,406.20	
HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	2,687	3,929.000	10,557,223.00	
LARSEN & TOUBRO LTD	21,733	2,649.550	57,582,670.15	
SIEMENS LTD	2,862	3,857.700	11,040,737.40	
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	6,819	630.650	4,300,402.35	
ADANI PORTS AND SPECIAL ECON	15,526	755.700	11,732,998.20	
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	10,064	689.750	6,941,644.00	
INTERGLOBE AVIATION LTD	4,338	2,617.000	11,352,546.00	
BAJAJ AUTO LTD	2,042	4,892.500	9,990,485.00	
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	2,486	2,464.400	6,126,498.40	
BHARAT FORGE LTD	7,140	902.850	6,446,349.00	
EICHER MOTORS LTD	4,315	3,355.200	14,477,688.00	
HERO MOTOCORP LTD	3,316	3,172.500	10,520,010.00	
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	29,985	1,467.800	44,011,983.00	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	4,370	9,670.300	42,259,211.00	
MRF LTD	70	102,534.150	7,177,390.50	
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERN	74,623	97.500	7,275,742.50	
SONA BLW PRECISION FORGINGS	13,173	565.100	7,444,062.30	
TATA MOTORS LTD	52,409	635.300	33,295,437.70	
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LT	3,415	3,098.450	10,581,206.75	
TVS MOTOR CO LTD	7,637	1,357.850	10,369,900.45	
PAGE INDUSTRIES LTD	194	37,311.700	7,238,469.80	
TITAN CO LTD	11,207	2,987.000	33,475,309.00	
INDIAN HOTELS CO LTD	27,400	391.650	10,731,210.00	

JUBILANT FOODWORKS LTD	14,355	477.700	6,857,383.50	
ZOMATO LTD	137,493	86.800	11,934,392.40	
TRENT LTD	5,541	1,730.650	9,589,531.65	
AVENUE SUPERMARTS LTD	5,111	3,713.900	18,981,742.90	
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	3,421	4,903.350	16,774,360.35	
ITC LTD	94,848	468.450	44,431,545.60	
MARICO LTD	18,008	574.350	10,342,894.80	
NESTLE INDIA LTD	1,065	22,480.900	23,942,158.50	
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	18,760	859.350	16,121,406.00	
UNITED SPIRITS LTD	10,302	1,011.850	10,424,078.70	
VARUN BEVERAGES LTD	15,648	804.250	12,584,904.00	
COLGATE PALMOLIVE (INDIA)	3,413	2,049.300	6,994,260.90	
DABUR INDIA LTD	21,140	581.700	12,297,138.00	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	12,910	1,035.950	13,374,114.50	
HINDUSTAN UNILEVER LTD	26,290	2,584.600	67,949,134.00	
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	3,236	5,346.950	17,302,730.20	
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	24,969	606.050	15,132,462.45	
AUROBINDO PHARMA LTD	8,477	837.000	7,095,249.00	
CIPLA LTD	16,867	1,177.800	19,865,952.60	
DIVI'S LABORATORIES LTD	3,911	3,739.050	14,623,424.55	
DR. REDDY'S LABORATORIES	3,480	5,583.000	19,428,840.00	
LUPIN LTD	6,582	974.000	6,410,868.00	
SUN PHARMACEUTICAL INDUS	30,288	1,138.550	34,484,402.40	
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	3,264	1,990.300	6,496,339.20	
AU SMALL FINANCE BANK LTD	6,667	725.200	4,834,908.40	
AXIS BANK LTD	72,768	949.950	69,125,961.60	
BANDHAN BANK LTD	26,591	217.100	5,772,906.10	
BANK OF BARODA	38,009	201.100	7,643,609.90	
HDFC BANK LIMITED	94,538	1,643.500	155,373,203.00	
ICICI BANK LTD	166,904	996.200	166,269,764.80	
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	35,566	1,876.850	66,752,047.10	
STATE BANK OF INDIA	57,923	616.050	35,683,464.15	
YES BANK LTD	362,942	16.950	6,151,866.90	
BAJAJ FINANCE LTD	8,598	7,381.600	63,466,996.80	
BAJAJ FINSERV LTD	12,064	1,584.850	19,119,630.40	
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	859	7,536.700	6,474,025.30	
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	14,064	1,137.600	15,999,206.40	
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	98,225	252.849	24,836,093.02	
MUTHOOT FINANCE LTD	2,968	1,330.050	3,947,588.40	
SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	10,068	857.200	8,630,289.60	
SHRIRAM FINANCE LTD	6,781	1,817.850	12,326,840.85	
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	30,521	659.300	20,122,495.30	

ICICI LOMBARD GENERAL INSURA	7,594	1,373.750	10,432,257.50		
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURA	10,024	580.450	5,818,430.80		
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	14,213	1,289.750	18,331,216.75		
HCL TECHNOLOGIES LTD	30,267	1,103.550	33,401,147.85		
INFOSYS LTD	106,790	1,340.500	143,151,995.00		
LTIMINDTREE LTD	2,801	4,844.050	13,568,184.05		
MPHASIS LTD	2,360	2,250.350	5,310,826.00		
TATA CONSULTANCY SVCS LTD	29,410	3,355.400	98,682,314.00		
TATA ELXSI LTD	1,081	7,223.050	7,808,117.05		
TECH MAHINDRA LTD	17,226	1,091.050	18,794,427.30		
WIPRO LTD	43,286	398.750	17,260,292.50		
BHARTI AIRTEL LTD	71,707	895.100	64,184,935.70		
ADANI GREEN ENERGY LTD	9,184	1,092.600	10,034,438.40		
ADANI POWER LTD	24,800	258.550	6,412,040.00		
GAIL INDIA LTD	71,754	117.500	8,431,095.00		
INDRAPRASTHA GAS LTD	11,856	461.850	5,475,693.60		
NTPC LTD	140,288	210.000	29,460,480.00		
POWER GRID CORP OF INDIA LTD	115,167	258.200	29,736,119.40		
TATA POWER CO LTD	43,262	234.650	10,151,428.30		
INFO EDGE INDIA LTD	2,239	4,579.200	10,252,828.80		
DLF LTD	21,945	515.600	11,314,842.00		
GODREJ PROPERTIES LTD	4,022	1,751.950	7,046,342.90		
インド・ルピー小計	3,595,591		2,649,265,380.92 (4,556,736,455)		
インドネシ	ADARO ENERGY INDONESIA TBK P	454,200	2,470.000	1,121,874,000.00	
ア・ルピア	UNITED TRACTORS TBK PT	46,800	26,650.000	1,247,220,000.00	
	ANEKA TAMBANG TBK	303,800	1,960.000	595,448,000.00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	891,211	765.000	681,776,415.00	
	INDAH KIAT PULP & PAPER TBK	90,200	8,875.000	800,525,000.00	
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	380,461	3,290.000	1,251,716,690.00	
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK	91,200	6,750.000	615,600,000.00	
	VALE INDONESIA TBK	103,800	6,825.000	708,435,000.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	638,800	6,625.000	4,232,050,000.00	
	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	26,650,000	111.000	2,958,150,000.00	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	524,200	2,730.000	1,431,066,000.00	
	CHAROEN POKPHAND INDONESIA PT	260,300	4,960.000	1,291,088,000.00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	71,100	11,200.000	796,320,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK P	143,900	7,325.000	1,054,067,500.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	240,800	3,870.000	931,896,000.00	
	KALBE FARMA TBK PT	665,700	1,910.000	1,271,487,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	1,768,300	9,125.000	16,135,737,500.00	
	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	1,178,200	5,700.000	6,715,740,000.00	

	BANK NEGARA INDONESIA PERSER	249,100	8,875.000	2,210,762,500.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	2,221,000	5,700.000	12,659,700,000.00	
	SARANA MENARA NUSANTARA PT	516,500	1,010.000	521,665,000.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	1,571,700	3,720.000	5,846,724,000.00	
	インドネシア・ルピア小計	39,061,272		65,079,048,605.00 (611,743,057)	
ブラジル・ リアル	COSAN SA	42,588	19.750	841,113.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	117,900	33.070	3,898,953.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	152,300	29.760	4,532,448.00	
	PRIO SA	22,300	45.160	1,007,068.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	26,800	18.880	505,984.00	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	20,900	13.460	281,314.00	
	GERDAU SA-PREF	36,540	28.380	1,037,005.20	
	SUZANO SA	25,515	47.210	1,204,563.15	
	VALE SA	110,288	67.630	7,458,777.44	
	WEG SA	52,960	40.320	2,135,347.20	
	CCR SA	32,700	13.360	436,872.00	
	LOCALIZA RENT A CAR	28,830	66.740	1,924,114.20	
	RUMO SA	41,000	23.370	958,170.00	
	LOJAS RENNER S. A.	29,658	18.640	552,825.12	
	MAGAZINE LUIZA SA	110,400	3.170	349,968.00	
	VIBRA ENERGIA SA	40,280	16.960	683,148.80	
	ATACADA0 SA	19,900	12.670	252,133.00	
	RAIA DROGASIL SA	43,280	29.110	1,259,880.80	
	SENDAS DISTRIBUIDORA SA	43,700	13.200	576,840.00	
	AMBEV SA	149,100	14.960	2,230,536.00	
	JBS SA	23,700	18.490	438,213.00	
	NATURA &CO HOLDING SA	28,400	17.910	508,644.00	
	HAPVIDA PARTICIPACOES E INVE	174,519	4.620	806,277.78	
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	20,200	36.400	735,280.00	
	HYPERA SA	13,000	44.000	572,000.00	
	BANCO BRADESCO S. A.	48,281	14.750	712,144.75	
	BANCO BRADESCO SA-PREF	168,336	16.510	2,779,227.36	
	BANCO DO BRASIL S. A.	27,100	47.280	1,281,288.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	157,400	28.540	4,492,196.00	
	ITAUSA SA	161,005	9.810	1,579,459.05	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	190,800	14.720	2,808,576.00	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	21,100	31.270	659,797.00	
TOTVS SA	18,400	29.210	537,464.00		
TELEFONICA BRASIL S. A.	13,500	42.370	571,995.00		
TIM SA	23,600	14.460	341,256.00		
CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	39,305	38.020	1,494,376.10		

	CENTRAIS ELETRICAS BRAS-PR B	8,000	42.850	342,800.00	
	CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	43,899	12.600	553,127.40	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	10,800	56.690	612,252.00	
	CPFL ENERGIA SA	7,300	35.900	262,070.00	
	ENEVA SA	32,200	12.980	417,956.00	
	ENGIE BRASIL ENERGIA SA	6,450	44.480	286,896.00	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	33,100	33.890	1,121,759.00	
	ブラジル・リアル小計	2,417,334		56,042,115.35 (1,669,147,155)	
チェコ・コ ルナ	KOMERCNI BANKA AS	2,214	709.000	1,569,726.00	
	MONETA MONEY BANK AS	12,093	85.400	1,032,742.20	
	CEZ AS	5,093	958.500	4,881,640.50	
	チェコ・コルナ小計	19,400		7,484,108.70 (48,497,023)	
韓国・ウオ ン	HD HYUNDAI	1,340	61,800.000	82,812,000.00	
	SK INNOVATION CO LTD	1,839	189,500.000	348,490,500.00	
	S-OIL CORP	1,213	72,900.000	88,427,700.00	
	HANWHA SOLUTIONS CORP	3,543	36,650.000	129,850,950.00	
	HYUNDAI STEEL CO	2,767	35,850.000	99,196,950.00	
	KOREA ZINC CO LTD	285	490,000.000	139,650,000.00	
	KUMHO PETROCHEMICAL CO LTD	531	119,700.000	63,560,700.00	
	LG CHEM LTD	1,574	650,000.000	1,023,100,000.00	
	LG CHEM LTD-PREFERENCE	227	388,000.000	88,076,000.00	
	LOTTE CHEMICAL CORP	723	148,900.000	107,654,700.00	
	POSCO FUTURE M CO LTD	1,037	510,000.000	528,870,000.00	
	POSCO HOLDINGS INC	2,310	619,000.000	1,429,890,000.00	
	SK IE TECHNOLOGY CO LTD	960	102,200.000	98,112,000.00	
	SKC CO LTD	496	94,800.000	47,020,800.00	
	CJ CORP	498	63,800.000	31,772,400.00	
	DOOSAN BOBCAT INC	1,293	56,600.000	73,183,800.00	
	DOOSAN ENERBILITY CO LTD	15,235	17,480.000	266,307,800.00	
	ECOPRO BM CO LTD	1,543	407,500.000	628,772,500.00	
	GS HOLDINGS	1,178	37,600.000	44,292,800.00	
	HANWHA AEROSPACE CO LTD	1,139	115,500.000	131,554,500.00	
	HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	830	135,700.000	112,631,000.00	
	HD KOREA SHIPBUILDING & OFFS	1,365	123,700.000	168,850,500.00	
	HYUNDAI ENGINEERING & CONST	2,816	37,000.000	104,192,000.00	
	HYUNDAI MIPO DOCKYARD	668	87,200.000	58,249,600.00	
KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	2,283	48,200.000	110,040,600.00		
LG CORP	2,979	83,700.000	249,342,300.00		
LG ENERGY SOLUTION	1,108	542,000.000	600,536,000.00		
POSCO INTERNATIONAL CORP	1,697	80,000.000	135,760,000.00		

SAMSUNG C&T CORP	2,774	102,900.000	285,444,600.00	
SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	5,041	35,750.000	180,215,750.00	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	21,785	8,890.000	193,668,650.00	
SK INC	1,219	150,700.000	183,703,300.00	
SK SQUARE CO LTD	3,184	45,400.000	144,553,600.00	
HMM CO LTD	7,862	17,610.000	138,449,820.00	
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	524	182,500.000	95,630,000.00	
KOREAN AIR LINES CO LTD	6,388	24,550.000	156,825,400.00	
PAN OCEAN CO LTD	10,467	4,810.000	50,346,270.00	
HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO	2,114	37,100.000	78,429,400.00	
HANON SYSTEMS	4,138	8,520.000	35,255,760.00	
HYUNDAI MOBIS CO LTD	1,996	232,500.000	464,070,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO	4,460	196,800.000	877,728,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PRF	1,296	108,700.000	140,875,200.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PRF	582	107,500.000	62,565,000.00	
KIA CORP	8,315	84,200.000	700,123,000.00	
COWAY CO LTD	1,996	42,050.000	83,931,800.00	
F&F CO LTD / NEW	502	101,100.000	50,752,200.00	
LG ELECTRONICS INC	3,476	110,600.000	384,445,600.00	
KANGWON LAND INC	3,691	15,780.000	58,243,980.00	
HOTEL SHILLA CO LTD	1,159	72,300.000	83,795,700.00	
BGF RETAIL CO LTD	193	164,200.000	31,690,600.00	
E-MART INC	516	75,500.000	38,958,000.00	
CJ CHEILJEDANG CORP	261	277,500.000	72,427,500.00	
KT&G CORP	3,477	83,400.000	289,981,800.00	
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	694	111,700.000	77,519,800.00	
AMOREPACIFIC CORP	808	110,800.000	89,526,400.00	
LG H&H	279	418,500.000	116,761,500.00	
CELLTRION HEALTHCARE CO LTD	3,439	64,300.000	221,127,700.00	
HLB INC	3,856	31,950.000	123,199,200.00	
CELLTRION INC	3,528	143,800.000	507,326,400.00	
CELLTRION PHARM INC	364	88,500.000	32,214,000.00	
HANMI PHARM CO LTD	174	275,000.000	47,850,000.00	
SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	579	784,000.000	453,936,000.00	
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	1,033	81,700.000	84,396,100.00	
SK BIOSCIENCE CO LTD	902	72,200.000	65,124,400.00	
YUHAN CORP	1,951	69,300.000	135,204,300.00	
HANA FINANCIAL GROUP	9,633	39,700.000	382,430,100.00	
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	7,263	10,380.000	75,389,940.00	
KAKAOBANK CORP	5,365	25,300.000	135,734,500.00	
KB FINANCIAL GROUP INC	12,259	51,100.000	626,434,900.00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	14,199	34,900.000	495,545,100.00	

	WOORI FINANCIAL GROUP INC	18,331	11,480.000	210,439,880.00	
	KAKAOPAY CORP	839	48,850.000	40,985,150.00	
	KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	1,369	48,500.000	66,396,500.00	
	MERITZ FINANCIAL GROUP INC	3,087	48,200.000	148,793,400.00	
	MIRAE ASSET SECURITIES CO LT	8,457	6,830.000	57,761,310.00	
	NH INVESTMENT & SECURITIES C	5,391	9,730.000	52,454,430.00	
	SAMSUNG SECURITIES CO LTD	2,379	35,500.000	84,454,500.00	
	DB INSURANCE CO LTD	1,283	76,500.000	98,149,500.00	
	SAMSUNG FIRE & MARINE INS	1,033	242,500.000	250,502,500.00	
	SAMSUNG LIFE INSURANCE CO LT	2,525	69,100.000	174,477,500.00	
	SAMSUNG SDS CO LTD	1,205	122,700.000	147,853,500.00	
	COSMOAM&T CO LTD	821	174,100.000	142,936,100.00	
	L&F CO LTD	811	238,500.000	193,423,500.00	
	LG DISPLAY CO LTD	7,290	13,500.000	98,415,000.00	
	LG INNOTEK CO LTD	495	266,500.000	131,917,500.00	
	LOTTE ENERGY MATERIALS CORP	643	54,400.000	34,979,200.00	
	SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	1,801	144,400.000	260,064,400.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	153,740	70,600.000	10,854,044,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	26,456	58,600.000	1,550,321,600.00	
	SAMSUNG SDI CO LTD	1,788	663,000.000	1,185,444,000.00	
	SK HYNIX INC	17,554	128,000.000	2,246,912,000.00	
	KT CORP	2,098	29,700.000	62,310,600.00	
	LG UPLUS CORP	6,942	10,090.000	70,044,780.00	
	KOREA ELECTRIC POWER CORP	7,737	19,380.000	149,943,060.00	
	HYBE CO LTD	587	258,500.000	151,739,500.00	
	KAKAO CORP	9,838	50,600.000	497,802,800.00	
	KAKAO GAMES CORP	1,454	29,900.000	43,474,600.00	
	KRAFTON INC	874	168,800.000	147,531,200.00	
	NAVER CORP	4,142	211,000.000	873,962,000.00	
	NCSOFT CORP	485	273,000.000	132,405,000.00	
	NETMARBLE CORP	678	48,300.000	32,747,400.00	
	PEARL ABYSS CORP	1,209	55,700.000	67,341,300.00	
	韓国・ウオン小計	510,561		35,802,057,080.00 (3,956,127,306)	
マレーシ ア・リンギ ット	DIALOG GROUP BHD	135,200	2.250	304,200.00	
	PETRONAS DAGANGAN BHD	7,300	22.960	167,608.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	82,000	6.850	561,700.00	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDIN	110,600	5.000	553,000.00	
	GAMUDA BHD	57,800	4.500	260,100.00	
	SIME DARBY BERHAD	93,800	2.150	201,670.00	
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	30,900	6.900	213,210.00	
	MISC BHD	42,800	7.190	307,732.00	

	GENTING BHD	60,200	4.320	260,064.00	
	GENTING MALAYSIA BHD	73,100	2.580	188,598.00	
	MR DIY GROUP M BHD	136,150	1.500	204,225.00	
	IOI CORP BHD	70,600	4.130	291,578.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	13,900	23.200	322,480.00	
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	2,300	132.000	303,600.00	
	PPB GROUP BERHAD	20,240	16.400	331,936.00	
	QL RESOURCES BHD	29,250	5.420	158,535.00	
	SIME DARBY PLANTATION BHD	59,300	4.550	269,815.00	
	IHH HEALTHCARE BHD	63,300	5.890	372,837.00	
	TOP GLOVE CORP BHD	199,200	0.895	178,284.00	
	AMMB HOLDINGS BHD	68,900	3.820	263,198.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	215,700	5.500	1,186,350.00	
	HONG LEONG BANK BERHAD	22,700	19.540	443,558.00	
	HONG LEONG FINANCIAL GROUP	5,700	18.200	103,740.00	
	MALAYAN BANKING BHD	180,000	8.990	1,618,200.00	
	PUBLIC BANK BERHAD	468,400	4.140	1,939,176.00	
	RHB BANK BHD	48,000	5.660	271,680.00	
	INARI AMERTRON BHD	92,100	3.050	280,905.00	
	AXIATA GROUP BERHAD	89,500	2.650	237,175.00	
	CELCOMDIGI BHD	123,800	4.400	544,720.00	
	MAXIS BHD	85,300	4.030	343,759.00	
	TELEKOM MALAYSIA BHD	34,000	5.080	172,720.00	
	PETRONAS GAS BHD	21,600	17.080	368,928.00	
	TENAGA NASIONAL BHD	84,900	9.570	812,493.00	
	マレーシア・リングイト小計	2,828,540		14,037,774.00 (435,119,054)	
南アフリ カ・ランド	EXXARO RESOURCES LTD	7,716	163.730	1,263,340.68	
	AFRICAN RAINBOW MINERALS LTD	3,545	197.480	700,066.60	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	2,321	894.000	2,074,974.00	
	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	13,209	388.980	5,138,036.82	
	GOLD FIELDS LTD	29,268	269.800	7,896,506.40	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	18,015	76.450	1,377,246.75	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	26,912	129.900	3,495,868.80	
	KUMBA IRON ORE LTD	2,544	482.090	1,226,436.96	
	NORTHAM PLATINUM HOLDINGS LT	10,197	150.700	1,536,687.90	
	SASOL LTD	18,017	245.860	4,429,659.62	
	SIBANYE STILLWATER LTD	89,325	32.810	2,930,753.25	
	BIDVEST GROUP LTD	9,128	274.490	2,505,544.72	
	MR PRICE GROUP LTD	9,297	160.350	1,490,773.95	
	NASPERS LTD-N SHS	6,368	3,460.910	22,039,074.88	
	PEPKOR HOLDINGS LTD	52,954	17.220	911,867.88	

	THE FOSCHINI GROUP LTD	10,629	107.690	1,144,637.01	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	32,847	78.300	2,571,920.10	
	BID CORP LTD	10,585	420.090	4,446,652.65	
	CLICKS GROUP LTD	7,700	283.080	2,179,716.00	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	15,863	256.310	4,065,845.53	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	11,970	192.430	2,303,387.10	
	ABSA GROUP LTD	26,755	188.500	5,043,317.50	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	2,748	1,789.980	4,918,865.04	
	NEDBANK GROUP LTD	14,528	235.340	3,419,019.52	
	STANDARD BANK GROUP LTD	42,370	190.110	8,054,960.70	
	FIRSTRAND LTD	159,330	72.690	11,581,697.70	
	REINET INVESTMENTS SCA	4,918	438.210	2,155,116.78	
	REMGRO LTD	16,702	161.420	2,696,036.84	
	DISCOVERY LTD	18,855	158.780	2,993,796.90	
	OLD MUTUAL LTD	170,915	12.900	2,204,803.50	
	OUTSURANCE GROUP LTD	26,578	38.850	1,032,555.30	
	SANLAM LTD	56,226	66.250	3,724,972.50	
	MTN GROUP LTD	53,520	140.300	7,508,856.00	
	VODACOM GROUP LTD	21,750	119.090	2,590,207.50	
	MULTICHOICE GROUP LTD	11,752	87.740	1,031,120.48	
	NEPI ROCKCASTLE N.V.	14,414	108.000	1,556,712.00	
	南アフリカ・ランド小計	1,029,771		136,241,035.86 (1,091,290,697)	
タイ・パ ーツ	BANPU PUBLIC CO LTD-NVDR	253,400	9.700	2,457,980.00	
	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	46,200	159.500	7,368,900.00	
	PTT PCL-NVDR	318,400	34.750	11,064,400.00	
	THAI OIL PCL-NVDR	33,900	49.500	1,678,050.00	
	INDORAMA VENTURES PCL-NVDR	54,400	34.250	1,863,200.00	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	78,600	39.250	3,085,050.00	
	SCG PACKAGING PCL-NVDR	41,600	40.000	1,664,000.00	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	25,700	322.000	8,275,400.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR	135,300	71.250	9,640,125.00	
	BANGKOK EXPRESSWAY-NVDR	221,600	9.000	1,994,400.00	
	BTS GROUP HOLDINGS PCL-NVDR	229,500	7.800	1,790,100.00	
	ASSET WORLD CORP PCL-NVDR	184,500	4.420	815,490.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	98,600	33.000	3,253,800.00	
	CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	50,491	42.250	2,133,244.75	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	166,900	14.100	2,353,290.00	
	PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	110,600	21.100	2,333,660.00	
	BERLI JUCKER PUBLIC CO-NVDR	42,800	35.000	1,498,000.00	
	CP ALL PCL-NVDR	189,900	62.750	11,916,225.00	
	CP AXTRA PCL-NVDR	77,100	34.250	2,640,675.00	

	CARABAO GROUP PCL-NVDR	16,800	73.250	1,230,600.00	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	106,800	19.800	2,114,640.00	
	OSOTSPA PCL-NVDR	38,500	29.500	1,135,750.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	365,500	28.750	10,508,125.00	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PCL-NVDR	18,000	216.000	3,888,000.00	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	16,500	125.000	2,062,500.00	
	KRUNG THAI BANK - NVDR	103,500	20.400	2,111,400.00	
	SCB X PCL-NVDR	30,600	111.000	3,396,600.00	
	KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	27,100	47.500	1,287,250.00	
	MUANGTHAI CAPITAL PCL-NVDR	16,200	36.000	583,200.00	
	SRISAWAD CORP PCL-NVDR	28,000	48.500	1,358,000.00	
	DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	98,500	109.500	10,785,750.00	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	39,300	224.000	8,803,200.00	
	INTOUCH HOLDINGS PCL-NVDR	35,900	76.750	2,755,325.00	
	TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	333,267	7.200	2,399,522.40	
	B GRIMM POWER PCL-NVDR	20,900	38.750	809,875.00	
	ELECTRICITY GENERA PCL-NVDR	10,400	131.000	1,362,400.00	
	ENERGY ABSOLUTE PCL-NVDR	57,500	59.750	3,435,625.00	
	GLOBAL POWER SYNERGY-NVDR	27,400	57.500	1,575,500.00	
	GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	99,400	50.000	4,970,000.00	
	RATCH GROUP PCL-NVDR	37,900	35.750	1,354,925.00	
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	60,800	67.000	4,073,600.00	
	LAND & HOUSES PUB - NVDR	233,200	8.500	1,982,200.00	
	タイ・パーツ小計	4,181,458		151,809,977.15 (623,939,006)	
ポーランド・ズロチ	ORLEN SA	18,663	70.450	1,314,808.35	
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	4,782	120.400	575,752.80	
	LPP SA	35	13,690.000	479,150.00	
	ALLEGRO.EU SA	12,339	35.320	435,813.48	
	PEPCO GROUP NV	5,020	34.140	171,382.80	
	DINO POLSKA SA	1,669	459.200	766,404.80	
	BANK PEKAO SA	5,776	118.050	681,856.80	
	MBANK SA	477	477.000	227,529.00	
	PKO BANK POLSKI SA	29,089	40.520	1,178,686.28	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	1,143	402.200	459,714.60	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	20,323	40.800	829,178.40	
	PGE SA	22,673	8.392	190,271.81	
	CD PROJEKT SA	2,415	164.400	397,026.00	
	CYFROWY POLSAT SA	5,742	16.210	93,077.82	
	ポーランド・ズロチ小計	130,146		7,800,652.94 (274,724,954)	
ハンガリ	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PL	14,232	2,778.000	39,536,496.00	

一・フォリ ント	RICHTER GEDEON NYRT	4,586	8,765.000	40,196,290.00	
	OTP BANK PLC	7,649	12,900.000	98,672,100.00	
ハンガリー・フォリント小計		26,467		178,404,886.00 (72,075,039)	
ユーロ	MOTOR OIL (HELLAS) SA	1,833	22.960	42,085.68	
	MYTILINEOS S. A.	3,556	36.340	129,225.04	
	FF GROUP	123	4.800	590.40	
	OPAP SA	6,174	16.070	99,216.18	
	JUMBO SA	3,650	27.580	100,667.00	
	ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	70,399	1.655	116,510.34	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES A	81,971	1.580	129,514.18	
	NATIONAL BANK OF GREECE	17,320	6.370	110,328.40	
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	6,284	14.320	89,986.88	
	PUBLIC POWER CORP	6,630	10.730	71,139.90	
	TERNA ENERGY SA	2,040	17.200	35,088.00	
ユーロ小計		199,980		924,352.00 (143,598,083)	
合 計		101,479,892		27,862,644,904 (27,862,644,904)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建保有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	25 銘柄	2.3%	3.0%
香港・ドル	株式	195 銘柄	20.4%	26.7%
台湾・ドル	株式	90 銘柄	13.1%	17.2%
エジプト・ポンド	株式	3 銘柄	0.1%	0.1%
トルコ・リラ	株式	18 銘柄	0.5%	0.7%
メキシコ・ペソ	株式	18 銘柄	1.9%	2.5%
フィリピン・ペソ	株式	15 銘柄	0.6%	0.7%
チリ・ペソ	株式	12 銘柄	0.5%	0.6%
コロンビア・ペソ	株式	3 銘柄	0.1%	0.1%
インド・ルピー	株式	115 銘柄	12.5%	16.4%
インドネシア・ルピア	株式	22 銘柄	1.7%	2.2%
ブラジル・レアル	株式	43 銘柄	4.6%	6.0%
チェコ・コルナ	株式	3 銘柄	0.1%	0.2%
韓国・ウォン	株式	102 銘柄	10.8%	14.2%
マレーシア・リンギット	株式	33 銘柄	1.2%	1.6%
南アフリカ・ランド	株式	36 銘柄	3.0%	3.9%
タイ・バーツ	株式	42 銘柄	1.7%	2.2%
ポーランド・ズロチ	株式	14 銘柄	0.8%	1.0%
ハンガリー・フォリント	株式	3 銘柄	0.2%	0.3%
ユーロ	株式	11 銘柄	0.4%	0.5%

(b)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考	
投資信託受 益証券	オフショ ア・人民 元	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	1,930,200.00	81,068,400.00		
		オフショア・人民元小計	1,930,200.00	81,068,400.00 (1,598,522,925)		
投資信託受益証券合計				1,598,522,925 (1,598,522,925)		
投資証券	アメリ カ・ドル	ISHARES MSCI KUWAIT ETF	55,371.00	1,834,441.23		
		ISHARES MSCI QATAR ETF	103,513.00	1,954,325.44		
		ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	218,122.00	9,305,084.52		
		ISHARES MSCI UAE ETF	186,758.00	2,849,927.08		
	アメリカ・ドル小計		563,764.00	15,943,778.27 (2,247,594,423)		
	メキシ コ・ペソ	CEMEX SAB-CPO	478,300.00	6,127,023.00		
		COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	16,575.00	2,347,683.00		
		FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	62,500.00	11,863,125.00		
		GRUPO TELEVISA SAB-SER CPO	74,700.00	1,282,599.00		
		TRUST FIBRA UNO	99,100.00	2,476,509.00		
	メキシコ・ペソ小計		731,175.00	24,096,939.00 (203,623,954)		
	ブラジ ル・レア ル	BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	37,200.00	1,258,848.00		
		BANCO SANTANDER BRASIL-UNIT	10,500.00	302,295.00		
		ENERGISA SA-UNITS	6,900.00	348,519.00		
		KLABIN SA - UNIT	23,300.00	529,143.00		
	ブラジル・リアル小計		77,900.00	2,438,805.00 (72,636,880)		
	南アフリ カ・ラン ド	GROWTHPOINT PROPERTIES LTD	95,658.00	1,212,943.44		
		南アフリカ・ランド小計	95,658.00	1,212,943.44 (9,715,677)		
	投資証券合計				2,533,570,934 (2,533,570,934)	
	合 計				4,132,093,859 (4,132,093,859)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券	組入 投資証券	合計金額に 対する比率
-----	-----	----------------	------------	----------------

			時価比率	時価比率	
アメリカ・ドル	投資証券	4 銘柄	-	6.1%	54.4%
メキシコ・ペソ	投資証券	5 銘柄	-	0.6%	4.9%
ブラジル・リアル	投資証券	4 銘柄	-	0.2%	1.8%
オフショア・人民元	投資信託受益証券	1 銘柄	4.4%	-	38.7%
南アフリカ・ランド	投資証券	1 銘柄	-	0.0%	0.2%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

国内債券（NOMURA-BPI）マザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

	(2022年8月1日現在)	(2023年7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	17,298,728	16,130,374
コール・ローン	513,036,157	572,022,045
国債証券	97,056,099,620	95,106,524,420
地方債証券	11,816,703,550	12,434,875,700
特殊債券	9,565,404,223	9,914,482,988
社債券	6,416,805,200	6,955,169,600
未収入金	-	563,285,800
未収利息	227,205,023	238,439,553
前払費用	7,179,062	5,544,795
流動資産合計	125,619,731,563	125,806,475,275
資産合計	125,619,731,563	125,806,475,275
負債の部		
流動負債		
未払金	159,843,200	428,119,600
未払解約金	1,729,999	-
その他未払費用	1,770	2,395
流動負債合計	161,574,969	428,121,995
負債合計	161,574,969	428,121,995
純資産の部		
元本等		
元本	90,956,138,558	92,641,952,625
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	34,502,018,036	32,736,400,655
元本等合計	125,458,156,594	125,378,353,280
純資産合計	125,458,156,594	125,378,353,280
負債純資産合計	125,619,731,563	125,806,475,275

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022 年 8 月 1 日現在)	(2023 年 7 月 31 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	90,956,138,558 口	92,641,952,625 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.3793 円 (1 万口当たりの純資産額 13,793 円)	1 口当たり純資産額 1.3534 円 (1 万口当たりの純資産額 13,534 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。

	<p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券）</p> <p>「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）</p> <p>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ

	取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
--	---

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2022 年 8 月 1 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	85,708,688,826 円
同期中における追加設定元本額	17,918,804,882 円
同期中における一部解約元本額	12,671,355,150 円
2022 年 8 月 1 日現在の元本の内訳	
三井住友・日本債券インデックス・ファンド	54,174,627,983 円
三井住友DS・国内債券インデックス年金ファンド	761,253,427 円
日興FWS・日本債インデックス	2,975,773,625 円
SMAM・国内債券インデックス・ファンド	2,566,450,216 円
国内債券インデックスファンドVA<適格機関投資家限定>	36,764,129 円
SMAM・年金国内債券パッシブファンド<適格機関投資家限定>	30,441,269,178 円
合 計	90,956,138,558 円

(2023 年 7 月 31 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	90,956,138,558 円
同期中における追加設定元本額	12,801,191,688 円
同期中における一部解約元本額	11,115,377,621 円
2023 年 7 月 31 日現在の元本の内訳	
三井住友・日本債券インデックス・ファンド	54,200,572,410 円
三井住友DS・国内債券インデックス年金ファンド	1,339,755,584 円
日興FWS・日本債インデックス	7,933,784,703 円
SMAM・国内債券インデックス・ファンド	1,982,320,511 円
国内債券インデックスファンドVA<適格機関投資家限定>	31,155,588 円
SMAM・年金国内債券パッシブファンド<適格機関投資家限定>	27,154,363,829 円
合 計	92,641,952,625 円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	4 4 5 2年国債	40,000,000	40,030,000	
	4 4 6 2年国債	140,000,000	140,088,200	
	4 4 7 2年国債	100,000,000	100,049,000	
	1 4 1 5年国債	1,030,000,000	1,032,224,800	
	1 4 2 5年国債	530,000,000	531,171,300	
	1 4 3 5年国債	440,000,000	440,932,800	
	1 4 4 5年国債	1,220,000,000	1,222,867,000	
	1 4 5 5年国債	890,000,000	892,180,500	
	1 4 6 5年国債	1,280,000,000	1,283,353,600	
	1 4 7 5年国債	790,000,000	790,102,700	
	1 4 8 5年国債	620,000,000	619,907,000	
	1 4 9 5年国債	1,570,000,000	1,569,246,400	
	1 5 0 5年国債	920,000,000	919,218,000	
	1 5 1 5年国債	640,000,000	639,065,600	
	1 5 2 5年国債	250,000,000	250,497,500	
	1 5 3 5年国債	1,300,000,000	1,297,218,000	
	1 5 4 5年国債	1,050,000,000	1,050,861,000	
	1 5 6 5年国債	1,140,000,000	1,144,468,800	
	1 5 7 5年国債	330,000,000	330,910,800	
	1 5 8 5年国債	880,000,000	878,169,600	
	1 5 9 5年国債	80,000,000	79,708,800	
	2 40年国債	132,000,000	154,839,960	
	3 40年国債	150,000,000	175,837,500	
	4 40年国債	215,000,000	252,031,600	
	5 40年国債	222,000,000	250,504,800	
	6 40年国債	220,000,000	244,059,200	
	7 40年国債	253,000,000	267,550,030	
	8 40年国債	295,000,000	289,601,500	
	9 40年国債	481,000,000	347,200,230	
	1 0 40年国債	448,000,000	378,595,840	
	1 1 40年国債	355,000,000	288,494,300	
	1 2 40年国債	370,000,000	267,905,900	
	1 3 40年国債	490,000,000	351,310,400	
1 4 40年国債	470,000,000	359,244,500		
1 5 40年国債	555,000,000	466,033,500		

1 6	4 0年国債	160,000,000	146,404,800	
3 3 6	1 0年国債	115,000,000	115,892,400	
3 3 7	1 0年国債	305,000,000	306,521,950	
3 3 8	1 0年国債	607,000,000	611,261,140	
3 3 9	1 0年国債	615,000,000	619,926,150	
3 4 0	1 0年国債	883,000,000	890,832,210	
3 4 1	1 0年国債	365,000,000	367,697,350	
3 4 2	1 0年国債	900,000,000	902,367,000	
3 4 3	1 0年国債	577,000,000	578,494,430	
3 4 4	1 0年国債	1,100,000,000	1,102,750,000	
3 4 5	1 0年国債	725,000,000	726,711,000	
3 4 6	1 0年国債	460,000,000	460,915,400	
3 4 7	1 0年国債	105,000,000	105,162,750	
3 4 8	1 0年国債	105,000,000	105,086,100	
3 4 9	1 0年国債	75,000,000	74,967,000	
3 5 0	1 0年国債	305,000,000	304,435,750	
3 5 1	1 0年国債	260,000,000	259,116,000	
3 5 2	1 0年国債	415,000,000	412,887,650	
3 5 3	1 0年国債	460,000,000	457,060,600	
3 5 4	1 0年国債	570,000,000	565,405,800	
3 5 5	1 0年国債	660,000,000	653,499,000	
3 5 6	1 0年国債	695,000,000	687,035,300	
3 5 7	1 0年国債	1,100,000,000	1,085,524,000	
3 5 8	1 0年国債	990,000,000	975,219,300	
3 5 9	1 0年国債	1,200,000,000	1,179,432,000	
3 6 0	1 0年国債	760,000,000	744,693,600	
3 6 1	1 0年国債	1,150,000,000	1,124,435,500	
3 6 2	1 0年国債	1,220,000,000	1,189,805,000	
3 6 3	1 0年国債	1,460,000,000	1,420,536,200	
3 6 4	1 0年国債	1,540,000,000	1,494,754,800	
3 6 5	1 0年国債	1,150,000,000	1,113,867,000	
3 6 6	1 0年国債	290,000,000	282,680,400	
3 6 7	1 0年国債	790,000,000	768,203,900	
3 6 8	1 0年国債	600,000,000	581,982,000	
3 6 9	1 0年国債	170,000,000	169,165,300	
3 7 0	1 0年国債	1,030,000,000	1,022,481,000	
3 7 1	1 0年国債	110,000,000	107,946,300	
2	3 0年国債	150,000,000	170,197,500	
4	3 0年国債	160,000,000	188,788,800	
5	3 0年国債	100,000,000	113,443,000	
7	3 0年国債	180,000,000	207,658,800	
1 0	3 0年国債	230,000,000	241,240,100	

1 1	3 0年国債	150,000,000	165,861,000	
1 2	3 0年国債	230,000,000	263,343,100	
1 4	3 0年国債	220,000,000	258,933,400	
1 5	3 0年国債	220,000,000	261,639,400	
1 6	3 0年国債	175,000,000	208,404,000	
1 8	3 0年国債	170,000,000	199,365,800	
1 9	3 0年国債	125,000,000	146,702,500	
2 1	3 0年国債	122,000,000	143,594,000	
2 2	3 0年国債	149,000,000	179,191,870	
2 3	3 0年国債	151,000,000	181,834,200	
2 4	3 0年国債	135,000,000	162,668,250	
2 5	3 0年国債	175,000,000	206,739,750	
2 6	3 0年国債	219,000,000	261,748,800	
2 7	3 0年国債	206,000,000	249,525,740	
2 8	3 0年国債	201,000,000	244,001,940	
2 9	3 0年国債	190,000,000	228,423,700	
3 0	3 0年国債	270,000,000	320,922,000	
3 1	3 0年国債	277,000,000	325,674,440	
3 2	3 0年国債	377,000,000	448,810,960	
3 3	3 0年国債	380,000,000	434,636,400	
3 4	3 0年国債	394,000,000	462,788,460	
3 5	3 0年国債	335,000,000	382,322,100	
3 6	3 0年国債	315,000,000	359,392,950	
3 7	3 0年国債	345,000,000	387,100,350	
3 8	3 0年国債	335,000,000	369,283,900	
3 9	3 0年国債	240,000,000	268,694,400	
4 0	3 0年国債	240,000,000	264,424,800	
4 1	3 0年国債	250,000,000	270,917,500	
4 2	3 0年国債	240,000,000	259,845,600	
4 3	3 0年国債	280,000,000	302,873,200	
4 4	3 0年国債	307,000,000	332,038,920	
4 5	3 0年国債	302,000,000	315,004,120	
4 6	3 0年国債	345,000,000	359,379,600	
4 7	3 0年国債	315,000,000	333,944,100	
4 8	3 0年国債	335,000,000	342,229,300	
4 9	3 0年国債	375,000,000	382,496,250	
5 0	3 0年国債	280,000,000	252,425,600	
5 1	3 0年国債	317,000,000	253,920,170	
5 2	3 0年国債	317,000,000	265,516,030	
5 3	3 0年国債	342,000,000	292,505,760	
5 4	3 0年国債	190,000,000	169,605,400	
5 5	3 0年国債	260,000,000	231,454,600	

5 6	3 0 年国債	385,000,000	341,783,750	
5 7	3 0 年国債	405,000,000	358,538,400	
5 8	3 0 年国債	410,000,000	361,956,200	
5 9	3 0 年国債	350,000,000	300,895,000	
6 0	3 0 年国債	210,000,000	188,720,700	
6 1	3 0 年国債	350,000,000	298,795,000	
6 2	3 0 年国債	265,000,000	214,151,800	
6 3	3 0 年国債	285,000,000	223,214,850	
6 4	3 0 年国債	275,000,000	214,577,000	
6 5	3 0 年国債	345,000,000	268,437,600	
6 6	3 0 年国債	305,000,000	236,207,250	
6 7	3 0 年国債	350,000,000	285,274,500	
6 8	3 0 年国債	360,000,000	292,712,400	
6 9	3 0 年国債	350,000,000	291,679,500	
7 0	3 0 年国債	360,000,000	299,350,800	
7 1	3 0 年国債	350,000,000	290,381,000	
7 2	3 0 年国債	360,000,000	298,292,400	
7 3	3 0 年国債	350,000,000	289,639,000	
7 4	3 0 年国債	350,000,000	313,376,000	
7 5	3 0 年国債	350,000,000	337,592,500	
7 6	3 0 年国債	260,000,000	256,809,800	
7 7	3 0 年国債	340,000,000	351,957,800	
7 8	3 0 年国債	430,000,000	424,220,800	
7 9	3 0 年国債	20,000,000	18,761,800	
7 5	2 0 年国債	230,000,000	238,001,700	
7 8	2 0 年国債	340,000,000	352,342,000	
8 2	2 0 年国債	288,000,000	301,020,480	
8 4	2 0 年国債	424,000,000	444,339,280	
8 5	2 0 年国債	332,000,000	350,356,280	
8 8	2 0 年国債	329,000,000	350,727,160	
9 0	2 0 年国債	418,000,000	446,566,120	
9 2	2 0 年国債	295,000,000	315,655,900	
9 3	2 0 年国債	242,000,000	259,157,800	
9 7	2 0 年国債	270,000,000	293,600,700	
9 9	2 0 年国債	177,000,000	192,416,700	
1 0 0	2 0 年国債	130,000,000	142,359,100	
1 0 2	2 0 年国債	255,000,000	282,547,650	
1 0 5	2 0 年国債	237,000,000	260,026,920	
1 0 7	2 0 年国債	248,000,000	272,963,680	
1 0 9	2 0 年国債	315,000,000	344,156,400	
1 1 1	2 0 年国債	393,000,000	437,314,680	
1 1 3	2 0 年国債	395,000,000	438,505,300	

1 1 4	2 0 年国債	223, 000, 000	248, 230, 220	
1 1 6	2 0 年国債	320, 000, 000	359, 305, 600	
1 1 8	2 0 年国債	245, 000, 000	272, 449, 800	
1 1 9	2 0 年国債	160, 000, 000	175, 715, 200	
1 2 1	2 0 年国債	200, 000, 000	221, 276, 000	
1 2 2	2 0 年国債	225, 000, 000	247, 371, 750	
1 2 3	2 0 年国債	205, 000, 000	230, 249, 850	
1 2 4	2 0 年国債	230, 000, 000	256, 677, 700	
1 2 5	2 0 年国債	175, 000, 000	198, 257, 500	
1 2 6	2 0 年国債	185, 000, 000	206, 768, 950	
1 2 7	2 0 年国債	190, 000, 000	210, 951, 300	
1 2 9	2 0 年国債	40, 000, 000	44, 179, 200	
1 3 0	2 0 年国債	300, 000, 000	331, 788, 000	
1 3 1	2 0 年国債	225, 000, 000	247, 074, 750	
1 3 2	2 0 年国債	270, 000, 000	297, 032, 400	
1 3 3	2 0 年国債	235, 000, 000	260, 427, 000	
1 3 4	2 0 年国債	163, 000, 000	180, 908, 810	
1 3 5	2 0 年国債	285, 000, 000	313, 822, 050	
1 3 6	2 0 年国債	205, 000, 000	224, 032, 200	
1 3 7	2 0 年国債	190, 000, 000	209, 484, 500	
1 3 9	2 0 年国債	200, 000, 000	218, 714, 000	
1 4 0	2 0 年国債	560, 000, 000	617, 904, 000	
1 4 1	2 0 年国債	1, 100, 000, 000	1, 216, 160, 000	
1 4 2	2 0 年国債	730, 000, 000	813, 621, 500	
1 4 3	2 0 年国債	240, 000, 000	262, 932, 000	
1 4 4	2 0 年国債	285, 000, 000	309, 626, 850	
1 4 5	2 0 年国債	392, 000, 000	433, 450, 080	
1 4 6	2 0 年国債	350, 000, 000	386, 974, 000	
1 4 7	2 0 年国債	360, 000, 000	394, 423, 200	
1 4 8	2 0 年国債	282, 000, 000	305, 989, 740	
1 4 9	2 0 年国債	287, 000, 000	311, 323, 250	
1 5 0	2 0 年国債	595, 000, 000	638, 684, 900	
1 5 1	2 0 年国債	530, 000, 000	557, 061, 800	
1 5 2	2 0 年国債	580, 000, 000	609, 226, 200	
1 5 3	2 0 年国債	572, 000, 000	606, 657, 480	
1 5 4	2 0 年国債	565, 000, 000	592, 295, 150	
1 5 5	2 0 年国債	540, 000, 000	553, 105, 800	
1 5 6	2 0 年国債	480, 000, 000	456, 398, 400	
1 5 7	2 0 年国債	543, 000, 000	501, 427, 920	
1 5 8	2 0 年国債	455, 000, 000	435, 407, 700	
1 5 9	2 0 年国債	468, 000, 000	452, 574, 720	
1 6 0	2 0 年国債	540, 000, 000	527, 844, 600	

	1 6 1	2 0 年国債	515,000,000	495,620,550	
	1 6 2	2 0 年国債	615,000,000	590,375,400	
	1 6 3	2 0 年国債	515,000,000	493,117,650	
	1 6 4	2 0 年国債	515,000,000	484,599,550	
	1 6 5	2 0 年国債	515,000,000	483,198,750	
	1 6 6	2 0 年国債	500,000,000	481,545,000	
	1 6 7	2 0 年国債	475,000,000	442,738,000	
	1 6 8	2 0 年国債	475,000,000	434,411,250	
	1 6 9	2 0 年国債	395,000,000	354,184,650	
	1 7 0	2 0 年国債	420,000,000	375,236,400	
	1 7 1	2 0 年国債	425,000,000	378,054,500	
	1 7 2	2 0 年国債	430,000,000	387,404,200	
	1 7 3	2 0 年国債	440,000,000	395,014,400	
	1 7 4	2 0 年国債	515,000,000	460,363,650	
	1 7 5	2 0 年国債	510,000,000	462,299,700	
	1 7 6	2 0 年国債	490,000,000	442,332,800	
	1 7 7	2 0 年国債	510,000,000	450,585,000	
	1 7 8	2 0 年国債	530,000,000	475,092,000	
	1 7 9	2 0 年国債	520,000,000	464,817,600	
	1 8 0	2 0 年国債	440,000,000	413,828,800	
	1 8 1	2 0 年国債	465,000,000	443,861,100	
	1 8 2	2 0 年国債	500,000,000	492,985,000	
	1 8 3	2 0 年国債	480,000,000	496,656,000	
	1 8 4	2 0 年国債	400,000,000	392,396,000	
	1 8 5	2 0 年国債	170,000,000	166,467,400	
		国債証券 小計		95,106,524,420	
地方債証券	7 9 2	東京都公債	300,000,000	294,576,000	
	7 9 3	東京都公債	200,000,000	195,962,000	
	8	東京都30年	100,000,000	117,073,400	
	1 3	東京都30年	200,000,000	226,050,200	
	6	東京都20年	400,000,000	412,436,400	
	7	東京都20年	100,000,000	104,390,800	
	1 1	東京都20年	100,000,000	107,417,500	
	2 6 - 1 3	北海道公債	100,000,000	100,526,400	
	2 9 - 5	北海道公債	100,000,000	99,875,700	
	3 0 - 1 8	北海道公債	200,000,000	197,208,400	
	2 2 2	神奈川県公債	100,000,000	99,799,300	
	2 3 3	神奈川県公債	100,000,000	99,698,200	
	7	神奈川県20年	200,000,000	214,835,000	
	7 8	神奈川県5年	100,000,000	99,976,800	
	3 9 5	大阪府公債	200,000,000	201,131,000	
	3 9 7	大阪府公債	100,000,000	100,867,100	

4 0 7	大阪府公債	100,000,000	99,860,500	
4 2 5	大阪府公債	200,000,000	199,596,400	
1 7 0	大阪府5年	300,000,000	299,427,000	
2 7 - 1 1	京都府公債	200,000,000	201,749,600	
3 0 - 1 2	京都府5年	300,000,000	300,002,100	
1	兵庫県公債15年	200,000,000	208,984,200	
3	兵庫県公債12年	100,000,000	100,763,500	
5	兵庫県公債15年	100,000,000	104,768,100	
9	兵庫県公債20年	100,000,000	111,034,300	
2 6 - 1 0	静岡県公債	100,000,000	100,608,800	
7	静岡県30年	100,000,000	113,917,300	
1	静岡県20年	100,000,000	104,431,200	
2 6 - 1 4	愛知県公債	100,000,000	100,637,700	
2 6 - 1 8	愛知県公債	100,000,000	100,573,900	
2 7 - 1 6	愛知県公債	200,000,000	201,686,400	
2 9 - 1 6	愛知県公債	100,000,000	100,049,400	
2 6 - 1	広島県公債	100,000,000	100,532,600	
3 0 - 2	広島県公債	200,000,000	198,803,000	
2 6 - 4	埼玉県公債	100,000,000	100,561,500	
3 0 - 4	埼玉県公債	100,000,000	99,573,100	
6	埼玉県20年	100,000,000	109,870,400	
1 3	埼玉県20年	100,000,000	107,933,900	
1 4	埼玉県20年	100,000,000	107,298,000	
2 5 - 1 1	福岡県公債	100,000,000	100,396,600	
2 6 - 5	福岡県公債	200,000,000	201,183,400	
3 0 - 6	福岡県公債	100,000,000	99,226,600	
3 0 - 7	福岡県5年	100,000,000	100,005,400	
1 - 3	福岡県30年	100,000,000	78,996,600	
2 6 - 3	千葉県公債	300,000,000	301,718,400	
2 6 - 5	千葉県公債	200,000,000	201,152,000	
2 7 - 6	千葉県公債	100,000,000	100,884,000	
2 8 - 1	千葉県公債	100,000,000	99,870,600	
1 - 2	千葉県5年	100,000,000	99,987,700	
2 - 7	千葉県公債	100,000,000	97,213,400	
1 1	群馬県公債	100,000,000	100,589,000	
1 3 7	共同発行地方	100,000,000	100,563,700	
1 3 8	共同発行地方	100,000,000	100,594,600	
1 4 0	共同発行地方	100,000,000	100,589,000	
1 4 9	共同発行地方	100,000,000	100,828,800	
1 5 4	共同発行地方	150,000,000	151,107,300	
1 7 5	共同発行地方	200,000,000	200,016,600	
1 7 6	共同発行地方	100,000,000	99,837,300	

	179 共同発行地方	100,000,000	99,941,200	
	183 共同発行地方	600,000,000	597,505,800	
	185 共同発行地方	200,000,000	199,326,400	
	30-6 大阪市公債	100,000,000	99,585,000	
	1-1 大阪市5年	400,000,000	399,912,400	
	6 大阪市20年	100,000,000	109,896,100	
	487 名古屋市債	300,000,000	301,655,400	
	494 名古屋市債	200,000,000	201,728,200	
	1 名古屋市15年	200,000,000	209,113,000	
	1 京都市15年	100,000,000	101,510,400	
	8 京都市20年	100,000,000	111,054,700	
	26-3 神戸市20年	100,000,000	106,557,100	
	26-3 横浜市公債	300,000,000	301,692,000	
	27-1 横浜市公債	100,000,000	100,785,800	
	9 横浜市20年	100,000,000	106,387,300	
	16 横浜市20年	100,000,000	110,326,000	
	2-7 札幌市公債	100,000,000	96,746,400	
	91 川崎市公債	100,000,000	99,302,300	
	1-2 北九州市5年	100,000,000	99,959,200	
	26-5 福岡市公債	200,000,000	201,223,200	
	27-5 福岡市公債	100,000,000	100,839,700	
	27-1 三重県公債	100,000,000	100,862,300	
	27-2 福井県公債	100,000,000	100,827,400	
	30-2 岡山県公債	100,000,000	98,890,300	
	地方債証券 小計		12,434,875,700	
特殊債券	66 日本政策投資CO	100,000,000	99,891,800	
	124 日本政策投資	200,000,000	195,668,000	
	42 政保政策投資C	100,000,000	99,874,100	
	60 政保政策投資C	100,000,000	99,598,500	
	4 道路機構	100,000,000	119,235,800	
	22 道路機構	200,000,000	255,684,800	
	27 道路機構	100,000,000	108,899,900	
	37 道路機構	700,000,000	771,893,500	
	122 道路機構	200,000,000	200,850,400	
	79 政保道路機構	100,000,000	110,007,600	
	92 政保道路機構	100,000,000	110,598,500	
	99 政保道路機構	100,000,000	111,507,300	
	185 政保道路機構	100,000,000	109,789,100	
	207 政保道路機構	200,000,000	200,602,600	
	209 政保道路機構	100,000,000	100,388,400	
	210 政保道路機構	400,000,000	430,940,800	
	220 政保道路機構	300,000,000	301,772,100	

2 2 1	政保道路機構	100,000,000	106,771,300	
2 2 7	政保道路機構	300,000,000	301,927,500	
2 4 6	政保道路機構	100,000,000	103,481,900	
3 3 3	政保道路機構	100,000,000	99,851,200	
3 3 9	政保道路機構	100,000,000	99,936,400	
3 5 4	政保道路機構	200,000,000	198,714,600	
4 3 8	政保道路機構	100,000,000	99,926,500	
2 7	道路債券	100,000,000	101,520,800	
3 2	道路債券	100,000,000	102,718,800	
4 2	道路債券	100,000,000	103,457,600	
5 9	地方公共団体	100,000,000	100,503,500	
6 1	地方公共団体	100,000,000	100,582,200	
6 2	地方公共団体	300,000,000	301,716,900	
F 2 8 1	地方公共団体	100,000,000	101,933,800	
7 6	政保地方公共団	200,000,000	201,554,600	
4 8	地方公共団 2 0	100,000,000	102,182,000	
1 0 2	地方公共団体	100,000,000	99,854,400	
1 0 6	地方公共団体	300,000,000	299,185,800	
1 1 2	地方公共団体	100,000,000	99,668,100	
3 0	地方公共団 5 年	300,000,000	298,441,500	
1 6	公営企業 2 0 年	100,000,000	104,718,800	
1 8	公営企業 2 0 年	100,000,000	107,014,600	
2 2	公営企業 2 0 年	200,000,000	216,457,800	
9 7	都市再生	200,000,000	207,035,000	
1 1 7	都市再生	100,000,000	101,769,900	
6	福祉医療機構	100,000,000	103,259,800	
1 1 7	住宅支援機構	100,000,000	105,042,700	
1 3 0	住宅支援機構	100,000,000	109,316,800	
1 9 0	住宅支援機構	100,000,000	99,819,500	
2 2 2	住宅支援機構	200,000,000	199,829,400	
2 2 6	住宅支援機構	200,000,000	199,982,600	
S 3	住宅機構 R M B S	9,602,000	9,632,726	
3 5	住宅金融 R M B S	10,235,000	10,260,587	
3 7	住宅金融 R M B S	9,675,000	9,701,122	
4 0	住宅金融 R M B S	10,541,000	10,650,626	
2	住宅機構 R M B S	10,163,000	10,198,570	
2 9	住宅機構 R M B S	19,432,000	20,485,214	
3 2	住宅機構 R M B S	18,751,000	19,636,047	
3 7	住宅機構 R M B S	19,079,000	19,903,212	
4 9	住宅機構 R M B S	17,691,000	18,439,329	
5 1	住宅機構 R M B S	19,226,000	20,029,646	
5 5	住宅機構 R M B S	25,785,000	26,741,623	

57	住宅機構RMB S	24,689,000	25,627,182	
59	住宅機構RMB S	26,173,000	27,191,129	
67	住宅機構RMB S	34,200,000	34,904,520	
69	住宅機構RMB S	35,741,000	36,813,230	
70	住宅機構RMB S	30,990,000	31,919,700	
73	住宅機構RMB S	35,348,000	36,454,392	
88	住宅機構RMB S	39,545,000	40,035,358	
113	住宅機構RMB S	69,727,000	67,481,790	
123	住宅機構RMB S	72,715,000	70,431,749	
124	住宅機構RMB S	72,515,000	70,020,484	
125	住宅機構RMB S	72,464,000	69,978,484	
132	住宅機構RMB S	74,249,000	71,464,662	
138	住宅機構RMB S	76,785,000	74,251,095	
146	住宅機構RMB S	81,896,000	77,129,652	
151	住宅機構RMB S	84,604,000	79,806,953	
157	住宅機構RMB S	85,395,000	81,005,697	
160	住宅機構RMB S	87,669,000	83,206,647	
166	住宅機構RMB S	179,580,000	170,816,496	
183	住宅機構RMB S	192,704,000	184,745,324	
188	住宅機構RMB S	97,857,000	98,238,642	
350	信金中金	100,000,000	100,044,500	
85	中日本高速道	100,000,000	99,862,000	
78	鉄道建設・運	100,000,000	101,995,100	
	特殊債券 小計		9,914,482,988	
社債券	86 東日本高速道	200,000,000	199,058,200	
	90 中日本高速道	300,000,000	298,973,700	
	50 西日本高速道	100,000,000	99,976,800	
	61 西日本高速道	200,000,000	199,300,400	
	13 大和ハウス	100,000,000	99,784,200	
	17 アサヒグループHD	100,000,000	99,784,200	
	9 サントリーホールディング	100,000,000	99,815,100	
	30 東レ	100,000,000	99,972,700	
	24 三菱ケミカルホールデイ	100,000,000	99,543,400	
	11 ブリヂストン	200,000,000	199,396,200	
	32 住友電工	100,000,000	99,160,400	
	16 小松製作所	100,000,000	99,259,400	
	7 ジェイテクト	100,000,000	99,110,800	
	38 ソニーG	100,000,000	99,854,900	
	9 TDK	100,000,000	97,822,300	
	51 住友商事	100,000,000	103,161,500	
	1 三井住友FG劣後	100,000,000	100,316,100	
	1 みずほFG劣後	100,000,000	100,304,400	

17	NTTファイナンス	200,000,000	198,793,200	
73	ホンダファイナンス	200,000,000	198,400,800	
207	オリックス	200,000,000	198,911,200	
2	三菱HCキャピタル	200,000,000	198,006,200	
1	野村ホールディングス	100,000,000	99,990,700	
65	三菱地所	100,000,000	109,802,900	
135	三菱地所	200,000,000	191,333,800	
11	東急	100,000,000	96,388,500	
38	京王電鉄	100,000,000	99,667,500	
126	東日本旅客鉄	200,000,000	198,765,600	
163	東日本旅客鉄	300,000,000	298,396,200	
185	東日本旅客鉄	100,000,000	96,513,100	
13	西日本旅客鉄	100,000,000	107,146,700	
60	西日本旅客鉄	100,000,000	96,975,000	
32	東海旅客鉄道	100,000,000	107,977,900	
52	東海旅客鉄道	100,000,000	109,289,300	
45	東京地下鉄	200,000,000	192,493,200	
64	阪急阪神HLDG	100,000,000	99,289,200	
31	KDDI	200,000,000	199,991,600	
546	中部電力	200,000,000	189,993,400	
553	中部電力	100,000,000	99,690,400	
550	関西電力	300,000,000	299,972,700	
508	東北電力	200,000,000	198,327,200	
547	東北電力	100,000,000	99,219,600	
496	九州電力	200,000,000	190,152,800	
56	東京電力PG	200,000,000	201,996,800	
66	東京電力PG	100,000,000	98,308,900	
41	大阪瓦斯	300,000,000	285,432,600	
7	ファーストリテイリング	100,000,000	99,347,900	
	社債券 小計		6,955,169,600	
	合計		124,411,052,708	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2022年8月1日現在)	(2023年7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	28,392,965	32,194,265
金銭信託	10,909,747	7,307,339

コール・ローン	323,555,263	259,135,888
国債証券	23,199,395,040	25,846,619,561
派生商品評価勘定	1,348,727	427,824,901
未収入金	902,767,956	-
未収利息	130,969,243	184,183,189
前払費用	16,896,176	28,096,201
流動資産合計	24,614,235,117	26,785,361,344
資産合計	24,614,235,117	26,785,361,344
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	74,627,506	4,786,162
未払金	383,889,300	-
未払解約金	18,000,000	9,000,000
その他未払費用	473	849
流動負債合計	476,517,279	13,787,011
負債合計	476,517,279	13,787,011
純資産の部		
元本等		
元本	17,665,246,854	21,733,942,553
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	6,472,470,984	5,037,631,780
元本等合計	24,137,717,838	26,771,574,333
純資産合計	24,137,717,838	26,771,574,333
負債純資産合計	24,614,235,117	26,785,361,344

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、</p>

	原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年8月1日現在)	(2023年7月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	17,665,246,854 口	21,733,942,553 口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.3664円 (1万口当たりの純資産額 13,664円)	1口当たり純資産額 1.2318円 (1万口当たりの純資産額 12,318円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年8月2日 至 2023年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っております。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等について

	<p>は、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
--	---

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2023年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2022年8月1日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以外	為替予約取引				

の取引	買建				
	アメリカ・ドル	195,312,472	-	196,036,190	723,718
	カナダ・ドル	15,534,339	-	15,594,652	60,313
	オーストラリア・ドル	3,268,636	-	3,282,086	13,450
	シンガポール・ドル	6,905,983	-	6,928,534	22,551
	イギリス・ポンド	22,596,462	-	22,664,906	68,444
	デンマーク・クローネ	659,016	-	660,465	1,449
	メキシコ・ペソ	1,790,394	-	1,804,401	14,007
	オフショア・人民元	60,946,923	-	61,215,497	268,574
	ポーランド・ズロチ	1,047,544	-	1,050,504	2,960
	ユーロ	75,692,891	-	75,866,152	173,261
	小計	383,754,660	-	385,103,387	1,348,727
	売建				
	アメリカ・ドル	11,835,886,428	-	11,878,663,280	△42,776,852
	カナダ・ドル	496,798,942	-	498,704,192	△1,905,250
	オーストラリア・ドル	363,421,305	-	364,932,650	△1,511,345
	シンガポール・ドル	225,774,772	-	226,524,909	△750,137
	イギリス・ポンド	1,194,129,603	-	1,197,743,747	△3,614,144
	イスラエル・シケル	91,787,730	-	92,588,553	△800,823
	デンマーク・クローネ	88,656,989	-	88,858,108	△201,119
	ノルウェー・クローネ	48,481,746	-	48,615,120	△133,374
スウェーデン・クローナ	61,718,971	-	61,839,462	△120,491	
メキシコ・ペソ	178,761,513	-	179,954,248	△1,192,735	
オフショア・人民元	585,589,891	-	588,021,924	△2,432,033	
ポーランド・ズロチ	98,681,369	-	98,910,935	△229,566	
ユーロ	8,128,252,297	-	8,147,211,934	△18,959,637	
小計	23,397,941,556	-	23,472,569,062	△74,627,506	
合計	23,781,696,216	-	23,857,672,449	△73,278,779	

(2023年7月31日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	65,460,655	-	66,224,974	764,319
	カナダ・ドル	3,173,414	-	3,188,865	15,451
	オーストラリア・ドル	3,780,494	-	3,756,968	△23,526
	シンガポール・ドル	1,065,556	-	1,058,632	△6,924
	イギリス・ポンド	7,221,094	-	7,244,708	23,614

	オフショア・人民元	5,792,850	-	5,914,200	121,350
	ユーロ	50,010,995	-	49,695,904	△315,091
	小計	136,505,058	-	137,084,251	579,193
	売建				
	アメリカ・ドル	12,992,097,270	-	12,722,240,218	269,857,052
	カナダ・ドル	548,245,994	-	535,729,320	12,516,674
	オーストラリア・ドル	403,604,876	-	395,420,882	8,183,994
	シンガポール・ドル	257,600,046	-	256,188,944	1,411,102
	ニュージーランド・ドル	57,300,295	-	56,401,345	898,950
	イギリス・ポンド	1,304,762,861	-	1,291,369,201	13,393,660
	イスラエル・シケル	78,785,518	-	77,465,409	1,320,109
	デンマーク・クローネ	83,009,853	-	81,913,776	1,096,077
	ノルウェー・クローネ	43,029,440	-	44,240,640	△1,211,200
	スウェーデン・クローナ	53,760,603	-	53,902,056	△141,453
	メキシコ・ペソ	262,622,120	-	265,710,088	△3,087,968
	オフショア・人民元	1,516,214,849	-	1,507,726,720	8,488,129
	ポーランド・ズロチ	135,813,709	-	135,142,272	671,437
	ユーロ	8,939,403,925	-	8,830,340,942	109,062,983
	小計	26,676,251,359	-	26,253,791,813	422,459,546
	合計	26,812,756,417	-	26,390,876,064	423,038,739

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022年8月2日

至 2023年7月31日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2022年8月1日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	15,468,389,590円
同期中における追加設定元本額	10,049,366,018円
同期中における一部解約元本額	7,852,508,754円
2022年8月1日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	2,630,472,647円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	1,288,767,287円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	388,418,954円
イオン・バランス戦略ファンド	1,039,857,753円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	2,163,020,079円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	815,825,160円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	1,446,803,280円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	357,947,595円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	94,452,387円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	53,253,472円
日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジあり)	510,667,685円
SMAM・年金グローバル債券ファンド<適格機関投資家限定>	1,156,400,611円
SMAM・バランスVA株40T<適格機関投資家限定>	885,316円
SMAM・ヘッジ付き年金外国債券パッシブファンドII<適格機関投資家限定>	4,475,421,788円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	363,835,881円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	385,698,151円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	493,518,808円
合計	17,665,246,854円

(2023年7月31日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	17,665,246,854円
同期中における追加設定元本額	12,131,952,776円
同期中における一部解約元本額	8,063,257,077円
2023年7月31日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	2,502,135,440円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	1,350,484,636円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	361,991,376円
イオン・バランス戦略ファンド	935,889,636円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	3,329,180,031円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	1,257,338,538円

三井住友・資産最適化ファンド（3 バランス型）	2,450,693,722 円
三井住友・資産最適化ファンド（4 やや成長型）	619,162,704 円
三井住友・資産最適化ファンド（5 成長重視型）	208,442,220 円
三井住友・DC つみたて N I S A ・世界分散ファンド	83,440,627 円
日興 F W S ・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）	616,649,815 円
三井住友 D S ・ F W 専用ポートフォリオ・レベル 1（保守型）	1,325,330 円
三井住友 D S ・ F W 専用ポートフォリオ・レベル 2（安定型）	6,497,305 円
三井住友 D S ・ F W 専用ポートフォリオ・レベル 3（安定成長型）	17,354,029 円
三井住友 D S ・ F W 専用ポートフォリオ・レベル 4（成長型）	4,295,298 円
三井住友 D S ・ F W 専用ポートフォリオ・レベル 5（積極成長型）	766,011 円
SMAM・年金グローバル債券ファンド<適格機関投資家限定>	1,098,318,977 円
SMAM・バランス V A 株 4 0 T <適格機関投資家限定>	1,006,607 円
SMAM・ヘッジ付き年金外国債券パッシブファンドⅡ<適格機関投資家限定>	5,378,505,582 円
SMAM・年金 W リスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	532,393,743 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド 2 0 1 6 - 0 4 <適格機関投資家限定>	
>	338,787,233 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	542,015,802 円
SMDAM・年金 W リスクコントロールファンド（リスク 3%）<適格機関投資家限定>	
>	97,267,891 円
合 計	21,733,942,553 円

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリ カ・ドル	T 0.25 05/31/25	370,000.00	339,537.90	
		T 0.25 06/30/25	650,000.00	595,016.50	
		T 0.25 07/31/25	350,000.00	319,340.00	
		T 0.25 08/31/25	590,000.00	536,646.30	
		T 0.25 09/30/25	290,000.00	263,241.70	
		T 0.25 10/31/25	420,000.00	379,885.80	
		T 0.375 01/31/26	300,000.00	269,928.00	
		T 0.375 04/30/25	520,000.00	479,850.80	
		T 0.375 07/15/24	1,020,000.00	972,784.20	
		T 0.375 07/31/27	400,000.00	342,560.00	
		T 0.375 08/15/24	710,000.00	674,393.50	
		T 0.375 09/15/24	100,000.00	94,638.00	
		T 0.375 09/30/27	470,000.00	400,435.30	
		T 0.375 11/30/25	510,000.00	461,330.70	
		T 0.375 12/31/25	500,000.00	451,520.00	

T 0.5 02/28/26	550,000.00	495,038.50	
T 0.5 03/31/25	920,000.00	853,382.80	
T 0.5 04/30/27	480,000.00	416,568.00	
T 0.5 05/31/27	370,000.00	320,323.80	
T 0.5 06/30/27	310,000.00	267,650.90	
T 0.5 08/31/27	340,000.00	291,866.20	
T 0.5 10/31/27	400,000.00	341,676.00	
T 0.625 03/31/27	120,000.00	104,929.20	
T 0.625 05/15/30	1,140,000.00	909,058.80	
T 0.625 07/31/26	420,000.00	374,782.80	
T 0.625 08/15/30	750,000.00	594,375.00	
T 0.625 10/15/24	1,200,000.00	1,135,188.00	
T 0.625 11/30/27	280,000.00	239,918.00	
T 0.625 12/31/27	350,000.00	299,194.00	
T 0.75 01/31/28	460,000.00	394,519.00	
T 0.75 03/31/26	530,000.00	479,687.10	
T 0.75 04/30/26	500,000.00	450,955.00	
T 0.75 05/31/26	600,000.00	539,808.00	
T 0.75 08/31/26	460,000.00	410,959.40	
T 0.75 11/15/24	100,000.00	94,404.00	
T 0.875 06/30/26	390,000.00	351,850.20	
T 0.875 09/30/26	540,000.00	483,845.40	
T 0.875 11/15/30	980,000.00	788,968.60	
T 1 07/31/28	350,000.00	299,897.50	
T 1 12/15/24	600,000.00	566,562.00	
T 1.125 01/15/25	500,000.00	471,665.00	
T 1.125 02/15/31	790,000.00	645,761.80	
T 1.125 02/28/27	280,000.00	250,138.00	
T 1.125 02/29/28	540,000.00	470,410.20	
T 1.125 05/15/40	370,000.00	234,291.40	
T 1.125 08/15/40	160,000.00	100,417.60	
T 1.125 08/31/28	490,000.00	421,752.80	
T 1.125 10/31/26	500,000.00	450,210.00	
T 1.25 03/31/28	460,000.00	402,389.60	
T 1.25 04/30/28	730,000.00	637,290.00	
T 1.25 05/15/50	680,000.00	370,028.80	
T 1.25 05/31/28	580,000.00	505,330.80	
T 1.25 06/30/28	330,000.00	287,001.00	
T 1.25 08/15/31	970,000.00	789,599.40	
T 1.25 08/31/24	50,000.00	47,843.50	
T 1.25 09/30/28	560,000.00	484,013.60	
T 1.25 11/30/26	420,000.00	378,915.60	

T 1.25 12/31/26	530,000.00	477,492.90	
T 1.375 01/31/25	830,000.00	784,814.80	
T 1.375 08/15/50	450,000.00	253,053.00	
T 1.375 08/31/26	240,000.00	218,661.60	
T 1.375 10/31/28	260,000.00	225,817.80	
T 1.375 11/15/31	1,040,000.00	850,397.60	
T 1.375 11/15/40	330,000.00	215,651.70	
T 1.375 12/31/28	620,000.00	536,889.00	
T 1.5 01/31/27	350,000.00	317,310.00	
T 1.5 02/15/25	370,000.00	350,082.90	
T 1.5 02/15/30	570,000.00	486,044.70	
T 1.5 08/15/26	350,000.00	320,379.50	
T 1.5 11/30/24	610,000.00	580,713.90	
T 1.5 11/30/28	380,000.00	331,660.20	
T 1.625 02/15/26	600,000.00	556,686.00	
T 1.625 05/15/26	570,000.00	526,503.30	
T 1.625 05/15/31	1,180,000.00	995,577.80	
T 1.625 08/15/29	420,000.00	365,038.80	
T 1.625 09/30/26	480,000.00	440,078.40	
T 1.625 10/31/26	100,000.00	91,531.00	
T 1.625 11/15/50	310,000.00	186,381.30	
T 1.625 11/30/26	350,000.00	319,798.50	
T 1.75 01/31/29	540,000.00	476,231.40	
T 1.75 08/15/41	210,000.00	144,423.30	
T 1.75 11/15/29	330,000.00	288,205.50	
T 1.75 12/31/24	390,000.00	371,677.80	
T 1.75 12/31/26	300,000.00	274,920.00	
T 1.875 02/15/32	950,000.00	806,312.50	
T 1.875 02/15/41	200,000.00	141,988.00	
T 1.875 02/15/51	640,000.00	410,124.80	
T 1.875 02/28/27	550,000.00	504,493.00	
T 1.875 02/28/29	550,000.00	487,723.50	
T 1.875 06/30/26	200,000.00	185,804.00	
T 1.875 11/15/51	470,000.00	300,165.50	
T 2 02/15/50	470,000.00	312,235.10	
T 2 08/15/25	600,000.00	566,772.00	
T 2 08/15/51	680,000.00	448,745.60	
T 2 11/15/26	490,000.00	453,563.60	
T 2 11/15/41	390,000.00	279,357.00	
T 2.125 05/31/26	320,000.00	299,574.40	
T 2.25 02/15/27	450,000.00	418,540.50	
T 2.25 02/15/52	500,000.00	350,000.00	

T 2. 25 05/15/41	380,000.00	286,140.00	
T 2. 25 08/15/27	570,000.00	526,566.00	
T 2. 25 08/15/46	250,000.00	177,460.00	
T 2. 25 08/15/49	460,000.00	323,904.40	
T 2. 25 11/15/27	570,000.00	524,787.60	
T 2. 25 12/31/24	500,000.00	479,870.00	
T 2. 375 02/15/42	200,000.00	152,308.00	
T 2. 375 03/31/29	290,000.00	263,882.60	
T 2. 375 04/30/26	400,000.00	377,420.00	
T 2. 375 05/15/27	480,000.00	446,856.00	
T 2. 375 05/15/29	300,000.00	272,706.00	
T 2. 375 05/15/51	590,000.00	425,130.40	
T 2. 375 11/15/49	180,000.00	130,284.00	
T 2. 5 02/15/45	220,000.00	165,906.40	
T 2. 5 02/15/46	520,000.00	389,256.40	
T 2. 5 03/31/27	310,000.00	290,550.60	
T 2. 5 05/15/46	230,000.00	172,044.60	
T 2. 625 01/31/26	230,000.00	219,010.60	
T 2. 625 02/15/29	520,000.00	480,308.40	
T 2. 625 05/31/27	280,000.00	263,018.00	
T 2. 625 07/31/29	420,000.00	386,223.60	
T 2. 625 12/31/25	510,000.00	485,892.30	
T 2. 75 02/15/28	420,000.00	394,149.00	
T 2. 75 02/28/25	500,000.00	482,235.00	
T 2. 75 04/30/27	290,000.00	273,890.50	
T 2. 75 05/15/25	890,000.00	855,663.80	
T 2. 75 05/31/29	430,000.00	398,747.60	
T 2. 75 06/30/25	340,000.00	326,417.00	
T 2. 75 07/31/27	350,000.00	329,840.00	
T 2. 75 08/15/32	1,000,000.00	907,260.00	
T 2. 75 08/15/42	230,000.00	185,409.90	
T 2. 75 08/15/47	250,000.00	195,272.50	
T 2. 75 11/15/42	270,000.00	217,190.70	
T 2. 75 11/15/47	250,000.00	195,217.50	
T 2. 875 04/30/29	200,000.00	186,862.00	
T 2. 875 05/15/28	500,000.00	471,025.00	
T 2. 875 05/15/32	910,000.00	835,489.20	
T 2. 875 05/15/43	290,000.00	236,892.30	
T 2. 875 05/15/49	410,000.00	328,692.90	
T 2. 875 05/15/52	520,000.00	417,908.40	
T 2. 875 06/15/25	420,000.00	404,313.00	
T 2. 875 07/31/25	300,000.00	288,573.00	

T 2.875 08/15/28	300,000.00	282,075.00	
T 2.875 08/15/45	110,000.00	88,429.00	
T 2.875 11/15/46	320,000.00	256,467.20	
T 2.875 11/30/25	390,000.00	374,017.80	
T 3 02/15/47	700,000.00	573,202.00	
T 3 02/15/48	360,000.00	294,678.00	
T 3 02/15/49	370,000.00	303,514.70	
T 3 05/15/45	290,000.00	238,687.40	
T 3 05/15/47	300,000.00	245,505.00	
T 3 06/30/24	1,100,000.00	1,076,493.00	
T 3 07/15/25	610,000.00	588,241.30	
T 3 07/31/24	810,000.00	791,240.40	
T 3 08/15/48	480,000.00	392,980.80	
T 3 08/15/52	560,000.00	461,798.40	
T 3 09/30/25	620,000.00	596,892.60	
T 3 11/15/44	220,000.00	181,546.20	
T 3 11/15/45	300,000.00	246,261.00	
T 3.125 02/15/42	150,000.00	129,127.50	
T 3.125 02/15/43	190,000.00	161,832.50	
T 3.125 05/15/48	420,000.00	351,838.20	
T 3.125 08/15/44	320,000.00	270,124.80	
T 3.125 08/31/27	430,000.00	410,976.80	
T 3.125 08/31/29	220,000.00	208,005.60	
T 3.125 11/15/28	930,000.00	883,713.90	
T 3.125 11/15/41	210,000.00	181,362.30	
T 3.25 05/15/42	300,000.00	261,954.00	
T 3.25 06/30/27	280,000.00	269,150.00	
T 3.25 06/30/29	430,000.00	409,596.50	
T 3.25 08/31/24	700,000.00	684,558.00	
T 3.375 05/15/33	250,000.00	238,300.00	
T 3.375 05/15/44	300,000.00	263,829.00	
T 3.375 08/15/42	430,000.00	381,874.40	
T 3.375 11/15/48	300,000.00	263,043.00	
T 3.5 01/31/28	470,000.00	455,650.90	
T 3.5 01/31/30	150,000.00	144,711.00	
T 3.5 02/15/33	740,000.00	712,590.40	
T 3.5 02/15/39	80,000.00	75,269.60	
T 3.5 04/30/28	270,000.00	261,740.70	
T 3.625 02/15/44	270,000.00	246,996.00	
T 3.625 02/15/53	800,000.00	744,872.00	
T 3.625 03/31/28	600,000.00	584,832.00	
T 3.625 03/31/30	210,000.00	204,117.90	

T 3.625 05/15/26	500,000.00	487,635.00	
T 3.625 05/31/28	400,000.00	390,232.00	
T 3.625 08/15/43	230,000.00	210,889.30	
T 3.875 01/15/26	200,000.00	196,174.00	
T 3.875 02/15/43	570,000.00	543,677.40	
T 3.875 03/31/25	470,000.00	460,976.00	
T 3.875 05/15/43	450,000.00	429,363.00	
T 3.875 08/15/40	40,000.00	38,889.60	
T 3.875 09/30/29	150,000.00	147,750.00	
T 3.875 11/30/27	550,000.00	541,337.50	
T 3.875 11/30/29	440,000.00	433,611.20	
T 3.875 12/31/27	300,000.00	295,275.00	
T 3.875 12/31/29	500,000.00	492,760.00	
T 4 02/15/26	500,000.00	491,990.00	
T 4 02/28/30	650,000.00	645,606.00	
T 4 02/29/28	400,000.00	396,200.00	
T 4 10/31/29	300,000.00	297,624.00	
T 4 11/15/42	500,000.00	486,170.00	
T 4 11/15/52	380,000.00	379,019.60	
T 4 12/15/25	720,000.00	708,213.60	
T 4.125 01/31/25	1,200,000.00	1,181,832.00	
T 4.125 09/30/27	350,000.00	347,564.00	
T 4.125 10/31/27	200,000.00	198,648.00	
T 4.125 11/15/32	730,000.00	737,869.40	
T 4.25 05/15/39	70,000.00	71,809.50	
T 4.25 05/31/25	330,000.00	325,749.60	
T 4.25 11/15/40	140,000.00	142,657.20	
T 4.25 12/31/24	740,000.00	730,165.40	
T 4.375 02/15/38	40,000.00	41,816.40	
T 4.375 05/15/40	140,000.00	145,049.80	
T 4.375 05/15/41	370,000.00	381,525.50	
T 4.375 10/31/24	580,000.00	573,585.20	
T 4.375 11/15/39	80,000.00	83,059.20	
T 4.5 02/15/36	50,000.00	53,165.00	
T 4.5 08/15/39	120,000.00	126,552.00	
T 4.5 11/15/25	400,000.00	397,592.00	
T 4.625 02/15/40	100,000.00	106,886.00	
T 4.625 02/28/25	950,000.00	942,780.00	
T 4.625 03/15/26	820,000.00	819,885.20	
T 5.25 11/15/28	200,000.00	209,608.00	
T 5.375 02/15/31	180,000.00	195,714.00	
アメリカ・ドル小計	99,430,000.00	88,834,576.80	

			(12,523,010,291)	
カナダ・ドル	CAN 0.25 03/01/26	210,000.00	188,743.80	
	CAN 0.5 09/01/25	180,000.00	165,319.20	
	CAN 0.5 12/01/30	200,000.00	160,304.00	
	CAN 1 06/01/27	140,000.00	125,469.40	
	CAN 1.25 03/01/25	250,000.00	236,547.50	
	CAN 1.25 03/01/27	160,000.00	144,784.00	
	CAN 1.25 06/01/30	150,000.00	128,559.00	
	CAN 1.5 06/01/26	20,000.00	18,531.80	
	CAN 1.5 06/01/31	350,000.00	300,475.00	
	CAN 1.5 09/01/24	230,000.00	221,460.10	
	CAN 1.5 12/01/31	400,000.00	340,864.00	
	CAN 1.75 12/01/53	250,000.00	175,112.50	
	CAN 2 06/01/28	60,000.00	55,369.80	
	CAN 2 06/01/32	70,000.00	61,814.90	
	CAN 2 12/01/51	420,000.00	316,688.40	
	CAN 2.25 06/01/25	160,000.00	153,217.60	
	CAN 2.25 06/01/29	60,000.00	55,647.00	
	CAN 2.25 12/01/29	120,000.00	110,679.60	
	CAN 2.5 12/01/32	180,000.00	165,328.20	
	CAN 2.75 06/01/33	200,000.00	187,404.00	
	CAN 2.75 09/01/27	190,000.00	181,013.00	
	CAN 2.75 12/01/48	90,000.00	80,557.20	
	CAN 3 04/01/26	270,000.00	260,379.90	
	CAN 3 10/01/25	320,000.00	309,411.20	
	CAN 3.25 09/01/28	50,000.00	48,627.00	
	CAN 3.5 03/01/28	100,000.00	98,245.00	
	CAN 3.5 12/01/45	90,000.00	91,157.40	
	CAN 3.75 05/01/25	150,000.00	147,376.50	
	CAN 5 06/01/37	120,000.00	139,300.80	
	CAN 5.75 06/01/29	110,000.00	121,838.20	
	CAN 5.75 06/01/33	70,000.00	82,727.40	
	CANADA 2.75 12/01/64	50,000.00	43,436.50	
カナダ・ドル小計		5,420,000.00	4,916,389.90 (522,808,902)	
オーストラリア・ドル	ACGB 0.25 11/21/24	90,000.00	85,629.60	
	ACGB 0.25 11/21/25	380,000.00	349,360.60	
	ACGB 0.5 09/21/26	260,000.00	234,221.00	
	ACGB 1 11/21/31	380,000.00	299,557.80	
	ACGB 1 12/21/30	200,000.00	162,148.00	
	ACGB 1.25 05/21/32	280,000.00	222,566.40	
	ACGB 1.5 06/21/31	250,000.00	207,980.00	

	ACGB 1.75 06/21/51	160,000.00	92,206.40	
	ACGB 1.75 11/21/32	180,000.00	148,055.40	
	ACGB 2.25 05/21/28	70,000.00	65,116.80	
	ACGB 2.5 05/21/30	200,000.00	182,806.00	
	ACGB 2.75 05/21/41	170,000.00	136,406.30	
	ACGB 2.75 06/21/35	120,000.00	104,592.00	
	ACGB 2.75 11/21/27	190,000.00	181,750.20	
	ACGB 2.75 11/21/28	140,000.00	132,536.60	
	ACGB 2.75 11/21/29	200,000.00	186,962.00	
	ACGB 3 03/21/47	70,000.00	55,627.60	
	ACGB 3 11/21/33	140,000.00	127,521.80	
	ACGB 3.25 04/21/25	180,000.00	177,723.00	
	ACGB 3.25 04/21/29	130,000.00	125,693.10	
	ACGB 3.25 06/21/39	110,000.00	96,928.70	
	ACGB 3.5 12/21/34	30,000.00	28,388.40	
	ACGB 3.75 04/21/37	150,000.00	142,999.50	
	ACGB 3.75 05/21/34	240,000.00	233,148.00	
	ACGB 4.25 04/21/26	130,000.00	131,141.40	
	ACGB 4.5 04/21/33	80,000.00	82,815.20	
	ACGB 4.75 04/21/27	160,000.00	164,848.00	
	オーストラリア・ドル小計	4,690,000.00	4,158,729.80 (390,754,252)	
シンガポール・ドル	SIGB 0.5 11/01/25	70,000.00	65,653.00	
	SIGB 1.875 03/01/50	60,000.00	51,583.20	
	SIGB 1.875 10/01/51	30,000.00	26,224.80	
	SIGB 2.125 06/01/26	400,000.00	387,000.00	
	SIGB 2.25 08/01/36	250,000.00	231,565.00	
	SIGB 2.375 06/01/25	160,000.00	156,864.00	
	SIGB 2.375 07/01/39	370,000.00	349,683.30	
	SIGB 2.625 05/01/28	140,000.00	137,778.20	
	SIGB 2.75 03/01/46	120,000.00	121,722.00	
	SIGB 2.75 04/01/42	100,000.00	101,316.00	
	SIGB 2.875 07/01/29	230,000.00	228,390.00	
	SIGB 2.875 09/01/30	320,000.00	317,600.00	
	SIGB 3 08/01/72	10,000.00	11,382.20	
	SIGB 3 09/01/24	100,000.00	99,314.00	
	SIGB 3.375 09/01/33	110,000.00	113,565.10	
	シンガポール・ドル小計	2,470,000.00	2,399,640.80 (254,121,962)	
ニュージーランド・ドル	NZGB 0.25 05/15/28	200,000.00	161,726.00	
	NZGB 0.5 05/15/26	200,000.00	176,796.00	
	NZGB 1.75 05/15/41	40,000.00	24,931.60	

	NZGB 2 05/15/32	180,000.00	144,993.60	
	NZGB 2.75 04/15/25	30,000.00	28,722.30	
	NZGB 2.75 04/15/37	90,000.00	71,019.90	
	NZGB 2.75 05/15/51	50,000.00	33,759.50	
	ニュージーランド・ドル小計	790,000.00	641,948.90 (55,727,584)	
イギリス ス・ポ ンド	UK TSY GILT 1.125 01/31/39	400,000.00	251,104.00	
	UKT 0.125 01/30/26	480,000.00	428,769.60	
	UKT 0.125 01/31/28	190,000.00	156,588.50	
	UKT 0.25 07/31/31	250,000.00	182,477.50	
	UKT 0.375 10/22/26	170,000.00	147,945.90	
	UKT 0.375 10/22/30	70,000.00	53,214.70	
	UKT 0.5 01/31/29	320,000.00	258,592.00	
	UKT 0.5 10/22/61	140,000.00	42,821.80	
	UKT 0.625 06/07/25	130,000.00	120,153.80	
	UKT 0.625 07/31/35	240,000.00	156,722.40	
	UKT 0.625 10/22/50	80,000.00	32,193.60	
	UKT 0.875 01/31/46	220,000.00	108,136.60	
	UKT 0.875 07/31/33	70,000.00	50,631.00	
	UKT 0.875 10/22/29	100,000.00	81,471.00	
	UKT 1 01/31/32	250,000.00	191,937.50	
	UKT 1.125 10/22/73	290,000.00	108,958.80	
	UKT 1.25 07/22/27	220,000.00	193,870.60	
	UKT 1.25 07/31/51	80,000.00	39,399.20	
	UKT 1.25 10/22/41	180,000.00	108,133.20	
	UKT 1.5 07/22/26	140,000.00	127,695.40	
	UKT 1.5 07/22/47	110,000.00	62,026.80	
	UKT 1.5 07/31/53	190,000.00	98,260.40	
	UKT 1.625 10/22/28	120,000.00	104,616.00	
	UKT 1.625 10/22/54	100,000.00	53,112.00	
	UKT 1.625 10/22/71	130,000.00	62,363.60	
	UKT 1.75 01/22/49	110,000.00	64,763.60	
	UKT 1.75 07/22/57	120,000.00	65,282.40	
	UKT 1.75 09/07/37	170,000.00	122,236.80	
	UKT 2 09/07/25	110,000.00	103,526.50	
	UKT 2.5 07/22/65	120,000.00	78,798.00	
	UKT 3.25 01/22/44	180,000.00	149,569.20	
	UKT 3.25 01/31/33	250,000.00	229,427.50	
UKT 3.5 01/22/45	120,000.00	102,985.20		
UKT 3.5 07/22/68	140,000.00	118,419.00		
UKT 3.5 10/22/25	360,000.00	346,910.40		
UKT 3.75 01/29/38	330,000.00	303,540.60		

	UKT 3.75 07/22/52	40,000.00	35,365.60	
	UKT 3.75 10/22/53	240,000.00	211,250.40	
	UKT 4 01/22/60	110,000.00	102,918.20	
	UKT 4.125 01/29/27	280,000.00	273,322.00	
	UKT 4.25 03/07/36	180,000.00	177,602.40	
	UKT 4.25 06/07/32	210,000.00	210,186.90	
	UKT 4.25 09/07/39	130,000.00	126,369.10	
	UKT 4.25 12/07/27	80,000.00	78,896.80	
	UKT 4.25 12/07/46	160,000.00	153,539.20	
	UKT 4.25 12/07/49	90,000.00	86,548.50	
	UKT 4.25 12/07/55	50,000.00	48,563.50	
	UKT 4.5 06/07/28	40,000.00	39,658.80	
	UKT 4.5 09/07/34	100,000.00	101,355.00	
	UKT 4.5 12/07/42	170,000.00	169,785.80	
	UKT 4.75 12/07/30	110,000.00	113,283.50	
	UKT 4.75 12/07/38	110,000.00	113,452.90	
	UKT 6 12/07/28	100,000.00	107,209.00	
	イギリス・ポンド小計	8,880,000.00	7,055,962.70 (1,278,540,441)	
イスラエル・シュケル	ILGOV 0.4 10/31/24	200,000.00	190,188.00	
	ILGOV 0.5 02/27/26	160,000.00	146,236.80	
	ILGOV 0.5 04/30/25	210,000.00	196,938.00	
	ILGOV 1 03/31/30	130,000.00	108,416.10	
	ILGOV 1.3 04/30/32	120,000.00	97,830.00	
	ILGOV 1.5 05/31/37	70,000.00	51,654.40	
	ILGOV 1.75 08/31/25	150,000.00	142,792.50	
	ILGOV 2 03/31/27	140,000.00	131,251.40	
	ILGOV 2.25 09/28/28	180,000.00	166,532.40	
	ILGOV 2.8 11/29/52	120,000.00	91,674.00	
	ILGOV 3.75 03/31/47	330,000.00	310,163.70	
	ILGOV 5.5 01/31/42	70,000.00	82,297.60	
ILGOV 6.25 10/30/26	260,000.00	277,999.80		
	イスラエル・シュケル小計	2,140,000.00	1,993,974.70 (76,121,579)	
デンマーク・クローネ	DGB 0 11/15/24	460,000.00	440,882.40	
	DGB 0 11/15/31	780,000.00	627,572.40	
	DGB 0.25 11/15/52	510,000.00	259,916.40	
	DGB 0.5 11/15/27	570,000.00	519,167.40	
	DGB 0.5 11/15/29	510,000.00	447,417.90	
	DGB 1.75 11/15/25	530,000.00	514,577.00	
	DGB 4.5 11/15/39	880,000.00	1,070,352.80	
	デンマーク・クローネ小計	4,240,000.00	3,879,886.30	

			(80,895,629)	
ノルウェー・クローネ	NGB 1.25 09/17/31	390,000.00	320,658.00	
	NGB 1.375 08/19/30	550,000.00	466,581.50	
	NGB 1.5 02/19/26	590,000.00	552,806.40	
	NGB 1.75 02/17/27	440,000.00	407,022.00	
	NGB 1.75 03/13/25	410,000.00	394,461.00	
	NGB 1.75 09/06/29	370,000.00	327,631.30	
	NGB 2 04/26/28	240,000.00	220,080.00	
	NGB 2.125 05/18/32	320,000.00	279,907.20	
	NGB 3 08/15/33	200,000.00	187,182.00	
ノルウェー・クローネ小計		3,510,000.00	3,156,329.40 (43,652,037)	
スウェーデン・クローナ	SGB 0.125 05/12/31	380,000.00	316,205.60	
	SGB 0.75 05/12/28	410,000.00	375,494.40	
	SGB 0.75 11/12/29	710,000.00	637,125.60	
	SGB 1 11/12/26	730,000.00	686,696.40	
	SGB 1.75 11/11/33	270,000.00	252,504.00	
	SGB 2.25 06/01/32	500,000.00	489,735.00	
	SGB 2.5 05/12/25	830,000.00	818,487.90	
	SGB 3.5 03/30/39	410,000.00	456,567.80	
スウェーデン・クローナ小計		4,240,000.00	4,032,816.70 (53,959,087)	
メキシコ・ペソ	MBONO 10 11/20/36	320,000.00	349,248.00	
	MBONO 10 12/05/24	1,350,000.00	1,342,602.00	
	MBONO 5 03/06/25	2,300,000.00	2,132,261.00	
	MBONO 5.5 03/04/27	2,200,000.00	1,935,054.00	
	MBONO 5.75 03/05/26	3,640,000.00	3,310,434.40	
	MBONO 7.5 05/26/33	2,300,000.00	2,096,059.00	
	MBONO 7.5 06/03/27	3,500,000.00	3,296,755.00	
	MBONO 7.75 05/29/31	4,640,000.00	4,347,865.60	
	MBONO 7.75 11/13/42	2,000,000.00	1,777,600.00	
	MBONO 7.75 11/23/34	920,000.00	848,571.20	
	MBONO 8 09/05/24	2,700,000.00	2,617,326.00	
	MBONO 8 11/07/47	3,190,000.00	2,894,095.60	
	MBONO 8.5 05/31/29	2,370,000.00	2,328,027.30	
	MBONO 8.5 11/18/38	1,700,000.00	1,639,905.00	
メキシコ・ペソ小計		33,130,000.00	30,915,804.10 (261,244,728)	
オフショア・人民元	CGB 2.18 08/25/25	5,600,000.00	5,596,136.00	
	CGB 2.24 05/25/25	1,000,000.00	1,001,590.00	
	CGB 2.28 11/25/25	4,800,000.00	4,805,904.00	
	CGB 2.3 05/15/26	2,400,000.00	2,403,600.00	

	CGB 2.44 10/15/27	4,400,000.00	4,397,844.00	
	CGB 2.46 02/15/26	6,700,000.00	6,737,051.00	
	CGB 2.47 09/02/24	3,300,000.00	3,316,896.00	
	CGB 2.48 04/15/27	5,100,000.00	5,116,116.00	
	CGB 2.62 06/25/30	1,600,000.00	1,604,944.00	
	CGB 2.64 01/15/28	7,100,000.00	7,158,859.00	
	CGB 2.69 08/12/26	1,200,000.00	1,214,124.00	
	CGB 2.79 12/15/29	3,400,000.00	3,434,034.00	
	CGB 2.8 03/25/30	1,000,000.00	1,011,310.00	
	CGB 2.8 11/15/32	5,300,000.00	5,341,658.00	
	CGB 2.91 10/14/28	7,200,000.00	7,349,472.00	
	CGB 3.02 05/27/31	6,200,000.00	6,371,802.00	
	CGB 3.12 10/25/52	1,800,000.00	1,830,222.00	
	CGB 3.19 04/15/53	1,000,000.00	1,034,430.00	
	CGB 3.72 04/12/51	5,000,000.00	5,626,850.00	
	オフショア・人民元小計	74,100,000.00	75,352,842.00 (1,485,822,409)	
ポーランド・ズロチ	POLGB 0.25 10/25/26	620,000.00	528,816.60	
	POLGB 0.75 04/25/25	580,000.00	535,862.00	
	POLGB 1.25 10/25/30	500,000.00	380,650.00	
	POLGB 1.75 04/25/32	150,000.00	112,177.50	
	POLGB 2.25 10/25/24	310,000.00	297,609.30	
	POLGB 2.5 07/25/26	50,000.00	46,175.00	
	POLGB 2.5 07/25/27	240,000.00	216,180.00	
	POLGB 2.75 04/25/28	50,000.00	44,787.50	
	POLGB 2.75 10/25/29	430,000.00	373,364.70	
	POLGB 3.75 05/25/27	650,000.00	614,997.50	
	POLGB 7.5 07/25/28	610,000.00	667,157.00	
	ポーランド・ズロチ小計	4,190,000.00	3,817,777.10 (134,455,237)	
ユーロ	BGB 0 10/22/27	140,000.00	123,992.40	
	BGB 0 10/22/31	110,000.00	86,193.80	
	BGB 0.1 06/22/30	120,000.00	99,273.60	
	BGB 0.35 06/22/32	220,000.00	174,180.60	
	BGB 0.4 06/22/40	90,000.00	55,555.20	
	BGB 0.5 10/22/24	100,000.00	96,546.00	
	BGB 0.65 06/22/71	30,000.00	11,798.40	
	BGB 0.8 06/22/25	220,000.00	210,416.80	
	BGB 0.8 06/22/27	130,000.00	119,908.10	
	BGB 0.8 06/22/28	110,000.00	99,786.50	
	BGB 0.9 06/22/29	160,000.00	143,224.00	
	BGB 1 06/22/26	110,000.00	103,921.40	

BGB 1 06/22/31	100,000.00	86,235.00	
BGB 1.25 04/22/33	100,000.00	85,226.00	
BGB 1.4 06/22/53	160,000.00	98,908.80	
BGB 1.45 06/22/37	80,000.00	63,640.00	
BGB 1.6 06/22/47	100,000.00	70,183.00	
BGB 1.7 06/22/50	130,000.00	90,034.10	
BGB 1.9 06/22/38	140,000.00	116,251.80	
BGB 2.15 06/22/66	80,000.00	57,658.40	
BGB 2.75 04/22/39	160,000.00	147,736.00	
BGB 3 06/22/34	140,000.00	137,512.20	
BGB 3.45 06/22/43	50,000.00	49,864.50	
BGB 3.75 06/22/45	100,000.00	104,586.00	
BGB 4 03/28/32	150,000.00	160,849.50	
BGB 4.5 03/28/26	100,000.00	103,572.00	
BGB 5 03/28/35	170,000.00	198,551.50	
BGB 5.5 03/28/28	160,000.00	178,040.00	
BKO 2.2 12/12/24	100,000.00	98,581.00	
BKO 2.5 03/13/25	470,000.00	464,919.30	
BKO 2.8 06/12/25	200,000.00	198,896.00	
BTPS 0 04/01/26	60,000.00	54,619.20	
BTPS 0 08/01/26	230,000.00	206,942.50	
BTPS 0 08/15/24	70,000.00	67,407.20	
BTPS 0 12/15/24	330,000.00	314,206.20	
BTPS 0.25 03/15/28	130,000.00	111,707.70	
BTPS 0.35 02/01/25	230,000.00	219,038.20	
BTPS 0.45 02/15/29	260,000.00	218,558.60	
BTPS 0.5 02/01/26	360,000.00	333,932.40	
BTPS 0.5 07/15/28	80,000.00	68,818.40	
BTPS 0.6 08/01/31	100,000.00	77,948.00	
BTPS 0.85 01/15/27	230,000.00	210,061.30	
BTPS 0.9 04/01/31	210,000.00	169,698.90	
BTPS 0.95 03/01/37	90,000.00	60,323.40	
BTPS 0.95 06/01/32	120,000.00	93,796.80	
BTPS 0.95 08/01/30	160,000.00	132,531.20	
BTPS 0.95 09/15/27	210,000.00	189,184.80	
BTPS 0.95 12/01/31	100,000.00	79,446.00	
BTPS 1.1 04/01/27	180,000.00	165,002.40	
BTPS 1.25 12/01/26	270,000.00	250,792.20	
BTPS 1.35 04/01/30	220,000.00	189,255.00	
BTPS 1.45 03/01/36	240,000.00	176,839.20	
BTPS 1.45 05/15/25	200,000.00	192,750.00	
BTPS 1.45 11/15/24	250,000.00	243,185.00	

BTPS 1. 5 04/30/45	130,000.00	79,592.50	
BTPS 1. 5 06/01/25	130,000.00	125,183.50	
BTPS 1. 6 06/01/26	180,000.00	170,631.00	
BTPS 1. 65 03/01/32	240,000.00	201,475.20	
BTPS 1. 65 12/01/30	210,000.00	181,345.50	
BTPS 1. 7 09/01/51	140,000.00	82,555.20	
BTPS 1. 8 03/01/41	110,000.00	76,569.90	
BTPS 2 02/01/28	290,000.00	271,115.20	
BTPS 2 12/01/25	220,000.00	212,509.00	
BTPS 2. 05 08/01/27	280,000.00	264,471.20	
BTPS 2. 1 07/15/26	30,000.00	28,792.80	
BTPS 2. 15 03/01/72	50,000.00	29,054.50	
BTPS 2. 15 09/01/52	100,000.00	64,420.00	
BTPS 2. 2 06/01/27	180,000.00	171,441.00	
BTPS 2. 25 09/01/36	170,000.00	137,208.70	
BTPS 2. 45 09/01/50	50,000.00	35,239.00	
BTPS 2. 5 11/15/25	20,000.00	19,561.20	
BTPS 2. 5 12/01/24	250,000.00	246,427.50	
BTPS 2. 5 12/01/32	250,000.00	222,187.50	
BTPS 2. 65 12/01/27	50,000.00	48,142.00	
BTPS 2. 7 03/01/47	150,000.00	114,847.50	
BTPS 2. 8 03/01/67	90,000.00	63,094.50	
BTPS 2. 8 06/15/29	320,000.00	305,129.60	
BTPS 2. 8 12/01/28	200,000.00	192,238.00	
BTPS 2. 95 09/01/38	200,000.00	170,930.00	
BTPS 3 08/01/29	200,000.00	192,854.00	
BTPS 3. 1 03/01/40	200,000.00	171,394.00	
BTPS 3. 25 03/01/38	170,000.00	150,902.20	
BTPS 3. 25 09/01/46	140,000.00	118,374.20	
BTPS 3. 35 03/01/35	200,000.00	185,130.00	
BTPS 3. 4 03/28/25	80,000.00	79,679.20	
BTPS 3. 4 04/01/28	100,000.00	99,111.00	
BTPS 3. 45 03/01/48	180,000.00	156,121.20	
BTPS 3. 5 01/15/26	300,000.00	299,625.00	
BTPS 3. 5 03/01/30	240,000.00	237,091.20	
BTPS 3. 75 09/01/24	140,000.00	140,072.80	
BTPS 3. 8 04/15/26	150,000.00	150,859.50	
BTPS 3. 85 09/01/49	140,000.00	128,966.60	
BTPS 3. 85 12/15/29	100,000.00	100,594.00	
BTPS 4 02/01/37	250,000.00	245,090.00	
BTPS 4 04/30/35	100,000.00	98,645.00	
BTPS 4 10/30/31	120,000.00	121,274.40	

BTPS 4. 4 05/01/33	200,000.00	206,430.00	
BTPS 4. 45 09/01/43	130,000.00	130,694.20	
BTPS 4. 5 03/01/26	160,000.00	163,668.80	
BTPS 4. 5 10/01/53	70,000.00	70,516.60	
BTPS 4. 75 09/01/28	250,000.00	263,110.00	
BTPS 5 03/01/25	250,000.00	255,230.00	
BTPS 5 08/01/34	250,000.00	269,250.00	
BTPS 5 08/01/39	220,000.00	237,063.20	
BTPS 5 09/01/40	180,000.00	194,520.60	
BTPS 5. 25 11/01/29	250,000.00	272,672.50	
BTPS 5. 75 02/01/33	240,000.00	272,805.60	
BTPS 6 05/01/31	250,000.00	287,232.50	
BTPS 6. 5 11/01/27	190,000.00	212,036.20	
DBR 0 02/15/30	330,000.00	281,975.10	
DBR 0 02/15/31	240,000.00	200,539.20	
DBR 0 02/15/32	250,000.00	203,945.00	
DBR 0 05/15/35	130,000.00	96,887.70	
DBR 0 05/15/36	250,000.00	180,972.50	
DBR 0 08/15/26	220,000.00	202,622.20	
DBR 0 08/15/29	250,000.00	215,960.00	
DBR 0 08/15/30	290,000.00	245,110.90	
DBR 0 08/15/30	110,000.00	93,121.60	
DBR 0 08/15/31	180,000.00	148,640.40	
DBR 0 08/15/31	100,000.00	82,685.00	
DBR 0 08/15/50	280,000.00	144,076.80	
DBR 0 08/15/50	130,000.00	67,233.40	
DBR 0 08/15/52	90,000.00	44,024.40	
DBR 0 11/15/27	220,000.00	197,331.20	
DBR 0 11/15/28	270,000.00	237,084.30	
DBR 0. 25 02/15/27	280,000.00	257,460.00	
DBR 0. 25 02/15/29	280,000.00	248,136.00	
DBR 0. 25 08/15/28	160,000.00	143,129.60	
DBR 0. 5 02/15/25	200,000.00	192,058.00	
DBR 0. 5 02/15/26	300,000.00	282,738.00	
DBR 0. 5 02/15/28	100,000.00	91,375.00	
DBR 0. 5 08/15/27	270,000.00	248,667.30	
DBR 1 05/15/38	190,000.00	152,760.00	
DBR 1 08/15/24	210,000.00	205,132.20	
DBR 1 08/15/25	300,000.00	288,081.00	
DBR 1. 25 08/15/48	450,000.00	345,132.00	
DBR 1. 7 08/15/32	280,000.00	263,678.80	
DBR 1. 8 08/15/53	270,000.00	227,423.70	

DBR 2.1 11/15/29	130,000.00	127,129.60	
DBR 2.3 02/15/33	320,000.00	315,827.20	
DBR 2.3 02/15/33	90,000.00	88,911.00	
DBR 2.5 07/04/44	350,000.00	344,851.50	
DBR 2.5 08/15/46	200,000.00	197,956.00	
DBR 4 01/04/37	260,000.00	301,256.80	
DBR 4.25 07/04/39	200,000.00	241,878.00	
DBR 4.75 07/04/28	170,000.00	187,389.30	
DBR 4.75 07/04/34	200,000.00	242,558.00	
DBR 4.75 07/04/40	160,000.00	206,184.00	
DBR 5.5 01/04/31	160,000.00	192,849.60	
DBR 5.625 01/04/28	160,000.00	180,396.80	
DBR 6.25 01/04/30	130,000.00	159,026.40	
DBR 6.5 07/04/27	160,000.00	182,795.20	
FRANCE O. A. T. 0.75 05/25/53	200,000.00	102,302.00	
FRTR 0 02/25/25	490,000.00	465,735.20	
FRTR 0 02/25/26	410,000.00	379,401.70	
FRTR 0 02/25/27	470,000.00	423,784.90	
FRTR 0 03/25/25	360,000.00	341,427.60	
FRTR 0 05/25/32	310,000.00	240,150.80	
FRTR 0 11/25/29	850,000.00	712,045.00	
FRTR 0 11/25/30	560,000.00	455,201.60	
FRTR 0 11/25/31	340,000.00	267,879.20	
FRTR 0.25 11/25/26	360,000.00	329,443.20	
FRTR 0.5 05/25/25	590,000.00	561,939.60	
FRTR 0.5 05/25/26	480,000.00	447,926.40	
FRTR 0.5 05/25/29	200,000.00	175,166.00	
FRTR 0.5 05/25/40	380,000.00	243,105.00	
FRTR 0.5 05/25/72	80,000.00	29,163.20	
FRTR 0.5 06/25/44	150,000.00	87,106.50	
FRTR 0.75 02/25/28	610,000.00	554,843.80	
FRTR 0.75 05/25/28	390,000.00	353,184.00	
FRTR 0.75 05/25/52	230,000.00	120,616.60	
FRTR 0.75 11/25/28	550,000.00	493,564.50	
FRTR 1 05/25/27	70,000.00	65,199.40	
FRTR 1 11/25/25	300,000.00	285,975.00	
FRTR 1.25 05/25/34	220,000.00	183,290.80	
FRTR 1.25 05/25/36	390,000.00	311,083.50	
FRTR 1.25 05/25/38	80,000.00	61,022.40	
FRTR 1.5 05/25/31	480,000.00	434,788.80	
FRTR 1.5 05/25/50	290,000.00	195,100.40	
FRTR 1.75 05/25/66	120,000.00	77,800.80	

FRTR 1. 75 06/25/39	360,000.00	293,702.40	
FRTR 1. 75 11/25/24	120,000.00	117,531.60	
FRTR 2 05/25/48	160,000.00	123,235.20	
FRTR 2 11/25/32	630,000.00	580,740.30	
FRTR 2. 5 05/25/30	320,000.00	313,312.00	
FRTR 2. 5 05/25/43	120,000.00	104,845.20	
FRTR 2. 5 09/24/26	310,000.00	305,219.80	
FRTR 2. 75 02/25/29	150,000.00	148,911.00	
FRTR 2. 75 10/25/27	470,000.00	467,391.50	
FRTR 3 05/25/54	250,000.00	228,870.00	
FRTR 3. 25 05/25/45	280,000.00	274,932.00	
FRTR 3. 5 04/25/26	320,000.00	323,696.00	
FRTR 4 04/25/55	150,000.00	166,165.50	
FRTR 4 04/25/60	170,000.00	190,043.00	
FRTR 4 10/25/38	210,000.00	228,370.80	
FRTR 4. 5 04/25/41	350,000.00	404,341.00	
FRTR 4. 75 04/25/35	200,000.00	231,058.00	
FRTR 5. 5 04/25/29	340,000.00	386,433.80	
FRTR 5. 75 10/25/32	320,000.00	390,774.40	
FRTR 6 10/25/25	180,000.00	190,920.60	
IRISH 0 10/18/31	50,000.00	39,760.50	
IRISH 0. 2 05/15/27	80,000.00	72,324.80	
IRISH 0. 2 10/18/30	80,000.00	66,371.20	
IRISH 0. 35 10/18/32	50,000.00	39,908.00	
IRISH 0. 4 05/15/35	40,000.00	29,708.40	
IRISH 0. 9 05/15/28	80,000.00	73,228.00	
IRISH 1 05/15/26	90,000.00	85,452.30	
IRISH 1. 1 05/15/29	50,000.00	45,463.00	
IRISH 1. 3 05/15/33	60,000.00	51,826.80	
IRISH 1. 35 03/18/31	60,000.00	54,129.00	
IRISH 1. 5 05/15/50	70,000.00	48,178.90	
IRISH 1. 7 05/15/37	60,000.00	50,114.40	
IRISH 2 02/18/45	40,000.00	32,007.20	
IRISH 2. 4 05/15/30	100,000.00	97,473.00	
IRISH 3 10/18/43	20,000.00	19,330.80	
IRISH 5. 4 03/13/25	100,000.00	103,561.00	
IRISH GOVT 0. 55 04/22/41	150,000.00	95,698.50	
NETHER 0 01/15/26	100,000.00	92,948.00	
NETHER 0 01/15/27	250,000.00	226,850.00	
NETHER 0 01/15/29	160,000.00	138,019.20	
NETHER 0 01/15/38	120,000.00	79,407.60	
NETHER 0 01/15/52	180,000.00	83,919.60	

NETHER 0 07/15/30	120,000.00	99,584.40	
NETHER 0 07/15/31	160,000.00	129,292.80	
NETHER 0.25 07/15/25	240,000.00	227,196.00	
NETHER 0.25 07/15/29	150,000.00	129,837.00	
NETHER 0.5 01/15/40	220,000.00	152,748.20	
NETHER 0.5 07/15/26	190,000.00	177,093.30	
NETHER 0.5 07/15/32	100,000.00	82,377.00	
NETHER 0.75 07/15/27	60,000.00	55,432.80	
NETHER 0.75 07/15/28	150,000.00	136,233.00	
NETHER 2 01/15/54	70,000.00	58,540.30	
NETHER 2 07/15/24	70,000.00	69,113.80	
NETHER 2.5 01/15/33	140,000.00	137,041.80	
NETHER 2.5 07/15/33	170,000.00	166,360.30	
NETHER 2.75 01/15/47	160,000.00	158,443.20	
NETHER 3.75 01/15/42	30,000.00	33,730.50	
NETHER 4 01/15/37	110,000.00	123,598.20	
NETHER 5.5 01/15/28	90,000.00	100,004.40	
OBL 0 04/10/26	110,000.00	101,998.60	
OBL 0 04/11/25	360,000.00	341,751.60	
OBL 0 04/16/27	240,000.00	217,867.20	
OBL 0 10/09/26	220,000.00	201,768.60	
OBL 0 10/10/25	100,000.00	93,738.00	
OBL 0 10/10/25	110,000.00	103,270.20	
OBL 0 10/18/24	70,000.00	67,259.50	
OBL 1.3 10/15/27	340,000.00	322,694.00	
OBL 1.3 10/15/27	70,000.00	66,617.60	
OBL 2.2 04/13/28	160,000.00	157,481.60	
RAGB 0 02/20/30	70,000.00	57,726.20	
RAGB 0 02/20/31	100,000.00	79,854.00	
RAGB 0 04/20/25	90,000.00	85,246.20	
RAGB 0 07/15/24	60,000.00	58,114.80	
RAGB 0 10/20/28	180,000.00	154,506.60	
RAGB 0 10/20/40	190,000.00	110,815.60	
RAGB 0.25 10/20/36	100,000.00	68,858.00	
RAGB 0.5 02/20/29	110,000.00	96,372.10	
RAGB 0.5 04/20/27	110,000.00	100,516.90	
RAGB 0.7 04/20/71	50,000.00	21,626.00	
RAGB 0.75 02/20/28	80,000.00	72,640.80	
RAGB 0.75 10/20/26	150,000.00	139,875.00	
RAGB 0.9 02/20/32	180,000.00	151,324.20	
RAGB 1.2 10/20/25	130,000.00	124,754.50	
RAGB 1.5 02/20/47	70,000.00	50,485.40	

RAGB 1.5 11/02/86	100,000.00	57,550.00	
RAGB 1.65 10/21/24	80,000.00	78,449.60	
RAGB 1.85 05/23/49	80,000.00	61,292.00	
RAGB 2.4 05/23/34	60,000.00	56,083.80	
RAGB 2.9 02/20/33	40,000.00	39,354.00	
RAGB 3.15 06/20/44	50,000.00	49,652.50	
RAGB 3.8 01/26/62	50,000.00	56,307.50	
RAGB 4.15 03/15/37	90,000.00	99,133.20	
RAGB 4.85 03/15/26	150,000.00	156,684.00	
RAGB 6.25 07/15/27	80,000.00	89,684.00	
RFGB 0 09/15/24	60,000.00	57,774.00	
RFGB 0 09/15/26	100,000.00	91,127.00	
RFGB 0 09/15/30	50,000.00	40,700.00	
RFGB 0.125 04/15/36	40,000.00	27,406.80	
RFGB 0.125 04/15/52	60,000.00	27,060.00	
RFGB 0.125 09/15/31	40,000.00	31,896.80	
RFGB 0.25 09/15/40	30,000.00	18,465.00	
RFGB 0.5 04/15/26	70,000.00	65,531.20	
RFGB 0.5 04/15/43	30,000.00	18,324.90	
RFGB 0.5 09/15/27	40,000.00	36,305.60	
RFGB 0.5 09/15/28	60,000.00	53,195.40	
RFGB 0.5 09/15/29	50,000.00	43,342.00	
RFGB 0.75 04/15/31	60,000.00	51,072.00	
RFGB 0.875 09/15/25	100,000.00	95,430.00	
RFGB 1.125 04/15/34	100,000.00	82,391.00	
RFGB 1.375 04/15/47	50,000.00	35,791.50	
RFGB 1.5 09/15/32	80,000.00	70,555.20	
RFGB 2.625 07/04/42	60,000.00	55,534.80	
SPGB 0 01/31/25	310,000.00	294,704.60	
SPGB 0 01/31/26	230,000.00	212,110.60	
SPGB 0 01/31/27	210,000.00	187,838.70	
SPGB 0 01/31/28	280,000.00	242,981.20	
SPGB 0 05/31/25	210,000.00	197,456.70	
SPGB 0.1 04/30/31	100,000.00	78,411.00	
SPGB 0.25 07/30/24	180,000.00	174,132.00	
SPGB 0.5 04/30/30	140,000.00	116,999.40	
SPGB 0.5 10/31/31	200,000.00	159,654.00	
SPGB 0.6 10/31/29	100,000.00	85,373.00	
SPGB 0.7 04/30/32	350,000.00	280,322.00	
SPGB 0.8 07/30/27	240,000.00	218,688.00	
SPGB 0.8 07/30/29	310,000.00	269,362.10	
SPGB 0.85 07/30/37	190,000.00	131,134.20	

SPGB 1 07/30/42	180,000.00	111,661.20	
SPGB 1 10/31/50	70,000.00	36,551.90	
SPGB 1.2 10/31/40	290,000.00	195,123.60	
SPGB 1.25 10/31/30	180,000.00	156,781.80	
SPGB 1.3 10/31/26	330,000.00	310,761.00	
SPGB 1.4 04/30/28	190,000.00	175,271.20	
SPGB 1.4 07/30/28	240,000.00	220,437.60	
SPGB 1.45 04/30/29	270,000.00	245,500.20	
SPGB 1.45 10/31/27	180,000.00	167,682.60	
SPGB 1.45 10/31/71	70,000.00	33,086.20	
SPGB 1.5 04/30/27	190,000.00	178,679.80	
SPGB 1.6 04/30/25	200,000.00	194,024.00	
SPGB 1.85 07/30/35	250,000.00	208,170.00	
SPGB 1.9 10/31/52	210,000.00	136,010.70	
SPGB 1.95 04/30/26	230,000.00	222,184.60	
SPGB 1.95 07/30/30	260,000.00	239,025.80	
SPGB 2.15 10/31/25	160,000.00	156,211.20	
SPGB 2.35 07/30/33	100,000.00	90,846.00	
SPGB 2.55 10/31/32	110,000.00	102,659.70	
SPGB 2.75 10/31/24	80,000.00	79,263.20	
SPGB 2.8 05/31/26	150,000.00	148,014.00	
SPGB 2.9 10/31/46	150,000.00	128,037.00	
SPGB 3.15 04/30/33	250,000.00	243,955.00	
SPGB 3.45 07/30/43	50,000.00	46,847.50	
SPGB 3.45 07/30/66	130,000.00	115,670.10	
SPGB 3.55 10/31/33	50,000.00	50,201.00	
SPGB 3.9 07/30/39	240,000.00	242,068.80	
SPGB 4.2 01/31/37	200,000.00	211,086.00	
SPGB 4.65 07/30/25	140,000.00	143,417.40	
SPGB 4.7 07/30/41	100,000.00	111,350.00	
SPGB 4.9 07/30/40	180,000.00	204,040.80	
SPGB 5.15 10/31/28	150,000.00	163,878.00	
SPGB 5.15 10/31/44	80,000.00	94,652.00	
SPGB 5.75 07/30/32	220,000.00	260,458.00	
SPGB 5.9 07/30/26	120,000.00	128,822.40	
SPGB 6 01/31/29	210,000.00	239,114.40	
ユーロ小計	61,530,000.00	55,909,272.10 (8,685,505,422)	
国債証券合計		25,846,619,561 (25,846,619,561)	
合計		25,846,619,561 (25,846,619,561)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建保有証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	224 銘柄	46.8%	48.5%
カナダ・ドル	国債証券	32 銘柄	2.0%	2.0%
オーストラリア・ドル	国債証券	27 銘柄	1.5%	1.5%
シンガポール・ドル	国債証券	15 銘柄	0.9%	1.0%
ニュージーランド・ドル	国債証券	7 銘柄	0.2%	0.2%
イギリス・ポンド	国債証券	53 銘柄	4.8%	4.9%
イスラエル・シェケル	国債証券	13 銘柄	0.3%	0.3%
デンマーク・クローネ	国債証券	7 銘柄	0.3%	0.3%
ノルウェー・クローネ	国債証券	9 銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデン・クローナ	国債証券	8 銘柄	0.2%	0.2%
メキシコ・ペソ	国債証券	14 銘柄	1.0%	1.0%
オフショア・人民元	国債証券	19 銘柄	5.6%	5.7%
ポーランド・ズロチ	国債証券	11 銘柄	0.5%	0.5%
ユーロ	国債証券	342 銘柄	32.4%	33.6%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

外国債券パッシブ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2022年8月1日現在)	(2023年7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	138,704,746	245,539,173
金銭信託	17,768,492	28,042,614
コール・ローン	526,968,160	994,458,849
国債証券	156,171,761,017	160,585,240,502
派生商品評価勘定	11,136,847	-
未収入金	3,049,914,345	-
未収利息	1,087,826,643	1,227,604,742
前払費用	56,580,598	97,516,372
流動資産合計	161,060,660,848	163,178,402,252
資産合計	161,060,660,848	163,178,402,252
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	10,382,035	-
未払金	3,060,814,480	-
未払解約金	163,009,633	18,082,961
その他未払費用	1,208	2,778
流動負債合計	3,234,207,356	18,085,739

負債合計	3,234,207,356	18,085,739
純資産の部		
元本等		
元本	77,955,555,827	78,792,200,433
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	79,870,897,665	84,368,116,080
元本等合計	157,826,453,492	163,160,316,513
純資産合計	157,826,453,492	163,160,316,513
負債純資産合計	161,060,660,848	163,178,402,252

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022 年 8 月 1 日現在)	(2023 年 7 月 31 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	77,955,555,827 口	78,792,200,433 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2.0246 円	1 口当たり純資産額 2.0708 円

(1万口当たりの純資産額 20,246円)

(1万口当たりの純資産額 20,708円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年8月2日 至 2023年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会

	議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2022年8月1日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	2,092,633,069	-	2,100,387,191	7,754,122
	カナダ・ドル	101,737,857	-	102,132,860	395,003
	シンガポール・ドル	88,192,883	-	88,480,868	287,985
	イギリス・ポンド	208,932,551	-	209,565,401	632,850
	オフショア・人民元	360,674,512	-	362,263,890	1,589,378
	ユーロ	208,609,951	-	209,087,460	477,509
	小計	3,060,780,823	-	3,071,917,670	11,136,847
	売建				
	アメリカ・ドル	2,208,067,513	-	2,216,249,370	△8,181,857
	シンガポール・ドル	115,351,447	-	115,728,116	△376,669
	イギリス・ポンド	207,636,548	-	208,265,473	△628,925
	ユーロ	521,879,486	-	523,074,070	△1,194,584
小計	3,052,934,994	-	3,063,317,029	△10,382,035	

合 計	6,113,715,817	-	6,135,234,699	754,812
-----	---------------	---	---------------	---------

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(2023年7月31日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022年8月2日 至 2023年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2022年8月1日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	82,429,960,917 円
同期中における追加設定元本額	11,244,458,145 円
同期中における一部解約元本額	15,718,863,235 円
2022年8月1日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国債券インデックスファンドS	25,059,860,115 円
三井住友・DC年金バランス30 (債券重点型)	799,143,327 円
三井住友・DC年金バランス50 (標準型)	2,102,477,258 円
三井住友・DC年金バランス70 (株式重点型)	1,137,633,285 円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	148,222,388 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020 (4資産タイプ)	6,352,663 円

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	27,407,362円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	91,330,725円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	240,104,273円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	168,598,202円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	272,077,645円
三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）	22,201,846円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	75,953,533円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	105,895,963円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	71,983,977円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	19,402,284円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	74,074,775円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	54,866,068円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	142,807,187円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	41,466,035円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	20,522,235円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	143,535,545円
三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド	540,131,808円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	30,988,366円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	84,644,532円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	55,851,169円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	2,451,947円
日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）	296,483,870円
三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド	15,039,756円
SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド＜適格機関投資家限定＞	3,811,135,474円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	33,601,811円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	6,238,321,125円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	4,121,395,220円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	9,458,742,581円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	30,929,407円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	82,222,515円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	658,062,897円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	111,106,124円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	965,401,491円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	1,298,450,320円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	1,413,342,601円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	4,326,790,546円
SMAM・バランスVA株40T＜適格機関投資家限定＞	604,716円
SMAM・外国債券パッシブファンドVA＜適格機関投資家限定＞	7,306,207,380円
三井住友・外国債券インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	310,999,696円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	129,221,725円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	74,297,765円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A＜適格機関投資家専用＞	33,189,008円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	11,647,293円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L＜適格機関投資家専用＞	86,587,428円

SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	385,856,517円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	92,304,938円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	38,868,189円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	5,201,986円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	936,546,894円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA<適格機関投資家限定>	553,642,681円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA<適格機関投資家限定>	814,152,058円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	551,216,482円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	299,310,481円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	198,130,405円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	147,179,467円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	188,308,584円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	1,391,071,883円
合 計	77,955,555,827円

(2023年7月31日現在)

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	77,955,555,827円
同期中における追加設定元本額	11,806,886,175円
同期中における一部解約元本額	10,970,241,569円
2023年7月31日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国債券インデックスファンドS	26,576,086,513円
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	930,561,373円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	2,323,254,511円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	1,409,171,219円
SMAM・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	167,038,961円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	6,030,083円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	25,768,089円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	97,737,885円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	288,392,595円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	212,615,193円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	340,401,309円
三井住友・DC年金バランスゼロ(債券型)	22,787,663円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	166,128,425円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	180,866,549円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	113,581,487円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	33,079,700円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	96,604,963円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	72,901,273円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	197,775,988円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	61,204,868円

三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	30,541,340円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	204,910,297円
三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド	869,420,942円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	39,275,059円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	126,866,286円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	88,459,071円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	4,287,959円
日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）	1,139,837,935円
三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド	202,548,729円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	26,867円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	31,324円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	39,141円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	47,947円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	47,947円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	216,757円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	1,837,136円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	7,890,504円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	3,687,943円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	2,897,324円
SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド＜適格機関投資家限定＞	4,494,519,278円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	24,742,199円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	4,991,158,525円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	3,864,190,466円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	9,116,946,050円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	29,825,111円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	71,393,142円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	658,939,233円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	105,409,785円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	919,214,008円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	1,260,343,854円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	1,316,000,771円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	3,941,253,323円
SMAM・バランスVA株40T＜適格機関投資家限定＞	604,716円
SMAM・外国債券パッシブファンドVA＜適格機関投資家限定＞	6,803,070,411円
三井住友・外国債券インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	321,979,268円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	114,214,838円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	65,498,446円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A＜適格機関投資家専用＞	30,414,415円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	11,880,731円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L＜適格機関投資家専用＞	74,243,389円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L＜適格機関投資家専用＞	362,731,189円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2＜適格機関投資家専用＞	78,848,828円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2＜適格機関投資家専用＞	37,643,421円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2＜適格機関投資家専用＞	5,511,845円

SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	832,397,472円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA<適格機関投資家限定>	507,053,948円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA<適格機関投資家限定>	685,017,231円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	309,538,169円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	234,102,349円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	134,407,451円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	78,253,734円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	124,674,435円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	1,088,633,659円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド(リスク3%)<適格機関投資家限定>	52,685,588円
合計	78,792,200,433円

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	T 0.25 05/31/25	4,400,000.00	4,037,748.00	
		T 0.25 06/30/25	2,900,000.00	2,654,689.00	
		T 0.25 07/31/25	300,000.00	273,720.00	
		T 0.25 09/30/25	2,000,000.00	1,815,460.00	
		T 0.25 10/31/25	1,000,000.00	904,490.00	
		T 0.375 04/30/25	3,000,000.00	2,768,370.00	
		T 0.375 07/31/27	2,500,000.00	2,141,000.00	
		T 0.375 09/15/24	3,000,000.00	2,839,140.00	
		T 0.375 09/30/27	4,800,000.00	4,089,552.00	
		T 0.375 11/30/25	2,000,000.00	1,809,140.00	
		T 0.375 12/31/25	3,000,000.00	2,709,120.00	
		T 0.5 03/31/25	1,600,000.00	1,484,144.00	
		T 0.5 04/30/27	1,200,000.00	1,041,420.00	
		T 0.5 05/31/27	2,500,000.00	2,164,350.00	
		T 0.5 06/30/27	4,000,000.00	3,453,560.00	
		T 0.5 10/31/27	1,000,000.00	854,190.00	
		T 0.625 03/31/27	2,400,000.00	2,098,584.00	
		T 0.625 05/15/30	5,000,000.00	3,987,100.00	
		T 0.625 07/31/26	3,600,000.00	3,212,424.00	
		T 0.625 08/15/30	7,000,000.00	5,547,500.00	
T 0.625 10/15/24	4,400,000.00	4,162,356.00			

T 0.625 11/30/27	3,400,000.00	2,913,290.00	
T 0.625 12/31/27	7,200,000.00	6,154,848.00	
T 0.75 01/31/28	5,900,000.00	5,060,135.00	
T 0.75 11/15/24	5,200,000.00	4,909,008.00	
T 0.875 11/15/30	7,000,000.00	5,635,490.00	
T 1 07/31/28	2,900,000.00	2,484,865.00	
T 1 12/15/24	4,500,000.00	4,249,215.00	
T 1.125 01/15/25	2,000,000.00	1,886,660.00	
T 1.125 02/15/31	5,700,000.00	4,659,294.00	
T 1.125 02/28/25	1,500,000.00	1,409,610.00	
T 1.125 02/28/27	2,000,000.00	1,786,700.00	
T 1.125 05/15/40	2,800,000.00	1,773,016.00	
T 1.125 08/15/40	3,100,000.00	1,945,591.00	
T 1.125 08/31/28	3,500,000.00	3,012,520.00	
T 1.125 10/31/26	4,400,000.00	3,961,848.00	
T 1.25 05/15/50	5,100,000.00	2,775,216.00	
T 1.25 05/31/28	3,000,000.00	2,613,780.00	
T 1.25 06/30/28	3,000,000.00	2,609,100.00	
T 1.25 08/15/31	5,200,000.00	4,232,904.00	
T 1.25 09/30/28	3,000,000.00	2,592,930.00	
T 1.25 11/30/26	4,200,000.00	3,789,156.00	
T 1.25 12/31/26	2,300,000.00	2,072,139.00	
T 1.375 01/31/25	1,900,000.00	1,796,564.00	
T 1.375 08/15/50	4,500,000.00	2,530,530.00	
T 1.375 08/31/26	4,600,000.00	4,191,014.00	
T 1.375 10/31/28	3,000,000.00	2,605,590.00	
T 1.375 11/15/31	4,900,000.00	4,006,681.00	
T 1.375 11/15/40	3,500,000.00	2,287,215.00	
T 1.375 12/31/28	2,500,000.00	2,164,875.00	
T 1.5 01/31/27	4,400,000.00	3,989,040.00	
T 1.5 02/15/25	3,000,000.00	2,838,510.00	
T 1.5 02/15/30	2,100,000.00	1,790,691.00	
T 1.5 09/30/24	3,000,000.00	2,871,840.00	
T 1.5 10/31/24	5,500,000.00	5,249,805.00	
T 1.5 11/30/24	800,000.00	761,592.00	
T 1.5 11/30/28	2,300,000.00	2,007,417.00	
T 1.625 02/15/26	2,900,000.00	2,690,649.00	
T 1.625 05/15/26	11,450,000.00	10,576,250.50	
T 1.625 05/15/31	5,500,000.00	4,640,405.00	
T 1.625 08/15/29	3,750,000.00	3,259,275.00	
T 1.625 09/30/26	3,900,000.00	3,575,637.00	
T 1.625 11/15/50	3,200,000.00	1,923,936.00	

T 1.625 11/30/26	200,000.00	182,742.00	
T 1.75 01/31/29	4,300,000.00	3,792,213.00	
T 1.75 03/15/25	1,500,000.00	1,422,030.00	
T 1.75 06/30/24	1,700,000.00	1,645,073.00	
T 1.75 07/31/24	850,000.00	820,216.00	
T 1.75 08/15/41	4,400,000.00	3,026,012.00	
T 1.75 11/15/29	1,300,000.00	1,135,355.00	
T 1.75 12/31/24	4,000,000.00	3,812,080.00	
T 1.75 12/31/26	3,500,000.00	3,207,400.00	
T 1.875 02/15/32	5,300,000.00	4,498,375.00	
T 1.875 02/15/41	3,300,000.00	2,342,802.00	
T 1.875 02/15/51	5,800,000.00	3,716,756.00	
T 1.875 02/28/27	3,400,000.00	3,118,684.00	
T 1.875 02/28/29	2,800,000.00	2,482,956.00	
T 1.875 08/31/24	3,800,000.00	3,661,490.00	
T 1.875 11/15/51	3,300,000.00	2,107,545.00	
T 2 02/15/25	2,500,000.00	2,383,725.00	
T 2 02/15/50	2,800,000.00	1,860,124.00	
T 2 06/30/24	1,600,000.00	1,551,808.00	
T 2 08/15/25	3,300,000.00	3,117,246.00	
T 2 08/15/51	2,900,000.00	1,913,768.00	
T 2 11/15/26	5,000,000.00	4,628,200.00	
T 2 11/15/41	3,800,000.00	2,721,940.00	
T 2.125 05/15/25	600,000.00	570,546.00	
T 2.125 07/31/24	3,500,000.00	3,389,820.00	
T 2.125 09/30/24	4,000,000.00	3,856,160.00	
T 2.125 11/30/24	2,600,000.00	2,496,078.00	
T 2.25 02/15/27	4,400,000.00	4,092,396.00	
T 2.25 02/15/52	1,700,000.00	1,190,000.00	
T 2.25 03/31/26	8,200,000.00	7,721,120.00	
T 2.25 05/15/41	3,000,000.00	2,259,000.00	
T 2.25 08/15/27	4,200,000.00	3,879,960.00	
T 2.25 08/15/46	2,450,000.00	1,739,108.00	
T 2.25 08/15/49	3,500,000.00	2,464,490.00	
T 2.25 10/31/24	800,000.00	770,824.00	
T 2.25 11/15/24	5,100,000.00	4,909,107.00	
T 2.25 11/15/25	4,000,000.00	3,782,720.00	
T 2.25 11/15/27	4,400,000.00	4,050,992.00	
T 2.25 12/31/24	3,900,000.00	3,742,986.00	
T 2.375 02/15/42	2,800,000.00	2,132,312.00	
T 2.375 03/31/29	5,000,000.00	4,549,700.00	
T 2.375 05/15/27	3,000,000.00	2,792,850.00	

T 2.375 05/15/29	2,400,000.00	2,181,648.00	
T 2.375 05/15/51	3,900,000.00	2,810,184.00	
T 2.375 08/15/24	3,800,000.00	3,685,430.00	
T 2.375 11/15/49	1,900,000.00	1,375,220.00	
T 2.5 01/31/25	3,400,000.00	3,269,032.00	
T 2.5 02/15/45	1,400,000.00	1,055,768.00	
T 2.5 02/15/46	1,000,000.00	748,570.00	
T 2.5 02/28/26	2,100,000.00	1,991,955.00	
T 2.5 03/31/27	3,000,000.00	2,811,780.00	
T 2.5 05/15/46	1,600,000.00	1,196,832.00	
T 2.625 01/31/26	2,200,000.00	2,094,884.00	
T 2.625 02/15/29	1,800,000.00	1,662,606.00	
T 2.625 03/31/25	1,000,000.00	960,950.00	
T 2.625 04/15/25	4,500,000.00	4,321,845.00	
T 2.625 05/31/27	4,800,000.00	4,508,880.00	
T 2.625 07/31/29	1,100,000.00	1,011,538.00	
T 2.625 12/31/25	1,400,000.00	1,333,822.00	
T 2.75 02/15/28	5,300,000.00	4,973,785.00	
T 2.75 02/28/25	2,000,000.00	1,928,940.00	
T 2.75 04/30/27	2,700,000.00	2,550,015.00	
T 2.75 05/15/25	3,000,000.00	2,884,260.00	
T 2.75 05/31/29	1,400,000.00	1,298,248.00	
T 2.75 06/30/25	900,000.00	864,045.00	
T 2.75 08/15/32	4,200,000.00	3,810,492.00	
T 2.75 08/15/42	2,000,000.00	1,612,260.00	
T 2.75 08/15/47	1,800,000.00	1,405,962.00	
T 2.75 08/31/25	3,400,000.00	3,258,288.00	
T 2.75 11/15/42	300,000.00	241,323.00	
T 2.75 11/15/47	1,500,000.00	1,171,305.00	
T 2.875 04/30/25	400,000.00	385,552.00	
T 2.875 04/30/29	3,500,000.00	3,270,085.00	
T 2.875 05/15/28	3,500,000.00	3,297,175.00	
T 2.875 05/15/32	5,700,000.00	5,233,284.00	
T 2.875 05/15/43	1,200,000.00	980,244.00	
T 2.875 05/15/49	1,400,000.00	1,122,366.00	
T 2.875 05/15/52	3,200,000.00	2,571,744.00	
T 2.875 05/31/25	3,100,000.00	2,985,858.00	
T 2.875 06/15/25	2,000,000.00	1,925,300.00	
T 2.875 08/15/28	4,500,000.00	4,231,125.00	
T 2.875 08/15/45	800,000.00	643,120.00	
T 2.875 11/15/46	900,000.00	721,314.00	
T 2.875 11/30/25	2,500,000.00	2,397,550.00	

T 3 02/15/47	2,500,000.00	2,047,150.00	
T 3 02/15/48	2,400,000.00	1,964,520.00	
T 3 02/15/49	3,300,000.00	2,707,023.00	
T 3 05/15/42	800,000.00	672,872.00	
T 3 05/15/45	900,000.00	740,754.00	
T 3 05/15/47	1,800,000.00	1,473,030.00	
T 3 07/15/25	2,000,000.00	1,928,660.00	
T 3 08/15/48	1,300,000.00	1,064,323.00	
T 3 08/15/52	3,000,000.00	2,473,920.00	
T 3 09/30/25	1,000,000.00	962,730.00	
T 3 10/31/25	2,600,000.00	2,501,278.00	
T 3 11/15/44	1,000,000.00	825,210.00	
T 3 11/15/45	800,000.00	656,696.00	
T 3.125 02/15/42	1,000,000.00	860,850.00	
T 3.125 02/15/43	2,300,000.00	1,959,025.00	
T 3.125 05/15/48	2,400,000.00	2,010,504.00	
T 3.125 08/15/25	3,000,000.00	2,898,150.00	
T 3.125 08/15/44	1,300,000.00	1,097,382.00	
T 3.125 11/15/28	2,900,000.00	2,755,667.00	
T 3.125 11/15/41	1,000,000.00	863,630.00	
T 3.25 05/15/42	2,200,000.00	1,920,996.00	
T 3.25 06/30/29	3,000,000.00	2,857,650.00	
T 3.375 05/15/33	3,300,000.00	3,145,560.00	
T 3.375 05/15/44	500,000.00	439,715.00	
T 3.375 08/15/42	3,000,000.00	2,664,240.00	
T 3.375 11/15/48	3,100,000.00	2,718,111.00	
T 3.5 01/31/28	1,000,000.00	969,470.00	
T 3.5 01/31/30	2,500,000.00	2,411,850.00	
T 3.5 02/15/33	6,100,000.00	5,874,056.00	
T 3.5 02/15/39	200,000.00	188,174.00	
T 3.5 04/30/30	2,500,000.00	2,411,900.00	
T 3.625 02/15/44	300,000.00	274,440.00	
T 3.625 02/15/53	1,200,000.00	1,117,308.00	
T 3.625 03/31/28	3,000,000.00	2,924,160.00	
T 3.625 03/31/30	1,200,000.00	1,166,388.00	
T 3.625 05/15/26	2,500,000.00	2,438,175.00	
T 3.625 05/15/53	900,000.00	838,962.00	
T 3.625 05/31/28	2,000,000.00	1,951,160.00	
T 3.625 08/15/43	1,000,000.00	916,910.00	
T 3.75 04/15/26	1,300,000.00	1,271,764.00	
T 3.75 05/31/30	3,000,000.00	2,938,590.00	
T 3.75 08/15/41	1,100,000.00	1,041,194.00	

T 3.75 11/15/43	700,000.00	653,086.00	
T 3.875 01/15/26	5,300,000.00	5,198,611.00	
T 3.875 02/15/43	2,600,000.00	2,479,932.00	
T 3.875 04/30/25	1,000,000.00	980,660.00	
T 3.875 05/15/43	1,500,000.00	1,431,210.00	
T 3.875 08/15/40	500,000.00	486,120.00	
T 3.875 09/30/29	3,500,000.00	3,447,500.00	
T 3.875 12/31/27	4,400,000.00	4,330,700.00	
T 3.875 12/31/29	1,500,000.00	1,478,280.00	
T 4 02/15/26	2,000,000.00	1,967,960.00	
T 4 02/28/30	1,500,000.00	1,489,860.00	
T 4 02/29/28	5,000,000.00	4,952,500.00	
T 4 10/31/29	1,600,000.00	1,587,328.00	
T 4 11/15/42	2,000,000.00	1,944,680.00	
T 4 11/15/52	3,200,000.00	3,191,744.00	
T 4.125 01/31/25	3,500,000.00	3,447,010.00	
T 4.125 06/15/26	1,000,000.00	989,100.00	
T 4.125 10/31/27	3,500,000.00	3,476,340.00	
T 4.125 11/15/32	5,600,000.00	5,660,368.00	
T 4.25 05/15/39	100,000.00	102,585.00	
T 4.25 10/15/25	2,000,000.00	1,976,660.00	
T 4.25 11/15/40	600,000.00	611,388.00	
T 4.25 12/31/24	1,500,000.00	1,480,065.00	
T 4.375 05/15/40	900,000.00	932,463.00	
T 4.375 05/15/41	300,000.00	309,345.00	
T 4.375 11/15/39	300,000.00	311,472.00	
T 4.5 05/15/38	2,000,000.00	2,114,480.00	
T 4.5 08/15/39	300,000.00	316,380.00	
T 4.5 11/15/25	3,800,000.00	3,777,124.00	
T 4.625 02/15/40	1,000,000.00	1,068,860.00	
T 4.625 02/28/25	3,800,000.00	3,771,120.00	
T 4.625 03/15/26	2,500,000.00	2,499,650.00	
T 4.75 02/15/41	900,000.00	973,827.00	
T 5.25 11/15/28	500,000.00	524,020.00	
T 5.375 02/15/31	320,000.00	347,936.00	
T 6 02/15/26	1,000,000.00	1,031,710.00	
T 6.125 11/15/27	1,000,000.00	1,072,070.00	
アメリカ・ドル小計	621,120,000.00	552,014,472.50 (77,817,480,187)	
カナダ・ドル			
CAN 0.5 09/01/25	2,700,000.00	2,479,788.00	
CAN 1 06/01/27	1,100,000.00	985,831.00	
CAN 1.25 03/01/27	400,000.00	361,960.00	

	CAN 1. 25 06/01/30	1, 000, 000. 00	857, 060. 00	
	CAN 1. 5 04/01/25	700, 000. 00	662, 711. 00	
	CAN 1. 5 06/01/26	3, 000, 000. 00	2, 779, 770. 00	
	CAN 1. 5 09/01/24	2, 200, 000. 00	2, 118, 314. 00	
	CAN 1. 5 12/01/31	2, 300, 000. 00	1, 959, 968. 00	
	CAN 1. 75 12/01/53	1, 000, 000. 00	700, 450. 00	
	CAN 2 06/01/28	700, 000. 00	645, 981. 00	
	CAN 2 06/01/32	2, 000, 000. 00	1, 766, 140. 00	
	CAN 2. 25 06/01/25	500, 000. 00	478, 805. 00	
	CAN 2. 25 06/01/29	1, 100, 000. 00	1, 020, 195. 00	
	CAN 2. 25 12/01/29	600, 000. 00	553, 398. 00	
	CAN 2. 5 12/01/32	2, 500, 000. 00	2, 296, 225. 00	
	CAN 2. 75 06/01/33	1, 100, 000. 00	1, 030, 722. 00	
	CAN 2. 75 09/01/27	2, 200, 000. 00	2, 095, 940. 00	
	CAN 2. 75 12/01/48	1, 300, 000. 00	1, 163, 604. 00	
	CAN 2. 75 12/01/55	200, 000. 00	176, 738. 00	
	CAN 3 10/01/25	900, 000. 00	870, 219. 00	
	CAN 3. 5 08/01/25	1, 000, 000. 00	977, 660. 00	
	CAN 3. 5 12/01/45	1, 200, 000. 00	1, 215, 432. 00	
	CAN 4 06/01/41	1, 300, 000. 00	1, 391, 767. 00	
	CAN 5 06/01/37	600, 000. 00	696, 504. 00	
	CAN 5. 75 06/01/29	250, 000. 00	276, 905. 00	
	CAN 5. 75 06/01/33	400, 000. 00	472, 728. 00	
	CANADA 2. 75 12/01/64	700, 000. 00	608, 111. 00	
	カナダ・ドル小計	32, 950, 000. 00	30, 642, 926. 00 (3, 258, 568, 751)	
オースト リア・ ドル	ACGB 0. 25 11/21/25	1, 300, 000. 00	1, 195, 181. 00	
	ACGB 0. 5 09/21/26	100, 000. 00	90, 085. 00	
	ACGB 1. 5 06/21/31	4, 400, 000. 00	3, 660, 448. 00	
	ACGB 1. 75 06/21/51	500, 000. 00	288, 145. 00	
	ACGB 1. 75 11/21/32	1, 400, 000. 00	1, 151, 542. 00	
	ACGB 2. 25 05/21/28	1, 300, 000. 00	1, 209, 312. 00	
	ACGB 2. 5 05/21/30	2, 200, 000. 00	2, 010, 866. 00	
	ACGB 2. 75 06/21/35	800, 000. 00	697, 280. 00	
	ACGB 2. 75 11/21/27	3, 300, 000. 00	3, 156, 714. 00	
	ACGB 2. 75 11/21/28	200, 000. 00	189, 338. 00	
	ACGB 2. 75 11/21/29	1, 800, 000. 00	1, 682, 658. 00	
	ACGB 3 03/21/47	1, 200, 000. 00	953, 616. 00	
	ACGB 3 11/21/33	1, 000, 000. 00	910, 870. 00	
	ACGB 3. 25 04/21/25	1, 300, 000. 00	1, 283, 555. 00	
	ACGB 3. 25 04/21/29	800, 000. 00	773, 496. 00	
	ACGB 3. 25 06/21/39	2, 000, 000. 00	1, 762, 340. 00	

	ACGB 3.75 04/21/37	1,200,000.00	1,143,996.00	
	ACGB 4.25 04/21/26	2,150,000.00	2,168,877.00	
	ACGB 4.5 04/21/33	1,500,000.00	1,552,785.00	
	オーストラリア・ドル小計	28,450,000.00	25,881,104.00 (2,431,788,532)	
シンガポール・ドル	SIGB 1.25 11/01/26	600,000.00	563,340.00	
	SIGB 1.625 07/01/31	1,000,000.00	902,000.00	
	SIGB 2.25 08/01/36	1,000,000.00	926,260.00	
	SIGB 2.625 05/01/28	800,000.00	787,304.00	
	SIGB 2.75 03/01/46	800,000.00	811,480.00	
	SIGB 2.75 04/01/42	700,000.00	709,212.00	
	SIGB 2.875 09/01/30	200,000.00	198,500.00	
	SIGB 3 09/01/24	500,000.00	496,570.00	
	SIGB 3.375 09/01/33	300,000.00	309,723.00	
	SIGB 3.5 03/01/27	1,100,000.00	1,112,760.00	
	シンガポール・ドル小計	7,000,000.00	6,817,149.00 (721,936,079)	
ニュージーランド・ドル	NZGB 1.75 05/15/41	500,000.00	311,645.00	
	NZGB 2 05/15/32	900,000.00	724,968.00	
	NZGB 2.75 04/15/25	550,000.00	526,575.50	
	NZGB 2.75 05/15/51	500,000.00	337,595.00	
	NZGB 3 04/20/29	1,000,000.00	913,680.00	
	NZGB 4.5 04/15/27	1,100,000.00	1,085,909.00	
	ニュージーランド・ドル小計	4,550,000.00	3,900,372.50 (338,591,337)	
イギリス・ポンド	UK TSY GILT 1.125 01/31/39	400,000.00	251,104.00	
	UKT 0.125 01/30/26	1,300,000.00	1,161,251.00	
	UKT 0.125 01/31/28	700,000.00	576,905.00	
	UKT 0.25 01/31/25	700,000.00	652,183.00	
	UKT 0.25 07/31/31	1,300,000.00	948,883.00	
	UKT 0.375 10/22/26	1,200,000.00	1,044,324.00	
	UKT 0.375 10/22/30	1,800,000.00	1,368,378.00	
	UKT 0.5 01/31/29	2,500,000.00	2,020,250.00	
	UKT 0.5 10/22/61	900,000.00	275,283.00	
	UKT 0.625 06/07/25	900,000.00	831,834.00	
	UKT 0.625 07/31/35	1,900,000.00	1,240,719.00	
	UKT 0.875 10/22/29	500,000.00	407,355.00	
	UKT 1 01/31/32	1,500,000.00	1,151,625.00	
	UKT 1.125 10/22/73	300,000.00	112,716.00	
	UKT 1.25 07/22/27	900,000.00	793,107.00	
	UKT 1.25 07/31/51	1,200,000.00	590,988.00	
	UKT 1.25 10/22/41	1,800,000.00	1,081,332.00	

	UKT 1.5 07/22/26	1,100,000.00	1,003,321.00	
	UKT 1.5 07/22/47	2,000,000.00	1,127,760.00	
	UKT 1.625 10/22/28	300,000.00	261,540.00	
	UKT 1.625 10/22/54	500,000.00	265,560.00	
	UKT 1.75 01/22/49	1,250,000.00	735,950.00	
	UKT 1.75 09/07/37	100,000.00	71,904.00	
	UKT 2 09/07/25	1,100,000.00	1,035,265.00	
	UKT 2.5 07/22/65	1,600,000.00	1,050,640.00	
	UKT 2.75 09/07/24	900,000.00	877,068.00	
	UKT 3.25 01/22/44	1,600,000.00	1,329,504.00	
	UKT 3.25 01/31/33	1,700,000.00	1,560,107.00	
	UKT 3.5 01/22/45	1,250,000.00	1,072,762.50	
	UKT 3.5 07/22/68	1,300,000.00	1,099,605.00	
	UKT 3.5 10/22/25	200,000.00	192,728.00	
	UKT 3.75 01/29/38	900,000.00	827,838.00	
	UKT 3.75 07/22/52	1,200,000.00	1,060,968.00	
	UKT 4 01/22/60	1,300,000.00	1,216,306.00	
	UKT 4.125 01/29/27	1,700,000.00	1,659,455.00	
	UKT 4.25 03/07/36	700,000.00	690,676.00	
	UKT 4.25 06/07/32	500,000.00	500,445.00	
	UKT 4.25 09/07/39	600,000.00	583,242.00	
	UKT 4.25 12/07/27	900,000.00	887,589.00	
	UKT 4.25 12/07/40	600,000.00	581,730.00	
	UKT 4.25 12/07/46	1,500,000.00	1,439,430.00	
	UKT 4.25 12/07/49	900,000.00	865,485.00	
	UKT 4.25 12/07/55	1,700,000.00	1,651,159.00	
	UKT 4.5 09/07/34	400,000.00	405,420.00	
	UKT 4.5 12/07/42	1,050,000.00	1,048,677.00	
	UKT 4.75 12/07/30	1,150,000.00	1,184,327.50	
	UKT 4.75 12/07/38	1,000,000.00	1,031,390.00	
	UKT 5 03/07/25	1,300,000.00	1,299,805.00	
	UKT 6 12/07/28	650,000.00	696,858.50	
	イギリス・ポンド小計	52,750,000.00	43,822,752.50 (7,940,682,753)	
イスラエル・シュケル	ILGOV 0.4 10/31/24	1,800,000.00	1,711,692.00	
	ILGOV 0.5 04/30/25	3,100,000.00	2,907,180.00	
	ILGOV 1 03/31/30	700,000.00	583,779.00	
	ILGOV 1.5 05/31/37	600,000.00	442,752.00	
	ILGOV 2.25 09/28/28	800,000.00	740,144.00	
	ILGOV 3.75 03/31/47	3,600,000.00	3,383,604.00	
	ILGOV 6.25 10/30/26	2,400,000.00	2,566,152.00	
	イスラエル・シュケル小計	13,000,000.00	12,335,303.00	

			(470,910,060)	
デンマーク・クローネ	DGB 0 11/15/31	500,000.00	402,290.00	
	DGB 0.25 11/15/52	1,800,000.00	917,352.00	
	DGB 0.5 11/15/27	7,800,000.00	7,104,396.00	
	DGB 0.5 11/15/29	5,400,000.00	4,737,366.00	
	DGB 1.75 11/15/25	2,400,000.00	2,330,160.00	
	DGB 4.5 11/15/39	7,300,000.00	8,879,063.00	
デンマーク・クローネ小計		25,200,000.00	24,370,627.00 (508,127,573)	
ノルウェー・クローネ	NGB 1.375 08/19/30	6,200,000.00	5,259,646.00	
	NGB 1.5 02/19/26	3,000,000.00	2,810,880.00	
	NGB 1.75 02/17/27	200,000.00	185,010.00	
	NGB 1.75 03/13/25	1,200,000.00	1,154,520.00	
	NGB 1.75 09/06/29	5,000,000.00	4,427,450.00	
	NGB 2 04/26/28	5,900,000.00	5,410,300.00	
ノルウェー・クローネ小計		21,500,000.00	19,247,806.00 (266,197,157)	
スウェーデン・クローナ	SGB 0.125 05/12/31	500,000.00	416,060.00	
	SGB 0.75 05/12/28	3,700,000.00	3,388,608.00	
	SGB 0.75 11/12/29	4,200,000.00	3,768,912.00	
	SGB 1 11/12/26	6,200,000.00	5,832,216.00	
	SGB 2.5 05/12/25	5,000,000.00	4,930,650.00	
	SGB 3.5 03/30/39	5,300,000.00	5,901,974.00	
スウェーデン・クローナ小計		24,900,000.00	24,238,420.00 (324,310,060)	
メキシコ・ペソ	MBONO 10 12/05/24	32,000,000.00	31,824,640.00	
	MBONO 5 03/06/25	12,000,000.00	11,124,840.00	
	MBONO 5.75 03/05/26	19,000,000.00	17,279,740.00	
	MBONO 7.5 05/26/33	3,000,000.00	2,733,990.00	
	MBONO 7.5 06/03/27	21,000,000.00	19,780,530.00	
	MBONO 7.75 05/29/31	29,000,000.00	27,174,160.00	
	MBONO 7.75 11/23/34	18,000,000.00	16,602,480.00	
	MBONO 8 11/07/47	5,000,000.00	4,536,200.00	
	MBONO 8.5 05/31/29	23,000,000.00	22,592,670.00	
	MBONO 8.5 11/18/38	40,000,000.00	38,586,000.00	
メキシコ・ペソ小計		202,000,000.00	192,235,250.00 (1,624,426,310)	
オフショア・人民元	CGB 2.18 08/25/25	39,000,000.00	38,973,090.00	
	CGB 2.24 05/25/25	31,000,000.00	31,049,290.00	
	CGB 2.26 02/24/25	18,000,000.00	18,037,800.00	
	CGB 2.46 02/15/26	29,000,000.00	29,160,370.00	
	CGB 2.47 09/02/24	26,000,000.00	26,133,120.00	

	CGB 2.48 04/15/27	9,000,000.00	9,028,440.00	
	CGB 2.5 07/25/27	16,000,000.00	16,040,160.00	
	CGB 2.62 04/15/28	14,000,000.00	14,098,000.00	
	CGB 2.62 06/25/30	14,000,000.00	14,043,260.00	
	CGB 2.62 09/25/29	23,000,000.00	23,026,450.00	
	CGB 2.64 01/15/28	11,500,000.00	11,595,335.00	
	CGB 2.69 08/12/26	51,000,000.00	51,600,270.00	
	CGB 2.8 03/24/29	26,000,000.00	26,329,420.00	
	CGB 2.8 03/25/30	5,000,000.00	5,056,550.00	
	CGB 2.8 11/15/32	21,000,000.00	21,165,060.00	
	CGB 2.88 02/25/33	10,900,000.00	11,080,831.00	
	CGB 2.91 10/14/28	21,000,000.00	21,435,960.00	
	CGB 3.02 05/27/31	43,000,000.00	44,191,530.00	
	CGB 3.12 10/25/52	13,000,000.00	13,218,270.00	
	CGB 3.72 04/12/51	38,000,000.00	42,764,060.00	
	オフショア・人民元小計	459,400,000.00	468,027,266.00 (9,228,655,235)	
マレーシア・リンギット	MGS 3.502 05/31/27	5,100,000.00	5,071,746.00	
	MGS 3.582 07/15/32	2,500,000.00	2,435,050.00	
	MGS 3.757 05/22/40	1,400,000.00	1,343,832.00	
	MGS 3.882 03/14/25	1,500,000.00	1,513,605.00	
	MGS 3.9 11/30/26	1,300,000.00	1,314,235.00	
	MGS 3.955 09/15/25	3,200,000.00	3,233,888.00	
	MGS 4.498 04/15/30	4,000,000.00	4,174,560.00	
	MGS 4.504 04/30/29	700,000.00	726,495.00	
	MGS 4.696 10/15/42	600,000.00	648,012.00	
	MGS 4.736 03/15/46	6,700,000.00	7,217,776.00	
	マレーシア・リンギット小計	27,000,000.00	27,679,199.00 (857,952,756)	
ポーランド・ズロチ	POLGB 0.25 10/25/26	7,400,000.00	6,311,682.00	
	POLGB 0.75 04/25/25	1,800,000.00	1,663,020.00	
	POLGB 1.25 10/25/30	7,800,000.00	5,938,140.00	
	POLGB 2.25 10/25/24	6,500,000.00	6,240,195.00	
	POLGB 2.75 04/25/28	2,200,000.00	1,970,650.00	
	POLGB 2.75 10/25/29	700,000.00	607,803.00	
	POLGB 6 10/25/33	1,000,000.00	1,043,250.00	
	ポーランド・ズロチ小計	27,400,000.00	23,774,740.00 (837,303,548)	
ユーロ	BGB 0 10/22/31	1,500,000.00	1,175,370.00	
	BGB 0.1 06/22/30	700,000.00	579,096.00	
	BGB 0.35 06/22/32	300,000.00	237,519.00	
	BGB 0.4 06/22/40	300,000.00	185,184.00	

BGB 0.5 10/22/24	1,100,000.00	1,062,006.00	
BGB 0.65 06/22/71	400,000.00	157,312.00	
BGB 0.8 06/22/25	700,000.00	669,508.00	
BGB 0.8 06/22/27	800,000.00	737,896.00	
BGB 0.8 06/22/28	1,000,000.00	907,150.00	
BGB 0.9 06/22/29	900,000.00	805,635.00	
BGB 1 06/22/26	900,000.00	850,266.00	
BGB 1 06/22/31	1,300,000.00	1,121,055.00	
BGB 1.25 04/22/33	1,100,000.00	937,486.00	
BGB 1.45 06/22/37	1,200,000.00	954,600.00	
BGB 1.6 06/22/47	650,000.00	456,189.50	
BGB 1.7 06/22/50	1,100,000.00	761,827.00	
BGB 1.9 06/22/38	1,000,000.00	830,370.00	
BGB 2.15 06/22/66	500,000.00	360,365.00	
BGB 2.25 06/22/57	500,000.00	381,075.00	
BGB 3 06/22/34	200,000.00	196,446.00	
BGB 3.75 06/22/45	600,000.00	627,516.00	
BGB 4 03/28/32	300,000.00	321,699.00	
BGB 4.25 03/28/41	1,000,000.00	1,110,720.00	
BGB 4.5 03/28/26	1,100,000.00	1,139,292.00	
BGB 5 03/28/35	1,000,000.00	1,167,950.00	
BGB 5.5 03/28/28	1,000,000.00	1,112,750.00	
BTPS 0 08/15/24	1,400,000.00	1,348,144.00	
BTPS 0 12/15/24	1,300,000.00	1,237,782.00	
BTPS 0.35 02/01/25	2,400,000.00	2,285,616.00	
BTPS 0.45 02/15/29	2,400,000.00	2,017,464.00	
BTPS 0.5 02/01/26	1,000,000.00	927,590.00	
BTPS 0.85 01/15/27	1,700,000.00	1,552,627.00	
BTPS 0.9 04/01/31	2,000,000.00	1,616,180.00	
BTPS 0.95 06/01/32	3,500,000.00	2,735,740.00	
BTPS 0.95 08/01/30	700,000.00	579,824.00	
BTPS 0.95 09/15/27	800,000.00	720,704.00	
BTPS 0.95 12/01/31	2,600,000.00	2,065,596.00	
BTPS 1.1 04/01/27	3,000,000.00	2,750,040.00	
BTPS 1.25 12/01/26	800,000.00	743,088.00	
BTPS 1.45 03/01/36	400,000.00	294,732.00	
BTPS 1.45 05/15/25	700,000.00	674,625.00	
BTPS 1.45 11/15/24	1,800,000.00	1,750,932.00	
BTPS 1.5 06/01/25	1,900,000.00	1,829,605.00	
BTPS 1.6 06/01/26	1,200,000.00	1,137,540.00	
BTPS 1.65 12/01/30	1,600,000.00	1,381,680.00	
BTPS 1.7 09/01/51	1,500,000.00	884,520.00	

BTPS 1.85 07/01/25	1,000,000.00	968,510.00	
BTPS 2 02/01/28	2,000,000.00	1,869,760.00	
BTPS 2 12/01/25	1,300,000.00	1,255,735.00	
BTPS 2.05 08/01/27	1,500,000.00	1,416,810.00	
BTPS 2.1 07/15/26	1,000,000.00	959,760.00	
BTPS 2.2 06/01/27	900,000.00	857,205.00	
BTPS 2.25 09/01/36	500,000.00	403,555.00	
BTPS 2.45 09/01/33	600,000.00	522,966.00	
BTPS 2.45 09/01/50	900,000.00	634,302.00	
BTPS 2.5 11/15/25	1,200,000.00	1,173,672.00	
BTPS 2.5 12/01/24	1,300,000.00	1,281,423.00	
BTPS 2.65 12/01/27	400,000.00	385,136.00	
BTPS 2.7 03/01/47	1,550,000.00	1,186,757.50	
BTPS 2.8 03/01/67	700,000.00	490,735.00	
BTPS 2.8 06/15/29	1,000,000.00	953,530.00	
BTPS 2.8 12/01/28	1,600,000.00	1,537,904.00	
BTPS 2.95 09/01/38	1,300,000.00	1,111,045.00	
BTPS 3 08/01/29	3,100,000.00	2,989,237.00	
BTPS 3.1 03/01/40	500,000.00	428,485.00	
BTPS 3.25 09/01/46	1,600,000.00	1,352,848.00	
BTPS 3.35 03/01/35	850,000.00	786,802.50	
BTPS 3.45 03/01/48	1,000,000.00	867,340.00	
BTPS 3.5 03/01/30	1,000,000.00	987,880.00	
BTPS 3.7 06/15/30	600,000.00	596,730.00	
BTPS 3.75 09/01/24	2,300,000.00	2,301,196.00	
BTPS 3.85 09/01/49	1,500,000.00	1,381,785.00	
BTPS 3.85 12/15/29	1,300,000.00	1,307,722.00	
BTPS 4 02/01/37	2,600,000.00	2,548,936.00	
BTPS 4 04/30/35	700,000.00	690,515.00	
BTPS 4.5 03/01/26	1,300,000.00	1,329,809.00	
BTPS 4.75 09/01/28	2,000,000.00	2,104,880.00	
BTPS 4.75 09/01/44	1,400,000.00	1,468,222.00	
BTPS 5 03/01/25	1,000,000.00	1,020,920.00	
BTPS 5 08/01/34	1,570,000.00	1,690,890.00	
BTPS 5 08/01/39	1,800,000.00	1,939,608.00	
BTPS 5 09/01/40	1,700,000.00	1,837,139.00	
BTPS 5.75 02/01/33	1,700,000.00	1,932,373.00	
BTPS 6 05/01/31	2,200,000.00	2,527,646.00	
BTPS 6.5 11/01/27	1,700,000.00	1,897,166.00	
BTPS 7.25 11/01/26	400,000.00	444,856.00	
DBR 0 02/15/30	1,500,000.00	1,281,705.00	
DBR 0 02/15/32	3,200,000.00	2,610,496.00	

DBR 0 05/15/35	3,600,000.00	2,683,044.00	
DBR 0 08/15/29	2,500,000.00	2,159,600.00	
DBR 0 08/15/30	5,100,000.00	4,310,571.00	
DBR 0 08/15/31	2,300,000.00	1,901,755.00	
DBR 0 08/15/50	3,000,000.00	1,543,680.00	
DBR 0 08/15/50	700,000.00	362,026.00	
DBR 0 11/15/27	1,300,000.00	1,166,048.00	
DBR 0.25 02/15/27	2,300,000.00	2,114,850.00	
DBR 0.25 02/15/29	1,800,000.00	1,595,160.00	
DBR 0.25 08/15/28	1,500,000.00	1,341,840.00	
DBR 0.5 02/15/25	2,500,000.00	2,400,725.00	
DBR 0.5 02/15/26	3,200,000.00	3,015,872.00	
DBR 0.5 02/15/28	2,100,000.00	1,918,875.00	
DBR 0.5 08/15/27	2,100,000.00	1,934,079.00	
DBR 1 05/15/38	1,400,000.00	1,125,600.00	
DBR 1 08/15/24	1,300,000.00	1,269,866.00	
DBR 1 08/15/25	1,900,000.00	1,824,513.00	
DBR 1.25 08/15/48	1,650,000.00	1,265,484.00	
DBR 1.8 08/15/53	200,000.00	168,462.00	
DBR 1.8 08/15/53	400,000.00	337,540.00	
DBR 2.1 11/15/29	700,000.00	684,544.00	
DBR 2.3 02/15/33	1,600,000.00	1,579,136.00	
DBR 2.5 07/04/44	1,600,000.00	1,576,464.00	
DBR 2.5 08/15/46	2,700,000.00	2,672,406.00	
DBR 3.25 07/04/42	1,000,000.00	1,092,850.00	
DBR 4 01/04/37	1,300,000.00	1,506,284.00	
DBR 4.25 07/04/39	700,000.00	846,573.00	
DBR 4.75 07/04/28	1,600,000.00	1,763,664.00	
DBR 4.75 07/04/34	600,000.00	727,674.00	
DBR 4.75 07/04/40	1,450,000.00	1,868,542.50	
DBR 5.5 01/04/31	900,000.00	1,084,779.00	
DBR 5.625 01/04/28	1,000,000.00	1,127,480.00	
DBR 6.25 01/04/30	800,000.00	978,624.00	
DBR 6.5 07/04/27	1,000,000.00	1,142,470.00	
FRTR 0 02/25/25	3,000,000.00	2,851,440.00	
FRTR 0 02/25/26	3,800,000.00	3,516,406.00	
FRTR 0 02/25/27	1,100,000.00	991,837.00	
FRTR 0 03/25/25	1,900,000.00	1,801,979.00	
FRTR 0 05/25/32	2,900,000.00	2,246,572.00	
FRTR 0 11/25/29	4,500,000.00	3,769,650.00	
FRTR 0 11/25/30	3,900,000.00	3,170,154.00	
FRTR 0 11/25/31	3,000,000.00	2,363,640.00	

FRTR 0.25 11/25/26	2,900,000.00	2,653,848.00	
FRTR 0.5 05/25/25	1,300,000.00	1,238,172.00	
FRTR 0.5 05/25/26	3,300,000.00	3,079,494.00	
FRTR 0.5 05/25/29	3,000,000.00	2,627,490.00	
FRTR 0.5 05/25/40	1,300,000.00	831,675.00	
FRTR 0.5 05/25/72	100,000.00	36,454.00	
FRTR 0.5 06/25/44	1,200,000.00	696,852.00	
FRTR 0.75 02/25/28	2,800,000.00	2,546,824.00	
FRTR 0.75 05/25/28	3,100,000.00	2,807,360.00	
FRTR 0.75 05/25/52	3,000,000.00	1,573,260.00	
FRTR 0.75 11/25/28	3,100,000.00	2,781,909.00	
FRTR 1 05/25/27	2,200,000.00	2,049,124.00	
FRTR 1 11/25/25	1,500,000.00	1,429,875.00	
FRTR 1.25 05/25/34	1,200,000.00	999,768.00	
FRTR 1.25 05/25/36	3,700,000.00	2,951,305.00	
FRTR 1.25 05/25/38	900,000.00	686,502.00	
FRTR 1.5 05/25/31	3,050,000.00	2,762,720.50	
FRTR 1.5 05/25/50	2,400,000.00	1,614,624.00	
FRTR 1.75 05/25/66	800,000.00	518,672.00	
FRTR 1.75 06/25/39	2,700,000.00	2,202,768.00	
FRTR 1.75 11/25/24	1,300,000.00	1,273,259.00	
FRTR 2 05/25/48	2,000,000.00	1,540,440.00	
FRTR 2 11/25/32	4,000,000.00	3,687,240.00	
FRTR 2.5 05/25/30	3,100,000.00	3,035,210.00	
FRTR 2.5 09/24/26	500,000.00	492,290.00	
FRTR 2.75 10/25/27	3,850,000.00	3,828,632.50	
FRTR 3.25 05/25/45	900,000.00	883,710.00	
FRTR 3.5 04/25/26	1,800,000.00	1,820,790.00	
FRTR 4 04/25/55	1,370,000.00	1,517,644.90	
FRTR 4 04/25/60	1,400,000.00	1,565,060.00	
FRTR 4 10/25/38	2,000,000.00	2,174,960.00	
FRTR 4.5 04/25/41	2,100,000.00	2,426,046.00	
FRTR 4.75 04/25/35	800,000.00	924,232.00	
FRTR 5.5 04/25/29	1,650,000.00	1,875,340.50	
FRTR 5.75 10/25/32	400,000.00	488,468.00	
FRTR 6 10/25/25	2,100,000.00	2,227,407.00	
IRISH 0 10/18/31	500,000.00	397,605.00	
IRISH 0.9 05/15/28	500,000.00	457,675.00	
IRISH 1 05/15/26	800,000.00	759,576.00	
IRISH 1.1 05/15/29	500,000.00	454,630.00	
IRISH 1.3 05/15/33	800,000.00	691,024.00	
IRISH 1.35 03/18/31	500,000.00	451,075.00	

IRISH 1.5 05/15/50	500,000.00	344,135.00	
IRISH 1.7 05/15/37	300,000.00	250,572.00	
IRISH 2 02/18/45	1,100,000.00	880,198.00	
IRISH 2.4 05/15/30	600,000.00	584,838.00	
IRISH 5.4 03/13/25	800,000.00	828,488.00	
NETHER 0 01/15/27	1,300,000.00	1,179,620.00	
NETHER 0 07/15/30	2,200,000.00	1,825,714.00	
NETHER 0.25 07/15/25	2,200,000.00	2,082,630.00	
NETHER 0.25 07/15/29	1,000,000.00	865,580.00	
NETHER 0.5 01/15/40	1,700,000.00	1,180,327.00	
NETHER 0.5 07/15/26	1,000,000.00	932,070.00	
NETHER 0.5 07/15/32	200,000.00	164,754.00	
NETHER 0.75 07/15/27	400,000.00	369,552.00	
NETHER 0.75 07/15/28	1,500,000.00	1,362,330.00	
NETHER 2 07/15/24	500,000.00	493,670.00	
NETHER 2.5 01/15/33	600,000.00	587,322.00	
NETHER 2.75 01/15/47	2,200,000.00	2,178,594.00	
NETHER 3.75 01/15/42	1,300,000.00	1,461,655.00	
NETHER 4 01/15/37	700,000.00	786,534.00	
NETHER 5.5 01/15/28	700,000.00	777,812.00	
OBL 0 04/11/25	2,800,000.00	2,658,068.00	
OBL 0 04/16/27	3,200,000.00	2,904,896.00	
OBL 0 10/09/26	1,600,000.00	1,467,408.00	
OBL 0 10/10/25	2,600,000.00	2,437,188.00	
OBL 0 10/18/24	1,500,000.00	1,441,275.00	
OBL 2.2 04/13/28	600,000.00	590,556.00	
RAGB 0 02/20/30	1,300,000.00	1,072,058.00	
RAGB 0 02/20/31	1,400,000.00	1,117,956.00	
RAGB 0 04/20/25	300,000.00	284,154.00	
RAGB 0.5 02/20/29	550,000.00	481,860.50	
RAGB 0.5 04/20/27	700,000.00	639,653.00	
RAGB 0.75 02/20/28	600,000.00	544,806.00	
RAGB 0.75 03/20/51	900,000.00	504,558.00	
RAGB 0.75 10/20/26	1,300,000.00	1,212,250.00	
RAGB 0.85 06/30/20	150,000.00	58,635.00	
RAGB 0.9 02/20/32	700,000.00	588,483.00	
RAGB 1.2 10/20/25	1,000,000.00	959,650.00	
RAGB 1.5 02/20/47	700,000.00	504,854.00	
RAGB 1.5 11/02/86	400,000.00	230,200.00	
RAGB 1.65 10/21/24	800,000.00	784,496.00	
RAGB 2.4 05/23/34	1,000,000.00	934,730.00	
RAGB 3.15 06/20/44	500,000.00	496,525.00	

RAGB 3.8 01/26/62	700,000.00	788,305.00	
RAGB 4.15 03/15/37	300,000.00	330,444.00	
RAGB 4.85 03/15/26	800,000.00	835,648.00	
RAGB 6.25 07/15/27	1,000,000.00	1,121,050.00	
RFGB 0 09/15/26	800,000.00	729,016.00	
RFGB 0 09/15/30	400,000.00	325,600.00	
RFGB 0.25 09/15/40	500,000.00	307,750.00	
RFGB 0.5 04/15/26	700,000.00	655,312.00	
RFGB 0.5 09/15/28	300,000.00	265,977.00	
RFGB 0.5 09/15/29	800,000.00	693,472.00	
RFGB 0.75 04/15/31	800,000.00	680,960.00	
RFGB 1.375 04/15/47	500,000.00	357,915.00	
RFGB 2.625 07/04/42	800,000.00	740,464.00	
RFGB 2.75 07/04/28	200,000.00	198,750.00	
RFGB 4 07/04/25	300,000.00	304,383.00	
SPGB 0 01/31/25	500,000.00	475,330.00	
SPGB 0 05/31/25	2,600,000.00	2,444,702.00	
SPGB 0.25 07/30/24	700,000.00	677,180.00	
SPGB 0.5 04/30/30	1,600,000.00	1,337,136.00	
SPGB 0.5 10/31/31	1,400,000.00	1,117,578.00	
SPGB 0.7 04/30/32	2,200,000.00	1,762,024.00	
SPGB 0.8 07/30/27	1,700,000.00	1,549,040.00	
SPGB 0.85 07/30/37	800,000.00	552,144.00	
SPGB 1 10/31/50	300,000.00	156,651.00	
SPGB 1.2 10/31/40	1,700,000.00	1,143,828.00	
SPGB 1.25 10/31/30	3,000,000.00	2,613,030.00	
SPGB 1.3 10/31/26	3,100,000.00	2,919,270.00	
SPGB 1.4 04/30/28	2,000,000.00	1,844,960.00	
SPGB 1.4 07/30/28	1,200,000.00	1,102,188.00	
SPGB 1.45 04/30/29	2,100,000.00	1,909,446.00	
SPGB 1.45 10/31/27	1,800,000.00	1,676,826.00	
SPGB 1.45 10/31/71	400,000.00	189,064.00	
SPGB 1.5 04/30/27	1,500,000.00	1,410,630.00	
SPGB 1.6 04/30/25	1,400,000.00	1,358,168.00	
SPGB 1.85 07/30/35	1,600,000.00	1,332,288.00	
SPGB 1.95 04/30/26	2,400,000.00	2,318,448.00	
SPGB 1.95 07/30/30	700,000.00	643,531.00	
SPGB 2.15 10/31/25	1,600,000.00	1,562,112.00	
SPGB 2.35 07/30/33	700,000.00	635,922.00	
SPGB 2.55 10/31/32	1,600,000.00	1,493,232.00	
SPGB 2.7 10/31/48	750,000.00	607,162.50	
SPGB 2.75 10/31/24	1,500,000.00	1,486,185.00	

	SPGB 2.9 10/31/46	1,700,000.00	1,451,086.00	
	SPGB 3.15 04/30/33	900,000.00	878,238.00	
	SPGB 3.45 07/30/66	1,300,000.00	1,156,701.00	
	SPGB 3.9 07/30/39	200,000.00	201,724.00	
	SPGB 4.2 01/31/37	1,050,000.00	1,108,201.50	
	SPGB 4.65 07/30/25	800,000.00	819,528.00	
	SPGB 4.7 07/30/41	1,500,000.00	1,670,250.00	
	SPGB 4.9 07/30/40	1,400,000.00	1,586,984.00	
	SPGB 5.15 10/31/28	1,500,000.00	1,638,780.00	
	SPGB 5.15 10/31/44	1,400,000.00	1,656,410.00	
	SPGB 5.75 07/30/32	1,000,000.00	1,183,900.00	
	SPGB 5.9 07/30/26	500,000.00	536,760.00	
	SPGB 6 01/31/29	1,900,000.00	2,163,416.00	
	ユーロ小計	379,740,000.00	347,333,827.90 (53,958,310,164)	
国債証券合計			160,585,240,502 (160,585,240,502)	
合 計			160,585,240,502 (160,585,240,502)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建保有証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	226 銘柄	47.7%	48.5%
カナダ・ドル	国債証券	27 銘柄	2.0%	2.0%
オーストラリア・ドル	国債証券	19 銘柄	1.5%	1.5%
シンガポール・ドル	国債証券	10 銘柄	0.4%	0.4%
ニュージーランド・ドル	国債証券	6 銘柄	0.2%	0.2%
イギリス・ポンド	国債証券	49 銘柄	4.9%	4.9%
イスラエル・シェケル	国債証券	7 銘柄	0.3%	0.3%
デンマーク・クローネ	国債証券	6 銘柄	0.3%	0.3%
ノルウェー・クローネ	国債証券	6 銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデン・クローナ	国債証券	6 銘柄	0.2%	0.2%
メキシコ・ペソ	国債証券	10 銘柄	1.0%	1.0%
オフショア・人民元	国債証券	20 銘柄	5.7%	5.7%
マレーシア・リンギット	国債証券	10 銘柄	0.5%	0.5%
ポーランド・ズロチ	国債証券	7 銘柄	0.5%	0.5%
ユーロ	国債証券	269 銘柄	33.1%	33.6%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2022年8月1日現在)	(2023年7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	51,204,354	40,121,140
金銭信託	462,971	244,812
コール・ローン	13,730,545	8,681,637
国債証券	1,581,515,894	4,068,888,723
派生商品評価勘定	7,721	-
未収利息	10,022,637	43,937,744
前払費用	6,723,684	5,716,802
流動資産合計	1,663,667,806	4,167,590,858
資産合計		
	1,663,667,806	4,167,590,858
負債の部		
流動負債		
未払解約金	492,022	859,652
その他未払費用	35	42
流動負債合計	492,057	859,694
負債合計		
	492,057	859,694
純資産の部		
元本等		
元本	1,811,332,680	4,229,491,385
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	△148,156,931	△62,760,221
元本等合計	1,663,175,749	4,166,731,164
純資産合計		
	1,663,175,749	4,166,731,164
負債純資産合計		
	1,663,667,806	4,167,590,858

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2022年8月2日 至 2023年7月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価</p>

	額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年8月1日現在)	(2023年7月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,811,332,680 口	4,229,491,385 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 148,156,931 円	元本の欠損 62,760,221 円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9182 円 (1万口当たりの純資産額9,182 円)	1口当たり純資産額 0.9852 円 (1万口当たりの純資産額9,852 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年8月2日 至 2023年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2022年8月1日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	9,295,300	-	9,303,021	7,721
	小計	9,295,300	-	9,303,021	7,721
	合 計	9,295,300	-	9,303,021	7,721

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(2023年7月31日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022年8月2日 至 2023年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2022年8月1日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	501,000,000円
同期中における追加設定元本額	1,708,614,570円
同期中における一部解約元本額	398,281,890円

2022年8月1日現在の元本の内訳	
日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）	522,029,546円
日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）	985,319,626円
三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド	10,056,556円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	59,433,759円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	135,076,724円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	99,416,469円
合計	1,811,332,680円

(2023年7月31日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,811,332,680円
同期中における追加設定元本額	2,978,403,091円
同期中における一部解約元本額	560,244,386円
2023年7月31日現在の元本の内訳	
日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）	451,064,215円
日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）	2,859,167,062円
三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド	21,845,319円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	175,964,287円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	395,463,189円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	266,735,940円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	41,089,623円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	5,318,336円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	34,762円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	40,409円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	49,379円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	60,552円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	60,552円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	52,280円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	965,706円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	5,450,637円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	3,195,403円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	2,933,734円
合計	4,229,491,385円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

国債証券	アメリカ・ドル	ADGB 1.875 09/15/31	1,300,000.00	1,081,275.00	
		ADGB 2.5 04/16/25	500,000.00	478,700.00	
		ADGB 3.125 09/30/49	1,000,000.00	730,090.00	
		BRAZIL 2.875 06/06/25	600,000.00	572,568.00	
		BRAZIL 3.75 09/12/31	600,000.00	523,266.00	
		BRAZIL 3.875 06/12/30	500,000.00	448,455.00	
		BRAZIL 4.75 01/14/50	400,000.00	305,892.00	
		BRAZIL 5.625 01/07/41	200,000.00	181,980.00	
		CHILE 2.55 07/27/33	600,000.00	488,472.00	
		CHILE 2.75 01/31/27	400,000.00	372,056.00	
		CHILE 3.1 05/07/41	200,000.00	149,518.00	
		CHILE 3.5 01/25/50	200,000.00	150,032.00	
		CHILE 3.5 01/31/34	200,000.00	175,824.00	
		CHILE 4.34 03/07/42	600,000.00	529,368.00	
		CHINA (PEOPLE'S) 1.2 10/21/30	200,000.00	165,968.00	
		CHINA 0.55 10/21/25	200,000.00	181,602.00	
		CHINA 1.25 10/26/26	700,000.00	626,395.00	
		COLOM 3.125 04/15/31	600,000.00	469,260.00	
		COLOM 7.5 02/02/34	800,000.00	806,360.00	
		COLOM 8 04/20/33	600,000.00	628,158.00	
		DOMREP 5.5 02/22/29	200,000.00	190,200.00	
		DOMREP 5.875 01/30/60	600,000.00	475,002.00	
		DOMREP 6 02/22/33	1,200,000.00	1,130,124.00	
		INDON 3.05 03/12/51	200,000.00	148,012.00	
		INDON 3.85 10/15/30	200,000.00	188,250.00	
		INDON 4.75 01/08/26	200,000.00	199,488.00	
		INDON 5.125 01/15/45	400,000.00	399,640.00	
		KSA 2.25 02/02/33	1,600,000.00	1,287,376.00	
		KSA 3.625 03/04/28	600,000.00	570,198.00	
		KSA 4.75 01/18/28	300,000.00	298,299.00	
		KSA 4.875 07/18/33	200,000.00	200,142.00	
		KSA 5 01/18/53	400,000.00	368,060.00	
		KSA 5.25 01/16/50	200,000.00	192,166.00	
		MEX 2.659 05/24/31	1,200,000.00	1,000,152.00	
		MEX 3.25 04/16/30	200,000.00	178,124.00	
		MEX 4.5 01/31/50	300,000.00	244,179.00	
		MEX 5 04/27/51	900,000.00	782,037.00	
		MEX 6.338 05/04/53	500,000.00	510,345.00	
		OMAN 6 08/01/29	400,000.00	404,812.00	
		OMAN 6.25 01/25/31	1,000,000.00	1,030,060.00	
		PANAMA 2.252 09/29/32	800,000.00	615,440.00	
PANAMA 4.5 01/19/63	800,000.00	591,488.00			

PANAMA 6.4 02/14/35	300,000.00	313,233.00	
PERU 2.783 01/23/31	1,000,000.00	849,790.00	
PERU 5.625 11/18/50	400,000.00	406,308.00	
PHILIP 1.648 06/10/31	200,000.00	159,506.00	
PHILIP 2.95 05/05/45	200,000.00	142,696.00	
PHILIP 3.7 02/02/42	200,000.00	164,200.00	
QATAR 3.4 04/16/25	400,000.00	388,748.00	
QATAR 3.75 04/16/30	1,100,000.00	1,057,364.00	
QATAR 4.4 04/16/50	1,100,000.00	995,654.00	
SOAF 4.85 09/30/29	400,000.00	361,488.00	
SOAF 7.3 04/20/52	400,000.00	354,476.00	
TURKEY 6.125 10/24/28	800,000.00	744,496.00	
TURKEY 6.375 10/14/25	400,000.00	391,768.00	
TURKEY 9.125 07/13/30	400,000.00	414,840.00	
TURKEY 9.375 01/19/33	400,000.00	421,388.00	
TURKEY 9.875 01/15/28	800,000.00	849,112.00	
URUGUA 4.375 01/23/31	400,000.00	391,652.00	
URUGUA 4.975 04/20/55	400,000.00	387,956.00	
アメリカ・ドル小計	32,100,000.00	28,863,508.00 (4,068,888,723)	
国債証券合計		4,068,888,723 (4,068,888,723)	
合計		4,068,888,723 (4,068,888,723)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建保有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	60 銘柄	97.7%	100.0%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

Jリート・インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2022年8月1日現在)	(2023年7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	3,274,679	2,703,298
コール・ローン	97,118,620	95,865,465
投資証券	9,697,498,150	12,707,593,350
派生商品評価勘定	697,600	557,600

未収入金	-	67,606,317
未収配当金	81,076,278	119,030,783
差入委託証拠金	2,340,000	2,250,000
流動資産合計	9,882,005,327	12,995,606,813
資産合計	9,882,005,327	12,995,606,813
負債の部		
流動負債		
前受金	432,000	822,000
未払金	63,731,232	122,643,005
未払解約金	983,104	891,477
その他未払費用	212	323
流動負債合計	65,146,548	124,356,805
負債合計	65,146,548	124,356,805
純資産の部		
元本等		
元本	3,565,754,685	4,860,224,915
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	6,251,104,094	8,011,025,093
元本等合計	9,816,858,779	12,871,250,008
純資産合計	9,816,858,779	12,871,250,008
負債純資産合計	9,882,005,327	12,995,606,813

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2022 年 8 月 2 日
	至 2023 年 7 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年8月1日現在)	(2023年7月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	3,565,754,685口	4,860,224,915口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2,7531円 (1万口当たりの純資産額 27,531円)	1口当たり純資産額 2,6483円 (1万口当たりの純資産額 26,483円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年8月2日 至 2023年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っております。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等

	<p>を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
--	---

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2023年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2022年8月1日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引	リート指数先物取引 買建				
	TREIT 先物 0409 月	39,772,400	-	40,470,000	697,600
	小計	39,772,400	-	40,470,000	697,600
合 計		39,772,400	-	40,470,000	697,600

(2023年7月31日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	リート指数先物取引 買建				
	TREIT先物0509月	36,732,400	-	37,290,000	557,600
	小計	36,732,400	-	37,290,000	557,600
合計		36,732,400	-	37,290,000	557,600

(注) 1. 時価の算定方法

リート指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)リート指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022年8月2日 至 2023年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2022年8月1日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	2,972,759,074円
同期中における追加設定元本額	2,351,598,414円
同期中における一部解約元本額	1,758,602,803円
2022年8月1日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	133,854,085円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	231,503,548円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	149,306,254円
三井住友・DC日本リートインデックスファンド	2,081,538,683円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	15,139,674円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	57,002,092円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	41,895,518円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	143,540,085円

三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	79,844,882 円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	63,830,695 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	27,101,211 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	1,900,184 円
三井住友DS・国内リートインデックス年金ファンド	76,648,907 円
日興FWS・Jリートインデックス	240,117,405 円
三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド	10,094,946 円
SMAM・世界リート・インデックスファンドVA<適格機関投資家限定>	3,614,084 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	40,120,307 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	28,840,499 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	36,700,135 円
SMDAM・リスクコントロール型バランスファンド2021-05（リスク3%）<適格機関投資家限定>	103,161,491 円
合 計	3,565,754,685 円

(2023年7月31日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	3,565,754,685 円
同期中における追加設定元本額	2,686,524,813 円
同期中における一部解約元本額	1,392,054,583 円
2023年7月31日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	106,880,146 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	232,356,083 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	148,004,082 円
イオン・バランス戦略ファンド	22,196,236 円
三井住友・DC日本リートインデックスファンド	2,492,662,238 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	18,690,661 円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	75,273,938 円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	55,879,104 円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	205,770,084 円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	119,867,114 円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	96,209,272 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	39,119,211 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	2,428,986 円
三井住友DS・国内リートインデックス年金ファンド	232,304,666 円
日興FWS・Jリートインデックス	554,844,856 円
三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド	59,735,761 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	10,354 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	12,774 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	19,339 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	26,282 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	26,282 円

三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	56,868円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	828,844円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	4,413,153円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	2,420,803円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	2,207,708円
SMAM・世界リート・インデックスファンドVA<適格機関投資家限定>	3,150,611円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	69,961,591円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	50,322,693円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	80,403,562円
SMDAM・リスクコントロール型バランスファンド2021-05（リスク3%）<適格機関投資家限定>	184,141,613円
合 計	4,860,224,915円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	エスコンジャパンリート投資法人	243	28,236,600	
	サンケイリアルエステート投資法人	384	36,403,200	
	S O S I L A物流リート投資法人	597	76,714,500	
	東海道リート投資法人	178	21,431,200	
	日本アコモデーションファンド投資法人	413	278,362,000	
	森ヒルズリート投資法人	1,408	203,737,600	
	産業ファンド投資法人	1,827	271,857,600	
	アドバンス・レジデンス投資法人	1,137	393,970,500	
	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	879	195,577,500	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	628	259,992,000	
	G L P投資法人	4,044	566,564,400	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	573	195,106,500	
	日本プロロジスリート投資法人	2,086	606,400,200	
	星野リゾート・リート投資法人	221	137,683,000	
	O n eリート投資法人	209	54,193,700	
	イオンリート投資法人	1,469	219,909,300	
	ヒューリックリート投資法人	1,120	184,800,000	
日本リート投資法人	389	131,676,500		

積水ハウス・リート投資法人	3,598	303,671,200	
トーセイ・リート投資法人	252	34,246,800	
ケネディクス商業リート投資法人	520	144,716,000	
ヘルスケア&メディカル投資法人	295	45,194,000	
サムティ・レジデンシャル投資法人	326	37,979,000	
野村不動産マスターファンド投資法人	3,872	655,142,400	
いちごホテルリート投資法人	198	21,463,200	
ラサールロジポート投資法人	1,530	232,713,000	
スターアジア不動産投資法人	1,496	86,020,000	
マリモ地方創生リート投資法人	185	23,791,000	
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	473	239,338,000	
大江戸温泉リート投資法人	184	12,088,800	
投資法人みらい	1,531	70,196,350	
三菱地所物流リート投資法人	413	168,091,000	
CREロジスティクスファンド投資法人	515	90,382,500	
ザイマックス・リート投資法人	194	22,833,800	
タカラレーベン不動産投資法人	568	55,323,200	
アドバンス・ロジスティクス投資法人	525	69,300,000	
日本ビルファンド投資法人	1,397	832,612,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人	1,230	703,560,000	
日本都市ファンド投資法人	5,739	559,552,500	
オリックス不動産投資法人	2,386	431,627,400	
日本プライムリアルティ投資法人	819	289,926,000	
NTT都市開発リート投資法人	1,151	155,269,900	
東急リアル・エステート投資法人	803	151,044,300	
グローバル・ワン不動産投資法人	884	103,870,000	
ユナイテッド・アーバン投資法人	2,678	411,073,000	
森トラストリート投資法人	2,308	169,176,400	
インヴィンシブル投資法人	5,530	325,717,000	
インヴィンシブル投資法人 新	267	15,726,300	
フロンティア不動産投資法人	444	209,790,000	
平和不動産リート投資法人	895	129,864,500	
日本ロジスティクスファンド投資法人	767	230,483,500	
福岡リート投資法人	619	103,063,500	
ケネディクス・オフィス投資法人	697	235,586,000	
いちごオフィスリート投資法人	981	86,916,600	
大和証券オフィス投資法人	248	155,248,000	
阪急阪神リート投資法人	571	81,139,100	
スターツプロシード投資法人	208	46,758,400	
大和ハウスリート投資法人	1,805	505,400,000	

	ジャパン・ホテル・リート投資法人	3,861	272,586,600	
	大和証券リビング投資法人	1,661	189,187,900	
	ジャパンエクセレント投資法人	1,041	137,307,900	
	投資証券 小計		12,707,593,350	
	合 計		12,707,593,350	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

外国リート・インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2022年8月1日現在)	(2023年7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	234,050,525	616,358,154
金銭信託	2,124,218	1,290,549
コール・ローン	62,998,874	45,765,979
投資証券	24,139,425,620	28,771,154,950
派生商品評価勘定	221	231,438
未収入金	31,563,597	-
未収配当金	71,389,068	53,833,998
流動資産合計	24,541,552,123	29,488,635,068
資産合計	24,541,552,123	29,488,635,068
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	943,562	-
その他未払費用	188	208
流動負債合計	943,750	208
負債合計	943,750	208
純資産の部		
元本等		
元本	8,127,619,300	9,956,727,921
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	16,412,989,073	19,531,906,939
元本等合計	24,540,608,373	29,488,634,860
純資産合計	24,540,608,373	29,488,634,860
負債純資産合計	24,541,552,123	29,488,635,068

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2022年8月2日 至 2023年7月31日
-----	-----------------------------

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
<p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法</p>	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
<p>3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項</p>	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年8月1日現在)	(2023年7月31日現在)
<p>1. 当計算期間の末日における受益権の総数</p>	8,127,619,300 口	9,956,727,921 口
<p>2. 1単位当たり純資産の額</p>	<p>1口当たり純資産額 3.0194 円 (1万口当たりの純資産額 30,194 円)</p>	<p>1口当たり純資産額 2.9617 円 (1万口当たりの純資産額 29,617 円)</p>

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年8月2日 至 2023年7月31日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p>	<p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>
<p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p>	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりま</p>

	<p>す。デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資証券）</p> <p>「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）</p> <p>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p>

	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2022年8月1日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	48,300,000	-	47,621,858	△678,142
	カナダ・ドル	2,800,000	-	2,754,131	△45,869
	オーストラリア・ドル	7,800,000	-	7,615,075	△184,925
	シンガポール・ドル	1,500,000	-	1,479,614	△20,386
	イギリス・ポンド	1,200,000	-	1,199,965	△35
	ユーロ	1,300,000	-	1,285,840	△14,160
	小計	62,900,000	-	61,956,483	△943,517
	売建				
	ユーロ	3,800,000	-	3,799,824	176
小計	3,800,000	-	3,799,824	176	
合 計		66,700,000	-	65,756,307	△943,341

(2023年7月31日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	45,100,000	-	45,330,643	230,643
	シンガポール・ドル	6,100,000	-	6,100,795	795
	小計	51,200,000	-	51,431,438	231,438
合 計		51,200,000	-	51,431,438	231,438

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しており

ます。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022年8月2日 至 2023年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2022年8月1日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	5,669,901,114円
同期中における追加設定元本額	3,371,662,854円
同期中における一部解約元本額	913,944,668円
2022年8月1日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	13,654,762円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	21,394,800円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	14,349,469円
三井住友・DC外国リートインデックスファンド	6,983,627,979円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	4,899,696円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	52,442,458円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	38,646,421円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	132,082,932円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	73,446,027円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	57,964,497円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	75,365,482円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	619,904円
三井住友DS・外国リートインデックス年金ファンド	183,494,895円
日興FWS・Gリートインデックス(為替ヘッジあり)	72,268,459円

日興FWS・Gリートインデックス (為替ヘッジなし)	233,655,802 円
三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド	12,367,268 円
SMAM・世界リート・インデックスファンドVA<適格機関投資家限定>	37,885,386 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	33,942,027 円
SMDAM・リスクコントロール型バランスファンド2021-05 (リスク3%) <適格機関投資家限定>	85,511,036 円
合 計	8,127,619,300 円

(2023年7月31日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	8,127,619,300 円
同期中における追加設定元本額	2,876,703,701 円
同期中における一部解約元本額	1,047,595,080 円
2023年7月31日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	13,398,410 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	15,752,750 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	10,311,285 円
イオン・バランス戦略ファンド	21,641,422 円
三井住友・DC外国リートインデックスファンド	7,980,359,377 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	7,982,163 円
三井住友・資産最適化ファンド (1安定重視型)	69,526,612 円
三井住友・資産最適化ファンド (2やや安定型)	50,706,295 円
三井住友・資産最適化ファンド (3バランス型)	185,984,027 円
三井住友・資産最適化ファンド (4やや成長型)	108,122,657 円
三井住友・資産最適化ファンド (5成長重視型)	85,203,235 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	109,374,350 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	1,000,443 円
三井住友DS・外国リートインデックス年金ファンド	356,574,702 円
日興FWS・Gリートインデックス (為替ヘッジあり)	95,790,610 円
日興FWS・Gリートインデックス (為替ヘッジなし)	576,953,619 円
三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド	112,801,080 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	7,339 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	7,706 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	9,541 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	11,376 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	11,376 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1 (保守型)	13,917 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2 (安定型)	146,028 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3 (安定成長型)	737,821 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4 (成長型)	366,616 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5 (積極成長型)	323,994 円
SMAM・世界リート・インデックスファンドVA<適格機関投資家限定>	34,030,326 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	40,089,543 円

SMDAM・リスクコントロール型バランスファンド2021-05（リスク3%）＜

適格機関投資家限定＞

79,489,301円

合計

9,956,727,921円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	ACADIA REALTY TRUST	14,653.00	227,854.15	
		AGREE REALTY CORP	15,181.00	997,088.08	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	12,195.00	231,705.00	
		ALEXANDER'S INC	300.00	57,024.00	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	24,599.00	3,112,019.49	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	2,165.00	36,350.35	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	7,000.00	156,800.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	48,526.00	1,794,976.74	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	41,510.00	1,327,489.80	
		APARTMENT INCOME REIT CO	23,374.00	795,417.22	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	23,200.00	195,808.00	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	32,409.00	500,719.05	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES IN	8,429.00	102,833.80	
		ASHFORD HOSPITALITY TRUST	2,515.00	9,557.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	22,330.00	4,156,282.90	
		BLUEROCK HOMES TRUST INC	468.00	7,572.24	
		BOSTON PROPERTIES INC	22,712.00	1,497,856.40	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	8,400.00	30,408.00	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	34,607.00	172,688.93	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	45,489.00	1,023,957.39	
		BROADSTONE NET LEASE INC	31,774.00	524,906.48	
		BRT APARTMENTS CORP	500.00	9,540.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	16,297.00	1,768,387.47	
		CARETRUST REIT INC	16,295.00	338,447.15	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	3,648.00	79,271.04	
		CENTERSPACE	2,600.00	158,028.00	
		CHATHAM LODGING TRUST	5,557.00	52,513.65	
		CITY OFFICE REIT INC	4,603.00	25,454.59	
		CLIPPER REALTY INC	800.00	5,040.00	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	3,216.00	111,884.64	
		CORPORATE OFFICE PROPERTIES	16,866.00	438,516.00	
		COUSINS PROPERTIES INC	22,991.00	561,210.31	

CTO REALTY GROWTH INC	3,839.00	66,337.92	
CUBESMART	34,460.00	1,491,773.40	
DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	33,165.00	279,580.95	
DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	69,000.00	34,845.00	
DIGITAL REALTY TRUST INC	45,668.00	5,607,117.04	
DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	23,884.00	49,678.72	
DOUGLAS EMMETT INC	26,346.00	379,118.94	
EAGLE HOSPITALITY TRUST	20,000.00	2,740.00	
EASTERLY GOVERNMENT PROPERTI	15,924.00	232,808.88	
EASTGROUP PROPERTIES INC	7,157.00	1,259,345.72	
ELME COMMUNITIES	15,190.00	245,622.30	
EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	21,276.00	188,079.84	
EPR PROPERTIES	11,259.00	491,905.71	
EQUINIX INC	14,571.00	11,618,332.56	
EQUITY COMMONWEALTH	17,598.00	351,608.04	
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	27,136.00	1,931,811.84	
EQUITY RESIDENTIAL	53,125.00	3,443,031.25	
ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	22,290.00	546,105.00	
ESSEX PROPERTY TRUST INC	10,055.00	2,386,152.05	
EXTRA SPACE STORAGE INC	33,051.00	4,654,902.84	
FARMLAND PARTNERS INC	7,194.00	82,299.36	
FEDERAL REALTY INVS TRUST	11,091.00	1,119,414.63	
FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	20,455.00	1,056,500.75	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	13,780.00	360,898.20	
FRANKLIN STREET PROPERTIES C	15,115.00	24,939.75	
GAMING AND LEISURE PROPERTIE	40,380.00	1,916,434.80	
GETTY REALTY CORP	6,971.00	224,326.78	
GLADSTONE COMMERCIAL CORP	5,368.00	70,696.56	
GLADSTONE LAND CORP	4,464.00	73,209.60	
GLOBAL MEDICAL REIT INC	12,642.00	125,029.38	
GLOBAL NET LEASE INC	19,113.00	206,420.40	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	59,433.00	1,164,292.47	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	85,738.00	1,863,086.74	
HERSHA HOSPITALITY TRUST-A	4,276.00	26,725.00	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	16,359.00	412,573.98	
HOST HOTELS & RESORTS INC	111,435.00	2,025,888.30	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	17,289.00	100,621.98	
INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	36,893.00	621,647.05	
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERT	6,274.00	24,468.60	
INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPER	4,322.00	331,886.38	
INVENTRUST PROPERTIES CORP	11,866.00	287,987.82	
INVITATION HOMES INC	91,527.00	3,246,462.69	

IRON MOUNTAIN INC	45,585.00	2,760,627.60	
JBG SMITH PROPERTIES	14,792.00	247,322.24	
KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	130,900.00	44,506.00	
KILROY REALTY CORP	16,719.00	594,694.83	
KIMCO REALTY CORP	96,981.00	1,957,076.58	
KITE REALTY GROUP TRUST	34,000.00	776,560.00	
LTC PROPERTIES INC	7,251.00	249,361.89	
LXP INDUSTRIAL TRUST	43,773.00	450,861.90	
MACERICH CO/THE	32,750.00	413,632.50	
MANULIFE US REAL ESTATE INV	245,900.00	27,294.90	
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	97,588.00	980,759.40	
MID-AMERICA APARTMENT COMM	18,198.00	2,706,770.52	
NATIONAL STORAGE AFFILIATES	13,122.00	445,360.68	
NATL HEALTH INVESTORS INC	6,051.00	332,986.53	
NECESSITY RETAIL REIT INC/TH	17,023.00	121,884.68	
NETSTREIT CORP	8,448.00	150,036.48	
NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ES	7,478.00	87,043.92	
NEXPOINT RESIDENTIAL	3,529.00	144,971.32	
NNN REIT INC	28,055.00	1,201,315.10	
OFFICE PROPERTIES INCOME TRU	9,538.00	71,630.38	
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	36,338.00	1,144,647.00	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	2,352.00	48,027.84	
ORION OFFICE REIT INC	8,094.00	52,530.06	
PARAMOUNT GROUP INC	23,577.00	122,836.17	
PARK HOTELS & RESORTS INC	35,722.00	471,173.18	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	20,329.00	308,797.51	
PHILLIPS EDISON & COMPANY IN	17,364.00	600,620.76	
PHYSICIANS REALTY TRUST	36,597.00	534,316.20	
PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	19,902.00	146,279.70	
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	4,774.00	108,608.50	
POSTAL REALTY TRUST INC- A	1,424.00	21,360.00	
PRIME US REIT	130,700.00	25,094.40	
PROLOGIS INC	144,248.00	17,836,265.20	
PUBLIC STORAGE	24,736.00	6,963,926.08	
REALTY INCOME CORP	105,073.00	6,458,837.31	
REGENCY CENTERS CORP	24,384.00	1,582,033.92	
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	22,092.00	324,089.64	
REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	31,364.00	1,705,887.96	
RLJ LODGING TRUST	24,132.00	247,111.68	
RPT REALTY	11,788.00	126,485.24	
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	9,114.00	865,100.88	
SABRA HEALTH CARE REIT INC	32,679.00	423,519.84	

	SAFEHOLD INC	5,574.00	137,845.02	
	SAUL CENTERS INC	2,331.00	90,442.80	
	SERVICE PROPERTIES TRUST	25,446.00	214,000.86	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	51,267.00	6,381,716.16	
	SITE CENTERS CORP	26,013.00	361,060.44	
	SL GREEN REALTY CORP	9,537.00	354,585.66	
	SPIRIT REALTY CAPITAL INC	22,155.00	892,846.50	
	STAG INDUSTRIAL INC	27,802.00	1,010,046.66	
	STAR HOLDINGS	2,111.00	32,826.05	
	SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	14,098.00	89,381.32	
	SUN COMMUNITIES INC	19,281.00	2,535,451.50	
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	32,379.00	325,085.16	
	TANGER FACTORY OUTLET CENTER	15,336.00	357,635.52	
	TERRENO REALTY CORP	11,336.00	668,370.56	
	UDR INC	48,632.00	1,956,951.68	
	UMH PROPERTIES INC	11,316.00	183,092.88	
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	1,344.00	63,598.08	
	URBAN EDGE PROPERTIES	20,402.00	343,161.64	
	URSTADT BIDDLE - CLASS A	6,208.00	139,307.52	
	VENTAS INC	62,544.00	3,010,242.72	
	VERIS RESIDENTIAL INC	10,798.00	200,302.90	
	VICI PROPERTIES INC	157,420.00	5,004,381.80	
	VORNADO REALTY TRUST	24,385.00	540,127.75	
	WELLTOWER INC	77,803.00	6,302,821.03	
	WHITESTONE REIT	4,511.00	46,237.75	
	WP CAREY INC	33,806.00	2,303,202.78	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	17,827.00	226,224.63	
	アメリカ・ドル小計	4,008,314.00	158,787,510.98 (22,384,275,423)	
カナダ・ドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	8,800.00	187,000.00	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	9,662.00	67,344.14	
	AUTOMOTIVE PROPERTIES REAL E	4,023.00	46,626.57	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	3,190.00	211,847.90	
	BSR REAL ESTATE INVESTMENT T	3,187.00	56,218.68	
	BTB REAL ESTATE INVESTMENT T	6,841.00	22,780.53	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	12,440.00	634,564.40	
	CHOICE PROPERTIES REIT	23,858.00	329,478.98	
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTME	10,639.00	147,456.54	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	9,193.00	140,560.97	
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE	23,474.00	330,513.92	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	5,465.00	74,706.55	
	EUROPEAN RESIDENTIAL REAL ES	11,377.00	32,083.14	

	FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	14,775.00	216,897.00	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	5,260.00	410,648.20	
	H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	21,001.00	214,840.23	
	INOVALIS REAL ESTATE INVESTM	1,387.00	5,159.64	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	11,198.00	142,662.52	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	8,107.00	146,979.91	
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE	1,447.00	21,357.72	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	1,557.00	25,285.68	
	NEXUS INDUSTRIAL REIT	4,345.00	36,150.40	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	20,754.00	147,560.94	
	PRIMARIS REIT	6,318.00	83,903.04	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	21,805.00	435,227.80	
	SLATE GROCERY REIT-CL U	3,196.00	42,922.28	
	SLATE OFFICE REIT	3,663.00	6,813.18	
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	12,000.00	298,440.00	
	TRUE NORTH COMMERCIAL REAL E	4,770.00	12,831.30	
	カナダ・ドル小計	273,732.00	4,528,862.16 (481,599,202)	
オースト ラリア・ ドル	ABACUS PROPERTY GROUP	50,980.00	135,606.80	
	ARENA REIT	45,981.00	175,647.42	
	BWP TRUST	66,965.00	247,100.85	
	CENTURIA CAPITAL GROUP	104,758.00	181,231.34	
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	84,443.00	269,373.17	
	CENTURIA OFFICE REIT	68,559.00	99,410.55	
	CHARTER HALL GROUP	73,143.00	834,561.63	
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	97,225.00	397,650.25	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	91,686.00	344,739.36	
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTR	72,491.00	218,922.82	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	218,718.00	121,388.49	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	30,237.00	84,058.86	
	DEXUS/AU	168,087.00	1,374,951.66	
	GDI PROPERTY GROUP	83,204.00	54,914.64	
	GOODMAN GROUP	265,983.00	5,452,651.50	
	GPT GROUP	305,971.00	1,324,854.43	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	52,361.00	149,228.85	
	HEALTHCO REIT	51,410.00	72,231.05	
	HMC CAPITAL LTD	33,678.00	175,462.38	
	HOMEKO DAILY NEEDS REIT	239,155.00	288,181.77	
	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS	25,921.00	78,799.84	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	62,840.00	254,502.00	
	MIRVAC GROUP	634,643.00	1,485,064.62	
	NATIONAL STORAGE REIT	208,817.00	476,102.76	

	RAM ESSENTIAL SERVICES PROPE	89,106.00	65,938.44	
	REGION RE LTD	191,819.00	466,120.17	
	RURAL FUNDS GROUP	52,739.00	106,005.39	
	SCENTRE GROUP	801,211.00	2,251,402.91	
	STOCKLAND	370,014.00	1,557,758.94	
	VICINITY CENTRES	591,192.00	1,167,604.20	
	WAYPOINT REIT	113,111.00	294,088.60	
	オーストラリア・ドル小計	5,346,448.00	20,205,555.69 (1,898,514,013)	
香港・ドル	CHAMPION REIT	277,000.00	792,220.00	
	FORTUNE REIT	259,000.00	1,502,200.00	
	LINK REIT	403,700.00	17,803,170.00	
	PROSPERITY REIT	178,000.00	309,720.00	
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVEST	110,000.00	323,400.00	
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMEN	293,000.00	477,590.00	
	香港・ドル小計	1,520,700.00	21,208,300.00 (383,446,064)	
シンガポール・ドル	AIMS APAC REIT	113,300.00	140,492.00	
	CAPITALAND ASCENDAS REIT	515,700.00	1,469,745.00	
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	318,755.00	350,630.50	
	CAPITALAND CHINA TRUST	205,700.00	213,928.00	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	778,808.00	1,596,556.40	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	159,550.00	188,269.00	
	DAIWA HOUSE LOGISTICS TRUST	44,500.00	27,145.00	
	EC WORLD REIT	52,800.00	15,576.00	
	ESR-LOGOS REIT	1,097,413.00	378,607.48	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	190,000.00	120,650.00	
	FIRST REAL ESTATE INVT TRUST	176,400.00	46,746.00	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	166,800.00	363,624.00	
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL	433,738.00	546,509.88	
	KEPPEL DC REIT	200,100.00	450,225.00	
	KEPPEL REIT	275,800.00	249,599.00	
	LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	262,000.00	178,160.00	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	324,500.00	736,615.00	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	495,150.00	856,609.50	
	MAPLETREE PAN ASIA COM TRUST	355,000.00	596,400.00	
	QUE COMMERCIAL REAL ESTATE I	502,900.00	155,899.00	
	PARAGON REIT	215,200.00	203,364.00	
	PARKWAYLIFE REAL ESTATE	69,800.00	270,824.00	
	SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	66,700.00	48,024.00	
	STARHILL GLOBAL REIT	195,000.00	101,400.00	
SUNTEC REIT	324,800.00	422,240.00		

	シンガポール・ドル小計	7,540,414.00	9,727,838.76 (1,030,178,125)	
ニュージー ランド・ドル	ARGOSY PROPERTY LTD	153,482.00	185,713.22	
	GOODMAN PROPERTY TRUST	163,249.00	366,494.00	
	KIWI PROPERTY GROUP LTD	200,506.00	190,480.70	
	PRECINCT PROPERTIES GROUP	217,149.00	287,722.42	
	STRIDE PROPERTY GROUP	90,554.00	136,736.54	
	VITAL HEALTHCARE PROPERTY TR	77,686.00	184,892.68	
	ニュージーランド・ドル小計	902,626.00	1,352,039.56 (117,370,554)	
イギリ ス・ポ ンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST	53,280.00	27,812.16	
	AEW UK REIT PLC	9,000.00	8,991.00	
	ASSURA PLC	472,915.00	224,161.71	
	BALANCED COMM PROPERTY TRUST	154,750.00	108,634.50	
	BIG YELLOW GROUP PLC	26,200.00	280,864.00	
	BRITISH LAND CO PLC	150,571.00	505,918.56	
	CLS HOLDINGS PLC	41,598.00	58,237.20	
	CUSTODIAN PROPERTY INCOME RE	84,958.00	74,338.25	
	DERWENT LONDON PLC	17,263.00	369,428.20	
	EDISTON PROPERTY INVESTMENT	48,662.00	31,143.68	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	95,000.00	82,365.00	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	41,616.00	175,286.59	
	HAMMERSON PLC	591,835.00	154,468.93	
	HELICAL PLC	17,000.00	46,155.00	
	HOME REIT PLC	96,051.00	36,499.38	
	IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	88,651.00	81,381.61	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	116,859.00	750,702.21	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	170,834.00	312,797.05	
	LXI REIT PLC	247,814.00	235,175.48	
	NEWRIVER REIT PLC	46,021.00	39,071.82	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	57,141.00	40,284.40	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	212,067.00	200,403.31	
	PRS REIT PLC/THE	89,207.00	73,149.74	
	REGIONAL REIT LTD	45,664.00	20,320.48	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	31,848.00	280,262.40	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM	70,698.00	31,814.10	
	SEGRO PLC	190,440.00	1,436,298.48	
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	304,853.00	365,518.74	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	187,422.00	143,002.98	
	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	34,770.00	21,453.09	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	288,959.00	396,740.70	
	UK COMMERCIAL PROPERTY REIT	117,847.00	61,044.74	

	UNITE GROUP PLC/THE	62,834.00	604,148.91	
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	76,400.00	92,138.40	
	WAREHOUSE REIT PLC	72,100.00	61,068.70	
	WORKSPACE GROUP PLC	20,210.00	101,959.45	
	イギリス・ポンド小計	4,433,338.00	7,533,040.95 (1,364,987,020)	
イスラエル・シュケル	MENIVIM- THE NEW REIT LTD	110,000.00	182,160.00	
	REIT 1 LTD	29,102.00	461,557.72	
	SELLA CAPITAL REAL ESTATE LT	36,242.00	270,474.04	
	イスラエル・シュケル小計	175,344.00	914,191.76 (34,900,002)	
韓国・ウォン	D&D PLATFORM REIT CO LTD	6,350.00	19,208,750.00	
	E KOCREF CR-REIT CO LTD	8,422.00	42,783,760.00	
	ESR KENDALL SQUARE REIT CO L	24,000.00	93,600,000.00	
	IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	4,067.00	18,281,165.00	
	JR REIT XXVII	19,000.00	77,140,000.00	
	KORAMCO ENERGY PLUS REIT	6,226.00	33,744,920.00	
	LOTTE REIT CO LTD	20,121.00	71,328,945.00	
	MIRAE ASIA PAC REAL EST-1	17,727.00	71,794,350.00	
	NH ALL-ONE REIT CO LTD	12,561.00	40,634,835.00	
	SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	8,762.00	53,711,060.00	
	SK REITS CO LTD	12,831.00	59,664,150.00	
	韓国・ウォン小計	140,067.00	581,891,935.00 (64,299,059)	
ユーロ	AEDIFICA	7,278.00	450,508.20	
	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	1,380.00	7,038.00	
	ALTAREA	723.00	72,444.60	
	CARE PROPERTY INVEST	5,582.00	71,896.16	
	CARMILA	10,208.00	149,036.80	
	COFINIMMO	4,682.00	332,890.20	
	COVIVIO	7,454.00	327,379.68	
	CROMWELL REIT EUR	48,320.00	77,312.00	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	6,975.00	158,611.50	
	GECINA SA	8,692.00	855,292.80	
	HAMBORNER REIT AG	10,700.00	70,192.00	
	ICADE	4,873.00	181,470.52	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	7,889.00	19,919.72	
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	44,900.00	263,114.00	
	INTERVEST OFFICES & WAREHOUS	4,899.00	64,568.82	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	62,588.00	60,710.36	
	KLEPIERRE	29,963.00	720,310.52	
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	6,940.00	42,195.20	

	MERCIALYS	11,000.00	85,525.00	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	52,906.00	444,939.46	
	MONTEA NV	1,880.00	137,240.00	
	NSI NV	2,966.00	56,176.04	
	RETAIL ESTATES	2,065.00	117,085.50	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	16,472.00	836,448.16	
	VASTNED RETAIL NV	2,919.00	58,029.72	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	24,334.00	661,398.12	
	WERELDHAVE NV	5,522.00	89,401.18	
	XIOR STUDENT HOUSING NV	3,590.00	100,520.00	
	ユーロ小計	397,700.00	6,511,654.26 (1,011,585,488)	
投資証券合計			28,771,154,950 (28,771,154,950)	
合 計			28,771,154,950 (28,771,154,950)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 143 銘柄	75.9%	77.8%
カナダ・ドル	投資証券 29 銘柄	1.6%	1.7%
オーストラリア・ドル	投資証券 31 銘柄	6.4%	6.6%
香港・ドル	投資証券 6 銘柄	1.3%	1.3%
シンガポール・ドル	投資証券 25 銘柄	3.5%	3.6%
ニュージーランド・ドル	投資証券 6 銘柄	0.4%	0.4%
イギリス・ポンド	投資証券 36 銘柄	4.6%	4.7%
イスラエル・シケル	投資証券 3 銘柄	0.1%	0.1%
韓国・ウォン	投資証券 11 銘柄	0.2%	0.2%
ユーロ	投資証券 28 銘柄	3.4%	3.5%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

ゴールド・インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2022年8月1日現在)	(2023年7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	50,835,829	48,434,459
金銭信託	801,380	1,357,241
コール・ローン	23,766,874	48,131,048

投資信託受益証券	2, 222, 149, 257	6, 031, 579, 862
派生商品評価勘定	80	633
流動資産合計	2, 297, 553, 420	6, 129, 503, 243
資産合計	2, 297, 553, 420	6, 129, 503, 243
負債の部		
流動負債		
未払金	49, 525, 323	27, 875, 690
未払解約金	1, 754, 080	5, 032, 289
その他未払費用	62	171
流動負債合計	51, 279, 465	32, 908, 150
負債合計	51, 279, 465	32, 908, 150
純資産の部		
元本等		
元本	1, 959, 291, 365	4, 529, 203, 371
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	286, 982, 590	1, 567, 391, 722
元本等合計	2, 246, 273, 955	6, 096, 595, 093
純資産合計	2, 246, 273, 955	6, 096, 595, 093
負債純資産合計	2, 297, 553, 420	6, 129, 503, 243

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2022 年 8 月 2 日 至 2023 年 7 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年8月1日現在)	(2023年7月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,959,291,365 口	4,529,203,371 口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.1465円 (1万口当たりの純資産額 11,465円)	1口当たり純資産額 1.3461円 (1万口当たりの純資産額 13,461円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年8月2日 至 2023年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っております。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、

	<p>原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
--	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2023年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2022年8月1日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			う ち 1 年 超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	13,289,950	-	13,290,030	80
	小計	13,289,950	-	13,290,030	80
合 計		13,289,950	-	13,290,030	80

(2023年7月31日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	14,376,073	-	14,376,706	633
	小計	14,376,073	-	14,376,706	633
	合 計	14,376,073	-	14,376,706	633

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022年8月2日 至 2023年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2022年8月1日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,900,000 円
同期中における追加設定元本額	2,125,454,474 円
同期中における一部解約元本額	168,063,109 円
2022年8月1日現在の元本の内訳	

日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）	319,364,303円
日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）	1,447,011,797円
三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）	192,915,265円
合 計	1,959,291,365円

(2023年7月31日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,959,291,365円
同期中における追加設定元本額	2,975,379,511円
同期中における一部解約元本額	405,467,505円
2023年7月31日現在の元本の内訳	
日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）	363,900,825円
日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）	3,571,356,274円
三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）	575,884,486円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	114,671円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	1,605,859円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	8,455,209円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	4,292,809円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	3,593,238円
合 計	4,529,203,371円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカ・ドル	ISHARES GOLD TRUST	249,190.00	9,249,932.80	
		SPDR GOLD MINISHARES TRUST	862,560.00	33,536,332.80	
		アメリカ・ドル小計	1,111,750.00	42,786,265.60 (6,031,579,862)	
投資信託受益証券合計				6,031,579,862 (6,031,579,862)	
合 計				6,031,579,862 (6,031,579,862)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入 投資信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券	2銘柄	98.9%	100.0%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

日興FWS・日本株インデックス

2023年7月31日現在

I 資産総額	7,283,716,382 円
II 負債総額	10,525,998 円
III 純資産総額（I－II）	7,273,190,384 円
IV 発行済口数	5,821,638,664 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.2493 円 (12,493 円)

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）

2023年7月31日現在

I 資産総額	2,301,130,190 円
II 負債総額	24,584,426 円
III 純資産総額（I－II）	2,276,545,764 円
IV 発行済口数	2,322,197,234 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	0.9803 円 (9,803 円)

日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）

2023年7月31日現在

I 資産総額	15,593,199,218 円
II 負債総額	9,681,271 円
III 純資産総額（I－II）	15,583,517,947 円
IV 発行済口数	11,837,040,113 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.3165 円 (13,165 円)

日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）

2023年7月31日現在

I 資産総額	1,582,529,791 円
II 負債総額	25,350,845 円
III 純資産総額（I－II）	1,557,178,946 円

IV 発行済口数	1,978,052,474 口
V 1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ) (1万口当たり純資産額)	0.7872 円 (7,872 円)

日興FWS・新興国株インデックス (為替ヘッジなし)

2023年7月31日現在

I 資産総額	5,120,254,025 円
II 負債総額	4,659,943 円
III 純資産総額 (I - II)	5,115,594,082 円
IV 発行済口数	4,691,714,003 口
V 1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ) (1万口当たり純資産額)	1.0903 円 (10,903 円)

日興FWS・日本債インデックス

2023年7月31日現在

I 資産総額	10,750,858,039 円
II 負債総額	18,550,014 円
III 純資産総額 (I - II)	10,732,308,025 円
IV 発行済口数	11,300,129,431 口
V 1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ) (1万口当たり純資産額)	0.9498 円 (9,498 円)

日興FWS・先進国債インデックス (為替ヘッジあり)

2023年7月31日現在

I 資産総額	759,590,845 円
II 負債総額	455,867 円
III 純資産総額 (I - II)	759,134,978 円
IV 発行済口数	948,018,176 口
V 1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ) (1万口当たり純資産額)	0.8008 円 (8,008 円)

日興FWS・先進国債インデックス (為替ヘッジなし)

2023年7月31日現在

I 資産総額	2,361,048,465 円
II 負債総額	1,905,965 円
III 純資産総額 (I - II)	2,359,142,500 円
IV 発行済口数	2,277,862,745 口
V 1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.0357 円

(1 万口当たり純資産額)	(10,357 円)
---------------	------------

日興FWS・新興国債インデックス (為替ヘッジあり)

2023 年 7 月 31 日現在

I 資産総額	450,584,884 円
II 負債総額	5,468,887 円
III 純資産総額 (I - II)	445,115,997 円
IV 発行済口数	632,054,433 口
V 1 口当たり純資産額 (III/IV) (1 万口当たり純資産額)	0.7042 円 (7,042 円)

日興FWS・新興国債インデックス (為替ヘッジなし)

2023 年 7 月 31 日現在

I 資産総額	2,843,892,446 円
II 負債総額	2,774,964 円
III 純資産総額 (I - II)	2,841,117,482 円
IV 発行済口数	2,933,626,484 口
V 1 口当たり純資産額 (III/IV) (1 万口当たり純資産額)	0.9685 円 (9,685 円)

日興FWS・Jリートインデックス

2023 年 7 月 31 日現在

I 資産総額	1,470,151,334 円
II 負債総額	1,627,653 円
III 純資産総額 (I - II)	1,468,523,681 円
IV 発行済口数	1,569,794,081 口
V 1 口当たり純資産額 (III/IV) (1 万口当たり純資産額)	0.9355 円 (9,355 円)

日興FWS・Gリートインデックス (為替ヘッジあり)

2023 年 7 月 31 日現在

I 資産総額	283,710,667 円
II 負債総額	3,096,187 円
III 純資産総額 (I - II)	280,614,480 円
IV 発行済口数	340,490,086 口
V 1 口当たり純資産額 (III/IV) (1 万口当たり純資産額)	0.8241 円 (8,241 円)

日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）

2023年7月31日現在

I 資産総額	1,708,944,472 円
II 負債総額	1,280,685 円
III 純資産総額（I－II）	1,707,663,787 円
IV 発行済口数	1,529,979,780 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.1161 円 (11,161 円)

日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）

2023年7月31日現在

I 資産総額	491,055,523 円
II 負債総額	6,708,416 円
III 純資産総額（I－II）	484,347,107 円
IV 発行済口数	503,479,615 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	0.9620 円 (9,620 円)

日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）

2023年7月31日現在

I 資産総額	4,813,628,403 円
II 負債総額	6,153,256 円
III 純資産総額（I－II）	4,807,475,147 円
IV 発行済口数	3,581,248,271 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.3424 円 (13,424 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2023年7月31日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

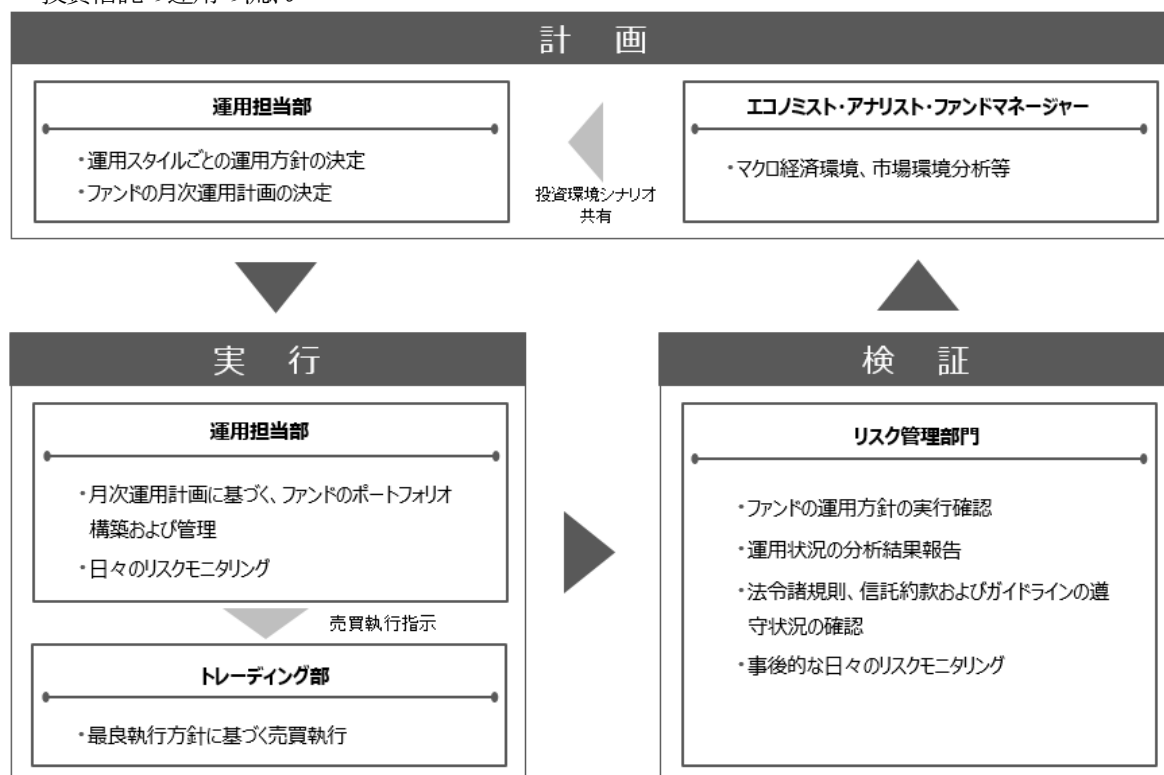
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかると業務を行っています。

2023年7月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	702	10,614,023
単位型株式投資信託	96	575,565
追加型公社債投資信託	1	26,225
単位型公社債投資信託	169	272,684
合計	968	11,488,498

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

菅野 雅子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐藤 栄裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	49,008,279	37,742,400
金銭の信託	-	12,645,575
顧客分別金信託	300,041	300,046
前払費用	475,266	546,900
未収入金	103,809	437,880
未収委託者報酬	12,125,117	11,563,662
未収運用受託報酬	2,437,063	2,138,030
未収投資助言報酬	388,639	344,586
未収収益	36,700	35,477
その他の流動資産	18,458	8,423
流動資産合計	64,893,375	65,762,982
固定資産		
有形固定資産 ※1		
建物	1,433,442	1,361,305
器具備品	653,985	559,057
土地	710	710
リース資産	7,357	4,114
建設仮勘定	5,500	81,240
有形固定資産合計	2,100,996	2,006,427
無形固定資産		
ソフトウェア	2,766,476	2,414,295
ソフトウェア仮勘定	100,616	508,956
のれん	3,349,950	3,045,409
顧客関連資産	13,558,615	11,445,340
電話加入権	12,716	12,706
商標権	42	36
無形固定資産合計	19,788,417	17,426,744
投資その他の資産		
投資有価証券	14,212,354	9,222,276
関係会社株式	11,246,398	11,850,598
長期差入保証金	1,414,646	1,388,987
長期前払費用	77,936	80,207
会員権	90,479	90,479
貸倒引当金	△20,750	△20,750
投資その他の資産合計	27,021,065	22,611,799
固定資産合計	48,910,479	42,044,971
資産合計	113,803,855	107,807,953

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,567	2,564
顧客からの預り金	6,045	11,094
その他の預り金	196,515	128,069
未払金		
未払収益分配金	1,969	2,013
未払償還金	152	1,312
未払手数料	5,545,582	5,194,011
その他未払金	48,893	259,542
未払費用	7,379,404	6,370,986
未払消費税等	1,133,332	406,770
未払法人税等	2,455,291	333,009
賞与引当金	2,100,323	1,801,492
資産除去債務	7,192	13,940
その他の流動負債	40,396	73,657
流動負債合計	18,918,667	14,598,465
固定負債		
リース債務	4,525	1,960
繰延税金負債	1,279,409	550,493
退職給付引当金	5,084,506	5,027,832
その他の固定負債	4,620	-
固定負債合計	6,373,062	5,580,287
負債合計	25,291,730	20,178,752
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,834,794	3,391,568
利益剰余金合計	4,119,040	3,675,814
株主資本計	88,214,986	87,771,760
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	297,138	△ 142,558
評価・換算差額等合計	297,138	△ 142,558
純資産合計	88,512,124	87,629,201
負債・純資産合計	113,803,855	107,807,953

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	66,139,024	61,471,271
運用受託報酬	9,652,634	8,978,419
投資助言報酬	1,256,334	1,273,386
その他営業収益		
サービス支援手数料	199,046	208,222
その他	32,936	22,995
営業収益計	77,279,976	71,954,296
営業費用		
支払手数料	30,522,133	28,036,456
広告宣伝費	330,161	294,588
調査費		
調査費	3,196,921	3,749,357
委託調査費	12,192,048	11,455,987
営業雑経費		
通信費	67,600	61,068
印刷費	494,834	452,951
協会費	34,433	38,701
諸会費	30,488	33,447
情報機器関連費	4,767,504	5,067,617
販売促進費	31,930	29,621
その他	181,301	197,696
営業費用合計	51,849,358	49,417,495
一般管理費		
給料		
役員報酬	263,893	219,872
給料・手当	8,664,828	7,807,797
賞与	991,916	1,042,472
賞与引当金繰入額	2,100,323	1,798,492
交際費	12,301	27,713
寄付金	29,273	25,518
事務委託費	1,422,189	1,727,189
旅費交通費	16,863	99,733
租税公課	476,729	352,030
不動産賃借料	1,289,256	1,268,303
退職給付費用	632,559	624,551
固定資産減価償却費	3,133,951	3,247,869
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	256,994	200,758
一般管理費合計	19,595,622	18,746,845
営業利益	5,834,995	3,789,956

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	7,666	1,755
受取利息	1,836	1,373
時効成立分配金・償還金	43,406	521
原稿・講演料	2,587	2,281
投資有価証券償還益	383,608	119,033
投資有価証券売却益	911,268	25,848
為替差益	4,673	5,816
雑収入	81,640	91,814
営業外収益合計	1,436,686	248,443
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	454,339
投資有価証券償還損	146,219	83,598
投資有価証券売却損	81,384	152,691
雑損失	2,866	-
営業外費用合計	230,470	690,629
経常利益	7,041,212	3,347,770
特別損失		
固定資産除却損	※1 83,651	13,203
システム統合関連費用	※2 375,636	-
早期退職費用	※3 260,075	126,832
支払補償費	※4 -	30,075
その他特別損失	67,000	-
特別損失合計	786,362	170,111
税引前当期純利益	6,254,849	3,177,659
法人税、住民税及び事業税	3,101,482	1,622,064
法人税等調整額	△965,673	△ 541,433
法人税等合計	2,135,809	1,080,631
当期純利益	4,119,040	2,097,028

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	△10,281,242
当期変動額								
剰余金の配当								
欠損填補			△8,460,037	△8,460,037				8,460,037
当期純利益								4,119,040
任意積立金の取崩						△60,000	△1,476,959	1,536,959
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	△8,460,037	△8,460,037	—	△60,000	△1,476,959	14,116,037
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	—	—	3,834,794

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	△8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311
当期変動額					
剰余金の配当					
欠損填補	8,460,037	—			—
当期純利益	4,119,040	4,119,040			4,119,040
任意積立金の取崩	—	—			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△652,227	△652,227	△652,227
当期変動額合計	12,579,078	4,119,040	△652,227	△652,227	3,466,812
当期末残高	4,119,040	88,214,986	297,138	297,138	88,512,124

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,834,794
当期変動額						
剰余金の配当						△ 2,540,254
当期純利益						2,097,028
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 443,225
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	4,119,040	88,214,986	297,138	297,138	88,512,124
当期変動額					
剰余金の配当	△ 2,540,254	△ 2,540,254			△ 2,540,254
当期純利益	2,097,028	2,097,028			2,097,028
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 439,697	△ 439,697	△ 439,697
当期変動額合計	△ 443,225	△ 443,225	△ 439,697	△ 439,697	△ 882,923
当期末残高	3,675,814	87,771,760	△ 142,558	△ 142,558	87,629,201

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～50年
器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。なお、時価算定会計基準適用指針 27-3 項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」注記については記載していません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
建物	210,548 千円	301,463 千円
器具備品	1,309,352 千円	1,499,284 千円
リース資産	6,073 千円	7,493 千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 1 行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
当座借越極度額の総額	10,000,000 千円	10,000,000 千円
借入実行残高	— 千円	— 千円
差引額	10,000,000 千円	10,000,000 千円

3 保証債務

当社は、子会社である Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc. における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023 年 6 月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.	57,356 千円	12,514 千円

(損益計算書関係)

※1 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
建物	一千円	2,482 千円
器具備品	0 千円	4,273 千円
リース資産	一千円	532 千円
ソフトウェア	83,651 千円	5,915 千円

※2 システム統合関連費用

社内システム統合に伴うものであり、主にデータの移行費用などであります。

※3 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

※4 支払補償費

受益者や販売会社に生じた損失の補償に伴い発生する費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	—	—	33,870,060 株

2. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022年 3月31日	2022年 6月29日

当事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	—	—	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022年 3月31日	2022年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
1年以内	1,166,952	1,161,545
1年超	2,323,090	1,161,545
合計	3,490,042	2,323,090

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（注1）参照。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	—	—	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	14,172,545	14,172,545	—
資産計	14,172,545	14,172,545	—

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	12,645,575	12,645,575	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	9,182,466	9,182,466	—
資産計	21,828,042	21,828,042	—

（注1）市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 （2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
その他有価証券 非上場株式	39,809	39,809
合計	39,809	39,809
子会社株式 非上場株式	11,246,398	11,850,598
合計	11,246,398	11,850,598

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針 27-3 項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	12,645,575	—	12,645,575
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	9,182,466	—	9,182,466
資産計	—	21,828,042	—	21,828,042

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券① その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度 (2022年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 関係会社株式 11,246,398千円) は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度 (2023年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 関係会社株式 11,850,598千円) は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度 (2022年3月31日)

(単位: 千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	9,299,062	8,672,725	626,337
小計	9,299,062	8,672,725	626,337
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	4,873,482	5,039,817	△166,335
小計	4,873,482	5,039,817	△166,335
合計	14,172,544	13,712,543	460,001

(注) 非上場株式等 (貸借対照表計上額 39,809千円) については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度 (2023年3月31日)

(単位: 千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,144,004	3,054,367	89,637
小計	3,144,004	3,054,367	89,637
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,038,462	6,295,278	△256,815
小計	6,038,462	6,295,278	△256,815
合計	9,182,466	9,349,645	△167,178

(注) 非上場株式等 (貸借対照表計上額 39,809千円) については、市場価格がないことから、記載しておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位: 千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
4,082,976	911,268	81,384

(単位: 千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
7,183,410	383,608	146,219

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位: 千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,675,637	25,848	152,691

(単位: 千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
6,449,143	119,033	83,598

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,258,448	5,084,506
勤務費用	454,611	429,188
利息費用	1,013	6,502
数理計算上の差異の発生額	△34,553	△12,781
退職給付の支払額	△595,013	△479,583
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	5,084,506	5,027,832

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	5,084,506	5,027,832
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	5,084,506	5,027,832

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	454,611	429,188
利息費用	1,013	6,502
数理計算上の差異の費用処理額	△34,553	△12,781
その他	211,487	201,641
確定給付制度に係る退職給付費用	632,559	624,551

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
割引率	0.130%	0.230%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 237,296 千円、当事業年度 241,556 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
(単位：千円)		
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,556,876	1,539,522
賞与引当金	643,119	551,617
調査費	279,809	473,972
未払金	284,070	211,439
未払事業税	139,522	39,995
ソフトウェア償却	107,998	105,506
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	93,946	120,350
その他	28,056	21,158
繰延税金資産小計	3,248,274	3,178,439
評価性引当額	△189,102	△193,662
繰延税金資産合計	3,059,171	2,984,776
繰延税金負債		
無形固定資産	4,151,648	3,504,563
資産除去債務	825	3,201
その他有価証券評価差額金	186,107	27,506
繰延税金負債合計	4,338,581	3,535,270
繰延税金資産（負債）の純額	△1,279,409	△550,493

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	3.0
のれん償却費	1.4	2.9
所得税額控除による税額控除	—	△1.3
その他	0.3	△1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.1	34.0

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自2021年4月1日至2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	66,139,024	9,652,634	1,256,334	231,982	77,279,976

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	61,471,271	8,978,419	1,273,386	231,218	71,954,296

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	—	投資の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	4,727,024	未払手数料	1,098,966
親会社の子会社	SMBG 日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	—	投資の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	8,397,864	未払手数料	1,661,614

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ (東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	—	投資の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	5,279,199	未払手数料	1,265,651
親会社の子会社	SMBG 日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	—	投資の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	7,030,381	未払手数料	1,288,749

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ (東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	2,613.28円	2,587.21円
1株当たり当期純利益	121.61円	61.91円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	4,119,040	2,097,028
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	4,119,040	2,097,028
期中平均株式数 (株)	33,870,060	33,870,060

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
 - (イ) 定款の変更
該当ありません。
 - (ロ) その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

追加型証券投資信託
日興FWS・日本株インデックス
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「国内株式インデックス・マザーファンド（B号）」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてTOPIX（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資することにより、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ③ 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。
- ⑧ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款第23条の範囲内で行います。
- ⑥ スワップ取引は、信託約款第24条の範囲内で行います。
- ⑦ 金利先渡取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『日興FWS・日本株インデックス』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項または第52条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2

条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記

録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条、第24条および第25条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ニ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内株式インデックス・マザーファンド（B号）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号に

- において同じ。) または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
 23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うこと

ができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【信用取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保

有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【外貨建資産への投資制限】

第29条 委託者は、外貨建資産への投資の指図をしません。

【信託業務の委託等】

第30条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第31条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品

取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

- 第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第38条 この信託の計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までとすることを原則とします。ただ

し、第1計算期間は2021年8月3日から2022年8月1日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の11の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため

指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし、）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ④ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第3

項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

- 第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第54条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとし、

【公告】

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月3日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
日興FWS・先進国株インデックス
(為替ヘッジあり)
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI コクサイインデックス（配当込み、円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「外国株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界各国の株式に投資し、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行うことにより、MSCI コクサイインデックス（配当込み、円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引およびオプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができます。
- ⑧ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款第23条の範囲内で行います。
- ⑥ スワップ取引は、信託約款第24条の範囲内で行います。
- ⑦ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第31条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項または第53条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われません。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日がニューヨークまたはロンドンの取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条、第24条および第25条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「外国株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）お

よび新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

- 第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【信用取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行

うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

- 第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
 - ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図】

- 第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価

総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑧ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑨ 本条において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第29条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第31条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第32条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第39条 この信託の計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月3日から2022年8月1日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」

といひます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といひます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の11の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といひます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といひます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第44条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいひます。以下同じ。）については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし、）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し滞りなく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日がニューヨークまたはロンドンの取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4

項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第49条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

- 第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第55条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとし、

【公告】

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月3日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
日興FWS・先進国株インデックス
(為替ヘッジなし)
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCIコクサイインデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「外国株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界各国の株式に投資することにより、MSCIコクサイインデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引およびオプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができます。
- ⑧ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款第23条の範囲内で行います。
- ⑥ スワップ取引は、信託約款第24条の範囲内で行います。
- ⑦ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）』
【信託約款】

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第31条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項または第53条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われません。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日がニューヨークまたはロンドンの取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「外国株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）お

よび新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

- 第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【信用取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行

うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

- 第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
 - ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図】

- 第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価

総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑧ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑨ 本条において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第29条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第31条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第32条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第39条 この信託の計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月3日から2022年8月1日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」

といひます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といひます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の11の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といひます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といひます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第44条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいひます。以下同じ。）については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし、）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し滞りなく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

- 第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日がニューヨークまたはロンドンの取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
 - ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
 - ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
 - ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4

項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第49条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

- 第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第55条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとし、

【公告】

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月3日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
日興FWS・新興国株インデックス
(為替ヘッジあり)
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSC I エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドル円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「エマージング株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式（預託証券（DR）、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。）、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資し、実質組入外貨建資産について原則として米ドル売り円買いの為替取引を行うことにより、MSC I エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドル円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、運用にあたっては、ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券、短期公社債等および為替取引を組み合わせ運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として米ドル売り円買いの為替取引を活用し、為替変動リスクの低減を図ります。そのため、米ドル建て以外の通貨建資産については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引およびオプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができます。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款第23条の範囲内で行います。
- ⑥ スワップ取引は、信託約款第24条の範囲内で行います。
- ⑦ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第31条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項または第53条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われません。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日がニューヨーク、ロンドンまたは香港の取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「エマージング株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）お

よび新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

- 第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【信用取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行

うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

- 第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
 - ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図】

- 第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価

総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑧ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑨ 本条において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第29条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第31条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第32条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第39条 この信託の計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月3日から2022年8月1日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」

といひます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といひます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の18の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といひます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といひます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第44条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいひます。以下同じ。）については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし、）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し滞りなく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日がニューヨーク、ロンドンまたは香港の取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を

解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第49条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させま

す。

【信託約款の変更等】

- 第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第55条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

- 第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

- 第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとし、

【公告】

- 第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>
- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月3日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
日興FWS・新興国株インデックス
(為替ヘッジなし)
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「エマージング株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式（預託証券（DR）、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。）、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資することにより、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、運用にあたっては、ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券、短期公社債等および為替取引を組み合わせ運用を行います。

② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引およびオプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができます。

⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款第23条の範囲内で行います。

⑥ スワップ取引は、信託約款第24条の範囲内で行います。

⑦ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『日興FWS・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）』
【信託約款】

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第31条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項または第53条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日がニューヨーク、ロンドンまたは香港の取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。
- ⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「エマージング株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）お

よび新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

- 第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【信用取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなつた場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行

うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

- 第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
 - ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図】

- 第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価

総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑧ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑨ 本条において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第29条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第31条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第32条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第39条 この信託の計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月3日から2022年8月1日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」

といひます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といひます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の18の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といひます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といひます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第44条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいひます。以下同じ。）については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし、）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し滞りなく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日がニューヨーク、ロンドンまたは香港の取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を

解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第49条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させま

す。

【信託約款の変更等】

- 第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第55条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

- 第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

- 第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとし、

【公告】

- 第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>
- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月3日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
日興FWS・日本債インデックス
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI（総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「国内債券（NOMURA-BPI）マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI（総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 運用の効率化を図るため、有価証券先物取引等を利用することもあります。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使による取得に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款第23条の範囲内で行います。
- ⑥ スワップ取引は、信託約款第24条の範囲内で行います。
- ⑦ 金利先渡取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『日興FWS・日本債インデックス』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項または第52条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われません。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2

条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記

録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条、第24条および第25条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ニ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券（NOMURA-BPI）マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号に

- において同じ。) または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
 23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条ま

で、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第21条 委託者が投資することを指図する株式は、転換社債の転換、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使による取得に限り、日本の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

【信用取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとし、

【先物取引等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとし、（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【外貨建資産への投資制限】

第29条 委託者は、外貨建資産への投資の指図をしません。

【信託業務の委託等】

- 第30条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第31条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。）

本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

- 第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別に

これを定めます。

【信託の計算期間】

第38条 この信託の計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月3日から2022年8月1日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の10の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日

において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし、）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ④ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前

に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、

受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第54条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月3日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
日興FWS・先進国債インデックス
(為替ヘッジあり)
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、F T S E世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として外国の国債に投資し、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行うことにより、F T S E世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引およびオプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができます。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 国債を除く同一発行体の発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、信託約款第24条の範囲内で行います。
- ⑦ スワップ取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。
- ⑧ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、信託約款第26条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内と

します。

- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジあり）』
【信託約款】

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第32条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項または第54条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われません。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第31条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第46条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日がニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、受益者が第46条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。
- ⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第24条、第25条および第26条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）お

よび新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第23条から第29条まで、第31条および第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第23条から第29条まで、第31条および第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一発行体の発行する公社債への投資制限】

第22条 委託者は、信託財産に属する同一の発行体にかかる公社債（日本および外国の国債証券を除きます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一発行体にかかる公社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図】

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にか

かる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑧ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑨ 本条において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うもの

とします。

【有価証券の空売りの指図】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第29条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第30条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第32条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第33条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第40条 この信託の計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月3日から2022年8月1日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の11の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終

了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第46条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第46条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし、）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し滞りなく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第47条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第48条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日がニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換

えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第50条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第52条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第56条 この信託は、受益者が第48条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第57条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第58条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月3日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
日興FWS・先進国債インデックス
(為替ヘッジなし)
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、F T S E世界国債インデックス（除く日本、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「外国債券パッシブ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として外国の国債に投資することにより、F T S E世界国債インデックス（除く日本、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引およびオプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができます。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 国債を除く同一発行体の発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、信託約款第24条の範囲内で行います。
- ⑦ スワップ取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。
- ⑧ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、信託約款第26条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）』
【信託約款】

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第32条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項または第54条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われません。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第31条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第46条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日がニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、受益者が第46条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第24条、第25条および第26条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「外国債券パッシブ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）お

よび新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第23条から第29条まで、第31条および第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第23条から第29条まで、第31条および第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一発行体の発行する公社債への投資制限】

第22条 委託者は、信託財産に属する同一の発行体にかかる公社債（日本および外国の国債証券を除きます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一発行体にかかる公社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図】

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にか

かる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑧ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑨ 本条において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うもの

とします。

【有価証券の空売りの指図】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第29条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第30条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第32条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第33条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマース・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第40条 この信託の計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月3日から2022年8月1日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の11の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終

了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第46条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第46条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし、）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し滞りなく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第47条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第48条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日がニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換

えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第50条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第52条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第56条 この信託は、受益者が第48条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第57条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第58条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月3日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
日興FWS・新興国債インデックス
(為替ヘッジあり)
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての新興国の公社債に投資し、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行うことにより、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、運用の効率性を勘案し、流動性の高い国、銘柄を中心に投資します。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引およびオプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができます。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款第23条の範囲内で行います。
- ⑥ スワップ取引は、信託約款第24条の範囲内で行います。
- ⑦ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内と

します。

- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第31条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金5億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項または第53条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われません。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については5億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日がニューヨークまたはロンドンの取引所、ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所およ

び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
 23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - ④ 委託者は、信託財産に属する株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得

た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとし、

【信用取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとし、

【先物取引等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先

渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑧ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑨ 本条において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超

えない範囲で行うものとします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第29条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第31条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第32条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。）

本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

- 第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替え金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別に

これを定めます。

【信託の計算期間】

第39条 この信託の計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月3日から2022年8月1日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の18の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第44条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日

において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし、）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日がニューヨークまたはロンドンの取引所、ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむ

を得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第49条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違

反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第55条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月3日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
日興FWS・新興国債インデックス
(為替ヘッジなし)
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての新興国の公社債に投資することにより、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、運用の効率性を勘案し、流動性の高い国、銘柄を中心に投資します。

② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引およびオプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができます。

⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款第23条の範囲内で行います。

⑥ スワップ取引は、信託約款第24条の範囲内で行います。

⑦ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者

の判断により分配を行わないことがあります。

- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『日興FWS・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）』
【信託約款】

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第31条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項または第53条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われません。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日がニューヨークまたはロンドンの取引所、ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所およ

び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
 23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - ④ 委託者は、信託財産に属する株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得

た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとし、

【信用取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとし、

【先物取引等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先

渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑧ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑨ 本条において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超

えない範囲で行うものとします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第29条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第31条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第32条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。）

本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

- 第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

- 第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替え金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別に

これを定めます。

【信託の計算期間】

第39条 この信託の計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月3日から2022年8月1日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の18の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第44条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日

において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし、）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日がニューヨークまたはロンドンの取引所、ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむ

を得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第49条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違

反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第55条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月3日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
日興FWS・Jリートインデックス
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「Jリート・インデックス・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。

- ・主として日本の取引所に上場(上場予定を含みます。)している不動産投資信託(REIT)に投資することにより、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ・不動産投資信託(REIT)への投資にあたっては、東証REIT指数採用銘柄(採用予定を含みます。)に投資を行うものとします。
- ・ベンチマークとの連動を維持するため、不動産投信指数先物取引等を活用する場合があります。このため、不動産投資信託(REIT)の実質組入時価総額と不動産投信指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が純資産総額を超えることがあります。

② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資は行いません。

③ 外貨建資産への投資は行いません。

④ 不動産投信指数先物取引は信託約款第22条の範囲内で行います。

⑤ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『日興FWS・Jリートインデックス』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第24条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項または第46条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機

関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第38条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が

異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第22条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「Jリート・インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第1号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。また、第4号の証券および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、

受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条および第27条から第29条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条および第27条から第29条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【先物取引等の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、不動産投信指数にかかるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれと類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【外貨建資産への投資制限】

第23条 委託者は、外貨建資産への投資の指図をしません。

【信託業務の委託等】

第24条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第25条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第27条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第28条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者

は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第32条 この信託の計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月3日から2022年8月1日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の12.5の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第36条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第37条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第38条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第38条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

- 第38条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第40条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

- 第39条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

- 第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ④ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- ⑤ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第41条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反

して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第48条 この信託は、受益者が第40条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第49条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月3日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
日興FWS・Gリートインデックス
(為替ヘッジあり)
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「外国リート・インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。

- ・日本を除く世界各国の不動産投資信託（REIT）等に投資し、実質組入外貨建資産については原則として対円で為替ヘッジを行うことにより、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ・不動産投資信託（REIT）等への投資にあたっては、S & P先進国REIT指数（除く日本）採用銘柄（採用予定を含みます。）に投資を行うものとします。

② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資は行いません。

③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

④ 不動産投信指数先物取引は信託約款第24条の範囲内で行います。

⑤ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第25条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項または第47条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第23条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第39条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日がニューヨーク、オーストラリアの取引所またはニューヨークの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、受益者が第39条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記

載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第24条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「外国リート・インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第1号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号の証券および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第23条、第24条および第28条から第30条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第23条、第24条および第28条から第30条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第22条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【先物取引等の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号に掲げるもののうち、不動産投信指数にかかるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれと類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【信託業務の委託等】

第25条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第26条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第27条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第28条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第29条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ

(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

- 第32条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第33条 この信託の計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月3日から2022年8月1日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

- 第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部(消費税等に相当する金額を含みます。)および受託者の立て替えた立替金の利息等(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

- 第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の14の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第37条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第38条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第39条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第39条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第41条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益

権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第40条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

- 第41条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、ニューヨーク、オーストラリアの取引所またはニューヨークの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
 - ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
 - ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
 - ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第42条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第43条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該

提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、

当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第49条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第50条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月3日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
日興FWS・Gリートインデックス
(為替ヘッジなし)
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「外国リート・インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。

- ・日本を除く世界各国の不動産投資信託（REIT）等に投資することにより、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ・不動産投資信託（REIT）等への投資にあたっては、S & P先進国REIT指数（除く日本）採用銘柄（採用予定を含みます。）に投資を行うものとします。

② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資は行いません。

③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

④ 不動産投信指数先物取引は信託約款第24条の範囲内で行います。

⑤ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第25条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項または第47条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第23条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第39条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日がニューヨーク、オーストラリアの取引所またはニューヨークの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、受益者が第39条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記

載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第24条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「外国リート・インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第1号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号の証券および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第23条、第24条および第28条から第30条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第23条、第24条および第28条から第30条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第22条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【先物取引等の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号に掲げるもののうち、不動産投信指数にかかるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれと類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【信託業務の委託等】

第25条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第26条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第27条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第28条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第29条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ

(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第33条 この信託の計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月3日から2022年8月1日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部(消費税等に相当する金額を含みます。)および受託者の立て替えた立替金の利息等(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の14の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第37条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第38条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第39条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第39条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第41条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益

権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第40条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

- 第41条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、ニューヨーク、オーストラリアの取引所またはニューヨークの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
 - ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
 - ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
 - ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第42条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第43条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該

提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、

当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第49条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第50条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月3日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
日興FWS・ゴールド
(為替ヘッジあり)
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、LBMA金価格（円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「ゴールド・インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、金地金価格との連動を目指す投資信託証券に投資し、実質組入外貨建資産について原則として対円での為替ヘッジを行うことにより、ロンドン貴金属市場協会（LBMA）金価格（円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券が主要投資対象とする投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い、商品性及び運用上の効率性を損なわない範囲で、委託者の判断により見直しを行うことがあります。
- ③ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『日興FWS・ゴールド（為替ヘッジあり）』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項および第2項、第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項または第45条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第37条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日がニューヨークの取引所またはニューヨークの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、受益者が第37条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「ゴールド・インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第1号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号の証券および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託

者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

- 第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

- 第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

- 第21条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

- 第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信託業務の委託等】

- 第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第26条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入れをもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営

業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条 この信託の計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月3日から2022年8月1日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の18の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次

期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第39条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、
- また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、ニューヨークの取引所または

ニューヨークの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。

- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはで

きません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月3日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
日興FWS・ゴールド
(為替ヘッジなし)
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、LBMA金価格（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「ゴールド・インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、金地金価格との連動を目指す投資信託証券に投資することにより、ロンドン貴金属市場協会（LBMA）金価格（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券が主要投資対象とする投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い、商品性及び運用上の効率性を損なわない範囲で、委託者の判断により見直しを行うことがあります。
- ③ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『日興FWS・ゴールド（為替ヘッジなし）』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項および第2項、第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項または第45条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第37条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日がニューヨークの取引所またはニューヨークの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、受益者が第37条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権
- 2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「ゴールド・インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第1号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号の証券および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託

者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

- 第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

- 第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

- 第21条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

- 第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信託業務の委託等】

- 第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第26条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入れをもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営

業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条 この信託の計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月3日から2022年8月1日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の18の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次

期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第39条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、ニューヨークの取引所または

ニューヨークの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。

- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはで

きません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月3日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社